

令和元年度 「中国ブロック発注者協議会(第19回) 幹事会」

日 時: 令和元年6月7日(金)13:30~15:30

場 所: 広島合同庁舎4号館2階共用11号会議室

議 事 次 第

○挨拶

○議 事

1. 国土交通省からの連絡事項【本省資料】
2. 平成30年度の実績・自己評価について【資料-1】
3. 各地域発注者協議会等におけるH30年度取組状況等について
【資料-2】
4. 最近の話題・情勢をふまえた意見交換【資料-3】
5. 中国地方整備局からの情報提供【資料-4】

令和元年度「中国ブロック発注者協議会(第19回)幹事会」
出席者名簿(1/2)

所属・部署		役職	氏名	備考		
1) 国の機関						
副幹事長	警察庁	中国管区警察局	総務監察・広域調整部 会計課長	峰岸 和徳		
	財務省	中国財務局	管財部 統括国有財産管理官	武田 真吾	代理 管財部 上席国有財産管理官 小西 辰治	
		広島国税局	総務部 営繕監理官	横村 隆文		
	農林水産省	中国四国農政局	農村振興部 設計課長	渡邊 雅彦	代理 農村振興部 設計課 技術審査官 藤村 孝知	
	林野庁	近畿中国森林管理局	総務企画部 経理課長	下崎 博文	代理 総務企画部経理課 経理課長補佐 藤井 正好	
	幹事長	国土交通省	中国地方整備局	企画部長	富樫 篤英	
				企画部 技術調整管理官	神宮 祥司	
				企画部 技術開発調整官	道中 貢	
				総務部 契約管理官	室田 浩司	代理 総務部契約課 契約課長 山根 孝幸
				建政部 建設産業調整官	岸 利一	
				港湾空港部 事業計画官	濱田 泰広	代理 技術審査官 菅 高德
				営繕部 営繕品質管理官	岡林 晃二	代理 技術・評価課 課長 平田 幸夫
				鳥取河川国道事務所 所長	橋本 浩良	代理 副所長 鈴木 晃
				出雲河川事務所 所長	大作 和弘	代理 副所長 藤井 勲
岡山国道事務所 所長				松野 栄明	代理 副所長 梅田 俊夫	
太田河川事務所 所長	高橋 政則	代理 副所長 阪木 浩二				
山口河川国道事務所 所長	高井 嘉親	代理 総括保全対策官 藤原 功				
	中国運輸局	総務部 会計課長	村上 公一			
海上保安庁	第六管区海上保安本部	経理補給部 経理課長	中村 幸雄			
環境省	中国四国地方環境事務所	自然環境整備課長	宮内 拓郎	欠席		
防衛省	中国四国防衛局	調達部 調達計画課長	林 哲	欠席		
広島高等裁判所	会計課	首席技官	中塚 雅和	欠席		
2) 県・政令市						
鳥取県	農林水産部	農地・水保全課長	島崎 俊宏	欠席		
	県土整備部	技術企画課長	前田 達美	代理 技術企画課 課長補佐 倉本 政寛		
島根県	農林水産部	農村整備課長	廣川 正英	代理 土木部技術管理課 公共事業調整スタッフ 企画幹 八澤 弘志		
	土木部	技術管理課長	渡邊 正敏			
岡山県	農林水産部	農林水産部参与	横山 慎二			
	土木部	技術管理課長	齋藤 元雄			
広島県	農林水産局	農林整備管理課長	小池 直弘			
	土木建築局	技術企画課 技術管理担当監	武田 吉充			
山口県	農林水産部	農村整備課長	長嶺 栄治	代理 農村整備課 主幹 錢本 徹		
	土木建築部	技術管理課長	米原 圭太郎	代理 土木建築部技術管理課 主査 緒方 正則		
岡山市	財政局財務部	工事契約担当課長	剣持 貴雄			
広島市	都市整備局	技術管理課長	穴水 久雄	代理 都市整備局技術管理課 課長補佐 横島 千恵子		

※裏面へつづく

令和元年度「中国ブロック発注者協議会(第19回)幹事会」
出席者名簿(2/2)

※表面からのつづき

所属・部署		役職	氏名	備考
3)代表市町村				
鳥取市	総務部	検査契約課長	高木 要輔	
松江市	財政部	契約検査課長	勝部 晴海	欠席
倉敷市	総務部	工事検査課長	井頭 勉	代理 総務部工事検査課 室長 井手口 申明
三原市	財務部	契約課長	有平 明彦	
山口市	総務部	契約監理課長	橋本 敦義	代理 契約監理課 副主幹 大石 知潮
4)特殊法人等				
西日本高速道路(株)	中国支社	改築事業部 技術管理担当課長	正野 繁生	
本州四国連絡高速道路(株)	しまなみ尾道管理センター	副所長	矢野 保広	
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	人形峠環境技術センター	経理課長	小椋 幸男	欠席
広島高速道路公社	企画調査部	技術管理課長	陰野 浩	

随行者・事務局名簿

所属・部署		役職	氏名	備考
1)県・政令市				
岡山県	土木部	技術管理課 主幹	小林 さおり	
広島県	農林水産局	農林整備管理課 主査	今井 晋介	
	農林水産局	農林整備管理課 主査	松中 慧太	
	土木建築局	技術企画課 主査	三原 正之	
倉敷市	総務部	副参事	智片 訓弘	
2)本省				
国土交通省	大臣官房技術調査課	課長補佐	谷口 昭一	
	土地・建設産業局 建設産業課	入札制度企画指導室長	岩下 泰善	
3)事務局				
国土交通省	中国地方整備局	企画部 技術管理課長	山崎 彰	
		企画部 建設専門官	松岡 弘久	
		企画部 技術管理課 工事品質確保係長	中山 泰輔	
		企画部 技術管理課	佐藤 未来	

令和元年度「中国ブロック発注者協議会 第19回幹事会」 配席図

日時: 令和元年6月7日(金) 13:30~15:30
場所: 広島合同庁舎 4号館2階 第11共用会議室

中国地方整備局 建設専門官 企画部 佐藤 未来	中国地方整備局 技術管理課 係長 企画部 中山 泰輔	中国地方整備局 企画部 松岡 弘久	中国地方整備局 企画部 (事務局)
----------------------------------	--	-------------------------	-------------------------



中国地方整備局 建設産業調整官 岸 利一	中国地方整備局 総務部 契約課長 山根 孝幸	国土交通省 土地・建設産業局 建設産業課 入札制度企画指導室長 岩下 泰善	国土交通省 大臣官房 技術調査課 課長補佐 谷口 昭一
中国地方整備局 企画部 技術調整管理官 神宮 祥司	中国地方整備局 企画部 技術開発調整官 道中 貢	中国地方整備局 企画部 技術管理課長 山崎 彰	中国地方整備局 企画部 富樫 篤英

- 警察庁中国管区警察局
総務監察・広域調整部 会計課長
峰岸 和徳
- 財務省中国財務局 管財部
上席国有財産管理官
小西 辰治
- 財務所広島国税局 総務部
営繕監理官
横村 隆文
- 農林水産省中国四国農政局
農村振興部設計課 技術審査官
藤村 孝知
- 林野庁近畿中国森林管理局
総務企画部経理課 課長補佐
藤井 正好
- 国土交通省中国運輸局
総務部 会計課長
村上 公一
- 海上保安庁第六管区海上保安本部
経理補給部 経理課長
中村 幸雄
- 西日本高速道路(株) 中国支社
改築事業部 技術管理担当課長
正野 繁生
- 本州四国連絡高速道路(株)
しまなみ尾道管理センター 副所長
矢野 保広
- 広島高速道路公社
企画調査部 技術管理課長
陰野 浩
- 山口市
総務部 契約監理課 副主幹
大石 知潮
- 山口県 土木建築部
技術管理課 主査
緒方 正則

○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○

- 中国地方整備局 港湾空港部 技術審査官
菅 高德
- 中国地方整備局 営繕部 技術・評価課長
平田 幸夫
- 鳥取河川国道事務所 副所長
鈴木 晃
- 鳥取県 県土整備部
技術企画課 課長補佐
倉本 政寛
- 鳥取市 総務部
検査契約課長
高木 要輔
- 出雲河川事務所
副所長
藤井 勲
- 鳥根県 土木部
技術管理課 企画幹
八澤 弘志
- 岡山国道事務所
副所長
梅田 俊夫
- 岡山県 農林水産部
農林水産部参与
横山 慎二
- 岡山県 土木部
技術管理課長
齋藤 元雄
- 岡山市 財政局財務部
工事契約担当課長
剣持 貴雄
- 倉敷市 総務部
工事検査課 室長
井手口 伸明
- 太田川河川事務所
副所長
阪木 浩二

- (随行者) 岡山県
- 倉敷市
- (随行者) 広島県
- 広島県
- (随行者) 広島県
- 広島県

- 山口県 農林水産部
農林整備管理課長
小池 直弘
- 広島県 土木建築局
技術企画課
技術管理担当監
武田 吉充
- 広島市 都市整備局
技術管理課 課長補佐
横島 千恵子
- 三原市 財務部
契約課長
有平 明彦
- 山口県 農林水産部
農林整備管理課 主査
緒方 正則
- 山口県 農林水産部
農林整備管理課 主査
緒方 正則



「中国ブロック発注者協議会」設置要領

（設置）

第1条 「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）」及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（平成17年8月26日閣議決定）」（以下「基本方針」という。）の趣旨を踏まえ、中国ブロック発注者協議会（以下「協議会」という）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化し、もって中国ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

（事務）

第3条 協議会は、下記の事項について連絡調整を行う。
一 基本方針等に示された公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況
二 その他前条の目的を達成するために必要な事項

（委員）

第4条 協議会は別紙1に掲げる委員をもって構成する。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
2 会長は会務を総括し、協議会を代表する。
3 協議会に副会長を置き、会長が指名する。
4 副会長は会長に事故がある時は、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。
2 協議会の会議は、会長が議長を務める。
3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

（幹事）

第7条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。
なお、必要に応じて各県地域において連絡調整を図るものとする。
2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
3 幹事会に幹事長を置き、幹事のうちから会長が指名する。
4 幹事会に副幹事長を置き、幹事長が指名する。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、中国地方整備局が関係機関の協力を得て処理する。

（雑則）

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要領は、平成20年10月 9 日から施行する。
この要領は、平成23年 7月13日から施行する。
この要領は、平成24年 7月18日から施行する。
この要領は、平成25年 1月30日から施行する。
この要領は、平成25年 7月 9日から施行する。
この要領は、平成26年 7月14日から施行する。
この要領は、平成27年 9月 2日から施行する。
この要領は、平成28年 3月24日から施行する。
この要領は、平成29年 3月24日から施行する。
この要領は、平成30年 3月23日から施行する。

第4条関係(委員)

	所 属	部 署	役 職	備 考
副会長 会 長	警察庁	中国管区警察局	総務監察・広域調整部長	
	財務省	中国財務局	管財部長	
		広島国税局	総務部次長	
	農林水産省	中国四国農政局	農村振興部長	
	林野庁	近畿中国森林管理局	総務企画部長	
	国土交通省	中国地方整備局	局 長	
		中国地方整備局	副局長	
		中国地方整備局	副局長	
		中国運輸局	総務部長	
	海上保安庁	第六管区海上保安本部	経理補給部長	
	環境省	中国四国地方環境事務所	統括自然保護企画官	
	防衛省	中国四国防衛局	調達部長	
	広島高等裁判所	オブザーバー参加	会計課首席技官	オブ
	鳥取県	農林水産部	農林水産部長	
		県土整備部	県土整備部長	
	島根県	農林水産部	農林水産部長	
		土木部	土木部長	
	岡山県	農林水産部	農林水産部長	
		土木部	土木部長	
	広島県	農林水産局	農林水産局長	
		土木建築局	土木建築局長	
	山口県	農林水産部	農林水産部長	
		土木建築部	土木建築部長	
	岡山市	都市整備局	都市整備局長	
	広島市	都市整備局	都市整備局長	
	鳥取市	総務部	総務部長	
	松江市	都市整備部	都市整備部長	
	倉敷市	総務部	総務部長	
	三原市	財務部	財務部長	
	山口市	総務部	総務部長	
	西日本高速道路(株)	中国支社	建設・改築事業部長	
	本州四国連絡高速道路(株)	しまなみ尾道管理センター	所 長	本四代表
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	人形峠環境技術センター	副所長		
広島高速道路公社		理事		
事務局	国土交通省	中国地方整備局	総務部長	
			企画部長	

第7条関係(幹事会)

別紙-2

	所 属	部 署	役 職	備 考
副幹事長	警察庁	中国管区警察局	総務監察・広域調整部 会計課長	
	財務省	中国財務局 広島国税局	管財部 統括国有財産管理官 総務部 営繕監理官	
幹事長	農林水産省	中国四国農政局	農村振興部 設計課長	
	林野庁	近畿中国森林管理局	総務企画部 経理課長	
幹事長	国土交通省	中国地方整備局	企画部長	
			企画部 技術調整管理官	
			企画部 技術開発調整官	
			総務部 契約管理官	
			建政部 建設産業調整官	
			港湾空港部 事業計画官	
			営繕部 営繕品質管理官	
			各県代表事務所長	各県
			中国運輸局	総務部 会計課長
	海上保安庁	第六管区海上保安本部	経理補給部 経理課長	
環境省	中国四国地方環境事務所	自然環境整備課長		
防衛省	中国四国防衛局	調達部 調達計画課長		
広島高等裁判所	オブザーバー参加		オブ	
鳥取県	農林水産部	農地・水保全課長		
	県土整備部	技術企画課長		
島根県	農林水産部	農村整備課長		
	土木部	技術管理課長		
岡山県	農林水産部	農林水産部参与		
	土木部	技術管理課長		
広島県	農林水産局	農林整備管理課長		
	土木建築局	技術管理担当監		
山口県	農林水産部	農村整備課長		
	土木建築部	技術管理課長		
岡山市	財政局財務部	工事契約担当課長		
広島市	都市整備局	技術管理課長		
鳥取市	総務部	検査契約課長		
松江市	財政部	契約検査課長		
倉敷市	総務部	工事検査課長		
三原市	財務部	契約課長		
山口市	総務部	契約監理課長		
西日本高速道路(株)	中国支社	建設・改築事業部 技術管理担当課長		
本州四国連絡高速道路(株)	しまなみ尾道管理センター	副所長	本四代表	
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	人形峠環境技術センター	経理課長		
広島高速道路公社	企画調査部	技術管理課長		
事務局	中国地方整備局			

令和元年度 地域発注者協議会 本省からの情報提供

低入札価格調査基準の改定(工事)

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施
履行可能性が認められない場合には、落札者とししない。

低入札価格調査基準の見直しについて

- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の範囲を0.70~0.90から0.75~0.92へ引き上げ
- あわせて、低入札価格調査等の簡素化を図るとともに、工事規模に応じて技術開発を促す仕組みを導入

現行

【範囲】 予定価格の 7.0/10~9.0/10 【計算式】 ・直接工事費 × 0.97 ・共通仮設費 × 0.90 ・現場管理費 × 0.90 ・一般管理費等 × 0.55 上記の合計額 × 1.08



H31.4.1~

【範囲】 予定価格の 7.5/10~9.2/10 【計算式】 ・直接工事費 × 0.97 ・共通仮設費 × 0.90 ・現場管理費 × 0.90 ・一般管理費等 × 0.55 上記の合計額 × 1.08

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

低入札価格調査基準の改定(業務)

低入札価格調査基準の見直しについて

- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う測量業務を対象に、低入札価格調査基準の範囲の上限を80%から82%へ引き上げ
- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う地質調査業務を対象に、低入札価格調査基準の諸経費の算入率を0.45から0.48へ引き上げ

	現行	H31.4.1 ~
測量	設定範囲：60% ~ 80%	設定範囲：60% ~ 82%
	<ul style="list-style-type: none"> 直接測量費 ×1.00 測量調査費 ×1.00 諸経費 ×0.48 	<ul style="list-style-type: none"> 直接測量費 ×1.00 測量調査費 ×1.00 諸経費 ×0.48
地質	設定範囲：2/3 ~ 85%	設定範囲：2/3 ~ 85%
	<ul style="list-style-type: none"> 直接調査費 ×1.00 間接調査費 ×0.90 解析等調査業務費 ×0.80 諸経費 ×0.45 	<ul style="list-style-type: none"> 直接調査費 ×1.00 間接調査費 ×0.90 解析等調査業務費 ×0.80 諸経費 ×0.48

- Society5.0の実現に向け、i-Constructionの取組を推進し、建設現場の生産性を2025年度までに2割向上を目指す
- ICT施工の工種拡大、現場作業の効率化、施工時期の平準化に加えて、測量から設計、施工、維持管理に至る建設プロセス全体を3次元データで繋ぎ、新技術、新工法、新材料の導入、利活用を加速化するとともに、国際標準化の動きと連携



H30までの取組み

- **ICTの活用拡大** ※H28トップランナー施策
 - ✓ H28より土工、H29より舗装工・浚渫工・i-Bridge(試行)、H30より維持管理分野・建築分野(官庁営繕)・河川浚渫等へ導入
 - ✓ 自治体をフィールドとしたモデル事業の実施 等
- **全体最適の導入(コンクリート工の規格の標準化等)**
 - ✓ 「機械式鉄筋定着工法」等の要素技術のガイドライン、埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン、コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン等の策定
- **施工時期等の平準化**
 - ✓ 平準化のための2カ年国債及びゼロ国債について、H29:約2900億円、H30:約3100億円、H31:約3200億円
 - ✓ 地域単位での発注見通しの統合・公表 等
- **3次元データの収集・利活用**
 - ✓ 3次元データ利活用方針の策定(H29.11)
 - ✓ ダム、橋梁等の大規模構造物設計へ3次元設計の適用を拡大
- **産学官民の連携強化**
 - ✓ i-Construction推進コンソーシアム設立(H30.1)、本省にてニーズ・シーズのマッチングを実施し、取組を地方整備局に拡大
 - ✓ 建設現場のデータのリアルタイムな取得・活用などを実施するモデルプロジェクトを開始(H30.10~)
- **普及・促進施策の充実**
 - ✓ 各整備局等に地方公共団体に対する相談窓口を設置
 - ✓ i-Construction大賞(大臣表彰制度)を創設(H29.12)
 - ✓ i-Constructionロゴマークを作成(H30.6)

H31「貫徹」の年の新たな取組み

ICTの活用拡大

- ・ 工事の大部分でICT施工を実施するため、地盤改良工、付帯構造物工など3工種を追加し、20を超える基準類を整備
- ・ 上記基準を適用する「ICT-Full活用工事」を実施

i-Constructionモデル事務所等を決定

- ・ i-Constructionモデル事務所
 - ➔ 事業全体でBIM/CIMを活用しつつ、ICT等の新技術の導入を加速化させる「3次元情報活用モデル事業」を実施
- ・ i-Constructionサポート事務所
 - ➔ 「ICT-Full活用工事」を実施するとともに、地方公共団体や地域企業の取組をサポート

中小企業への支援

- ・ 小規模土工の積算基準を改善

公共事業のイノベーションの促進

- ・ 新技術導入促進調査経費を拡大し、測量に係るオープン・イノベーションを実施
- ・ 革新的社会資本整備研究開発推進事業等によりインフラに係る革新的な産・学の研究開発を支援

- i-Constructionを一層促進し、平成31年の「貫徹」に向け、3次元データ等を活用した取組をリードする直轄事業を実施する事務所を決定。
- これにより、設計から維持管理までの先導的な3次元データの活用やICT等の新技術の導入を加速化。

① i-Constructionの取組を先導する「i-Constructionモデル事務所」 (全国10事務所)

- 調査・設計から維持管理までBIM/CIMを活用しつつ、3次元データの活用やICT等の新技術の導入を加速化させる『3次元情報活用モデル事業』を実施。
- 集中的かつ継続的に3次元データを利活用することで、事業の効率化を目指す。

② ICT-Full活用工事の実施や地域の取組をサポートを行う「i-Constructionサポート事務所」 (全国53事務所※)

- 国土交通省直轄事業において工事の大部分でICTを活用する『ICT-Full活用工事』の実施など、積極的な3次元データやICT等の新技術の活用を促進。
- 地方公共団体や地域企業のi-Constructionの取組をサポートする事務所として、i-Constructionの普及・拡大を図る。

※ モデル事務所を含む。

★ その他、全事務所において

- ICT土工をはじめとする建設分野におけるICTの活用拡大など、i-Constructionの原則実施を徹底し、国土交通省全体でi-Constructionの貫徹に向けた着実な取組を推進。

モデル事務所	3次元情報活用モデル事業
小樽開発建設部	一般国道5号 倶知安余市道路
鳴瀬川総合開発工事事務所	鳴瀬川総合開発事業
信濃川河川事務所	大河津分水路改修事業
甲府河川国道事務所	新山梨環状道路
新丸山ダム工事事務所	新丸山ダム建設事業
豊岡河川国道事務所	円山川中郷遊水地整備事業（河川事業）
	北近畿豊岡自動車道 豊岡道路
岡山国道事務所	国道2号大樋橋西高架橋
松山河川国道事務所	松山外環状道路インター東線
立野ダム工事事務所	立野ダム本体建設事業
南部国道事務所	小祿道路

- **モデル事務所**
- **サポート事務所**
(モデル事務所を含む)



- ◆ 大規模構造物詳細設計においてBIM/CIMを原則適用（継続）
- ◆ さらに、詳細設計のBIM/CIM成果品がある工事についてBIM/CIMを原則適用
- ◆ 大規模構造物については、概略設計、予備設計においてもBIM/CIMの導入を積極的に推進

STEP 1

関係者間協議やフロントローディング等によるBIM/CIMの活用効果が見込まれる業務・工事から、BIM/CIMを導入

● フロントローディング



点検時を想定した設計

● 関係者間協議



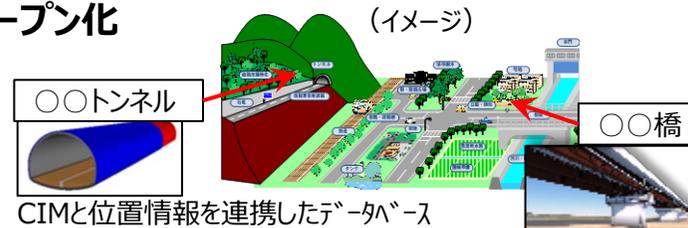
交通規制検討



地元説明へ活用

STEP 3

- ・ 規格・技術の統一、共通化の推進
- ・ BIM/CIMを主とする契約手法の構築
- ・ 維持管理を含む建設生産プロセスで必要な属性情報の標準化
- ・ 3次元データのオープン化



2017年度

1~2年

2019年度
大規模構造物に原則適用

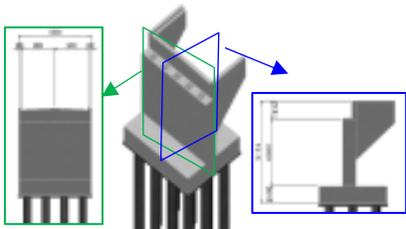
概ね3ヶ年

順次拡大

STEP 2

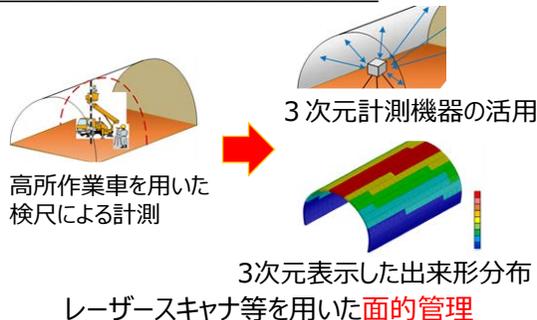
BIM/CIMの活用の充実に向け、基準類・ルールの整備やシステム開発を推進

● 属性情報等の付与の方法

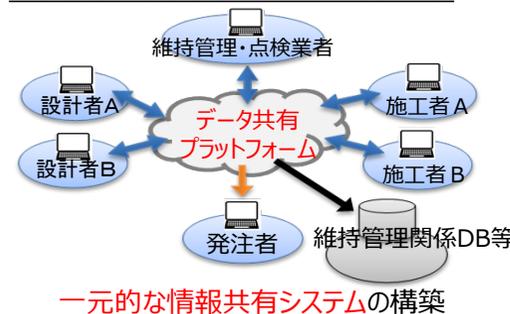


寸法情報、属性情報をCIMのみで表現

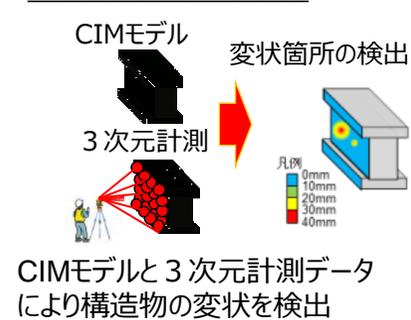
● 積算、監督・検査の効率化



● 受発注者間でのデータ共有方法



● 維持管理の効率化



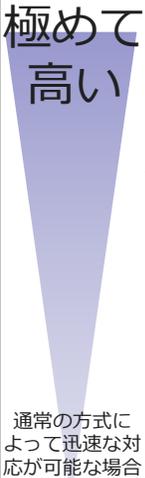
<災害復旧時の対応>

災害復旧における入札契約方式の活用状況

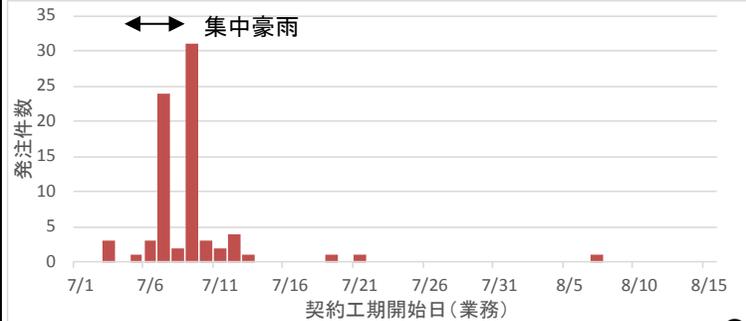
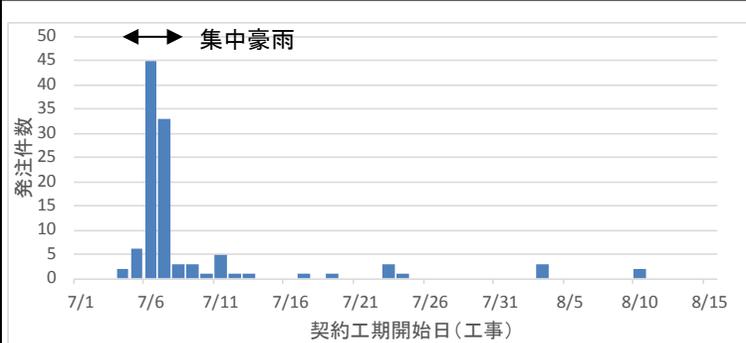
- 迅速性が求められる災害復旧や復興において、随意契約や指名競争方式等の適用の考え方や手続きにあたっての留意点や工夫等をまとめたガイドラインを作成(平成29年7月)。
- 地方公共団体に対しても、ガイドラインを参考として、随意契約等を適用するよう通知するとともに、地域発注者協議会を通じて内容周知。
- 平成30年7月豪雨での災害復旧工事では、直轄で、約230件(H30.11末時点)の工事で随意契約を活用。また、平成30年北海道胆振東部地震では、直轄で、約2件(H30.11末時点)の工事で随意契約を活用。

■入札契約方式の適用の考え方

工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、適用する入札契約方式を検討する。

工事内容	緊急度	入札契約方式	契約相手の選定方法
応急復旧 本復旧	極めて高い  通常の方式によって迅速な対応が可能な場合	随意契約	下記のような観点から最適な契約相手を選定 ①被災箇所における維持修繕工事の実施実績 ②災害時における協定締結状況 ③施工の確実性(本店等の所在地、企業の被害状況、近隣での施工状況、実績等)
本復旧		指名競争	有資格業者を対象に、下記のような観点から、指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏しないように指名を実施 ①本社(本店)、支店、営業所の所在地 ②同種、類似工事の施工実績 ③手持ち工事の状況
本復旧		通常の方式(一般競争・総合評価落札方式他)	

平成30年7月豪雨での随意契約の発注時期



対象:平成30年7月豪雨

施工時期等の平準化

- 適正な工期を確保するため、国庫債務負担行為(2か年国債やゼロ国債)を活用すること等により、公共工事の施工時期を平準化し、建設現場の生産性向上を図る。
- これにより、閑散期の工事稼働件数は下図の通り改善傾向にあり、国交省直轄工事での平準化率は約9割に達している。
- 引き続き国庫債務負担行為の活用、発注見通しの統合・公表の参加団体を拡大。

①国庫債務負担行為の積極的活用

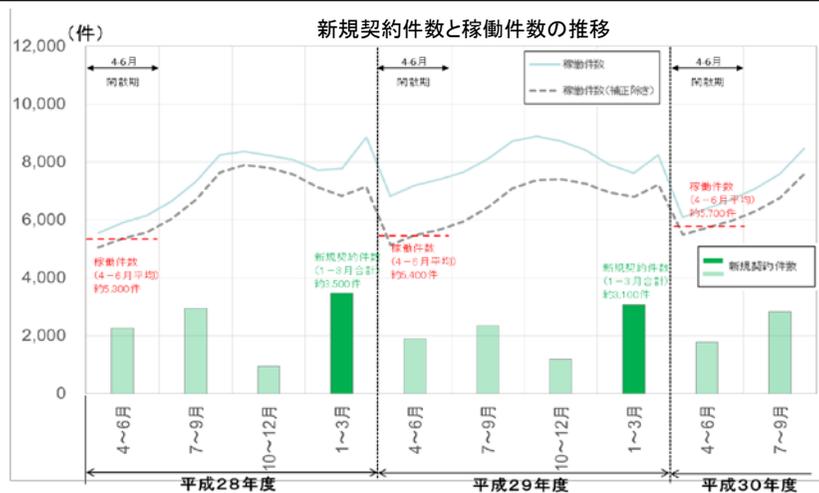
適正な工期を確保するための国庫債務負担行為(2か年国債^(注1)及びゼロ国債^(注2))を上積みし、閑散期の工事稼働を改善

〈2ヶ年国債+当初予算におけるゼロ国債〉

平成31年度:約3,200億円 (平成30年度:約3,100億円)

※平成29年度から当初予算におけるゼロ国債を設定(業務についても平成31年度から新たに設定)

※平成31年度の内訳は、2ヶ年国債 約2,000億円、ゼロ国債 約1,200億円(業務含む)



②地域単位での発注見通しの統合・公表の更なる拡大

全ブロックで実施している国、地方公共団体等の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する取組の参加団体を拡大

※参加状況の推移:平成29年3月時点:約500団体(約25%)→平成31年3月時点:1783団体(約89%)
 国、特殊法人等:198/209、都道府県:47/47、政令指定都市:20/20、市町村:1518/1722(平成31年3月時点)

③地方公共団体等への取組要請

各発注者における自らの工事発注状況の把握を促すとともに、平準化の取組の推進を改めて要請

【各地区のページ】 【東北地方発注者協会のページ】平成29年11月1日発表

※○○地区の発注見通し
 ○○地区とは、○○市、○○町、○○村を含む地区です。

※平成29年11月1日現在に公表(予定)する見込みの工事を記載しています。
 ※予定外の追加・変更は、随時更新いたします。
 ※「予定外の追加・変更」については随時更新いたします。また他記載のない発注情報は工事発注予定ではありません。

※下記の発注見通しについては掲載されておらず、また他記載のない発注情報は工事発注予定ではありません。

※ここに記載する内容は、平成29年11月1日現在の見通しであるため、実際の発注する工事がこの記載と異なる場合は、又はここに記載されていない工事が発注予定の場合は、ご了承ください。

※また、主要建設資材発注見通し量は、分岐地点の相違の見込み数値であり、分岐後変更することがあり、当該している内容等をお知らせいたします。各発注者へお問い合わせください。

□発注見通しの見直し公表ページはこちら(詳細については、こちらをご覧ください。)

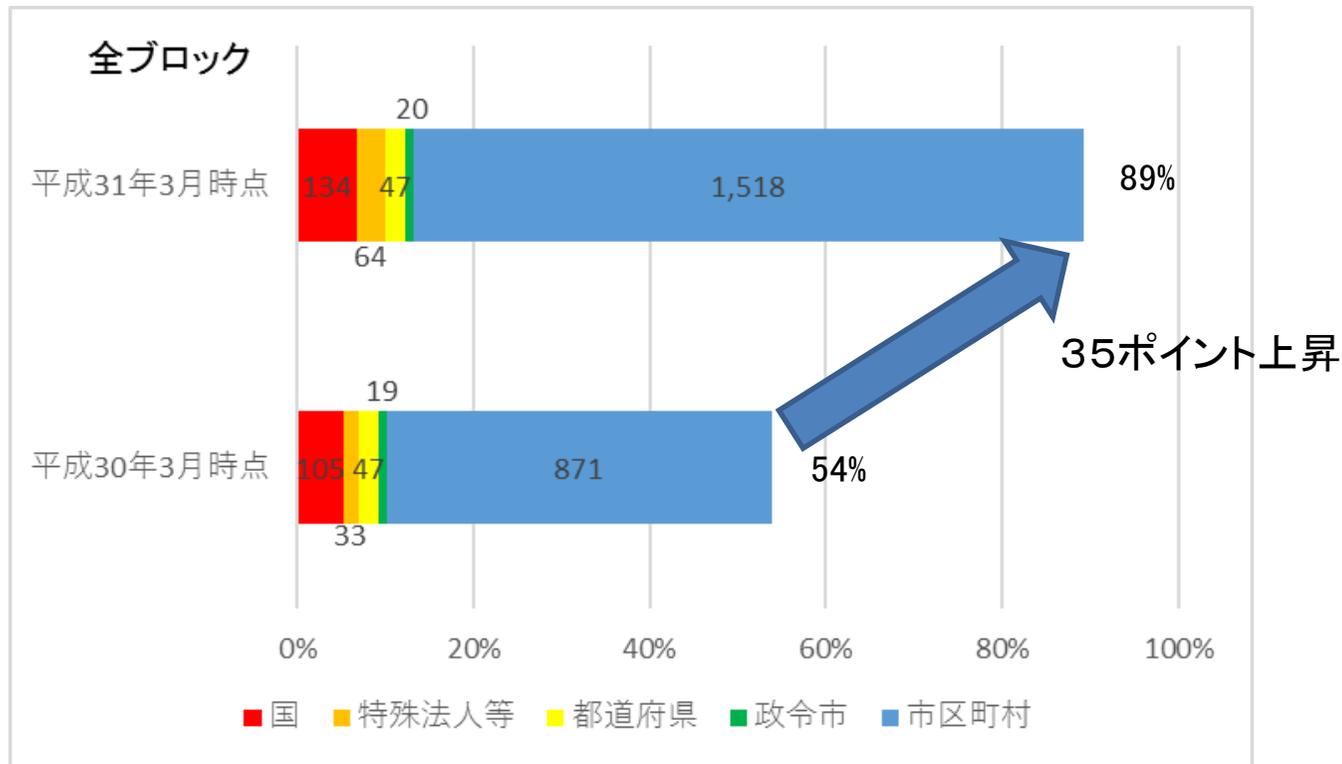
東北地方整備局	東北道庁	東北道庁	東北道庁	東北道庁	東北道庁
東北道庁	東北道庁	東北道庁	東北道庁	東北道庁	東北道庁
仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市

発注者	発注種別	工事種別	工事種別(別)	工事種別(別)	入札方式	工事種別	入札予定	工期	概算	概算工事	備考
国土交通省東北地方整備局	道路	道路工事	道路工事	道路工事	一般競争入札	一般土木工事	平成29年10月	約10ヶ月	約100億円	道路工事	2000~5000万円
国土交通省東北道庁	道路	道路工事	道路工事	道路工事	一般競争入札	一般土木工事	平成29年10月	約10ヶ月	約100億円	道路工事	2000~5000万円
国土交通省仙台市	道路	道路工事	道路工事	道路工事	指名競争入札	一般土木工事	平成29年10月	約10ヶ月	約100億円	道路工事	2000~5000万円

注1:国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担(契約)することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。
 注2:国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。

○全ブロックで実施している国、地方公共団体等の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する取組の参加団体率は、平成29年度末から、平成31年3月時点で35ポイント上昇
 ⇒平成31年度についても更なる拡大を実施。特に、国、特殊法人全団体の参加を目指す。

発注見通しの統合・公表への参加率の推移



全ブロック	国	特殊法人等	都道府県	政令市	市区町村
平成31年3月時点	134/137	64/72	47/47	20/20	1518/1722
平成30年3月時点	105/133	33/73	47/47	19/20	871/1722

平準化率の定義

$$\text{平準化率} = \frac{\text{(4~6月期の平均稼働件数(金額))}}{\text{(年度の平均稼働件数(金額))}}$$

「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

対象: 契約金額500万円以上の工事

稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの

稼働金額: 最終契約金額(工期中のものは当初契約金額)を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

平準化率イメージ(概念)

工事名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
〇〇維持工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
〇〇建設工事			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
〇〇工事		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
稼働件数(月あたり)	1	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
稼働件数(年平均)	2.75											
稼働件数(4~6月平均)	2											
平準化率	0.73											

各月の工事稼働件数の合計

各月稼働件数の年度平均

4~6月稼働件数の平均

4~6月期の平均稼働件数(2件)
 年度の平均稼働件数(2.75件)

令和元年度 地域発注者協議会 本省からの情報提供 参考資料

1. 適正な価格による契約

(1) 予定価格の適正な設定

- ・労務及び資材等の最新の実勢価格を踏まえた適正な積算
- ・被災地における見積活用の積極的な活用

(2) ダンピング対策の強化

- ・低入札価格調査基準制度又は最低制限価格制度の活用の徹底

(3) 設計変更等の適切な実施

- ・設計図書の変更及び請負代金額又は工期の変更
- ・建設資材の不足を原因とした工事の遅れなど、受注者の責めに帰すことができない事由により工期が遅れる場合の適切な工期の変更
- ・遠隔地からの建設資材調達や労働者確保に係る設計変更等
- ・スライド条項の適切な設定・活用

2. 適正な工期設定

- ・適正工期ガイドラインに基づく適正な工期設定
- ・週休2日工事の実施に必要な費用の労務費、共通仮設費等への反映

3. 技術者・技能者等の効率的活用

(1) 地域の実情等に応じた適切な規模での発注

- ・人手不足が懸念される地域における複数工区での発注
- ・施工箇所が点在する工事の間接費の適切な積算

(2) 技術者の専任等に係る取扱い

- ・主任技術者又は監理技術者の専任の明確化

4. 施工時期等の平準化

- ・債務負担行為の活用、余裕期間の設定、繰越制度の活用
- ・各発注者の発注見通しの統合・公表

5. 災害復旧事業における入札契約手続の迅速化

- ・災害復旧事業における随意契約・指名競争入札の活用
- ・適切な地域要件の設定や地域への精通度の適切な企業評価などによる、地域の建設業者の受注機会の確保
- ・入札手続事務の改善及び効率化

6. 地域の建設業者の受注機会の確保

- ・適切な地域要件の設定
- ・地域への精通度等の適切な企業評価

7. 建設業者の資金調達円滑化のための取組

- ・前金払制度のさらなる活用
- ・前金払いの迅速かつ円滑な実施

8. 就労環境の改善

- ・社会保険未加入業者の排除等による適切な水準の賃金支払の促進
- ・前払金、中間前払金の活用
- ・適正な工期の設定、柔軟な設計変更

9. 調査及び設計の円滑な実施

- ・調査及び設計の発注についても、公共工事に準じた円滑な施工確保の取組の実施

直轄工事における施工確保対策(1/2)

平成30年度第2次補正予算の成立にあわせて、円滑な施工確保に向けた通知を发出。

入札・契約関係

- 1.発注者間の連携体制強化(発注見通しの統合・公表)
- 2.総合評価落札方式における提出資料の簡素化等や技術審査・評価業務の効率化の徹底
 - ・総合評価落札方式における評価項目の適切な設定(チャレンジ型等の活用)
 - ・一括審査方式の積極的活用
 - ・総合評価落札方式における簡易確認型の実施
 - ・入札書及び技術資料の同時提出の適用除外※H30年度2次補正
 - ・手続き期間の短縮
- 3.工事の種類・現場条件等を考慮した概算数量発注の積極的活用
- 4.指名競争入札方式の活用
- 5.災害復旧工事においては、緊急度等を勘案し、入札契約方式を適切に選択すること等により、早期の復旧に努める。
- 6.発注見通しの速やかな公表の徹底

設計・積算関係

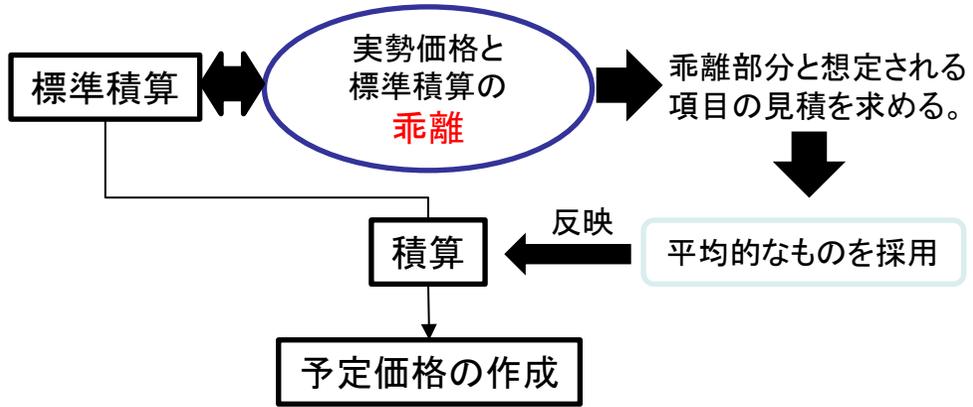
- 1.見積の積極活用
 - ・一部の工種・建設資材等について、当初発注から見積活用
 - ✓ 河川維持工(伐木除根工)
 - ✓ 砂防工(コンクリート工、鋼製砂防工、仮設備工等)
 - ✓ 電源設備工(発電設備設置工、無停電電源設備設置工)
 - ✓ 鋼矢板
 - ✓ 高力ボルト
 - ✓ その他、過去に不調・不落になった工事と同種及び類似工事
 - ・『営繕積算方式』活用マニュアルに以下の内容を追記して拡充し、全国展開
 - ✓ 見積活用の対象の明確化(標準積算と実勢価格との乖離が生じるおそれのある項目等を有する工事を含む)
 - ✓ 小規模改修工事の単価補正
 - ✓ 工期が長期となる小規模改修工事における共通仮設費及び現場管理費の補正
- 2.遠隔地からの建設資材調達 及び 地域外からの労働者確保に要する設計変更
- 3.施工箇所が点在する工事の間接費の積算

その他

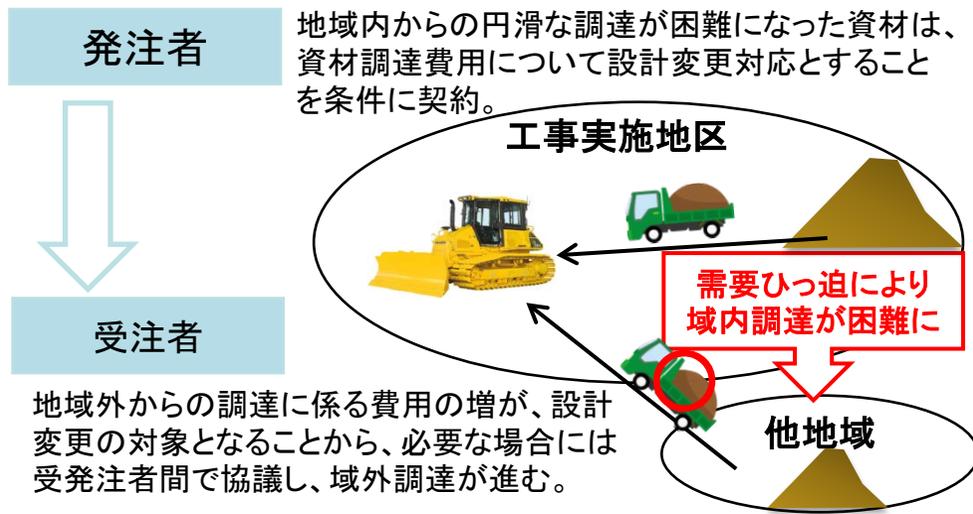
- 1.余裕期間制度の活用
 - ・活用の原則化
 - ・余裕期間の上限の緩和(工期の30%・4ヶ月⇒40%・5ヶ月)

直轄工事における施工確保対策(2/2)

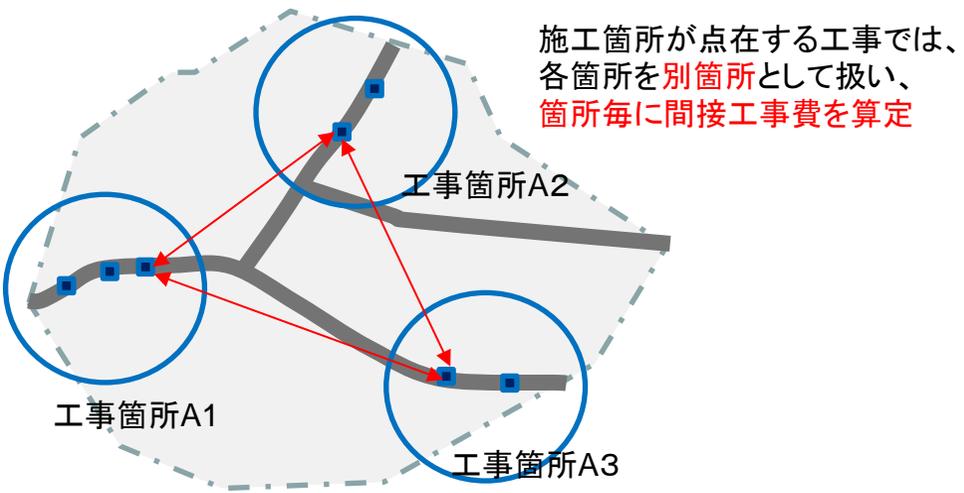
見積の積極活用



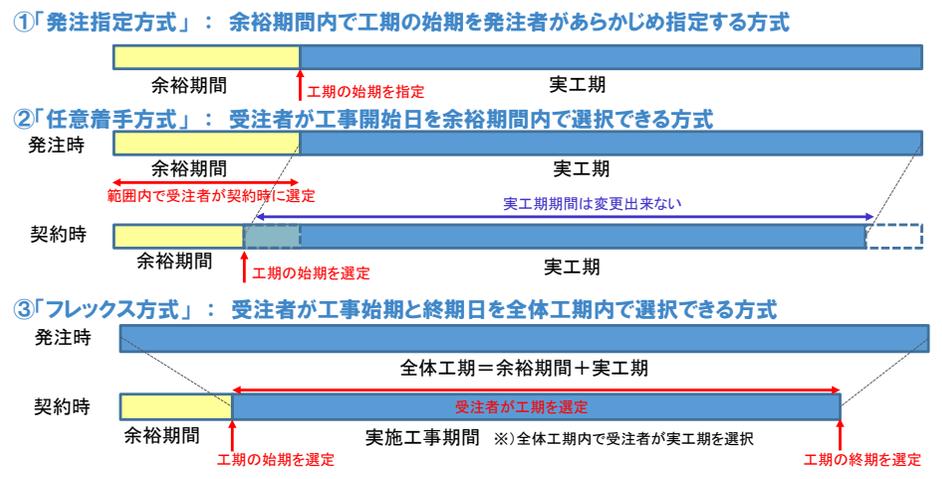
遠隔地からの建設資材調達・地域外からの労働者確保



施工箇所が点在する工事の間接費の積算

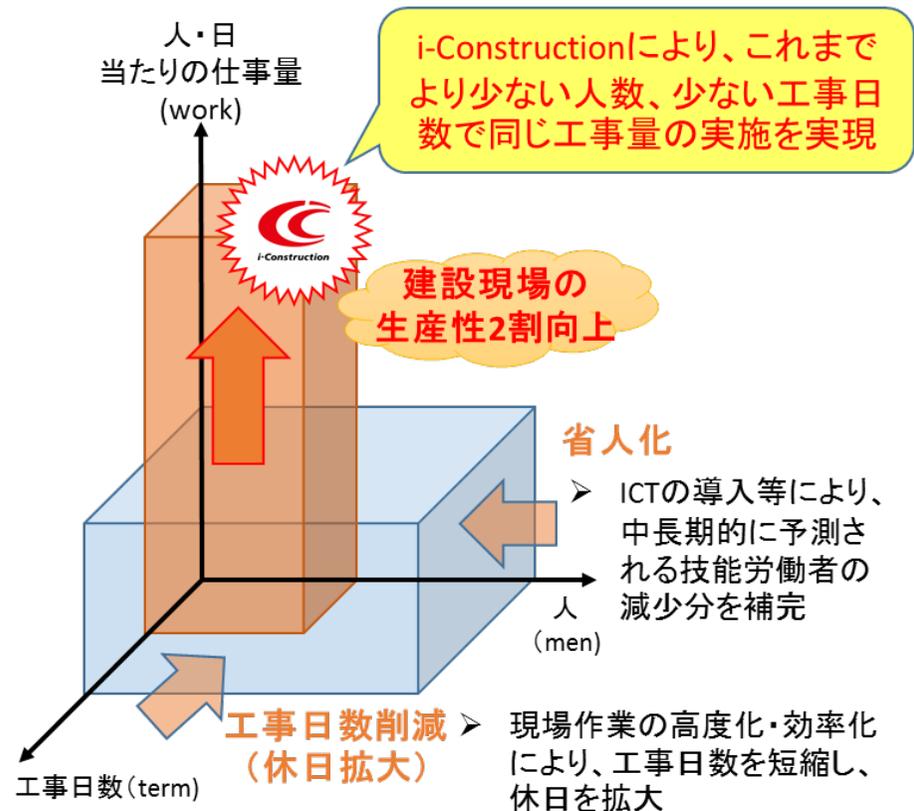


余裕期間制度

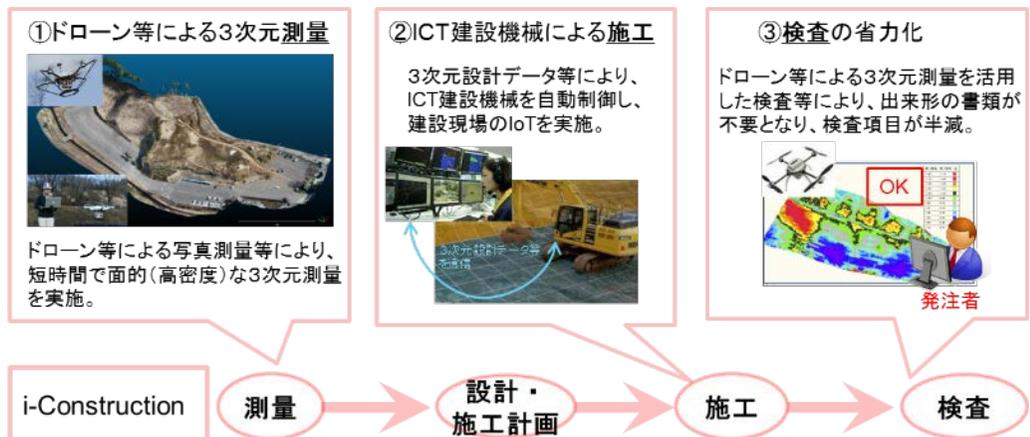


- 平成28年9月12日の未来投資会議において、安倍総理から第4次産業革命による『建設現場の生産性革命』に向け、建設現場の生産性を**2025年度までに2割向上**を目指す方針が示された。
- この目標に向け、3年以内に、橋やトンネル、ダムなどの公共工事の現場で、**測量にドローン等を投入し、施工、検査に至る建設プロセス全体を3次元データでつなぐ**など、新たな建設手法を導入。
- これらの取組によって**従来の3Kのイメージを払拭**して、多様な人材を呼び込むことで人手不足も解消し、全国の建設現場を**新3K(給与が良い、休暇がとれる、希望がもてる)の魅力ある現場**に劇的に改善。

【生産性向上イメージ】



平成28年9月12日未来投資会議の様子



ICTの全面的な活用 (ICT施工)

- 調査・測量、設計、施工、検査等のあらゆる建設生産プロセスにおいてICTを全面的に活用。
- 3次元データを活用するための15の新基準や積算基準を整備。
- 国の大規模土工は、発注者の指定でICTを活用。中小規模土工についても、受注者の希望でICT土工を実施可能。
- 全てのICT土工で、必要な費用の計上、工事成績評点で加点評価。

【建設現場におけるICT活用事例】

《3次元測量》



ドローン等を活用し、調査日数を削減

《3次元データ設計図》



3次元測量点群データと設計図面との差分から、施工量を自動算出

《ICT建機による施工》



3次元設計データ等により、ICT建設機械を自動制御し、建設現場のICT化を実現。

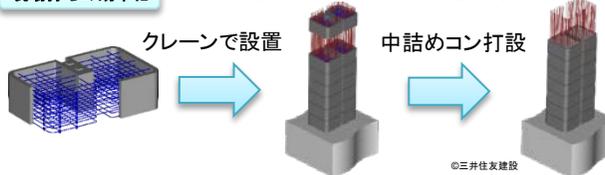
全体最適の導入 (コンクリート工の規格の標準化等)

- 設計、発注、材料の調達、加工、組立等の一連の生産工程や、維持管理を含めたプロセス全体の最適化が図られるよう、**全体最適の考え方を導入**し、サプライチェーンの効率化、生産性向上を目指す。
- H28は機械式鉄筋定着および流動性を高めたコンクリートの活用についてガイドラインを策定。
- 部材の規格(サイズ等)の標準化により、プレキャスト製品やプレハブ鉄筋などの工場製作化を進め、コスト削減、生産性の向上を目指す。

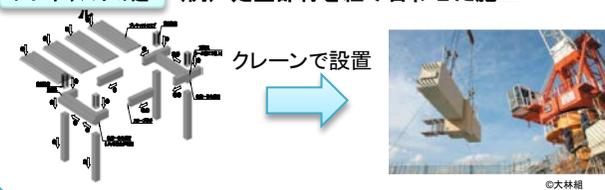
規格の標準化 全体最適設計 工程改善

コンクリート工の生産性向上のための3要素

現場打ちの効率化 (例) 鉄筋のプレハブ化、埋設型枠の活用



プレキャストの進 (例) 定型部材を組み合わせた施工



施工時期の平準化等

- 公共工事は第1四半期(4~6月)に工事量が少なく、偏りが激しい。
- 適正な工期を確保するための**2か年国債を設定**。H29当初予算において**ゼロ国債を初めて設定**。



出典:建設総統計より算出

(工事件数) 閑散期 繁忙期 (現状)



平準化

(工事件数) (i-Construction)



- ICT土工の実施にあたり、ICT用の基準類を整備するとともに、発注時の総合評価や完成時の工事成績における加点評価等によりICT施工を促進
- 平成30年度においては、ICT土工については対象工事として発注した工事のうち、**約5割の570件の工事でICT土工を実施**し、平成29年度の活用工事では、**約3割の施工時間の短縮効果**を確認
- ICTに関する研修やベストプラクティスの共有等により知見の蓄積や人材育成、モチベーションの向上等を促進

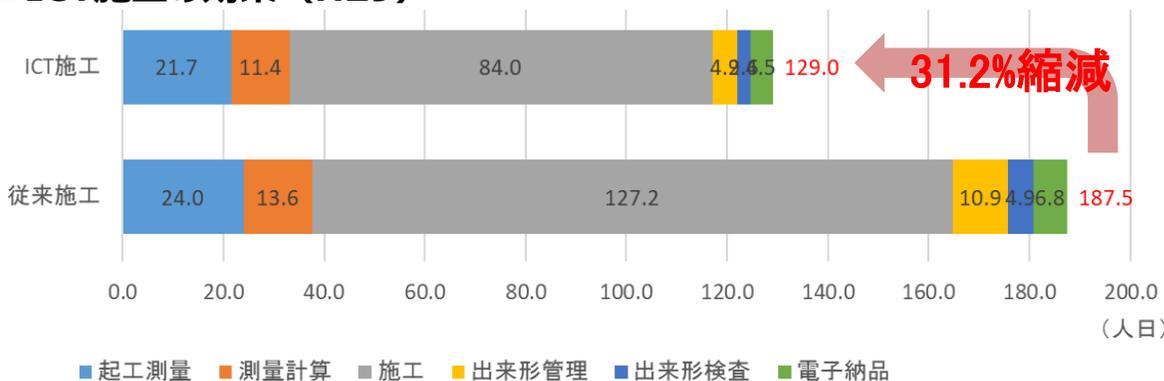
■ ICT施工の実施状況

(H30年11月時点)※浚渫工は港湾含む

工種	H28年度		H29年度		H30年度	
	公告件数	ICT実施	公告件数	ICT実施	公告件数	ICT実施
土工	1,625	584	1,952	815	1,279	617
舗装工	—	—	197	79	175	57
浚渫工	—	—	28	24	66	54

※都道府県等では、H28年度は約80件、H29年度は約300件で実施
H30年度は約1,700件を公告予定

■ ICT施工の効果 (H29)



ICT活用工事受注者に対する活用効果調査 (H29、N=274) より

■ i-Constructionに関する研修

(H30年11月時点)

	H28年度	H29年度	H30年度
施工業者向け	281	356	200
発注者向け	363	373	220
合計※	644	729	420

※施工業者向けと発注者向けの重複箇所あり

■ ベストプラクティスの共有等

・i-Construction大賞(大臣表彰制度)の拡充



第2回表彰式(H31.1.21)開催

- 調査・設計から維持管理までBIM/CIMを活用しつつ、3次元データの活用やICT等の新技術の導入を加速化させる『3次元情報活用モデル事業』を実施
 - ➔ 継続的に3次元データを活用することで、業務プロセスの改善に取り組み、建設生産・管理システム全体の効率化に向けた不断の改善を図る



i-Constructionモデル事務所
事業全体を統合モデル管理

地形・地質モデル（調査、測量）

設計モデル（検討・調整）

施工モデル（属性付与）

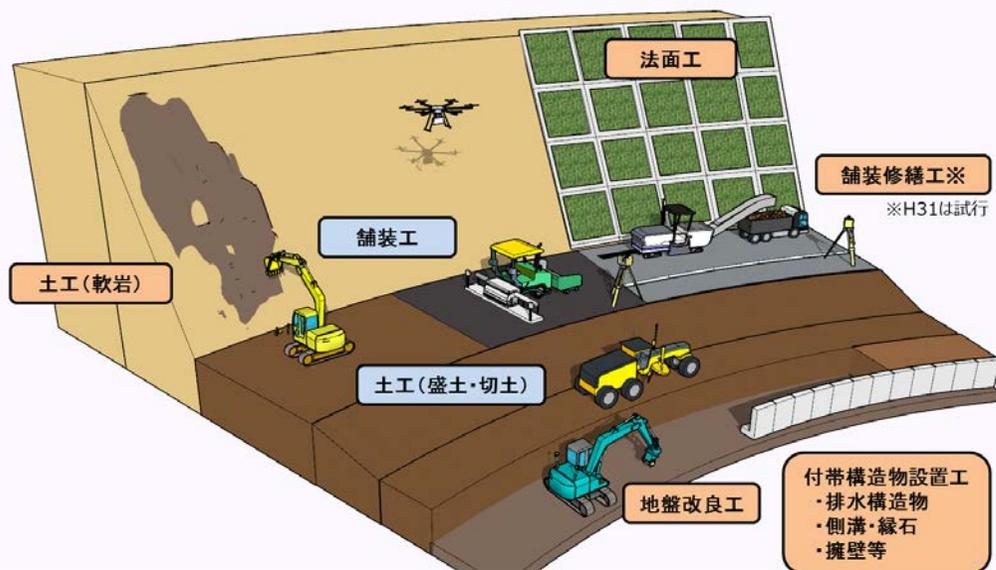
VR等の最新機器の活用

現地確認（360°カメラ）

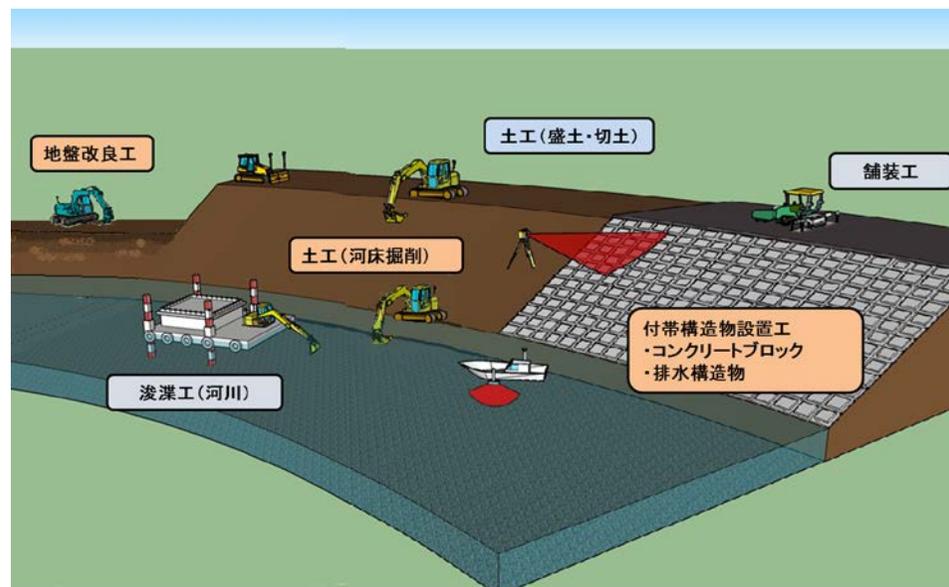
効果の検証、ノウハウの蓄積

- 工事の大部分でICTを活用する『ICT-Full活用工事』を実施
 - ➔ 工事現場で施工される工種の大部分でICTを活用するため、工事全体の3D設計データを作成し、施工・出来形管理を3Dデータで実施
- 地方公共団体や地域企業のi-Constructionの取組をサポート

ICT-Full活用工事 ～道路改良工事の例～



ICT-Full活用工事 ～河川改修工事の例～



 : ICT導入済み

 : 来年度よりICT導入

- 平成28年度の土工を皮切りに、主要工種から順次、ICT活用に向けた基準類を整備

H28	H29	H30	H31	H32以降
生産性革命元年	前進の年	深化の年	貫徹の年	
ICT土工				
	ICT舗装工 (H29アスファルト舗装・H30コンクリート舗装)			
	ICT浚渫工			
		ICT浚渫工 (河川)		
			ICT地盤改良工	
			ICT法面工	
			ICT付帯構造物設置工	
15基準 (新規9・改定6)	33基準 (新規15・改定18)	30基準 (新規13・改定17)	29基準 (新規14・改定15) 予定	

※測量分野については、平成30年度からICT活用拡大 (1基準を新規策定、1基準を改定)

※維持管理分野 (点検) については、平成30年度からICT活用拡大 (2基準を新規策定)

※建築分野 (官庁営繕) については、平成30年度からICT活用拡大 (1基準を新規策定、1基準を改定)

平成30年度 i-Construction大賞の表彰について

- ・建設現場の生産性向上（i-Construction）の優れた取組を表彰し、ベストプラクティスとして広く紹介することにより、i-Constructionを推進することを目的に、平成29年度に「i-Construction大賞」を創設
- ・第2回目の平成30年度は、平成29年度に完成した国や**地方公共団体等**が発注した工事・**業務**での元請け企業の取組や**i-Construction推進コンソーシアム会員の取組**などに対象を拡大（大臣賞3団体、優秀賞22団体）

○ 国土交通大臣賞

業者名	本社所在地
株式会社 加藤組	広島県
田中産業 株式会社	新潟県
株式会社 政工務店	佐賀県

○ 優秀賞

業者名	本社所在地
宮坂建設工業 株式会社	北海道
株式会社 佐藤工務店	宮城県
水郷建設 株式会社	茨城県
株式会社 小島組	愛知県
国際測地 株式会社	東京都
共和土木 株式会社	富山県
中日建設 株式会社	愛知県
株式会社 おかむら	愛知県
株式会社 吉川組	京都府
株式会社 大竹組	徳島県
岡本建設 株式会社	佐賀県
株式会社 大寛組	沖縄県
高砂熱学工業 株式会社	東京都
戸田建設・鹿内組特定建設工事共同企業体	東京都 / 青森県
小川工業 株式会社	埼玉県
株式会社 正治組	静岡県
八木建設 株式会社	徳島県
増崎建設 株式会社	長崎県
ライト工業 株式会社	東京都
株式会社 コイシ	大分県
一般社団法人 Civilユーザ会	東京都
フタバコンサルタント 株式会社	福島県

■ 平成30年度表彰式（H31.1.21）



■ 平成30年度 大臣賞受賞団体の取組（例）



全国初の3Dガイダンスミニシヨ
ベルを構築【(株)加藤組】

ICTバックホウによる層毎の高
さ設置等により作業を効率化
【田中産業(株)】

18台ものICT建機を保有するとともに、関連
企業への講習会等を随時実施し、ICT施工
の有用性の波及を促進【(株)政工務店】

●公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案 概要

背景・必要性

1. 災害への対応

- 全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

2. 働き方改革関連法の成立

- 「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務

3. 生産性向上の必要性

- 建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務

4. 調査・設計の重要性

- 公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

法案の概要

1. 災害時の緊急対応の充実強化

【**基本理念**】災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備

【発注者の責務】

- ①緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
- ②建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者の連携
- ③労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

2. 働き方改革への対応

【**基本理念**】適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮

【発注者の責務】

- ①休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
- ②公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
- ③設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

【**公共工事等を実施する者の責務**】適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結

3. 生産性向上への取組

【**基本理念、発注者・受注者の責務**】情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

4. 調査・設計の品質確保

公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象として位置付け

5. その他

(1) 発注者の体制整備

- ① 発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備 【**発注者の責務**】
- ② 国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等適切に行う能力を有する者の活用促進等

(2) 工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用 【**基本理念**】

(3) 公共工事の目的物の適切な維持管理 【**国・特殊法人等・地方公共団体の責務**】

法改正の理念を現場で実現するために、地方公共団体、業界団体等の意見を聴き、基本方針や発注者共通の運用指針を改正

●建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案

背景・必要性

1. 建設業の働き方改革の促進

- **長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。**
 ※ 働き方改革関連法(2018年6月29日成立)による改正労働基準法に基づき、建設業では、2024年度から時間外労働の上限規制(罰則付き)が適用開始。

＜時間外労働の上限規制＞

- ✓原則、月45時間 かつ 年360時間
- ✓特別条項でも上回ることを出来ないもの：
 - ・年720時間(月平均60時間)
 - ・2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内
 - ・単月100時間未満
 - ・月45時間を上回る月は年6回を上限

2. 建設現場の生産性の向上

- **現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。**



3. 持続可能な事業環境の確保

- **地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。**

法案の概要

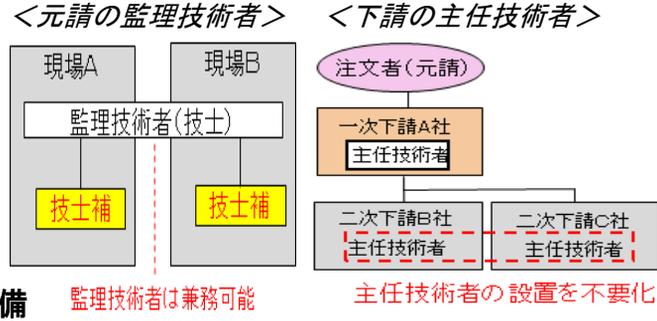
1. 建設業の働き方改革の促進

- (1) **長時間労働の是正(工期の適正化等)**
- **中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告。**
 また、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者には国土交通大臣等から勧告等を実施。
 - **公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための方策を講ずることを努力義務化。**

- (2) **現場の処遇改善**
- **建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化。**
 - **下請代金のうち、労務費相当分については現金払い。**

2. 建設現場の生産性の向上

- (1) **限りある人材の有効活用と若者の入職促進**
- **工事現場の技術者に関する規制を合理化。**
 (i) **元請の監理技術者**に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は複数現場の兼任を容認。
 (ii) **下請の主任技術者**に関し、一定未満の工事金額等の要件を満たす場合は設置を不要化。



- (2) **建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備**
- **建設業者が工場製品等の資材の積極活用を通じて生産性を向上できるよう、資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できる仕組みを構築。**

3. 持続可能な事業環境の確保

- **経營業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経營業務管理責任者に関する規制を合理化(※)。**
 ※ 建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員にいないと許可が得られないとする現行の規制を見直し、今後は、事業者全体として適切な経營業務管理体制を有することを求めることとする。
- **合併・事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。**

【目標・効果】
建設業における働き方改革の実現を通じて、女性や若年層など将来における担い手を確保

(KPI)・建設業入職者数: 4万人(2017年度)→5.5万人(2023年度) (1.5万人純増)
 ・技術者・技能労働者の週休2日の割合
 : 技術者8.5%(2017年度)、技能労働者47%(2018年度)→原則100%(2024年度)
 ・下請代金のうち、少なくとも労務費相当分を現金払いとする割合: 91.4%(2018年度)→100%(2025年度)

地方公共団体における平準化の取組事例について ～平準化の先進事例「さしすせそ」～【第3版】

平成30年5月

土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室

1. 本事例集の趣旨・目的
2. 平準化の促進に向けた取組（さ・し・す・せ・そ）
3. 都道府県における取組状況
4. 都道府県における取組事例
5. 市区町村における取組状況
6. 市区町村における取組事例
7. 市区町村へのアンケート調査結果

【参考】 国土交通省における発注や施工時期の平準化

1. 本事例集の趣旨・目的

国土交通省では、平成28年4月に「地方公共団体における平準化の取組事例について ～平準化の先進事例「さしすせそ」～」を作成し、公表致しました。また、平成29年3月に新たに市区町村の取組事例を収集して充実を図り、第二版として作成し、公表致しました。

この事例集は、地方公共団体から「取組を進めるに当たって他の地方公共団体の取組事例を参考としたい」などの意見が多数寄せられたことから、これらのニーズに対応するため作成したものです。

年間を通じた切れ目のない公共工事の発注は、地域の担い手となる建設業者の経営の効率化及び安定化、公共工事の品質確保を図る上で重要であり、改正品確法においても、工事完成時期の年度末への集中を避けるため、発注・施工時期等の平準化に努めることとされています。

発注・施工時期等の平準化にあたっては、債務負担行為の積極的な活用、発注見通しの統合・公表、余裕期間の設定、適切な工期設定等により、発注時期及び工期末が一時期に集中しないように年間を通じた分散化を図る必要があります。

国土交通省においては、これまで国庫債務負担行為の活用として、平成27年度から、工期が12ヶ月未満の工事についても、必要に応じて、適正な工期を確保するため2カ年国債を設定するとともに、平成29年度当初予算では、新たにゼロ国債を設定するなど積極的に平準化の取組を推進しております。平成30年度予算においても、国庫債務負担行為の額を前年度より上積みするとともに発注見通しの統合・公表を拡大するなど、平準化の推進に積極的に取り組んでおります。

このような発注・施工時期等の平準化に向けた取組をさらに多くの地方公共団体に広げることが重要であることから、昨年に引き続き、地方公共団体が取り組む事例を収集し、本事例集をとりまとめたところです。

今般改訂した事例集では、都道府県の取組状況と共に、積極的に平準化を進めている市区町村の取り組みや工夫等を拡充し、取りまとめ致しました。

地方公共団体においては、自らの発注体制や地域の実情等に応じて、一層の発注・施工時期等の平準化に向けた取組を進めるための一助として、引き続き、本事例集を活用して頂ければ幸いです。

1. 本事例集の趣旨・目的（関係法令等）

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）（抄）

（発注者の責務）

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

四 計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成26年9月30日閣議決定）

（抄）

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

1 発注関係事務の適切な実施

（3）計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更

発注時期がある時期に過度に集中したり、根拠なく短い工期を設定すると、受注者側にとっては、人員や機械の効率的利用が困難となり、また、厳しい工程管理を強いられることにより効率的な施工体制が確保できないおそれがあり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることとなる。このため、発注者は、債務負担行為の積極的活用等により発注・施工時期の平準化を図るよう努めるものとする。また、受注者側が計画的に施工体制を確保することができるよう、地域の実情等に依りて、各発注者が連携して発注見通しを統合して公表する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。さらに、発注者は、当該工事の規模、難易度や地域の実情等を踏まえた適切な工期を設定するよう努めるものとする。

発注関係事務の運用に関する指針（平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）

（抄）

Ⅱ. 発注関係事務の適切な実施について

1. 発注関係事務の適切な実施（発注や施工時期等の平準化）

（2）工事発注準備段階

地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会や地方公共工事契約業務連絡協議会等（以下「地域発注者協議会等」という。）を通じて、各発注者が連携し、発注者の取組や地域の実情等を踏まえ、発注見通しについて地区単位等で統合して公表するよう努める。また、債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化に努める。

1. 本事例集の趣旨・目的

平準化の効果

年度内の工事量の偏りを解消し、年間を通じた工事量が安定することで以下のような効果が期待され、建設生産システムの省力化・効率化・高度化に寄与（生産性の向上）することが考えられる。

（発注者）

- 人材・資材の効率的な活用の促進による入札不調・不落への対策
- 中長期的な公共工事の担い手確保対策
- 発注職員等の事務作業が一時期に集中することを回避

（受注者）

- 人材・資機材の実働日数の向上等による建設業の企業経営の健全化
- 労働者（技術者・技能者）の処遇改善（特に休日の確保など）
- 稼働率向上による建設業の機械保有等の促進（建設業の災害時の即応能力も向上）

平準化に向けた取組

平準化を進めるに当たっては、以下の取組が考えられる。

- ㊦ 施工時期等の平準化も踏まえた債務負担行為の活用
- ㊧ 余裕期間制度の活用等による工事着手時期の柔軟な運用
- ㊨ 適切な工期設定を行ったうえでの、繰越制度の適切な活用
- ㊩ 設計・積算を前年度までに完了させることによる早期発注
- ㊪ 計画的な事業の進捗管理と工事の計画的な発注

2. 平準化の促進に向けた取組（さ・し・す・せ・そ）

（さ）債務負担行為の活用

- 年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用する。
- また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担行為も適切に活用する。

（し）柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）

- 工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着手方式等を積極的に活用する。
- ※ 余裕期間については各発注者により定義等が異なる。

（す）速やかな繰越手続

- 工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始する。

（せ）積算の前倒し

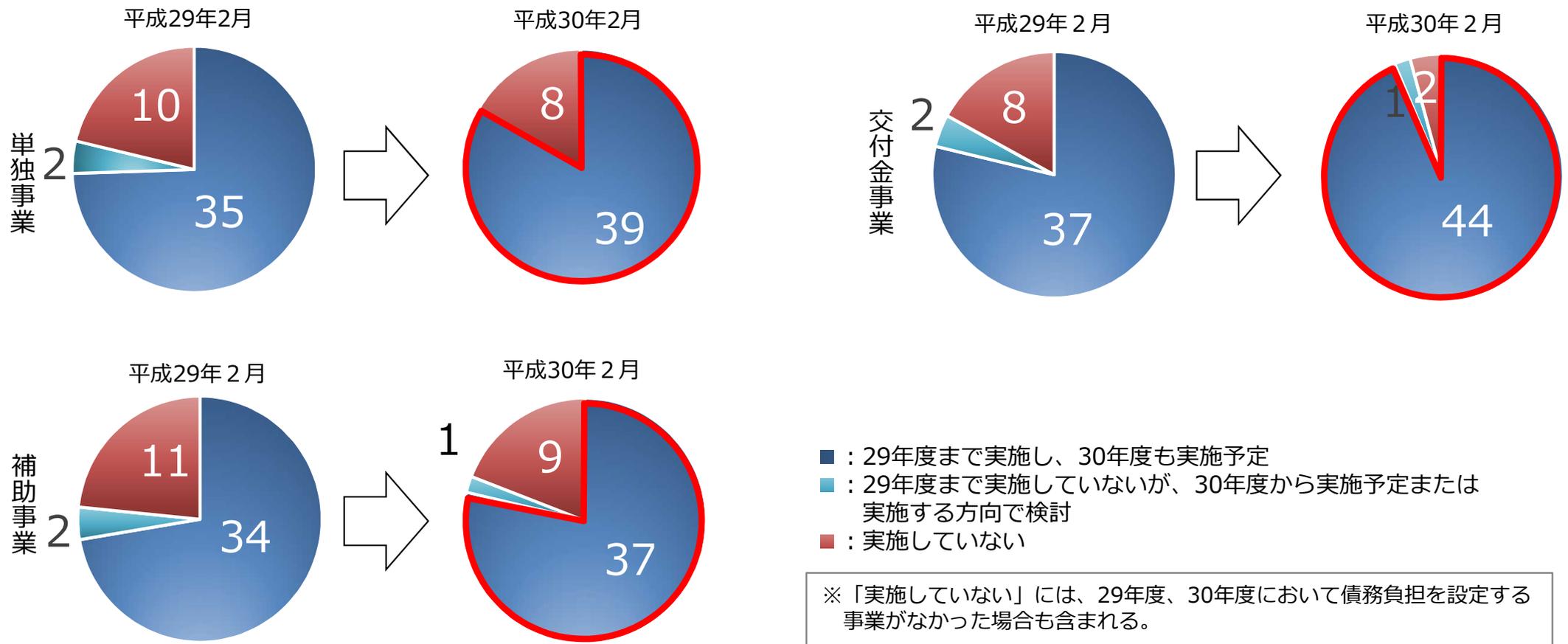
- 発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始する。

（そ）早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）

- 年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期（特に4～6月）における工事の執行率（契約率）の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施する。

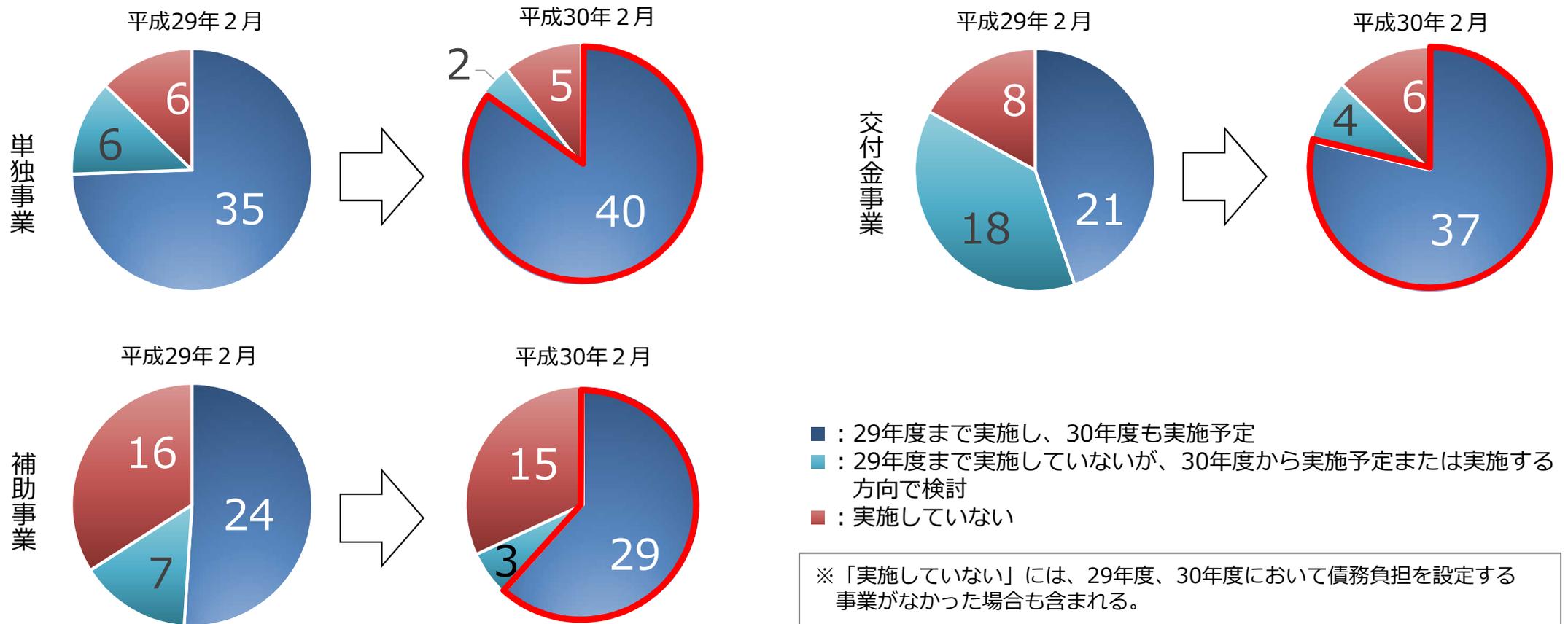
【債務負担行為の活用状況】

平準化の観点から踏まえた債務負担行為の活用を行っている都道府県は、単独事業では39団体、補助事業では37団体、交付金事業では44団体となっており、昨年2月時点と比較すると、全ての事業で債務負担行為を活用する団体が増加している。



【ゼロ債務負担行為の活用状況】

平準化の観点から踏まえたゼロ債務負担行為の活用を行っている都道府県は、単独事業では40団体、補助事業では29団体、交付金事業では37団体となっており、昨年2月時点と比較すると全ての事業で増加している。特に交付金事業では、大幅に増加している状況。

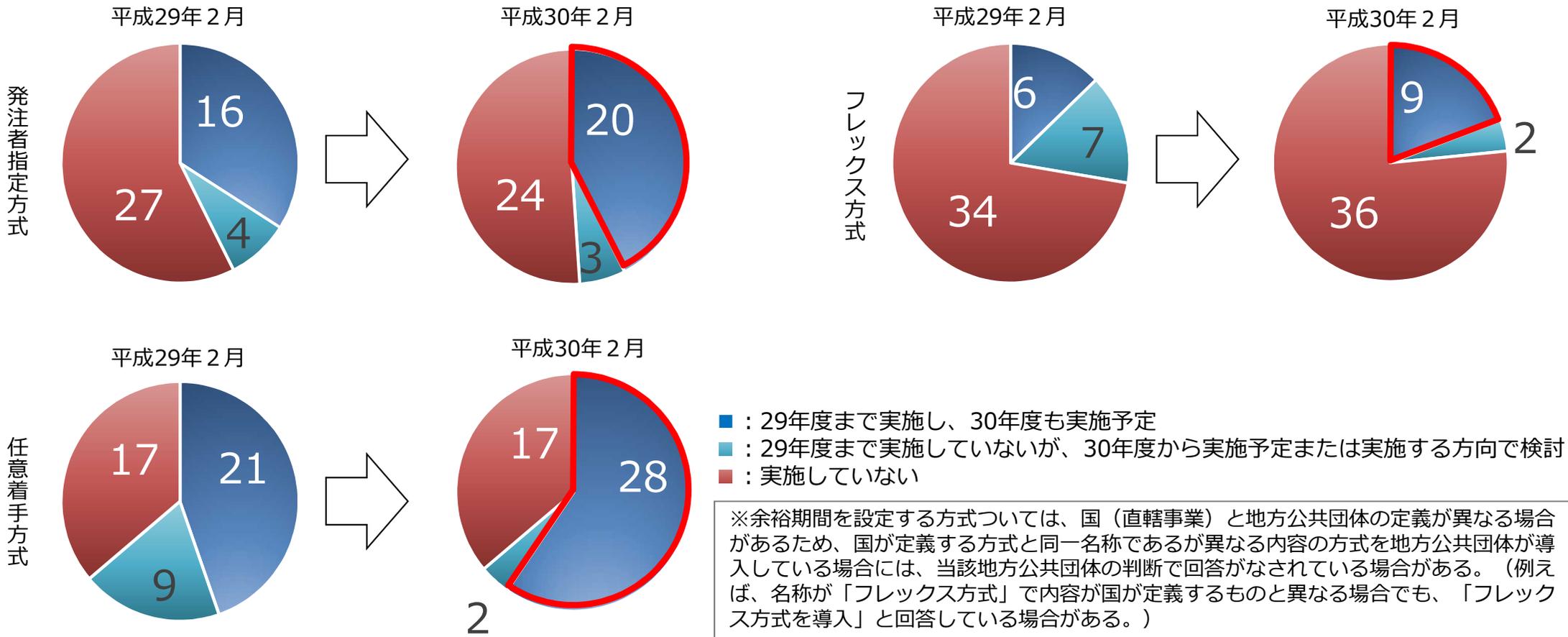


3. 都道府県における取組状況③

【柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）】

余裕期間を設定する制度を導入している都道府県は、発注者指定方式では20団体、任意着手方式では28団体、フレックス方式は9団体となっており、昨年2月時点と比較するとそれぞれ増加している。

なお、いずれかの余裕期間を設定する制度を導入している都道府県は、昨年2月時点では30団体であったが、今年2月時点では37団体となっている。



3. 都道府県における取組状況④

【速やかな繰越手続】

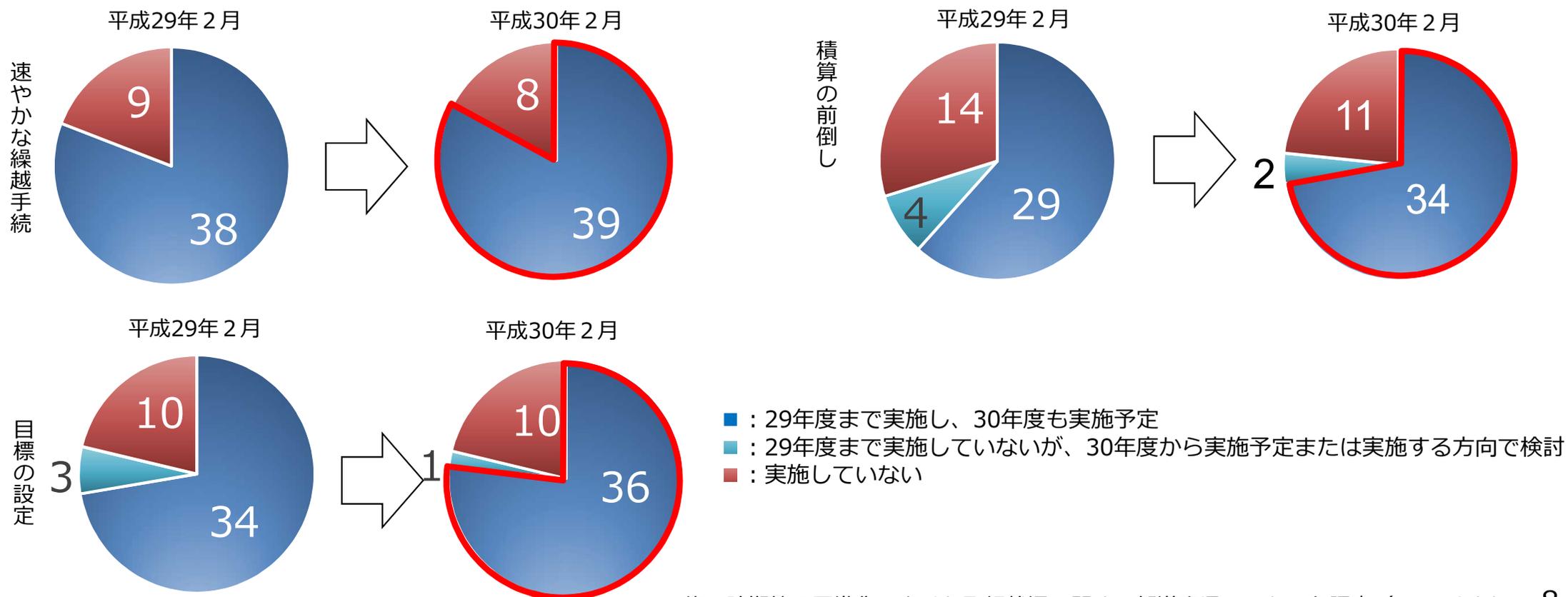
繰越制度の活用にあたり、これまで年度末直近の議会で行っていた手続きを、それ以前の議会で行っている都道府県は39団体で、昨年2月時点と比較すると増加している。早ければ、6月に手続きを行っている団体もある。

【積算の前倒し】

年度当初に速やかに発注手続きを開始するため、前年度のうちに設計・積算を完成させる取組を実施している都道府県は34団体で、昨年2月時点と比較すると増加している。

【早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）】

年度当初から予算執行のための執行率や契約率の目標を設定している都道府県は36団体ある。



4. 都道府県における取組事例①【債務負担行為の活用】

福島県

平成29年度12月補正予算において、初年度支出ゼロの債務負担行為を設定。

土木部 12月補正予算

初年度支出ゼロの債務負担行為を設定します。

事業の概要

○初年度支出ゼロの債務負担行為を設定します。

- ① 県単事業 限度額14.4億円(昨年度設定限度額10.1億円)
- ② 交付金事業 限度額10.6億円(昨年度設定限度額 4.5億円)

対象とする事業

次年度事業の契約を前年度1～3月に前倒しすることにより、年度初めの工事量確保と施工の平準化を図るため、以下に該当する工事等について、初年度支出ゼロの債務負担行為を設定するものです。

○会津地方など、積雪により施工期間が限られる豪雪地域において、降雪期前に工事を完了するために適正工期を確保する必要があるもの。

- ・国道352号(南会津町)：雪崩対策工 等



○出水期を迎える前に河川内を掘削し、洪水被害の防止を図る必要があるもの。

- ・逢瀬川(郡山市)：河道掘削工 等



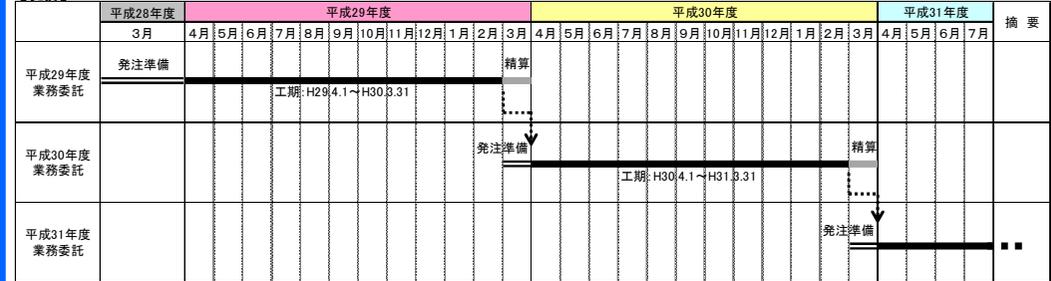
○その他、施工条件等から、早期に着手する必要があるもの。

(福島県HPより)

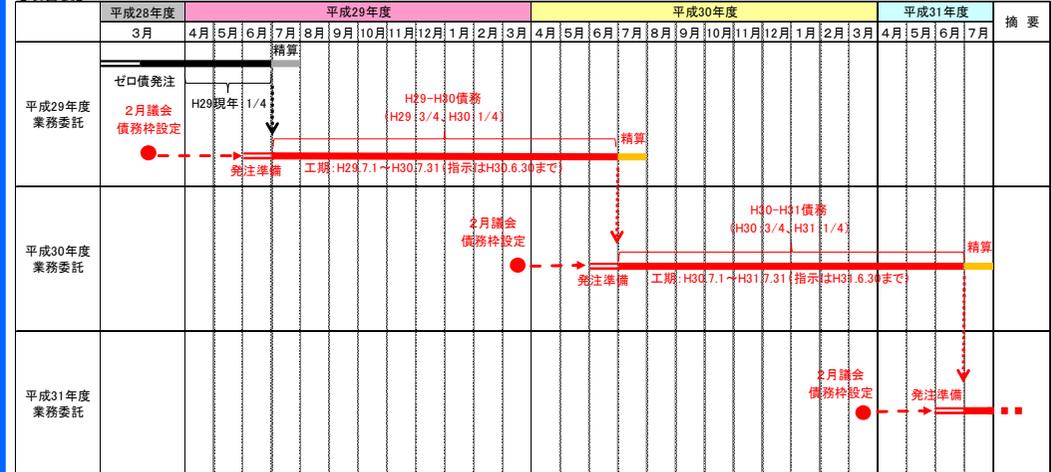
静岡県

道路維持管理業務については、4月1日から翌年3月末までの契約期間で業務を実施していたが、精算事務の関係上、年度末に道路に異常があった場合、業務対応ができず職員が直営で対応していた。平成28年度より、債務負担行為を適用し、7月から6月までの年度をまたぐ契約期間に変更し、年度末に発生した道路の異常への対応を迅速に行うとともに、発注時期の平準化を図っている。

【従前】



【改善後】



4. 都道府県における取組事例②【債務負担行為の活用】

青森県

平成29年度11月補正予算において、県事業の早期発注のため、社会資本整備総合交付金事業及び県費単独事業について債務負担行為を設定。

【社会資本整備総合交付金事業】	40億円
【県単独事業】	20億46百万円

秋田県

平成29年度12月補正予算において、社会資本整備総合交付金事業に関して債務負担行為の設定が可能となったことから、この制度を活用して前倒し発注を積極的に推進し、事業の平準化を図った。

【社会資本整備総合交付金事業】	14億54百万円
【県単独事業】	14億85百万円

群馬県

平成29年度11月補正予算において、年末から年度末にかけての公共事業発注の端境期対策として、ゼロ県債を活用し、中小企業への発注量を確保。（設定額：20億円）

埼玉県

平成30年度第一四半期の工事稼働件数の月別平均値を年間平均稼働件数の90%以上とすることを目標とし、平成29年度12月補正予算において、道路事業及び河川砂防事業(計16事業)でゼロ債務負担行為を設定。（設定額：32億62百万円）

千葉県

平成29年度12月補正予算において、舗装道路修繕事業、道路改良事業、河川改修事業、港湾維持事業など、多くの事業に平準化を目的としたゼロ県債を設定。（設定額：28億円）

新潟県

施工時期の平準化や、閑散期（第一四半期）における安定した工事量の確保に向け、平成29年度9月補正において、社会資本整備総合交付金事業について2カ年県債を設定するとともに、平成29年度12月補正予算においても、2カ年県債のほか、ゼロ県債を設定。（ゼロ県債設定額：77億円（社会資本整備総合交付金事業を含む））

富山県

平成29年11月補正予算において、冬期間に損傷した道路舗装の補修や区画線の引き直し、河川の浚渫・伐木などの県単独事業や、早期着手が必要となる国の社会資本整備総合交付金事業に係る公共事業について、年度間の切れ目のない発注と翌年度早期の工事着手を推進するため、ゼロ県債を設定。（設定額：21億円（うち社会資本整備総合交付金事業5億円））

4. 都道府県における取組事例③【債務負担行為の活用】

和歌山県

平成29年度において、平成30年度以降の債務要求額として、従来の基準による要求額（約173億円）とは別に、平準化を踏まえた債務負担として約90億円を計上。

また、平成30年度において、平成31年度以降の債務要求額として、従来の基準による要求額（約226億円）とは別に、平準化を踏まえた債務負担として約74億円を計上。

島根県

人材不足が顕著な建設業における安定的な雇用の確保のため、平成29年度11月補正予算において債務負担行為を設定し、平成30年度発注工事を一部前倒して年間工事量の平準化を図る。

（設定額：35.1億円）

岡山県

平成29年度11月補正予算において、年間を通じた工事施工時期の平準化を図るため、昨年度から実施してきた県単独事業へのゼロ県債の設定に加え、新たに社会資本整備総合交付金事業にもゼロ県債を設定。

【社会資本整備総合交付金事業】 13億4百万円

【県単独事業】 12億8百万円

香川県

平成28年度から、県単独事業に加え、翌年度に社会資本整備総合交付金事業として執行を見込む工事の一部について、早期着工による端境期における工事量の確保、施工可能時期を踏まえた適切な工期設定などを目的に、ゼロ債務負担行為を設定。

＜平成29年度ゼロ債務負担行為設定額＞

【社会資本整備総合交付金事業】 9億58百万円

【県単独事業】 8億28百万円

高知県

「建設業活性化プラン」に基づく公共工事の端境期対策として、繰越制度の柔軟な活用と併せて、次年度の地方特定道路整備事業（県単独事業）の一部を前倒して発注する。

H29	229箇所、181.4億円
	うち、県単独事業費6.4億円【債務負担】
H28	467箇所、288.02億円
	うち、県単独事業費1.02億円【債務負担】

福岡県

平成29年12月補正予算において、翌年度事業の早期発注と年間を通じた工事施工時期の平準化を図るため、社会資本整備総合交付金事業と県単独事業にゼロ県債を設定。

【社会資本整備総合交付金】 22億12百万円

【県単独事業】 54億12百万円

4. 都道府県における取組事例④【債務負担行為の活用】

佐賀県

平成29年度11月補正予算において、翌年度発注予定の事業を一部繰り上げて発注することにより、雨期前における浸水対策、防災対策、安全対策などの事業効果の早期発現を図るとともに、工事量の平準化や端境期における中小建設業者の受注機会の確保につなげるため、建設工事早期着手対策（ゼロ県債）として、道路整備交付金事業、河川整備交付金事業等の請負契約に係る債務負担行為を設定（設定額：18億75百万円）

長崎県

平成29年度11月補正予算において、端境期（4月、5月）における発注工事量の減少に対応し、発注可能な工事契約を前倒し実施するため、単独事業及び交付金事業にゼロ債務負担行為を設定。

【交付金事業】

道路橋梁街路事業（21億47百万円）、港湾事業（6億50百万円）、河川砂防事業（5億7百万円）

【県単独事業】

道路橋梁街路事業（13億74百万円）、港湾事業（80百万円）、河川砂防事業（2億50百万円）

熊本県

平成29年11月補正予算において、早期発注による年度前半の事業量確保を図り、県内景気の下支えに資するため、平成30年度の実施事業のうち早期実施が必要なものについて、ゼロ債務負担行為を設定。（道路新設改良費、治水堤防費、河川改良費、港湾建設費など）（設定額：12億85百万円）

宮崎県

翌年度発注予定の事業を一部繰り上げて発注することにより、出水期前に行う浸水対策、安全対策等の事業効果の早期発現を図るとともに、工事量の平準化を図るため、平成28年度より県単独事業に加え社会資本整備交付金等にも新たにゼロ県債を設定。平成29年度11月補正予算においては、さらに平準化を進めるためゼロ県債を増額設定。

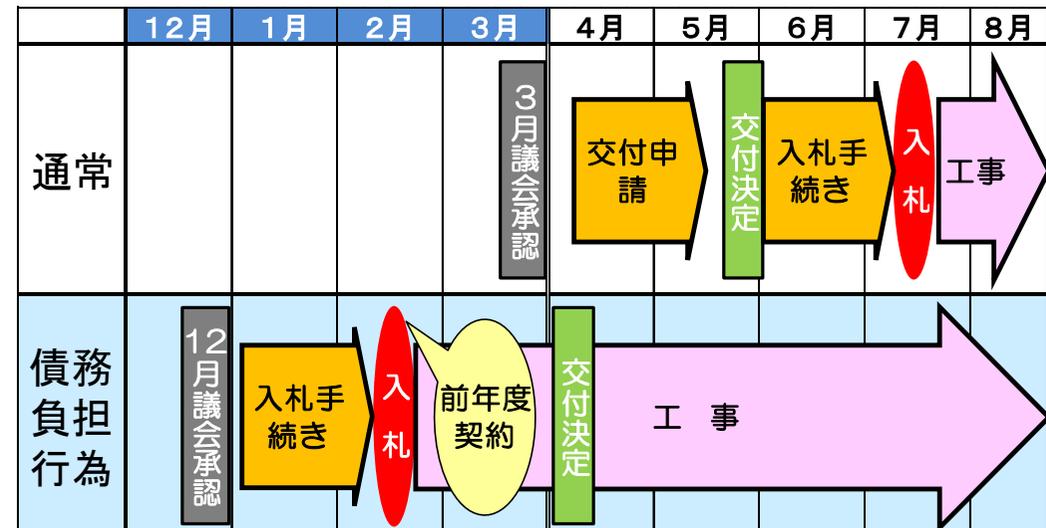
【交付金】19億33百万円（H28：10億円）

【県単独事業】15億45百万円（H28：14億66百万円）

鹿児島県

平成29年度12月補正予算において、公共事業及び県単公共事業の平準化等を図るため、債務負担行為（ゼロ県債）を設定。平成28年度からは交付金事業にも拡大。

（設定額：33億65百万円）

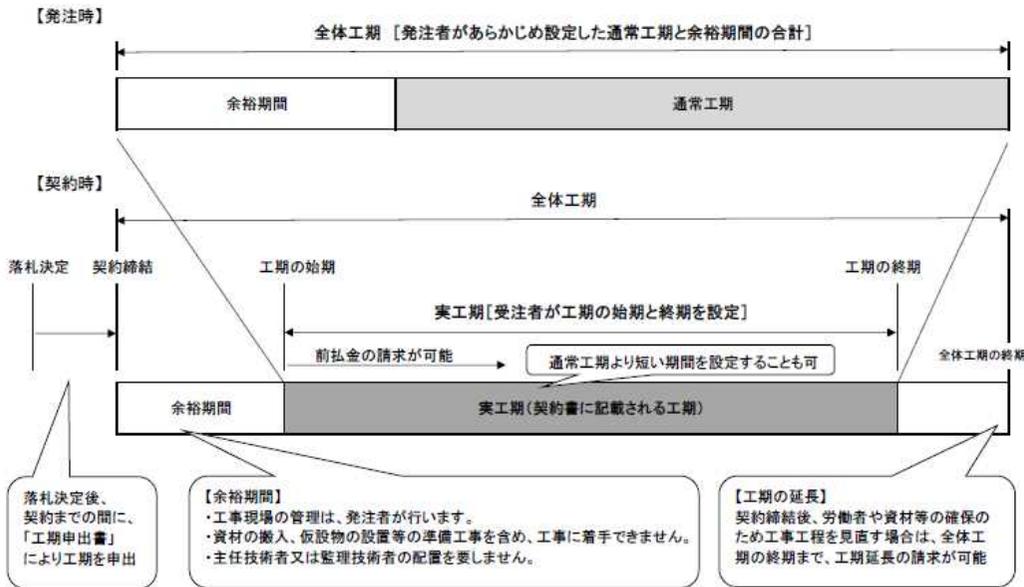


北海道

フレックス工期制実施要領の制定

建設管理部が発注する工事において、発注者があらかじめ設定した全体工期内で受注者が工事の始期・終期を決定できるフレックス工期制を導入し、平成29年1月4日以後に公告等を行う工事から適用。

フレックス工期制概要図



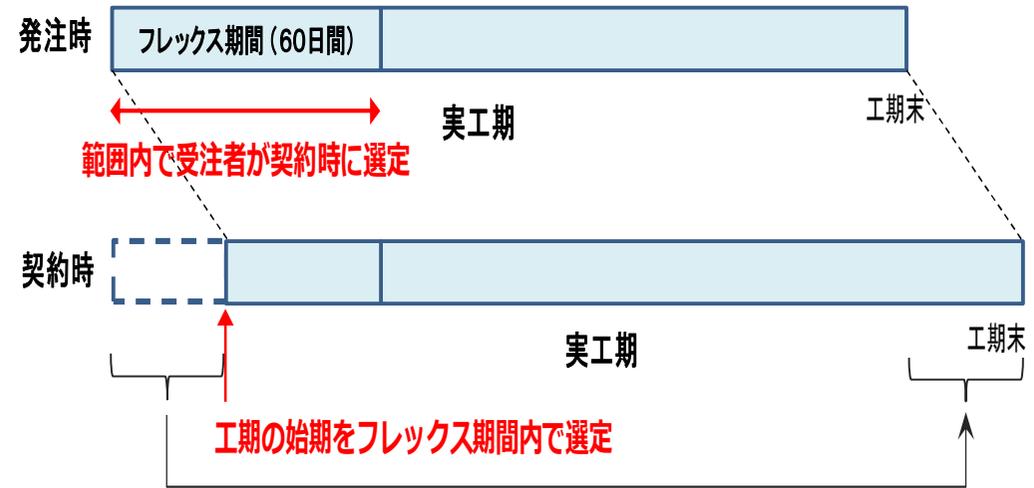
(北海道HPより)

和歌山県

フレックス工期制度

- ・入札公告に示した落札予定日から60日以内で任意に着工日を選択
- ・書面による技術提案提出日から着工日の前日までの期間は主任技術者の配置不要
- ・着工日から工期終了日までの期間は標準工期を確保
※対象：受注者が一定の期間内で着工日を選択することが有益と認められる工事（入札公告で明示）

和歌山県のフレックス工期による契約方式（イメージ図）



※当初の着工日(通常は契約日の翌日)から受注者が選定した着工日までの期間の日数を追加

⇒ 実工期は変わらない

千葉県

フレックス工期契約制度の適用拡大

これまで、「建築工事・建築設備工事」の発注において、『フレックス工期契約制度』を平成26年11月より導入していたが、平成29年1月1日より、県が発注する全ての建設工事に適用できるとし、受注者が工事着手時期を柔軟に設定することにより、技術者等を計画的に設置できるよう、対象工事を拡大。

本制度を適用する工事では、施工中の工事の完成時期や技術者を有効に活用するための配置などを勘案しながら、入札に参加することが可能となる。

新潟県

「施工時期選択可能工事制度」の拡充へ向けたモデル工事の実施

施工時期の平準化に向け、建設企業が有する人材・資機材等の安定的・効率的な活用ができるよう、施工時期選択可能工事制度の拡充へ向けたモデル工事を実施。

【対象工事】

平成30年1～3月に発注する予定価格250万円超3,000万円以下で債務負担行為を設定した工事を対象（随意契約は除く。）。

山形県

余裕期間制度の試行

平成28年の状況

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、県土整備部及び各総合支庁建設部が発注する建設工事の請負契約において、発注者が示した工事着手期限までの間に、受注者が工事の始期を選択できる契約方式を平成28年11月1日から試行。

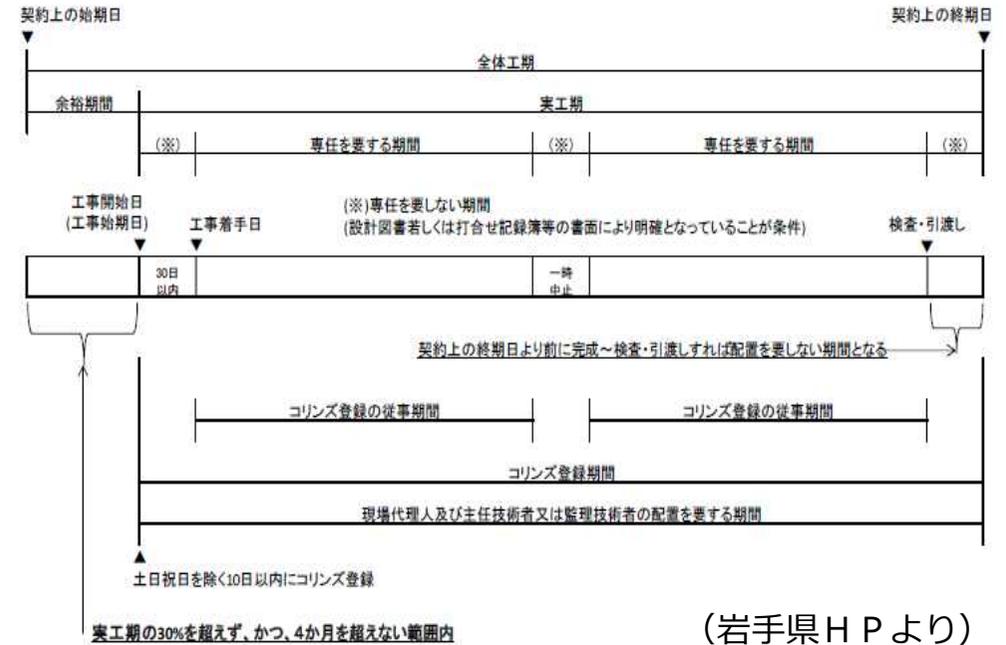
岩手県

余裕期間の設定

県土整備部が所管する県営建設工事において、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、実工期の30%を超えず、かつ4ヶ月（120日間）を超えない範囲内で余裕期間を設定し、工事の始期日を指定することができる制度を平成29年2月より導入。

余裕期間を設定した工事のイメージ

余裕期間を設定した工事で、契約上の終期日より前に完成～検査・引渡しする例



(岩手県HPより)

平成29年の状況

平成29年度末までに26工事で実施。試行を行った発注工事の受注者にアンケート調査を実施したところ、**全回答者から余裕期間制度を望む回答が得られたため、試行を継続。**

静岡県

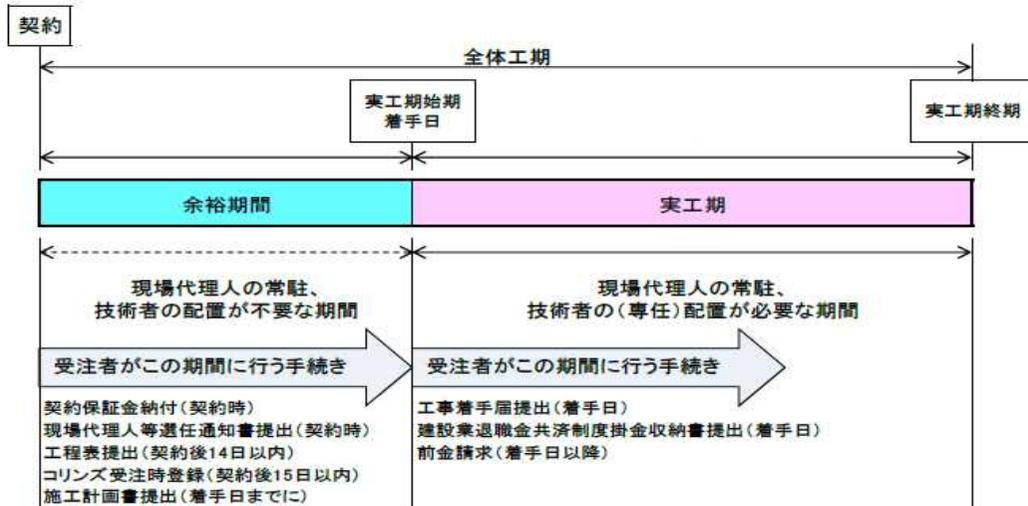
工事着手日選択型工事試行要領の策定

業務の平準化をさらに進めるため、新たに受注者が自由に着手日を選択することを可能とした工事着手日選択型工事試行要領を策定（平成28年4月1日施行）。受注者が、工事着手日選択可能期間内（90日以内）で工事着手日を選択し契約締結することが可能。平成29年度からゼロ債務負担行為予算による工事を対象に追加。（試行件数は各発注機関1件以上。）

三重県

建設工事における余裕期間制度の試行導入

早期に発注・契約を行い、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、建設資材の調達や労働力確保に資する余裕期間を設定する工事を、平成28年9月1日以降に入札公告を行う県発注の建設工事において試行導入。



(三重県HPより)

兵庫県

余裕期間制度の試行

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に労働者の確保や建設資材の調達を行うことができる余裕期間（最大60日）を設定した工事を試行。

【実施時期】平成28年4月入札公告分から実施。

<参考>余裕期間制度を活用した工事



* 余裕期間は、主任技術者等の配置は不要
(兵庫県HPより)

島根県

余裕期間制度の試行

受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、島根県土木部が発注する公共工事の一部を対象に、工事開始前に余裕期間（60日）を設定した工事の試行。

岡山県

余裕期間設定工事の試行導入

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、平成29年4月以降に発注する工事から余裕期間設定工事を試行。余裕期間設定工事では、受注者は、工事期間の30%かつ60日以内で発注者が設定した余裕期間内に、任意に工事開始日を選定することが可能。

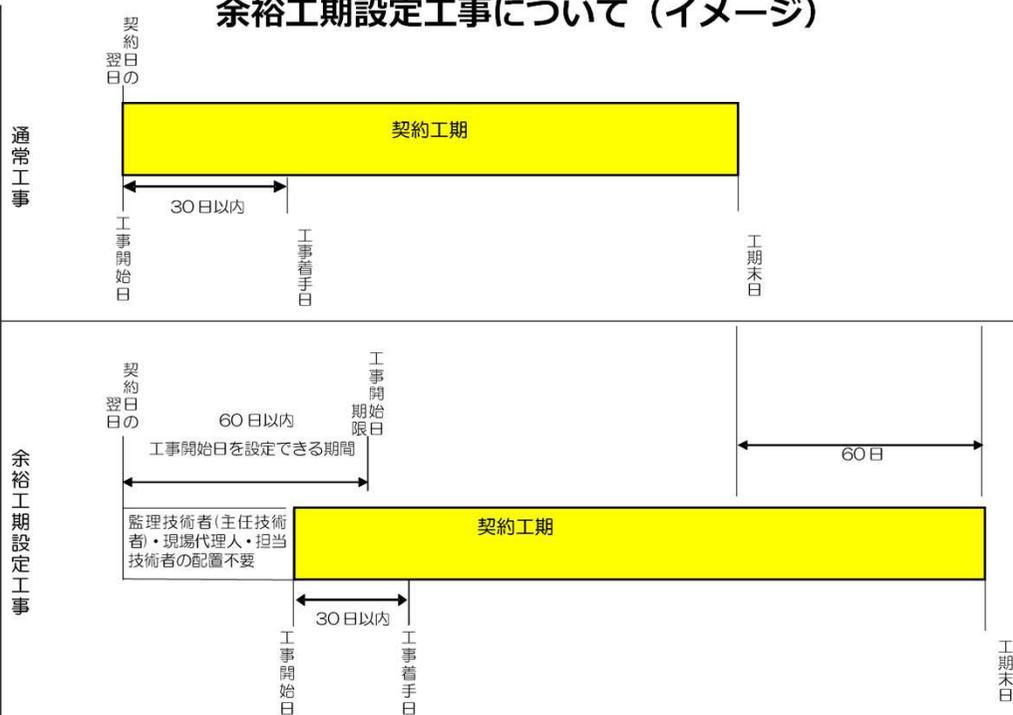
愛媛県

余裕工期設定工事の実施

改正品確法に基づく運用指針の趣旨を踏まえ、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定を行い、施工時期の平準化に努めるため、土木部発注工事において、工期に余裕期間を設定した工事を平成28年2月1日より試行。

平成29年度からは、全部局において全ての工事に原則適用することとして本格実施している。

余裕工期設定工事について（イメージ）



(愛媛県HPより)

高知県

余裕期間の設定

円滑な施工体制の整備の観点から、年度後半（10月以降）に公告又は指名通知を行う工事で、技術者不足等により入札の不調・不落の発生が懸念される等、発注機関において必要と認められるもので、発注者が指定したものを対象とする、契約締結日から工事開始日までの間に、余裕期間を設定し、当該余裕期間については、技術者の配置を不要とした工事を実施。

<発注者指定方式>



<任意選択方式>



(高知県HPより)

4. 都道府県における取組事例⑨【速やかな繰越手続】

栃木県

平成29年度9月補正予算において、道路事業、河川事業及び街路事業等の繰越明許費（185億67百万円（土木費関係））を設定し、9月通常議会に提出。

群馬県

平成29年度9月補正予算において、道路維持修繕事業、河川改修事業や街路事業等に繰越明許費（11億13百万円（県土整備費関係））を設定し、9月定例議会に提出。

埼玉県

平成29年度12月補正予算において、年度内の完了が困難なことが明らかになった工事について適正工期を確保するため、道路事業及び河川砂防事業（計18事業）で繰越明許費55億47百万円（県土整備部関係）を設定し、12月議会に提出。

千葉県

平成29年度12月補正予算において、道路事業、河川事業、港湾事業、災害復旧事業等で繰越明許費137億76百万円（県土整備部関係）を設定し、12月定例県議会において提出。

石川県

平成29年度12月補正予算において、公共工事の通年施工対策の観点から、ゼロ県債（11億円）や繰越明許費（32億28百万円（土木費関係））を早期に設定し、12月定例議会に提出。

福井県

平成29年度12月補正予算において、用地交渉などにより工期が遅れている公共工事について、翌年度にわたり工事契約が可能となるよう繰越明許費（28億51百万円（土木部関係））を設定し、12月議会に提出。

岡山県

平成29年度9月補正予算において、道路整備事業等の繰越明許費（14億95百万円（土木部関係））を設定。また、平成29年度11月補正予算においても、地方道路整備事業等の繰越明許費（30億11百万円（土木部関係））を設定。

宮崎県

平成29年度9月補正予算及び11月補正予算において、公共道路新設改良事業、公共河川事業等の計17事業について繰越明許費（72億48百万円）を計上。

沖縄県

平成29年度9月補正予算において、道路事業、河川事業や街路事業等について繰越明許費（82億71百万円）を設定し、9月定例議会に提出。また、平成29年度11月補正予算においても、公園事業や港湾改修事業等の繰越明許費（60億76百万円）を設定し、11月定例議会に提出。

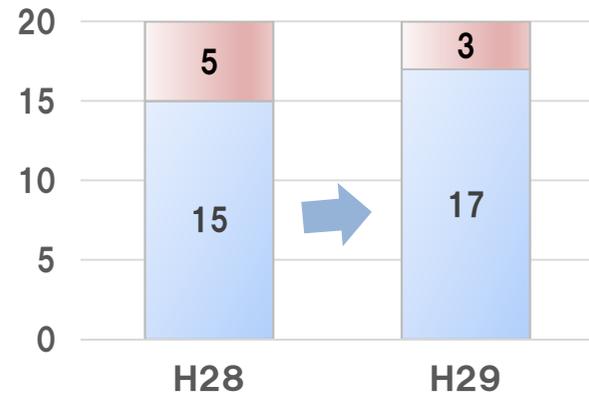
5. 市区町村における取組状況①

【政令指定都市の取組状況】

○すべての政令指定都市で、平準化を踏まえた何らかの取組を実施している。個別の取組状況を見ると、債務負担行為を活用している政令指定都市が、平成29年には17団体まで増加している。

(凡例：■実施済み ■未実施)

(n=20) 【債務負担行為の活用状況】



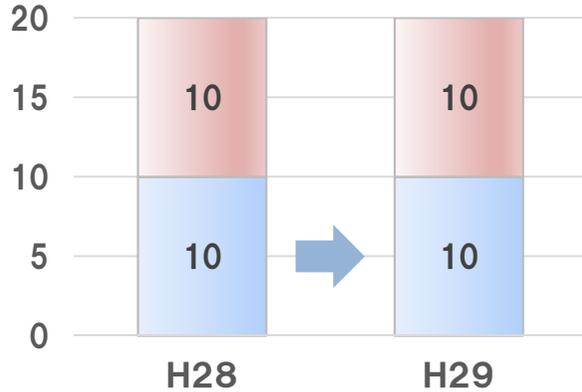
(n=20) 【柔軟な工期設定】



(n=20) 【速やかな繰越手続】



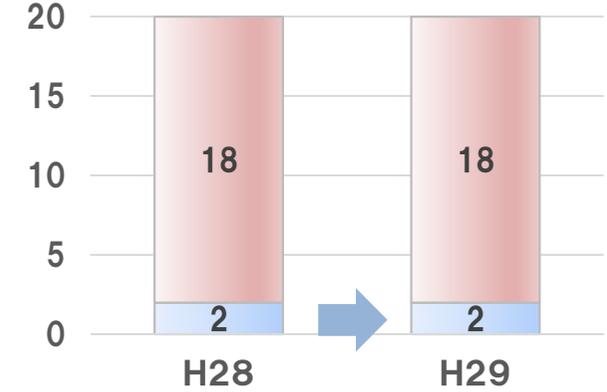
(n=20) 【積算の前倒し】



(n=20) 【執行率等の目標設定・公表】



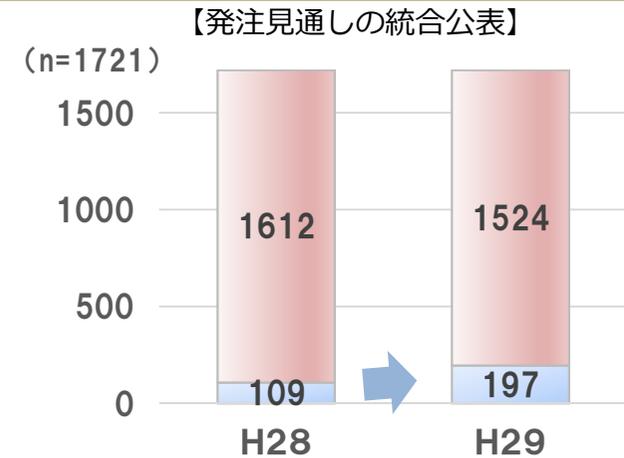
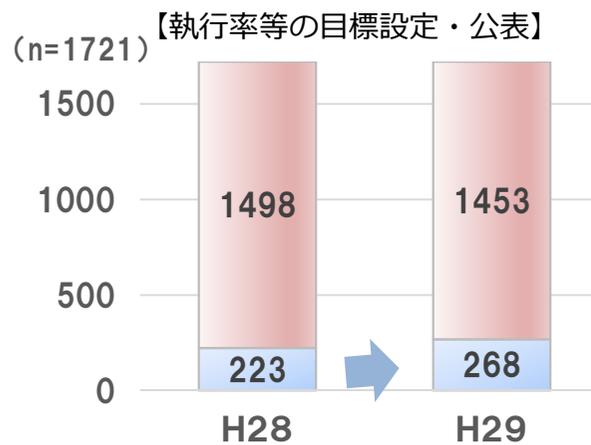
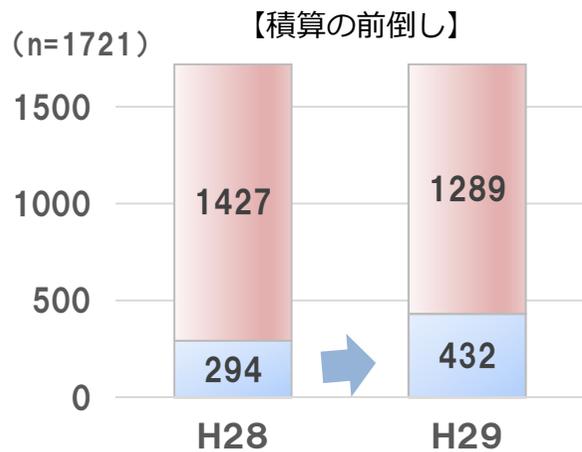
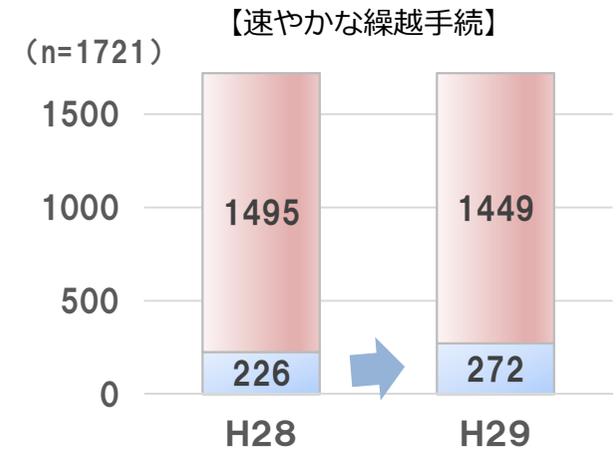
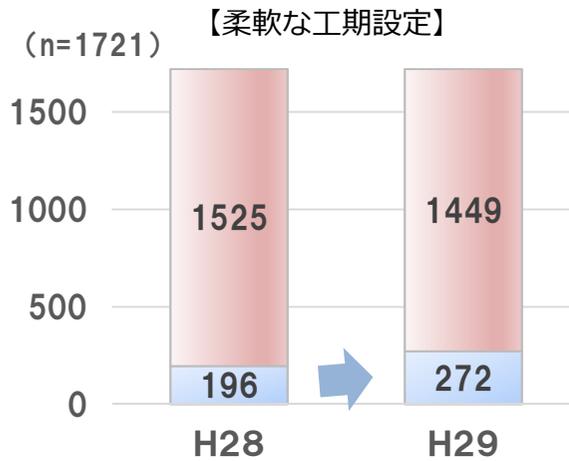
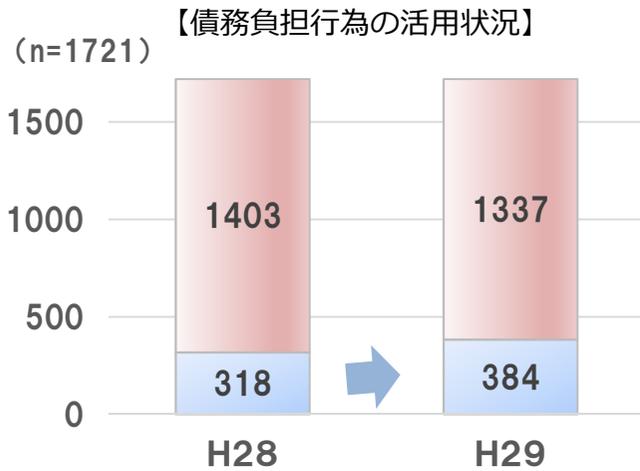
(n=20) 【発注見通しの統合公表】



5. 市区町村における取組状況②

【市区町村の取組状況】

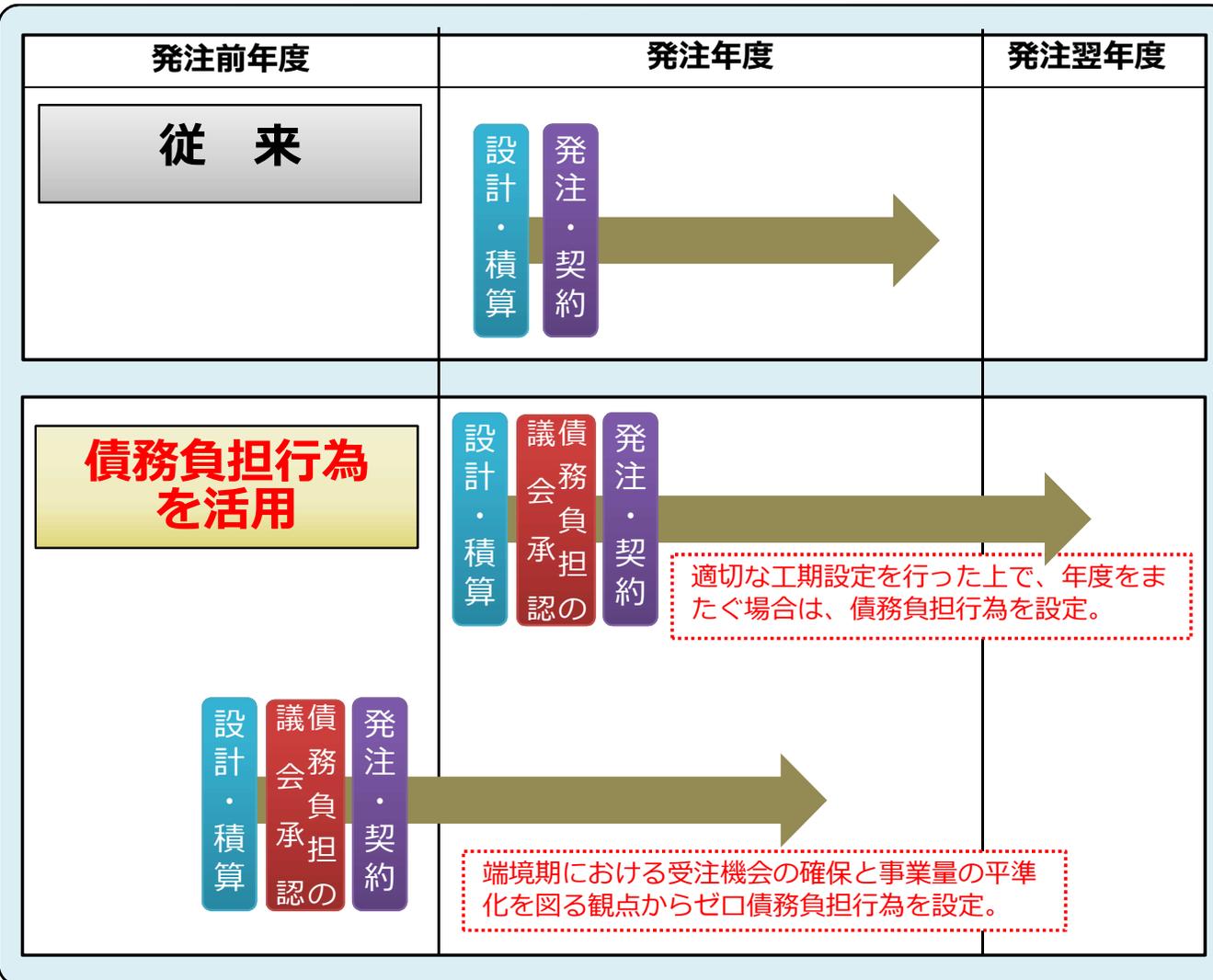
- 「さしすせそ」すべての分野で、H28調査時点と比較すると、H29において取り組まれている自治体数が増加した。
- 個別の取組状況では、積算の前倒しが432団体と最も取り組まれており、債務負担行為の活用が384団体と次いで多く取り組まれている。



(凡例：■ 実施済み ■ 未実施)

6. 市区町村における取組事例①【債務負担行為の活用】

年度当初に事業が少なくなることや、工事完成時期や調査・設計等の業務の履行期限が年度末に過度に集中することを避けるため、債務負担行為の適切な活用を推進している。活用する分野等に工夫を凝らし、独自に活用方法を見出している市区町村も見受けられる。



市区町村の工夫

- **初年度に前払金が活用できない旨を公告**に記載・周知するほか、各年度の出来高予定額及び支払限度額に初年度0円との旨、公告・契約書にあらかじめ記載している（青森県八戸市）
- 地域の要望・陳情に柔軟に早急に対応するため、**市内道路緊急補修事業に債務負担行為を設定**している（群馬県太田市）
- 新年度にならないと前払金が活用できないため、**保証会社の制度を紹介**している（長野県長野市）
- **計画的に工事路線を選定**することで、債務負担行為を有効的に活用している（東京都豊島区）
- **契約担当、起工担当及び財政当局で調整**し、債務負担行為を活用している。（東京都世田谷区）

平準化の観点等を踏まえて債務負担行為（ゼロ債務を含む）を活用している政令指定都市は17団体、市区町村は384団体あり、中には交付金事業において債務負担行為を活用する団体もある。

北海道釧路市

建設業者等の経営環境の健全化や労働者の処遇改善、資機材確保の円滑化などを図ることを目的にゼロ市債を設定し、事業を実施（平成28年度：26事業 2億95百万円、平成29年度：23事業 2億59百万円）。平成30年度においても、引き続きゼロ市債を設定。

北海道帯広市

平成25年度以降、上下水道工事や舗装新設工事、特殊舗装道路改良工事等を中心に、ゼロ市債を活用した早期発注を実施している。（毎年度：約3億円～6億円程度（10件程度））

青森県弘前市

建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、ゼロ市債を活用した発注時期の平準化の取組を実施。

【債務負担行為（土木費関係）】（平成29年度：70百万円）

❖ ゼロ市債による工事発注時期の平準化への取組みについて

弘前市では、建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、ゼロ市債を活用し、公共工事の発注時期の平準化に取り組みます。

1. ゼロ市債とは

市の会計は「単年度会計」であり、原則、一年度ごとに歳入と歳出を決定しています。しかし、新年度予算が成立してから契約手続きをしても、年度当初から工事に着工することは難しいため、「ゼロ市債」では、「単年度会計」の例外である債務負担行為を設定することにより、前年度中に契約締結、工事着工が可能となります。債務負担を設定する年度には支出がゼロであり、前払金等の支出は翌年度4月1日以降になることから「ゼロ市債」と言われています。

2. 発注方法

（青森県弘前市HPより）

福島県会津若松市

平成29年度12月補正予算において、早期発注による公共工事の発注時期の平準化を図るため、社会資本整備総合交付金事業（1事業）及び市単独事業（5事業）について債務負担行為（2億28百万円）を設定。

群馬県前橋市

平成29年度11月補正予算において、公共工事における発注の年度間平準化と来年度早期着工のため、道水路補修改良工事や土地区画整理事業等において、平成30年度を期間とするゼロ市債（3億14百万円（土木費関係））を設定。

群馬県富岡市

新年度で予定している工事等を現年度に前倒し発注し、公共事業の閑散期といわれる4月から6月期に施工することで平準化を図るとともに、工事等の早期完了・代金の早期支払いによる景気浮揚をねらいとして実施。（19事業 合計額1億30百万円）

東京都国分寺市

公共工事の発注時期の平準化により、建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、ゼロ債務を活用した公共工事の早期発注を実施。

ゼロ債務の活用による工事発注時期の平準化について

[サイト](#) ページ番号 1014990 更新日 平成29年1月5日

ゼロ債務の活用による工事の早期発注について

国分寺市では、公共工事の発注時期の平準化により、建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、ゼロ債務を活用した公共工事の早期発注を行います。概要は以下のとおりです。

[ゼロ債務の活用による工事の早期発注についての概要 \(PDF 63.0KB\)](#)

(東京都国分寺市HPより)

新潟県柏崎市

公共工事の早期発注と施工時期の平準化のため、新年度分の公共工事の契約や発注を今年度中に行う「ゼロ市債」を活用。新年度予算で行う市単独費の工事に、市議会の2月定例会議で債務負担行為を設定し、現年度中に入札、契約を締結をすることにより、新年度当初の施工を可能にするもの。

(平成29年2月債務負担行為：工事12件、金額97百万円)

ゼロ市債の活用による早期工事発注のお知らせ

市は、公共工事の早期完成を図るため、新年度分の公共工事の契約や発注を今年度中に行う「ゼロ市債」を活用します。

対象となる工事は、道路の区画線工事や漁港しゅんせつ工事など、早期に施工する必要がある工事や施工時期の限られている工事で、市単独費で行う工事です。

(新潟県柏崎市HPより)

静岡県浜松市

平成29年度9月、11月、2月補正予算において、早期発注や関係機関協議等による施工期間の制約への対応により平成30年度当初から工事に着手する事業に対し、積極的に「ゼロ市債」を活用。

平成30年度については、橋梁点検及び橋梁修繕、舗装修繕等の維持修繕に要する事業（25件、金額6億47百万円）で債務負担行為を設定。

6. 市区町村における取組事例④【柔軟な工期の設定】

工事の性格等を踏まえ、受注者における建設労働者や建設資材などの確保のため、柔軟な工期を適切に設定することとしている。工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、受注者がより効率的かつ円滑な施工を確保できるように配慮している市区町村も見受けられる。

国土交通省における余裕期間制度

発注者指定方式

- 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



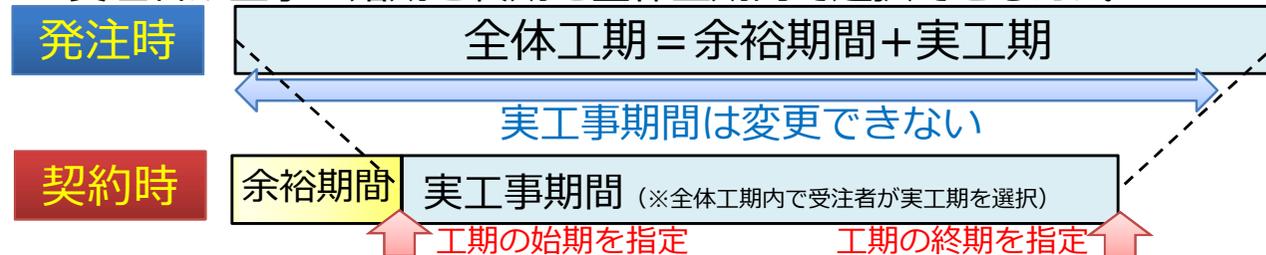
任意着手方式

- 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



フレックス方式

- 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



- 余裕期間の長さ: 工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲
- 技術者の配置:
 - 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)
 - 実工期・実工事期間: 技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

市区町村の工夫

- 年度内に標準工期を確保できる工事であり、余裕期間を設定したとしても、諸条件を考慮して繰越が生じない工事を対象に、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、実際の工事期間の前に、3か月を超えない範囲で、労働者の確保や資材の調達に要する余裕期間を設定（福島県いわき市）
- 受注者の円滑な工事施工に資するため、受注者が建設資材の調達や労働力の確保等を計画的に行えるよう、建設工事に係る一般競争入札において、発注者が工事着手日を指定し、実工期の30%かつ4か月を超えない範囲で契約締結日から工事着手日の前日までを余裕期間として設定する余裕期間制度を導入（岐阜県岐阜市）
- 第4四半期に契約する工事について、3ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を設けている（熊本県天草市）

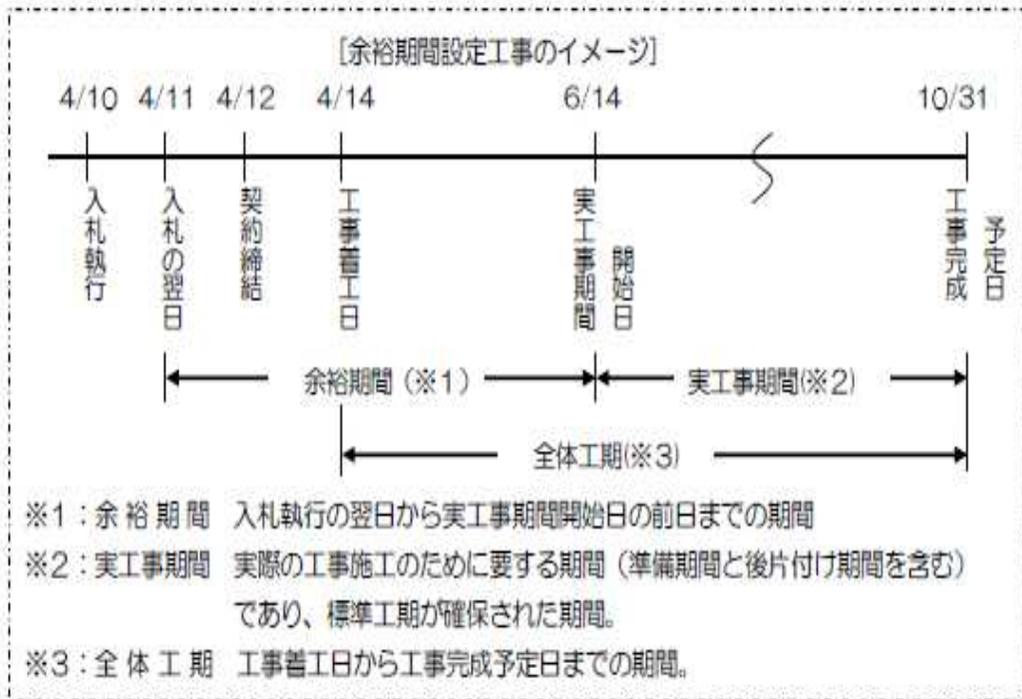
6. 市区町村における取組事例⑤【柔軟な工期の設定】

計画的な発注による工事の平準化や受注者の円滑な工事施工体制の整備等の観点から、余裕期間を設定する工事を導入または試行する政令都市・市区町村は、278団体ある。

福島県いわき市

余裕期間の設定

年度内に標準工期を確保できる工事であり、余裕期間を設定したとしても、諸条件を考慮して繰越が生じない工事を対象に、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、実際の工事期間の前に、3か月を超えない範囲で、労働者の確保や資材の調達に要する余裕期間を設定。



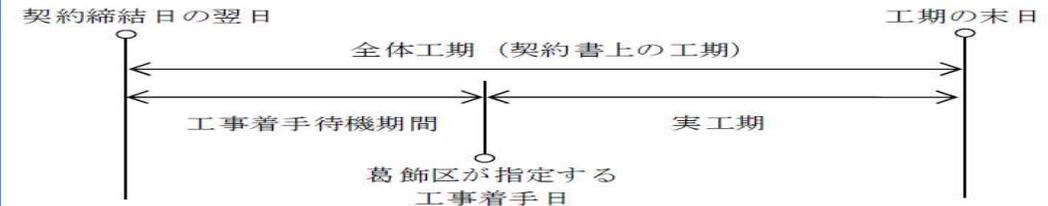
(福島県いわき市HPより)

東京都葛飾区

葛飾区が発注する工事において、より円滑な工事の実施を促進するため、早期契約方式およびフレックス工期契約方式を実施。

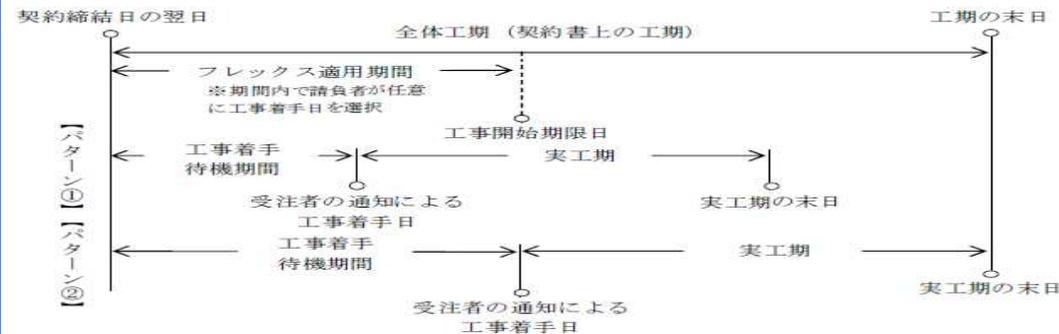
①早期契約方式

契約締結日の翌日から葛飾区が指定する工事着手日の前日までの期間を工事着手待機期間として設定した上で、早期に工事発注。



②フレックス工期契約方式

工事開始時期及び工事完成期限が特定されない工事について、契約締結日から一定の期間内に受注者が工事着手日を任意に決定できる「フレックス適用期間」を設定。



(東京都葛飾区HPより)

6. 市区町村における取組事例⑥【柔軟な工期の設定】

宮城県仙台市

計画的な工事発注を促進するとともに、受注者の円滑な工事施工体制の整備を図ることを目的として、余裕期間を設定し、全体工期内で実工期の始期を発注者が予め指定する方式を導入。

新潟県長岡市

受注者が施工時期を選択することにより、その受注する工事の平準化及び労働環境条件の整備を進め、安全かつ効率的な施工を確保するため、最終完成期限までの範囲内で施工時期を選択することが可能な「施工時期選択可能工事」を実施。

静岡県浜松市

施工時期等の平準化をより一層推進するため、建設工事の一部において、発注者があらかじめ設定した工事着手日選択期間内で、受注者が工事着手日を選択し契約締結することができる着手日選択型工事を、平成28年8月1日より試行。（単年度工事のみならず、債務負担工事も対象）

広島県広島市

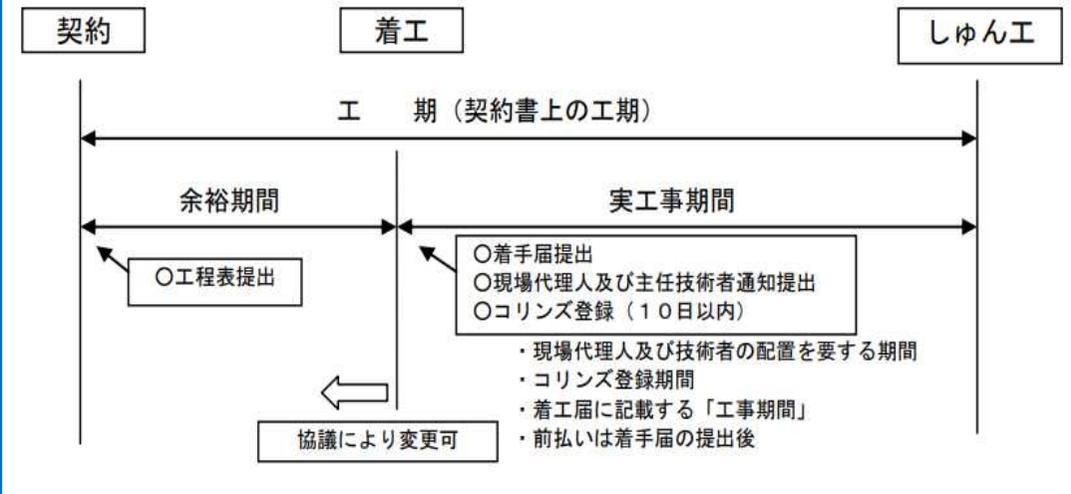
建築・設備工事の円滑な施工を確保するため、一部の建築・設備工事において、工期に余裕期間を設定した工事を試行。余裕期間は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働力確保等の準備を行うために、実際の工事期間前に3ヶ月を超えない範囲で設定。

福岡県古賀市

早期に発注し契約を締結することが可能であり、かつ、受注者の技術者及び施工体制の計画的な確保に寄与することが期待できるものを対象に、受注者が一定の期間の範囲内で工事着手日を選択できる契約方式（フレックス工期契約制度）を導入。

熊本県天草市

余裕期間は、工事ごとに発注者が判断し3ヶ月を超えない範囲で設定。余裕期間内に建設資材の調達や労働力が確保できた場合、施工担当課との協議により工事着工可。

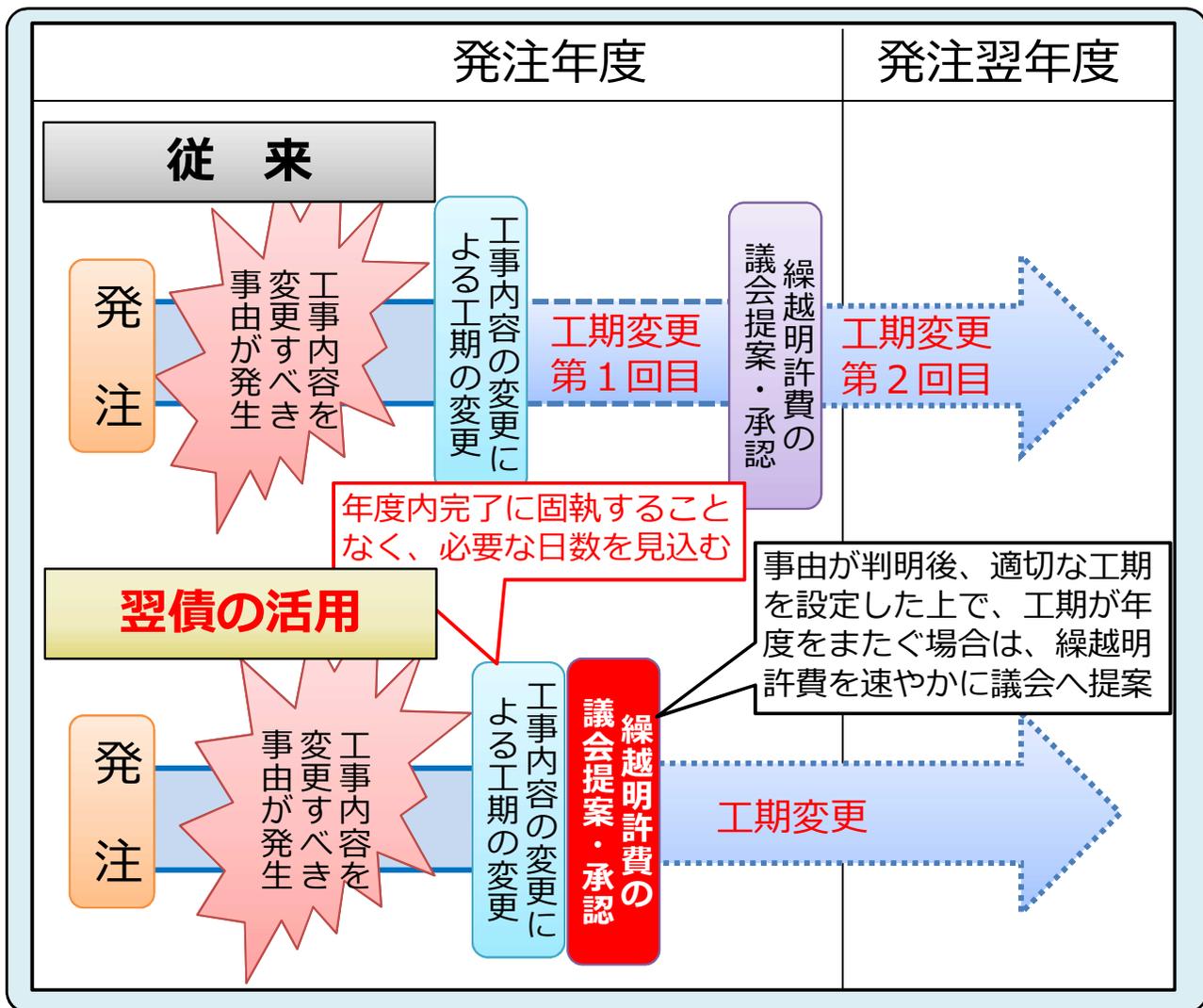


熊本県熊本市

受注者の円滑な施工体制整備を図るため、建設資材の調達や労働力確保に要する余裕期間を設定することができることとしている。余裕期間は、工事ごとに発注者が判断し、必要に応じて設定することとし、発注者指定方式、任意着手方式又はフレックス方式のいずれかの方式において設定する。

6. 市区町村における取組事例⑦【速やかな繰越手続】

工事や業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じたことから、年度内に支出が終わらない場合には、繰越制度を適切に活用することとしている。市区町村においても、年度末間際での繰越手続や、年度内の工事完了に固執することなく、早い段階から必要日数を見込み、早めに議会（例えば12月議会等）に上程するなど、早期の繰越制度を活用している団体が複数存在している。



- ### 市区町村の工夫
- 工事又は業務を実施する中でやむを得ない理由により契約内容等の見直しが生じ、その結果、**年度内に支出が終わらない場合は、その段階で繰越手続を開始**(岩手県釜石市)
 - 工期を勘案し、年度内に工事の完了が見込めないことが明らかな事業は、年度末を待たずに繰越手続を実施。**平成29年度は、12月議会で一部対応**(栃木県さくら市)
 - 単年度工事完了に努めているが、発注後の現場状況を考慮し早々の**12月議会で繰越明許を活用し対応**している(奈良県生駒市)
 - 工期を勘案し、年度末までに繰越が必要と判断される事業はあらかじめ**前年12月の段階で議会手続きを経る**ことにより、適切に工期を設定することができた(沖縄県浦添市)

6. 市区町村における取組事例⑧【速やかな繰越手続】

工事等を実施する中で、やむ得ない事由により、当初想定していた内容を見直す必要が生じた段階で速やかに繰越手続を開始する政令指定都市・市区町村は、275団体ある。

北海道室蘭市

平成29年度12月補正予算において、市営住宅改修費や団地建替事業費に繰越明許費（3億27百万円（土木費関係））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

京都府舞鶴市

平成29年度12月補正予算において、道路新設改良事業費について、繰越明許費（66百万円）（土木費関係）を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

山形県南陽市

発注後の現場の状況や、降雪の状況を考慮し、年度内に完了しないことが見込まれた場合、その段階で繰越手続を開始。平成29年度12月補正予算において、公園整備工事に繰越明許費（29百万円（土木費関係））を設定し、第3回定例会（12月）に提出。

広島県三次市

当初工期の最終を2月末日とし、標準工期がとれないものや発注済みで3月末日に完了できないものについては6月、9月又は12月議会で繰越の承認を受けるように工事担当課へ指示している。

平成29年度においては、9月補正予算において、小路美装化事業等について、繰越明許費（50百万円（土木関係費））を設定し、第3回定例会（9月）に提出。また、12月補正予算において、市道・橋梁改良事業について、繰越明許費（3億15百万円（土木関係費））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

埼玉県春日部市

平成29年度12月補正予算において、橋梁長寿命化修繕事業について、繰越明許費（3億18百万円（土木費関係））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

熊本県天草市

平成29年度12月補正予算において、市道改良事業等について、繰越明許費（4億14百万円（土木費関係））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

東京都八王子市

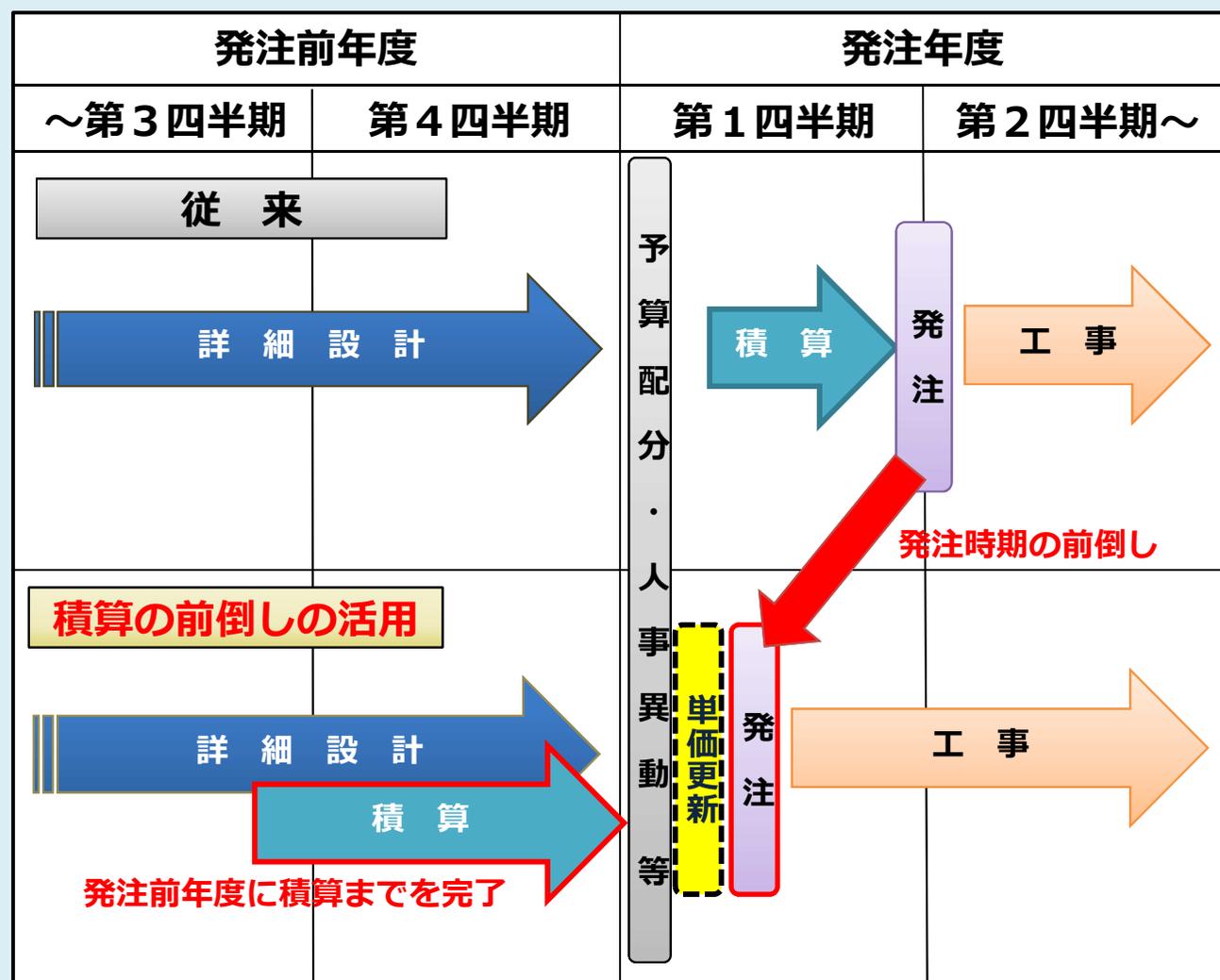
平成29年度11月補正予算において、台風第21号により被災した施設等の復旧事業費を計上すると共に繰越明許費（7億48百万円（土木費関係等））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

鹿児島県出水市

平成29年度12月補正予算において、一般道路整備事業等について、繰越明許費（1億50百万円（土木費関係））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

6. 市区町村における取組事例⑨【積算の前倒し】

予算配分後、速やかに工事の発注手続きを開始できるよう、発注前年度のうちに積算までを完了する「積算の前倒し」を活用し、新年度に速やかに発注を行えるような工夫を実施している市区町村が多数見受けられる。



市区町村の工夫

- ▶ 前年度までに一定程度の積算を完了させ、最新単価の入力で完成できるよう下準備を行っている（茨城県東海村）
- ▶ 設計業務を早期発注（年内工期100%）することで、工事発注の積算、契約図書の作成時間を確保している（東京都府中市）
- ▶ 発注前年度のうちに設計・積算を完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を実施（京都府宇治市）
- ▶ 積算から入札までの時間が短縮され、年度当初の早期発注に繋がっている（福岡県柳川市）
- ▶ 工事担当者（職員）を対象とした実務担当者会議を毎年開催し、早期発注の意識共有を図っている（福岡県小郡市）

6. 市区町村における取組事例⑩【早期執行のための目標設定等】 国土交通省

早期執行のために計画的に目標を設定し、受注者に対して情報を公開している市区町村が多くみられる。年末から年度末にかけて工期末が集中することが無いように事業量に留意している団体も見受けられる。

具体的な市町村取組例（発注見通しを公表している市の例）



平成30年度建設工事発注予定（4月6日更新）

4月の時点で半年先の発注見通しまで公表することで発注者に対して呼びかけを行うことにより、工事の平準化に資する

平成30年度 発注見通し表 (HP掲載の抜粋)

番号	担当課	工事名	概要	業種	工事期間(月数)	入札予定月	方法
	都市計画課	平成30年度 常念ふれあい公園 ローラー滑り台補修工事	ローラー滑り台補修 一式	土木一式工事	6	10	競争入札
	都市計画課	平成30年度 豊科南部総合公園マレットゴルフ場増設工事	マレットゴルフ場増設 9ホール コース整備 一式	土木一式工事	6	10	競争入札
	農政課	平成30年度 コテージ四季の園改修工事	内装改修 2棟	建築一式工事	3	10	競争入札
	総合体育館建設推進課	安曇野市新総合体育館建設工事	建築面積:約5500㎡ 延べ面積:約7700㎡	建築一式工事	26	10	総合評価

【運用上の工夫】上半期・下半期の年2回 → **四半期ごとの年4回更新の運用**

【掲載URL】<http://www.city.azumino.nagano.jp/soshiki/1100/26380.html>



建設工事発注予定情報

平成30年度 帯広市建設工事等 発注見通し（平成30年4月1日現在）

番号	予算課	工種	工事名	工事担当課	概算総額(税込・千円)【公表用】	予定工期(月)	予定工期(日)	契約方法	施工場所	工事概要	特記事項【公表用】
76	みどりの課	造園	中央公園案内施設工事	みどりの課	1,800	9	10月	一般競争入札	西条東6丁目外	案内板設置1基	
80	住宅課	解体	平成30年度大空団地3街区解体工事(公・棟)	建築管理課	36,600	5	7月	一般競争入札	大空町1丁目15-6、16-2	大空団地3街区 公・棟(公営住宅)の解体工事	

工事によっては12月に開始する事業まで掲載。

【運用上の工夫】発注見通しに特記事項欄を設け、**国の交付金の内示状況により取り止め等が見込まれる場合は、特記事項にその旨を記載**している。

【掲載URL】<http://www.city.obihiko.hokkaido.jp/soumubu/keiyakukanzaika/b060401kensetsu.html>



平成30年度公共工事発注見通し

平成30年度 三条市公共工事発注見通し一覧表

No	発注機関	担当課	工事名	工事場所	工事概要	工期	入札契約方式	工種	入札予定時期
1	新潟県三条市	建設課	市道井栗249号線道路改良工事	井栗地内	L=約80m	約3か月	一般競争入札	土木一式	第1四半期
2	新潟県三条市	建設課	市道善久寺13号線道路改良工事	善久寺地内	L=約70m	約3か月	一般競争入札	土木一式	第1四半期

【運用上の工夫】発注見通しの公表回数を増やすため、**様式を改善し、担当課の負担を軽減**した

【掲載URL】<http://www.city.sanjo.niigata.jp/category00001170.html>

市区町村の工夫

- **設計金額が250万円以上の工事について、年2回（4月、10月）発注見通しの公表**を行っている。（北海道音更町）
- **予算編成時より平準化会議を行い、年間の発注見通しを公表**するほか、発注予定時期を過ぎても入札契約依頼がない場合、**随時ヒアリングで状況を確認**している（北海道帯広市）
- 各事業担当課の年間工事発注見通しを**集約して、市のホームページに公開**している。**併せて、事業担当課へ早期発注を働きかけ**ている。（岩手県宮古市）
- **各部署で年度当初の発注目標を設定し、工事担当職員の意識を高め、早期発注に努め**ている。（奈良県生駒市）
- **地方整備局がとりまとめる発注一元化に参画**し、計画的な執行を進めている。（福岡県小郡市）

月別の工事量の格差改善に向けた取組（横浜市）

横浜市は、道路修繕工事、学校営繕工事、公共建築物の保全工事などにおいて、債務負担行為を設定し、月毎の工事量の格差を改善する取組を実施している。

OPEN YOKOHAMA

横浜市における発注・施工時期の平準化に向けた取組

1 現状

- 従前から早期発注などに取り組んでいる。
- 多くの工事が単年度工期のため、年度の工事量の格差が生じている。

2 取組の方向性

- ① 早期発注
- ② 発注時期の分散
- ③ **年度を跨ぐ工事発注**

3 取組内容

当初予算で道路修繕工事、学校営繕工事、公共建築物の保全工事などで**債務負担設定し、年度を跨ぐ工事**を発注

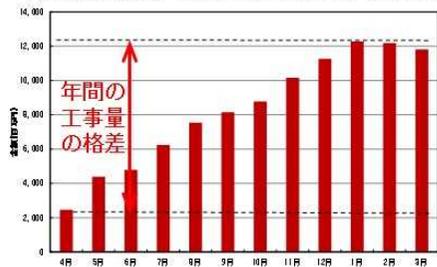
※債務負担設定することにより、年度を通じて計画的に工期の分散が図れる。

4 取組の効果

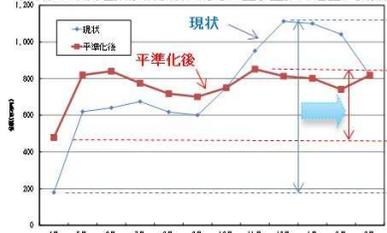
道路修繕工事で、工期の分散と債務設定による効果を試算

月毎の工事量格差を改善

月毎の工事量推計 平成26年度本市発注工事（3億円未満）



平準化効果のイメージ (平成26年度道路修繕事業の月毎の工事量推計を基に試算)



※出典：横浜市HP

発注情報一元化の例（埼玉県、大分県）

都道府県によっては、市区町村の発注情報を収集し、一元化することで、受注者に分かりやすく紹介している取組も見受けられる。

彩の国 埼玉県 公共工事発注見通し 発注情報一覧

・検索を実行するには、検索条件を指定して検索ボタンをクリックします。
・検索条件をリセットするには、クリアボタンをクリックします。

調達区分	建設工事	「調達区分」を変えると「業種/業務」及び「格付」がクリアされる。
調達機関名	指定しない	「調達機関名」を変えると「部局名」及び「課所名」がクリアされる。
部局名	指定しない	「部局名」を変えると「課所名」がクリアされます。
課所名	指定しない	
入札方式	指定しない	
業種/業務	指定しない	「業種/業務」を「指定しない」に変えると「格付」がクリアされる。
格付	指定しない	「格付」を指定するには、「調達区分」と「業種/業務」を指定する必要があります。
調達案件名称		
案件番号	含む	案件場所 を含む
公開日	検索範囲	2018年4月12日から2018年4月19日まで
表示件数	10	件ごと

指定しない
埼玉県
さいたま市
川越市
熊谷市
川口市
行田市
秩父市
所沢市
飯能市
加須市
本庄市
東松山市
春日部市
狭山市
羽生市
鴻巣市

Oita Prefectural Government 大分県

大分県共同利用型入札情報サービスシステム

県内の市町村等の情報をまとめて統合することにより、発注情報の効率化を図っている。

団体名を選択してください。
運用を開始している団体のみ選択できます。
公表している内容については、各発注機関にお問合せ下さい。

大分県	大分市	別府市	中津市	日田市
佐伯市	臼杵市	津久喜市	竹田市	豊後高田市
宇佐市	杵築市	豊後大野市	由布市	国東市
姫島村	日出町	玖珠		
玖珠郡	九重町	玖珠		

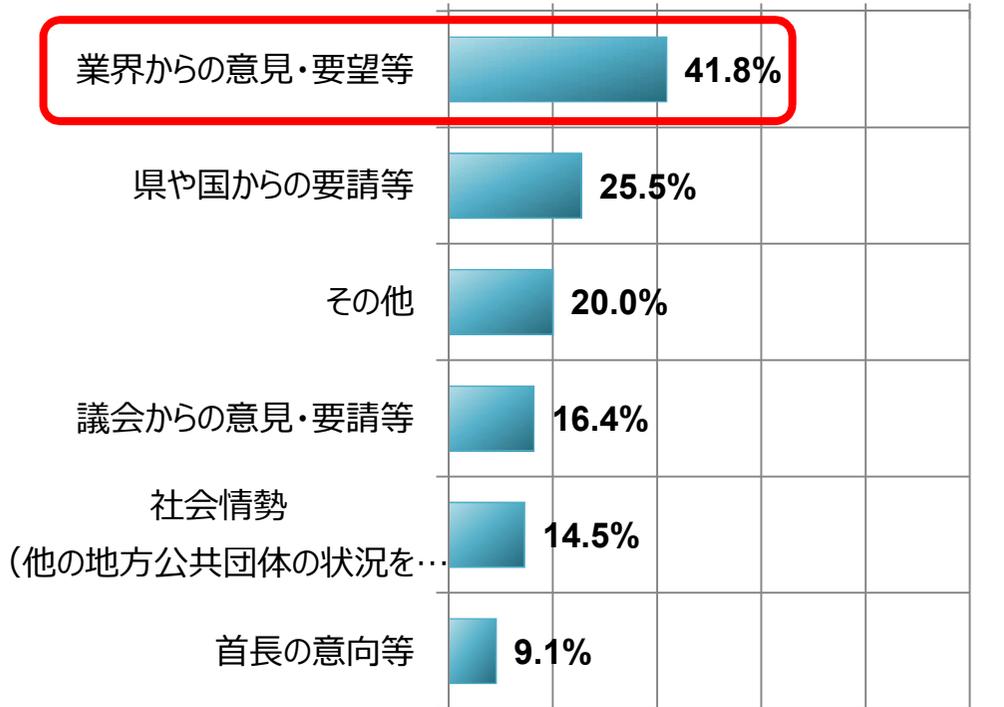
別府市 発注の見直し/案件参照 検索結果表示

発注対象	年度	業種	入札予定時期	工事の名称	発注元(名称)	工事の場所	工事の期間	工事の概要	備考
1	平成30年度	電気工事	第23半年期	別府市庁舎中央監視設備改修工事	別府市庁舎中央監視設備改修工事	別府市上野口町1番15号	約10ヶ月	本庁舎の中央監視設備の改修	新規
2	平成30年度	電気工事	第13半年期	別府市庁舎空調換気設備改修工事	別府市庁舎空調換気設備改修工事	別府市上野口町1番15号	約10ヶ月	本庁舎の空調換気設備の改修	新規

平準化に向けた取組の導入契機に関する市区町村からのご意見

業界からの意見・要望等が取組を導入する契機となったとの回答が最も多かったほか、県や国で先行して実施している状況を勘案して導入した等の回答が続いている。

回答：55自治体（重複あり）



●業界からの意見・要望等

- ・年度当初の閑散期（4～6月）における技術者の効率的な配置
- ・現状では工事の端境期があるので、年間を通じて平均的な発注を要望
- ・公共事業の品質確保のため、発注や施工時期の平準化の要望がある。

●県や国からの要請等

- ・県において施工時期の平準化に努めるために余裕工期制度が制定されたことを受け、当市でも同様の制度を導入するきっかけとなった。

●その他

- ・独自の下請契約の実態調査では、過半数が「早期発注をさらに増やしてほしい」との回答があり、更なる実施が望まれている。

●議会からの意見・要請等

- ・市民ニーズへの対応、品質の確保、コストの縮減、地元企業の発展などの効果に関する意見があった。
- ・受発注者双方にメリットがあり、受注者の企業経営の健全化や労働者の処遇改善、稼働率の向上にもつながるとの意見があった。

●社会情勢

- ・寒冷地帯固有の問題として、土木工事期間の制約があり、冬期における雇用確保が恒常的な課題となっていた。

※ 市区町村に対する平準化の取組に関するアンケート調査結果（H30.2）

Q. 平準化に向けた取組を導入する契機を選択の上、具体的な導入経緯や背景について回答してください。

選択肢：業界からの意見・要望等／議会からの意見・要望等／首長の意向等／社会情勢（他の地方公共団体の状況を考慮等）
／県や国からの要請等／その他（複数回答可）

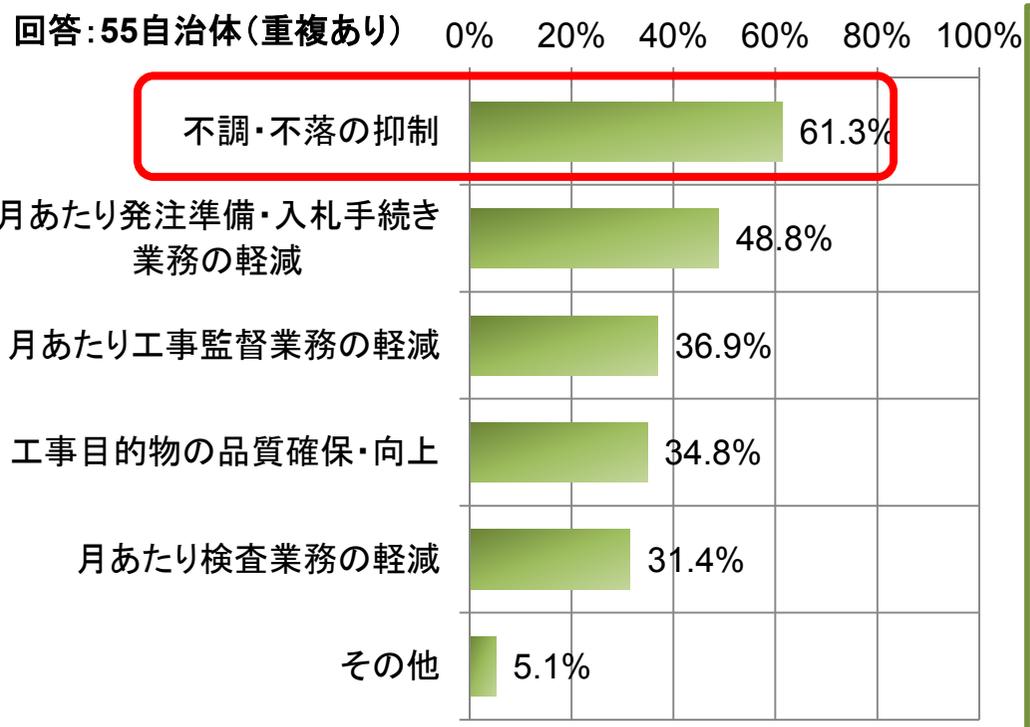
母数：債務負担行為等、平準化の取組を実施している58市区町村を対象にアンケート調査を実施。



7. 市区町村へのアンケート調査結果②【平準化の促進により期待する効果】

平準化の促進により期待する効果に関する市区町村からのご意見

平準化の取組により、不調・不落の抑制につながるという意見が多かったほか、工事発注や監督業務の軽減により、工事目的物の品質向上に期待するといった意見が多くみられた。



- 不調・不落の抑制
 - ・第1四半期に工事発注を例年より多く行うことにより、請けてもらえる業者が増えたため、不調・不落が少なくなった。
 - ・工事発注が集中すると業者の手持ち工事が飽和状態となり、入札不調が発生するが、発注の平準化及び発注見通しの公表により不調が低減。
 - ・大型建築工事については全国の情勢に影響を受けやすいので、余裕工期等の平準化への取組によって不調を抑える効果はあった。
- 月あたり発注準備・入札手続き業務の軽減
 - ・2、3月に工事発注できたため、年度当初の多忙な時期の工事発注量が減少した。
 - ・積算ミスの減少にもつながっている。
 - ・債務負担を設定している工事に関しては地域の要望や陳情に対して柔軟な対応が可能になった。
- 月あたり工事監督業務の軽減
 - ・工事着手まで協議時間がとれることにより、スムーズな施工ができた。
 - ・工事件数が平準化され、職員の時間外勤務が減少した。

● 工事目的物の品質確保・向上や、月あたり検査業務の軽減等

・余裕を持った工期設定にて丁寧な作業が行われ、品質が向上。人材の安定確保、コスト縮減、災害時等への対応の提供、地域経済の活性化が期待できる。

※ 市区町村に対する平準化の取組に関するアンケート調査結果 (H30.2)

Q. 平準化に向けた取組を実施する上で、期待している効果を回答してください。

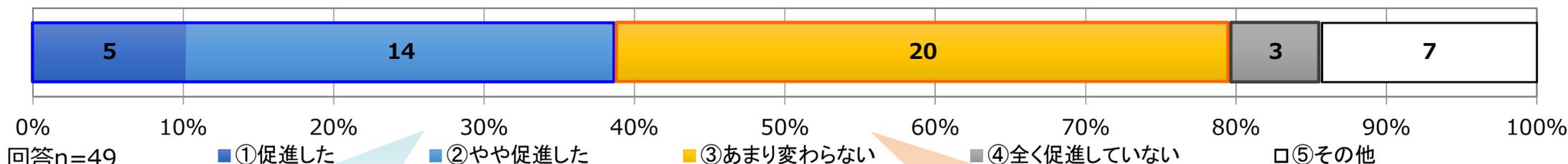
選択肢：月あたり発注準備・入札手続き業務の軽減／月あたり工事監督業務の軽減／月あたり検査業務の軽減／工事目的物の品質確保・向上／不調・不落の抑制／その他（複数回答可）

母数：債務負担行為等、平準化の取組を実施している58市区町村を対象にアンケート調査を実施。

7. 市区町村へのアンケート調査結果③【取組導入後の平準化の促進状況】

取組導入後における促進状況に関する変化について

- 促進した、やや促進したとの回答と、あまり変わらないとの回答がほぼ同数となっている。
- 促進した、との回答における自由意見では、工事の閑散期がなくなったとの意見もある一方、小中学校の工事や、出水期を避けるべき工事等、平準化が困難な事業について、課題として挙げられている。



● 促進した・やや促進した

- ・ 第1四半期に工事発注があるため、工事の閑散期がなくなった。
- ・ 特定の時期に工事が著しく集中するといった事態が緩和され、年間の工事計画の平準化に多少効果があったと考えている。
- ・ 庁内で「工事発注時期の平準化に関する会議」を開催し、平準化の取組を喚起。財政サイドにも出席を求めている。結果、不調、不落が少なくなった。
- ・ 業界から、第1四半期も技術者を配置できたとの声があった。

● あまり変わらない

- ・ 災害復旧や社会情勢等の影響に左右されやすい。
- ・ 小中学校の工事など、工事が限定される（夏休みなど）ものや、出水期を避けて行う必要がある工事が多いため、平準化に取組める事業が少ないことから、あまり変わらない。
- ・ 補助事業においては申請手続きなどの関係により、実際の発注が下半期に集中してしまう。
- ・ 平準化が原因と言えるはっきりとした効果はまだ出ていないと感じる。

※ 市区町村に対する平準化の取組に関するアンケート調査結果（H30.2）

Q. 平準化の取組の導入後、促進状況に関して選択の上、回答理由を回答してください。

選択肢： 選択肢：①促進した／②やや促進した／③あまり変わらない／④全く促進していない／⑤その他

母数：債務負担行為等、平準化の取組を実施している58市区町村を対象にアンケート調査を実施。

適正な工期を確保するため、国庫債務負担行為（2か年国債やゼロ国債）を活用すること等により、公共工事の施工時期を平準化し、建設現場の生産性向上を図る。

平準化に向けた3つの取組

① 国庫債務負担行為の積極的活用

適正な工期を確保するための **国庫債務負担行為（2か年国債（※1）及びゼロ国債（※2））** を上積みし、閑散期の工事稼働を改善

〈2ヶ年国債 + 当初予算におけるゼロ国債〉

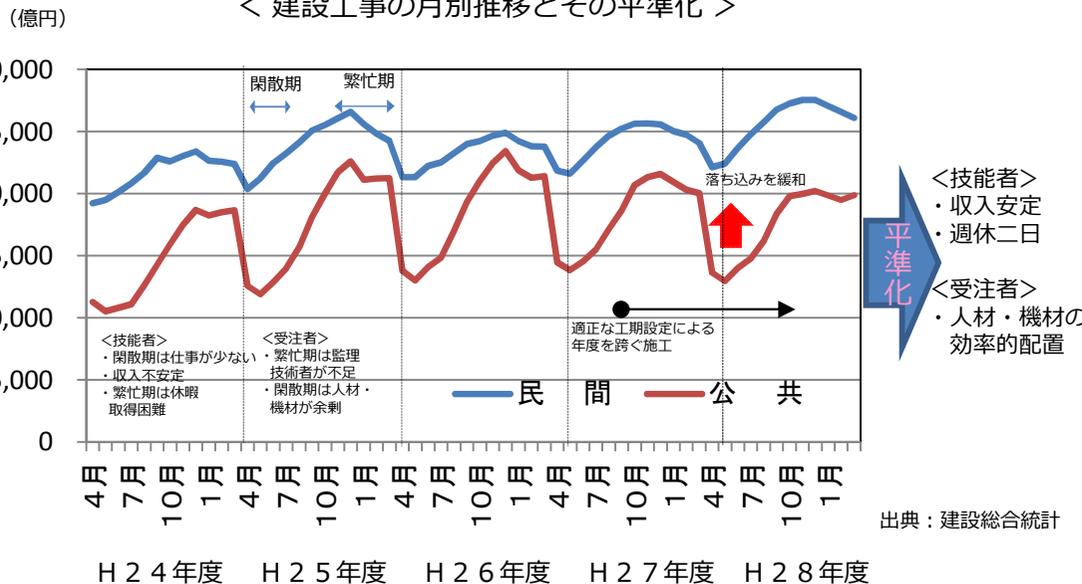
H27年度：約200億円 ⇒ H28年度：約700億円

⇒ H29年度※：約2,900億円 ⇒ **H30年度：約3,100億円**

※H29年度から当初予算におけるゼロ国債を設定
※H30年度の内訳は、2ヶ年国債 約1,740億円、ゼロ国債 約1,345億円

（参考）
補正予算でのゼロ国債（29年度：1,567億円）も活用し、平準化に取り組む

＜ 建設工事の月別推移とその平準化 ＞



② 地域単位での発注見通しの統合・公表の更なる拡大 全ブロックで実施している国、地方公共団体等の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する取組の参加団体を拡大

※参加状況の推移：H29.3末時点：約500団体（約25%）→H30.4時点：約1070団体（約54%）
国、特殊法人等：138/206、都道府県：47/47、政令指定都市：19/20、市町村：871/1722（H30.4時点）



【各地区のページ】
※〇〇地区の発注見通し
〇〇地区とは、〇〇市、〇〇町、〇〇村を含む地区です。

※平成28年1月1日自国に公告（発注）する見込みの工事のみ記載しています。
※予定価格が50万円以上の土木、建築の工事のみ記載しています。
※下記の発注機関の発注見通しについては掲載されておりません。また他に掲載のない発注機関は工事発注予定がありません。
発注機関名：〇〇市、〇〇町、〇〇村

※ここに記載する内容は、平成28年11月1日現在の見通しであるため、実際に発注する工事がこの記載と異なる場合、又はここに記載されていない工事が発注される場合があります。
※主要建設費等見込み量は、公表時点の見込み数量であり、公表後変更することがあり
※公表している内容等のお問い合わせについては、各発注機関へお問い合わせください。

各発注機関の見通し公表ページはこちら（詳細については、こちらをご覧ください。）

発注機関名	発注機関種別	工事名称	工事種別	工事場所	入札契約方式	工事種別	入札予定時期	工期	概算	概算工事費	備考
国土交通省東北地方整備局	〇〇事務所	〇〇河川工事	〇〇河川工事	〇〇市	一般競争入札	一般競争入札	平成28年〇月	約〇ヶ月	橋梁工、堤防工事、護岸工事、水門工事、水質浄化施設工事、その他土木工事（1年度約10億3,000万円）	300億5,860百万円	発注時期、工事種別、工事内容、工事費の追加が可能となる予定です。
〇〇市	〇〇市	一般風速改良工事	〇〇河川工事	〇〇市	一般競争入札	一般競争入札	平成28年〇月	約〇ヶ月	建設工事 V=2,000m ³ V=1,500m ³	100億5,150百万円	
〇〇市	〇〇市	〇〇地区河川改修工事	〇〇河川工事	〇〇市	指名競争入札	指名競争入札	平成28年〇月	〇日	造成工事 1式		

（参考）東北地方の事例

業界からは、技術者の配置計画、あるいは労務資材の手配について大変役立っているとの評価

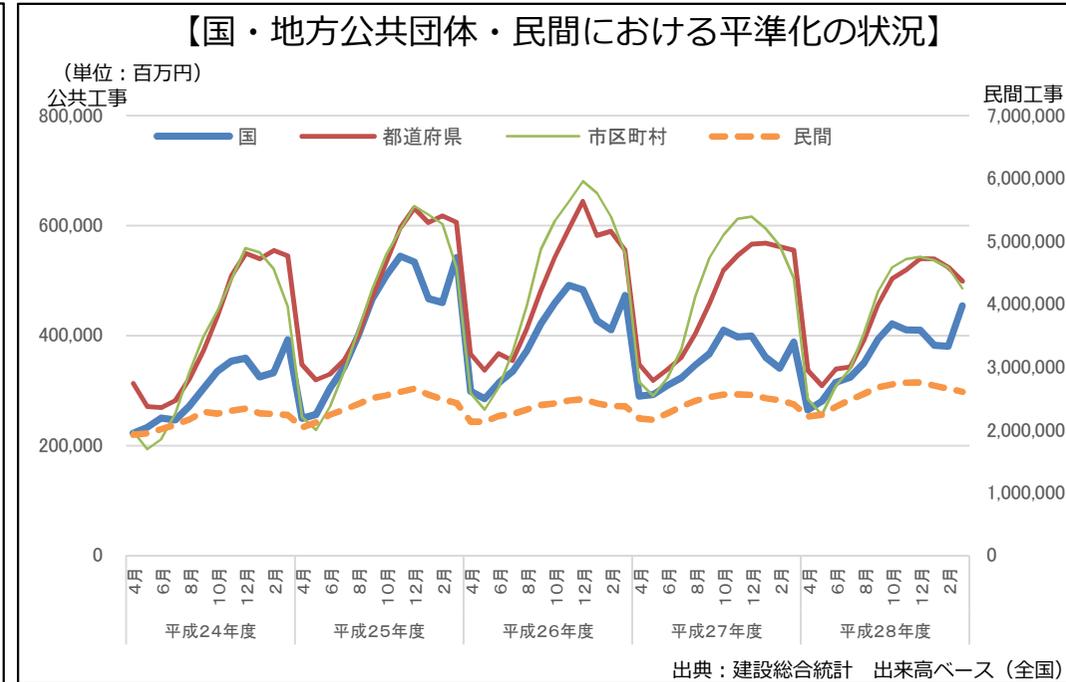
③ 地方公共団体等への取組要請 各発注者における自らの工事発注状況の把握を促すとともに、平準化の取組の推進を改めて要請

※1：国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担（契約）することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。

※2：国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。

取組状況（地方公共団体における平準化に向けた取組の促進）

- H28.1 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
- H28.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を実施することも可能であること等について通知
- H28.4 都道府県が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集をとりまとめ
- H28.5 都道府県と、工事の性格や地域の実情等を踏まえ、更なる平準化に努めるよう申合せ
- H28.10 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
- H28.11 都道府県と、債務負担行為の活用や適切な工期の設定、繰越制度の適切な活用等により、更なる平準化に努める旨を申合せ
- H29.2 総務省と連名で、地方公共団体の契約担当課だけでなく、新たに財政担当課に対しても平準化について要請
- H29.3 都道府県及び市区町村が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集第2版をとりまとめ
- H30.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請



公共工事の円滑な施工確保について（抜粋）（平成30年2月2日 国土入企第26号）／都道府県・指定都市あて通知

4. 施工時期等の平準化について 施工時期等の平準化は、人材・資機材の効率的な活用や担い手の処遇改善にも資することから、**「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」**（平成28年2月17日付け総行行第41号・国土入企第17号）において通知した内容を踏まえ、また**「余裕期間制度の活用について」**（平成28年6月24日付け事務連絡）も参考に、**債務負担行為の積極的な活用、余裕期間の設定、繰越制度の適切な活用**等により、施工時期等の平準化に努めること。また、受注者側が計画的に施工体制を確保できるよう、地域の実情等に応じて、各発注者が連携して**発注見通しを統合して公表**する取組に参加する等必要な措置を講ずるよう努めること。

施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について（平成28年2月17日 国土入企第17号）／都道府県、指定都市あて通知

1. 計画的な発注の推進

年度当初に事業が少なくなることや、工事完成時期や調査・設計等の業務の履行期限が年度末に過度に集中することを避けるため、早期発注や債務負担行為の適切な活用により、計画的な発注に努めること。なお、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関しては、地方公共団体において過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、配分された予算の範囲内で社会資本整備総合交付金等を充てることができるところであり、契約初年度に支出を要さない債務負担行為（いわゆる「ゼロ債務負担行為」）を設定して事業を実施することも可能であること。

2. 適切な工期の設定

工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件、建設労働者の休日等による不稼働日等を踏まえ、特に以下に留意の上、工事施工に必要な日数を確保するなど適切に設定すること。

- (1) 同工種の過去の類似実績を参考に、必要な日数を見込むこと。
- (2) 降雪期については、作業不能日が多いなど工事に要する期間が通常より長期になることから、必要な日数を見込むこと。
- (3) 年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込むこと。

3. 余裕期間の設定

余裕期間については、柔軟な工期の設定等を通じて建設資材や建設労働者などの確保に資するものであり、工事の性格等を踏まえて適切に設定すること。

4. 工期が複数年度にわたる工事等への適切な対応

- (1) 複数年度にわたる工期や業務の履行期間を設定する必要がある場合は、債務負担行為等を適切に活用すること。
- (2) 工事や業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じたことから、適切な工期を設定した結果、年度内に支出が終わらない場合には、繰越制度を適切に活用すること。

余裕期間制度の活用について（平成28年6月24日）（別添抜粋）／都道府県、指定都市あて事務連絡

1. 余裕期間制度とは

余裕期間制度は、契約ごとに、工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内で余裕期間※1を設定して発注し、工事の始期（工事開始日）もしくは終期（工事完了期限日）を発注者が指定、または、受注者が選択できる制度である。柔軟な工期の設定等を通じて、受注者が建設資材や建設労働者などが確保できるようにすることで、受注者側の観点から平準化を図ることに資すると考えており、工事の発注において、積極的に活用することとしている。

余裕期間制度には、次の方法がある。

- ① 発注者が工事の始期を指定する方法（以下「発注者指定方式」という。）
- ② 発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を選択する方法（以下「任意着手方式」という。）
- ③ 発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期をあわせた期間）の中で、受注者が工事の始期と終期を決定する方法（以下「フレックス方式」という。）

※1「余裕期間」：契約期間内であるが、工期外であるため、受注者は監理技術者等の配置が不要であり、工事に着手してはならない期間である。
工事着手以外の工事のための準備は、受注者の裁量で行うことができる。

2. 以降は、以下のURLからご参照ください。

<http://www.mlit.go.jp/common/001135341.pdf>

地方公共団体における平準化の取組事例について ～平準化の先進事例「さしすせそ」～【第3版】

平成30年5月

土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室

1. 本事例集の趣旨・目的
2. 平準化の促進に向けた取組（さ・し・す・せ・そ）
3. 都道府県における取組状況
4. 都道府県における取組事例
5. 市区町村における取組状況
6. 市区町村における取組事例
7. 市区町村へのアンケート調査結果

【参考】 国土交通省における発注や施工時期の平準化

1. 本事例集の趣旨・目的

国土交通省では、平成28年4月に「地方公共団体における平準化の取組事例について ～平準化の先進事例「さしすせそ」～」を作成し、公表致しました。また、平成29年3月に新たに市区町村の取組事例を収集して充実を図り、第二版として作成し、公表致しました。

この事例集は、地方公共団体から「取組を進めるに当たって他の地方公共団体の取組事例を参考としたい」などの意見が多数寄せられたことから、これらのニーズに対応するため作成したものです。

年間を通じた切れ目のない公共工事の発注は、地域の担い手となる建設業者の経営の効率化及び安定化、公共工事の品質確保を図る上で重要であり、改正品確法においても、工事完成時期の年度末への集中を避けるため、発注・施工時期等の平準化に努めることとされています。

発注・施工時期等の平準化にあたっては、債務負担行為の積極的な活用、発注見通しの統合・公表、余裕期間の設定、適切な工期設定等により、発注時期及び工期末が一時期に集中しないように年間を通じた分散化を図る必要があります。

国土交通省においては、これまで国庫債務負担行為の活用として、平成27年度から、工期が12ヶ月未満の工事についても、必要に応じて、適正な工期を確保するため2カ年国債を設定するとともに、平成29年度当初予算では、新たにゼロ国債を設定するなど積極的に平準化の取組を推進しております。平成30年度予算においても、国庫債務負担行為の額を前年度より上積みするとともに発注見通しの統合・公表を拡大するなど、平準化の推進に積極的に取り組んでおります。

このような発注・施工時期等の平準化に向けた取組をさらに多くの地方公共団体に広げることが重要であることから、昨年に引き続き、地方公共団体が取り組む事例を収集し、本事例集をとりまとめたところです。

今般改訂した事例集では、都道府県の取組状況と共に、積極的に平準化を進めている市区町村の取り組みや工夫等を拡充し、取りまとめ致しました。

地方公共団体においては、自らの発注体制や地域の実情等に応じて、一層の発注・施工時期等の平準化に向けた取組を進めるための一助として、引き続き、本事例集を活用して頂ければ幸いです。

1. 本事例集の趣旨・目的（関係法令等）

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）（抄）

（発注者の責務）

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

四 計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成26年9月30日閣議決定）

（抄）

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

1 発注関係事務の適切な実施

（3）計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更

発注時期がある時期に過度に集中したり、根拠なく短い工期を設定すると、受注者側にとっては、人員や機械の効率的利用が困難となり、また、厳しい工程管理を強いられることにより効率的な施工体制が確保できないおそれがあり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることとなる。このため、発注者は、債務負担行為の積極的活用等により発注・施工時期の平準化を図るよう努めるものとする。また、受注者側が計画的に施工体制を確保することができるよう、地域の実情等にに応じて、各発注者が連携して発注見通しを統合して公表する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。さらに、発注者は、当該工事の規模、難易度や地域の実情等を踏まえた適切な工期を設定するよう努めるものとする。

発注関係事務の運用に関する指針（平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）

（抄）

Ⅱ. 発注関係事務の適切な実施について

1. 発注関係事務の適切な実施（発注や施工時期等の平準化）

（2）工事発注準備段階

地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会や地方公共工事契約業務連絡協議会等（以下「地域発注者協議会等」という。）を通じて、各発注者が連携し、発注者の取組や地域の実情等を踏まえ、発注見通しについて地区単位等で統合して公表するよう努める。また、債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化に努める。

1. 本事例集の趣旨・目的

平準化の効果

年度内の工事量の偏りを解消し、年間を通じた工事量が安定することで以下のような効果が期待され、建設生産システムの省力化・効率化・高度化に寄与（生産性の向上）することが考えられる。

（発注者）

- 人材・資材の効率的な活用の促進による入札不調・不落への対策
- 中長期的な公共工事の担い手確保対策
- 発注職員等の事務作業が一時期に集中することを回避

（受注者）

- 人材・資機材の実働日数の向上等による建設業の企業経営の健全化
- 労働者（技術者・技能者）の処遇改善（特に休日の確保など）
- 稼働率向上による建設業の機械保有等の促進（建設業の災害時の即応能力も向上）

平準化に向けた取組

平準化を進めるに当たっては、以下の取組が考えられる。

- ㊦ 施工時期等の平準化も踏まえた債務負担行為の活用
- ㊧ 余裕期間制度の活用等による工事着手時期の柔軟な運用
- ㊨ 適切な工期設定を行ったうえでの、繰越制度の適切な活用
- ㊩ 設計・積算を前年度までに完了させることによる早期発注
- ㊪ 計画的な事業の進捗管理と工事の計画的な発注

2. 平準化の促進に向けた取組（さ・し・す・せ・そ）

（さ）債務負担行為の活用

- 年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用する。
- また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担行為も適切に活用する。

（し）柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）

- 工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着手方式等を積極的に活用する。
- ※ 余裕期間については各発注者により定義等が異なる。

（す）速やかな繰越手続

- 工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始する。

（せ）積算の前倒し

- 発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始する。

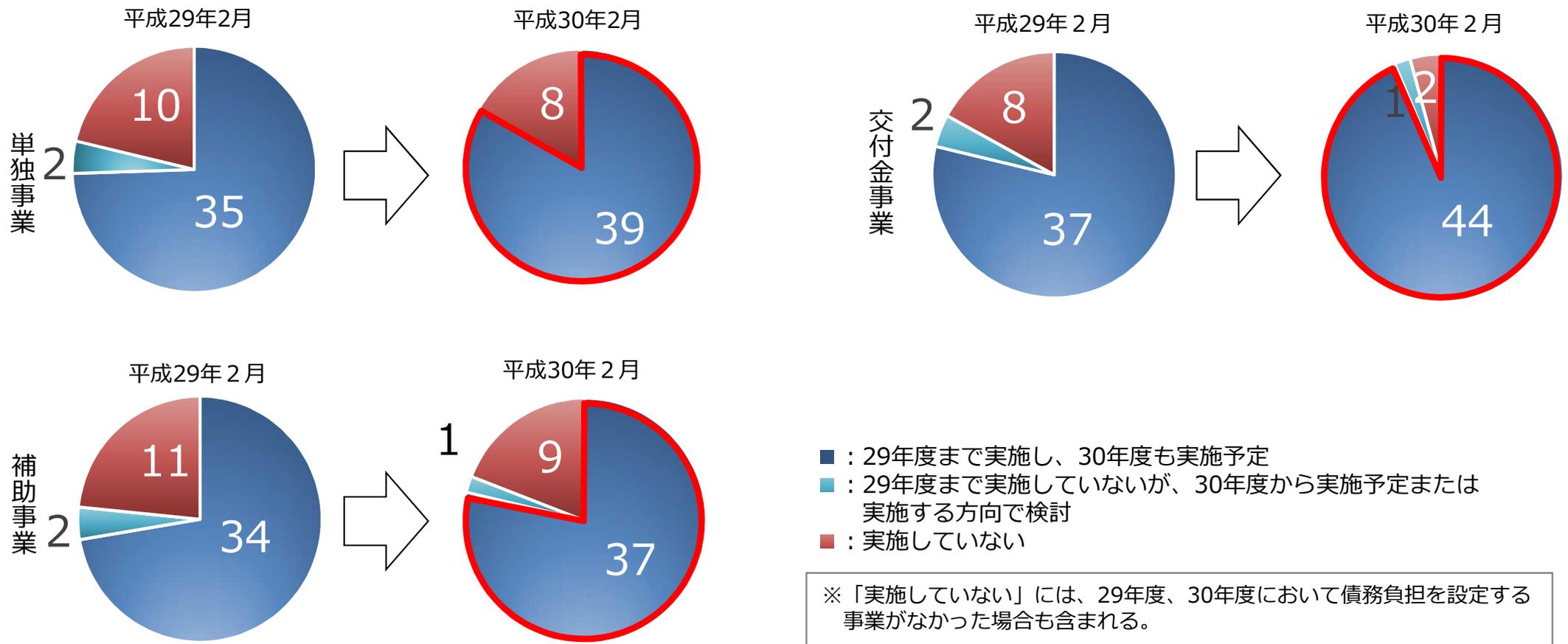
（そ）早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）

- 年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期（特に4～6月）における工事の執行率（契約率）の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施する。

3. 都道府県における取組状況①

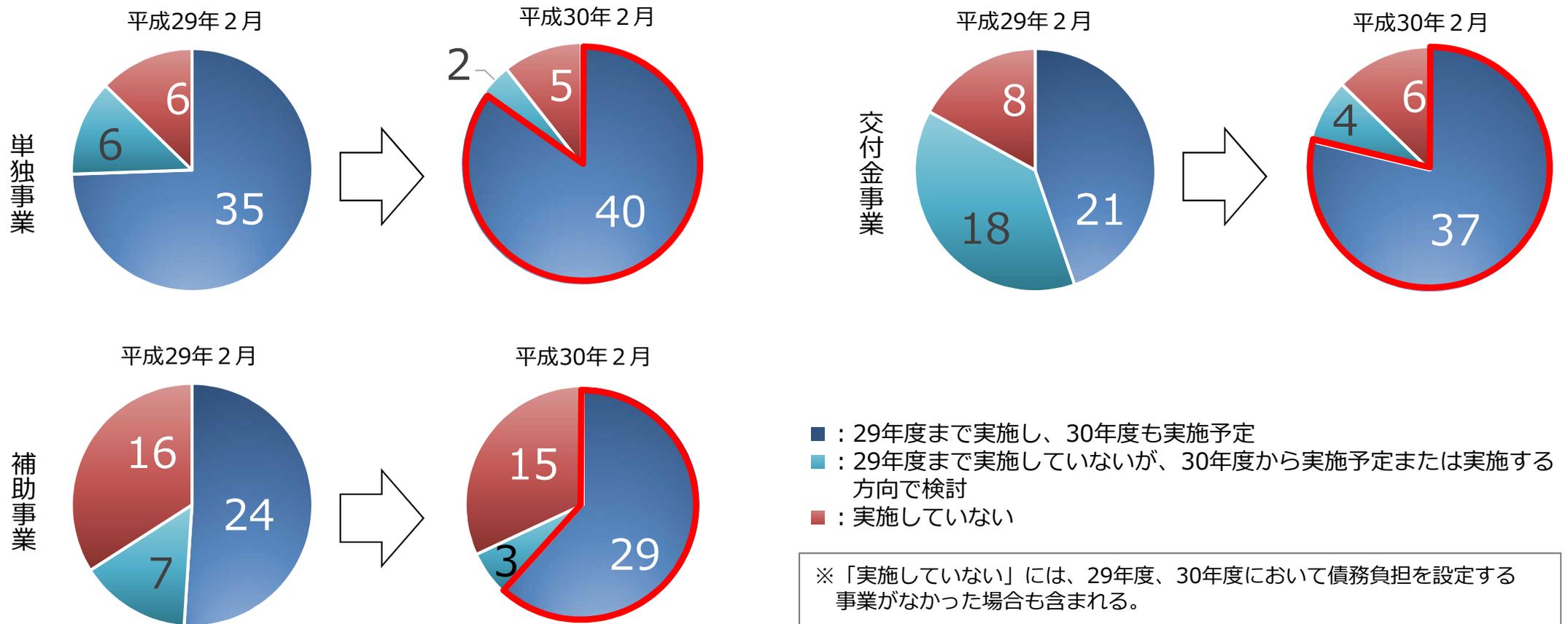
【債務負担行為の活用状況】

平準化の観点から踏まえた債務負担行為の活用を行っている都道府県は、単独事業では39団体、補助事業では37団体、交付金事業では44団体となっており、昨年2月時点と比較すると、全ての事業で債務負担行為を活用する団体が増加している。



【ゼロ債務負担行為の活用状況】

平準化の観点から踏まえたゼロ債務負担行為の活用を行っている都道府県は、単独事業では40団体、補助事業では29団体、交付金事業では37団体となっており、昨年2月時点と比較すると全ての事業で増加している。特に交付金事業では、大幅に増加している状況。

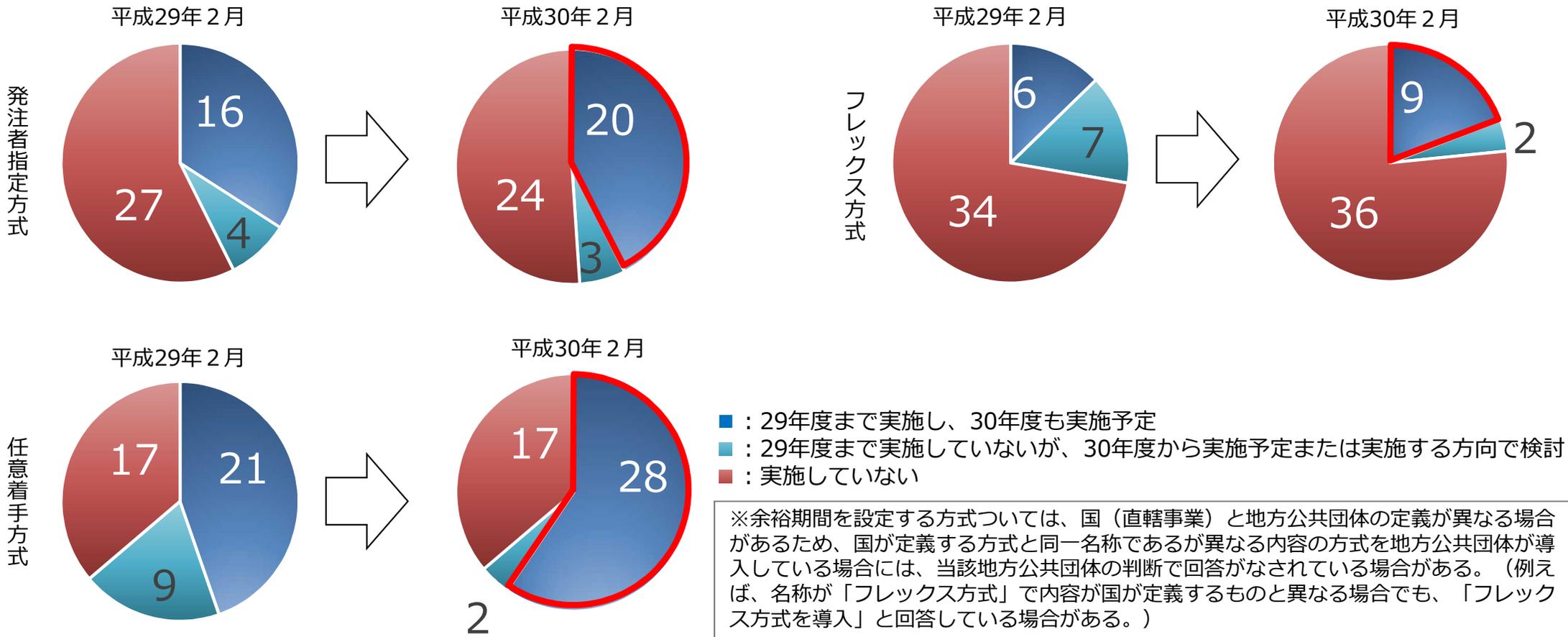


3. 都道府県における取組状況③

【柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）】

余裕期間を設定する制度を導入している都道府県は、発注者指定方式では20団体、任意着手方式では28団体、フレックス方式は9団体となっており、昨年2月時点と比較するとそれぞれ増加している。

なお、いずれかの余裕期間を設定する制度を導入している都道府県は、昨年2月時点では30団体であったが、今年2月時点では37団体となっている。



3. 都道府県における取組状況④

【速やかな繰越手続】

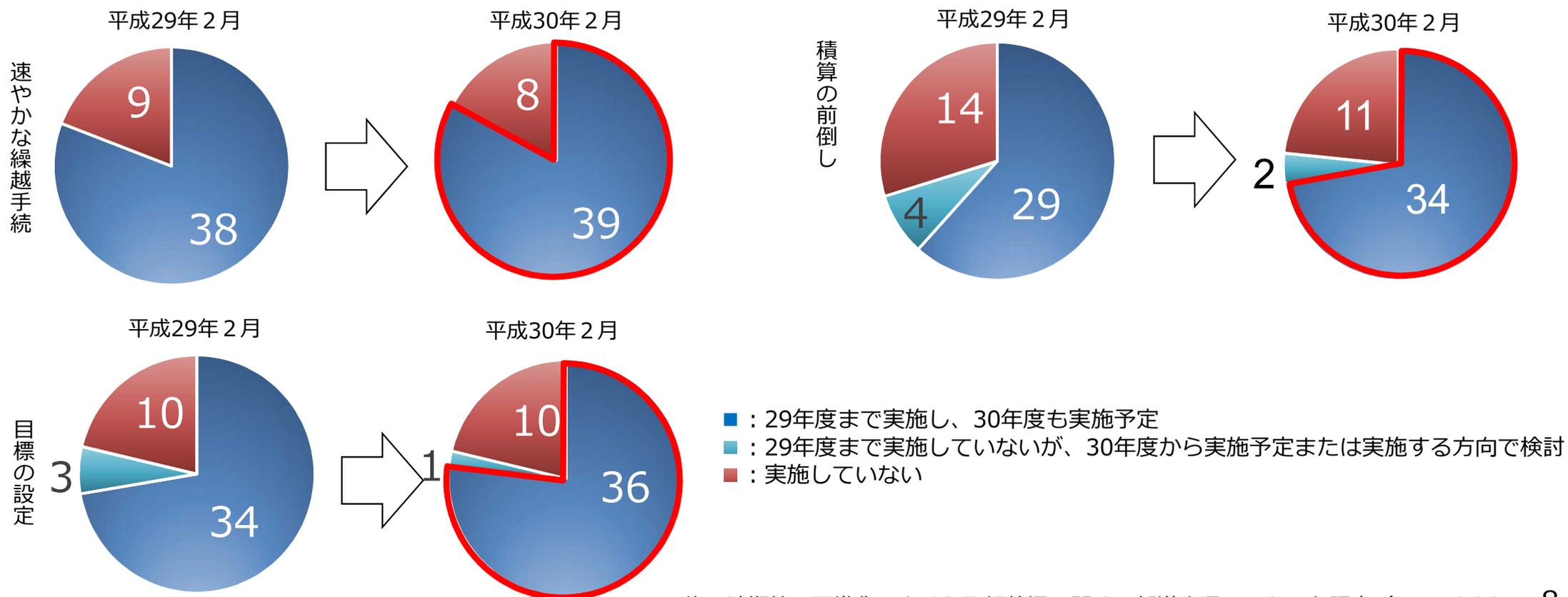
繰越制度の活用にあたり、これまで年度末直近の議会で行っていた手続きを、それ以前の議会で行っている都道府県は39団体で、昨年2月時点と比較すると増加している。早ければ、6月に手続きを行っている団体もある。

【積算の前倒し】

年度当初に速やかに発注手続きを開始するため、前年度のうちに設計・積算を完成させる取組を実施している都道府県は34団体で、昨年2月時点と比較すると増加している。

【早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）】

年度当初から予算執行のための執行率や契約率の目標を設定している都道府県は36団体ある。



4. 都道府県における取組事例①【債務負担行為の活用】

福島県

平成29年度12月補正予算において、初年度支出ゼロの債務負担行為を設定。

土木部 12月補正予算

初年度支出ゼロの債務負担行為を設定します。

事業の概要

○初年度支出ゼロの債務負担行為を設定します。

- ① 県単事業 限度額14.4億円(昨年度設定限度額10.1億円)
- ② 交付金事業 限度額10.6億円(昨年度設定限度額 4.5億円)

対象とする事業

次年度事業の契約を前年度1～3月に前倒しすることにより、年度初めの工事量確保と施工の平準化を図るため、以下に該当する工事等について、初年度支出ゼロの債務負担行為を設定するものです。

- 会津地方など、積雪により施工期間が限られる豪雪地域において、降雪期前に工事を完了するために適正工期を確保する必要があるもの。

・ 国道352号(南会津町)：雪崩対策工 等



- 出水期を迎える前に河川内を掘削し、洪水被害の防止を図る必要があるもの。

・ 逢瀬川(郡山市)：河道掘削工 等



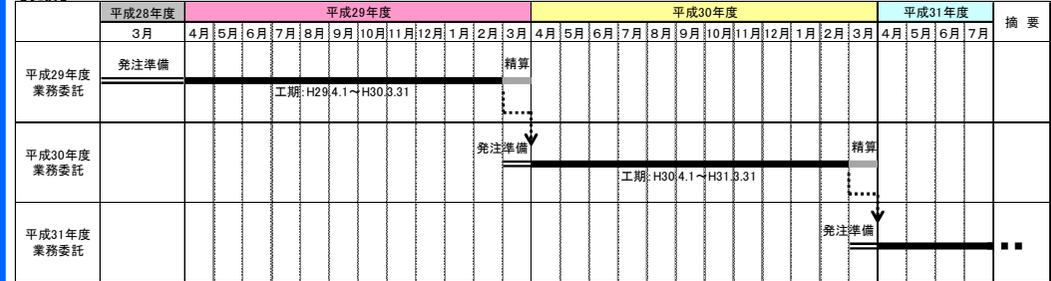
- その他、施工条件等から、早期に着手する必要があるもの。

(福島県HPより)

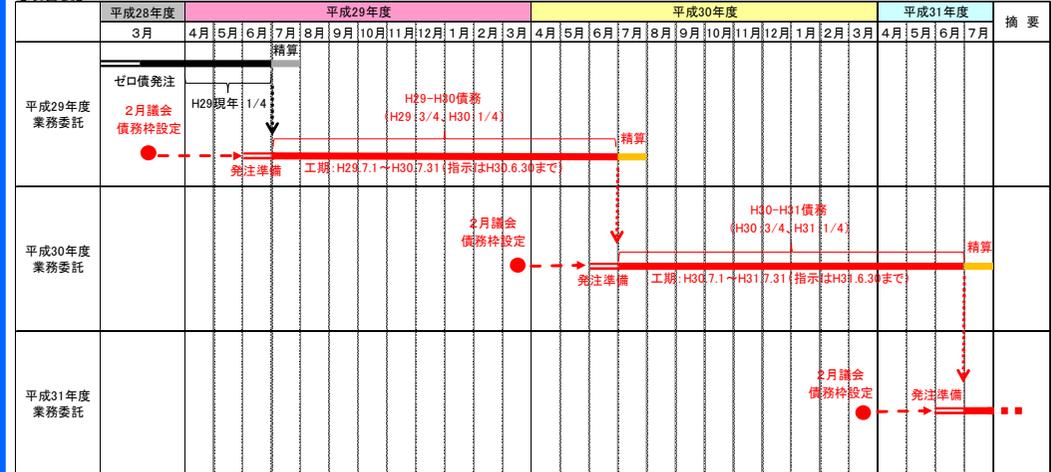
静岡県

道路維持管理業務については、4月1日から翌年3月末までの契約期間で業務を実施していたが、精算事務の関係上、年度末に道路に異常があった場合、業務対応ができず職員が直営で対応していた。平成28年度より、債務負担行為を適用し、7月から6月までの年度をまたぐ契約期間に変更し、年度末に発生した道路の異常への対応を迅速に行うとともに、発注時期の平準化を図っている。

【従前】



【改善後】



4. 都道府県における取組事例②【債務負担行為の活用】

青森県

平成29年度11月補正予算において、県事業の早期発注のため、社会資本整備総合交付金事業及び県費単独事業について債務負担行為を設定。

【社会資本整備総合交付金事業】	40億円
【県単独事業】	20億46百万円

秋田県

平成29年度12月補正予算において、社会資本整備総合交付金事業に関して債務負担行為の設定が可能となったことから、この制度を活用して前倒し発注を積極的に推進し、事業の平準化を図った。

【社会資本整備総合交付金事業】	14億54百万円
【県単独事業】	14億85百万円

群馬県

平成29年度11月補正予算において、年末から年度末にかけての公共事業発注の端境期対策として、ゼロ県債を活用し、中小企業への発注量を確保。（設定額：20億円）

埼玉県

平成30年度第一四半期の工事稼働件数の月別平均値を年間平均稼働件数の90%以上とすることを目標とし、平成29年度12月補正予算において、道路事業及び河川砂防事業(計16事業)でゼロ債務負担行為を設定。（設定額：32億62百万円）

千葉県

平成29年度12月補正予算において、舗装道路修繕事業、道路改良事業、河川改修事業、港湾維持事業など、多くの事業に平準化を目的としたゼロ県債を設定。（設定額：28億円）

新潟県

施工時期の平準化や、閑散期（第一四半期）における安定した工事量の確保に向け、平成29年度9月補正において、社会資本整備総合交付金事業について2カ年県債を設定するとともに、平成29年度12月補正予算においても、2カ年県債のほか、ゼロ県債を設定。（ゼロ県債設定額：77億円（社会資本整備総合交付金事業を含む））

富山県

平成29年11月補正予算において、冬期間に損傷した道路舗装の補修や区画線の引き直し、河川の浚渫・伐木などの県単独事業や、早期着手が必要となる国の社会資本整備総合交付金事業に係る公共事業について、年度間の切れ目のない発注と翌年度早期の工事着手を推進するため、ゼロ県債を設定。（設定額：21億円（うち社会資本整備総合交付金事業5億円））

4. 都道府県における取組事例③【債務負担行為の活用】

和歌山県

平成29年度において、平成30年度以降の債務要求額として、従来の基準による要求額（約173億円）とは別に、平準化を踏まえた債務負担として約90億円を計上。

また、平成30年度において、平成31年度以降の債務要求額として、従来の基準による要求額（約226億円）とは別に、平準化を踏まえた債務負担として約74億円を計上。

島根県

人材不足が顕著な建設業における安定的な雇用の確保のため、平成29年度11月補正予算において債務負担行為を設定し、平成30年度発注工事を一部前倒して年間工事量の平準化を図る。

（設定額：35.1億円）

岡山県

平成29年度11月補正予算において、年間を通じた工事施工時期の平準化を図るため、昨年度から実施してきた県単独事業へのゼロ県債の設定に加え、新たに社会資本整備総合交付金事業にもゼロ県債を設定。

【社会資本整備総合交付金事業】 13億4百万円

【県単独事業】 12億8百万円

香川県

平成28年度から、県単独事業に加え、翌年度に社会資本整備総合交付金事業として執行を見込む工事の一部について、早期着工による端境期における工事量の確保、施工可能時期を踏まえた適切な工期設定などを目的に、ゼロ債務負担行為を設定。

＜平成29年度ゼロ債務負担行為設定額＞

【社会資本整備総合交付金事業】 9億58百万円

【県単独事業】 8億28百万円

高知県

「建設業活性化プラン」に基づく公共工事の端境期対策として、繰越制度の柔軟な活用と併せて、次年度の地方特定道路整備事業（県単独事業）の一部を前倒して発注する。

H29	229箇所、181.4億円
	うち、県単独事業費6.4億円【債務負担】
H28	467箇所、288.02億円
	うち、県単独事業費1.02億円【債務負担】

福岡県

平成29年12月補正予算において、翌年度事業の早期発注と年間を通じた工事施工時期の平準化を図るため、社会資本整備総合交付金事業と県単独事業にゼロ県債を設定。

【社会資本整備総合交付金】 22億12百万円

【県単独事業】 54億12百万円

4. 都道府県における取組事例④【債務負担行為の活用】

佐賀県

平成29年度11月補正予算において、翌年度発注予定の事業を一部繰り上げて発注することにより、雨期前における浸水対策、防災対策、安全対策などの事業効果の早期発現を図るとともに、工事量の平準化や端境期における中小建設業者の受注機会の確保につなげるため、建設工事早期着手対策（ゼロ県債）として、道路整備交付金事業、河川整備交付金事業等の請負契約に係る債務負担行為を設定（設定額：18億75百万円）

長崎県

平成29年度11月補正予算において、端境期（4月、5月）における発注工事量の減少に対応し、発注可能な工事契約を前倒し実施するため、単独事業及び交付金事業にゼロ債務負担行為を設定。

【交付金事業】

道路橋梁街路事業（21億47百万円）、港湾事業（6億50百万円）、河川砂防事業（5億7百万円）

【県単独事業】

道路橋梁街路事業（13億74百万円）、港湾事業（80百万円）、河川砂防事業（2億50百万円）

熊本県

平成29年11月補正予算において、早期発注による年度前半の事業量確保を図り、県内景気の下支えに資するため、平成30年度の実施事業のうち早期実施が必要なものについて、ゼロ債務負担行為を設定。（道路新設改良費、治水堤防費、河川改良費、港湾建設費など）（設定額：12億85百万円）

宮崎県

翌年度発注予定の事業を一部繰り上げて発注することにより、出水期前に行う浸水対策、安全対策等の事業効果の早期発現を図るとともに、工事量の平準化を図るため、平成28年度より県単独事業に加え社会資本整備交付金等にも新たにゼロ県債を設定。平成29年度11月補正予算においては、さらに平準化を進めるためゼロ県債を増額設定。

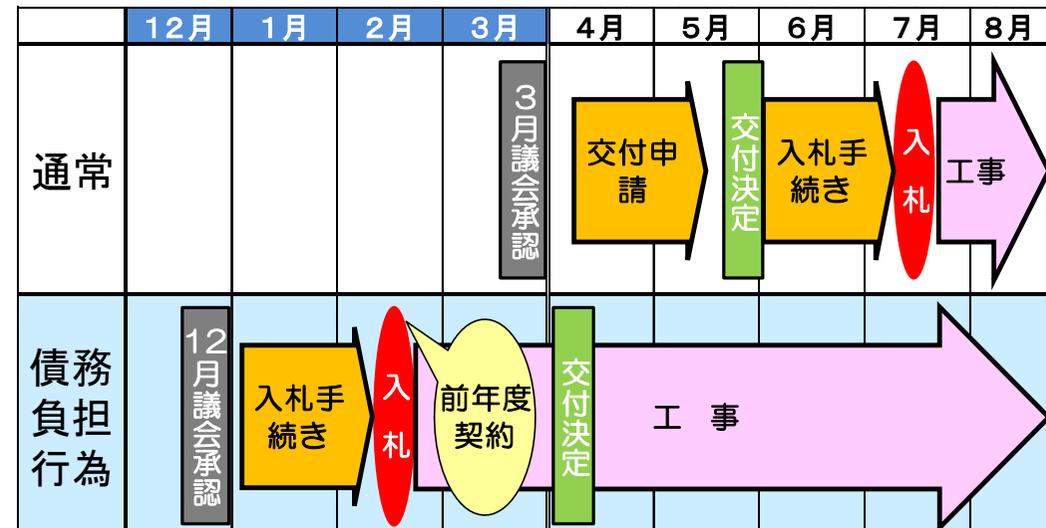
【交付金】19億33百万円（H28：10億円）

【県単独事業】15億45百万円（H28：14億66百万円）

鹿児島県

平成29年度12月補正予算において、公共事業及び県単公共事業の平準化等を図るため、債務負担行為（ゼロ県債）を設定。平成28年度からは交付金事業にも拡大。

（設定額：33億65百万円）

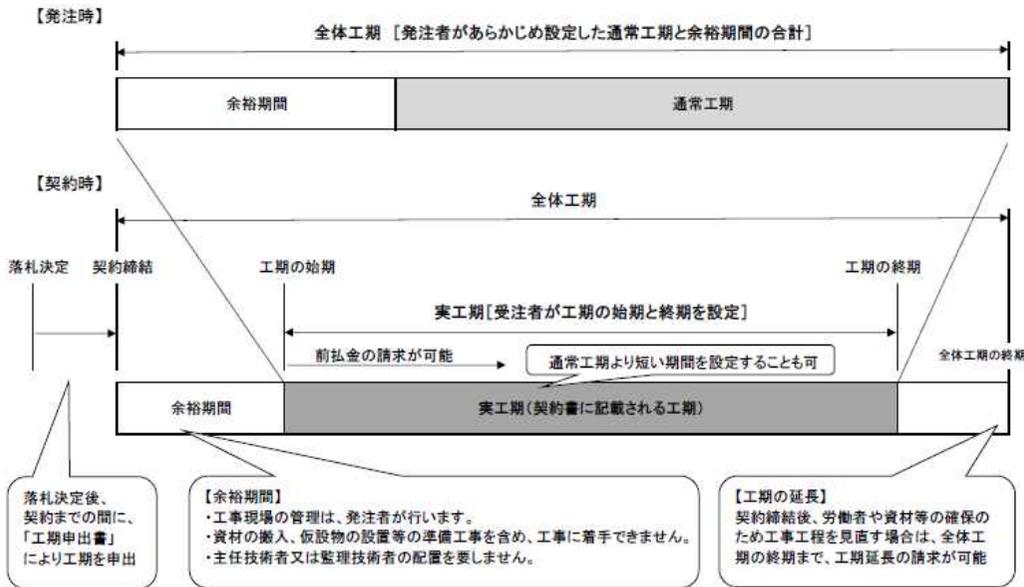


北海道

フレックス工期制実施要領の制定

建設管理部が発注する工事において、発注者があらかじめ設定した全体工期内で受注者が工事の始期・終期を決定できるフレックス工期制を導入し、平成29年1月4日以後に公告等を行う工事から適用。

フレックス工期制概要図



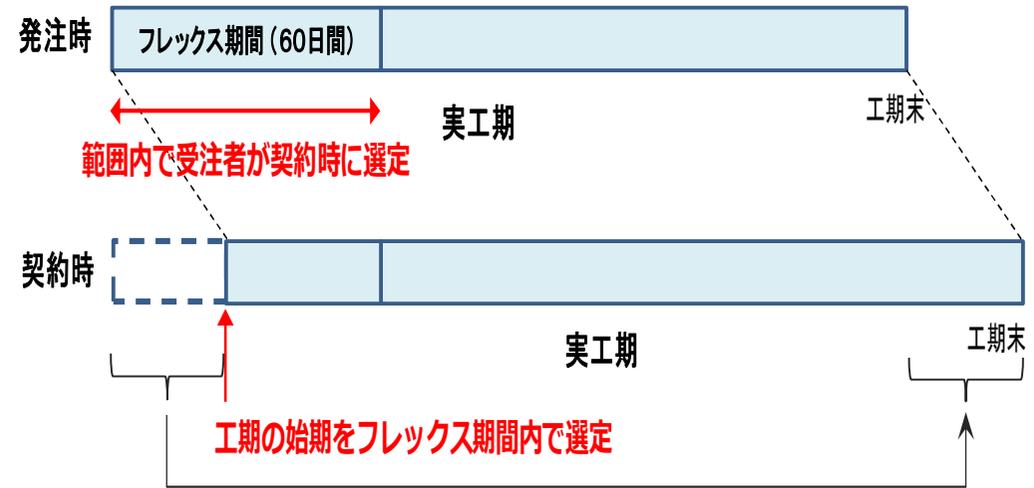
(北海道HPより)

和歌山県

フレックス工期制度

- ・入札公告に示した落札予定日から60日以内で任意に着工日を選択
- ・書面による技術提案提出日から着工日の前日までの期間は主任技術者の配置不要
- ・着工日から工期終了日までの期間は標準工期を確保
※対象：受注者が一定の期間内で着工日を選択することが有益と認められる工事（入札公告で明示）

和歌山県のフレックス工期による契約方式（イメージ図）



※当初の着工日(通常は契約日の翌日)から受注者が選定した着工日までの期間の日数を追加

⇒ 実工期は変わらない

千葉県

フレックス工期契約制度の適用拡大

これまで、「建築工事・建築設備工事」の発注において、『フレックス工期契約制度』を平成26年11月より導入していたが、平成29年1月1日より、県が発注する全ての建設工事に適用できることとし、受注者が工事着手時期を柔軟に設定することにより、技術者等を計画的に設置できるよう、対象工事を拡大。

本制度を適用する工事では、施工中の工事の完成時期や技術者を有効に活用するための配置などを勘案しながら、入札に参加することが可能となる。

新潟県

「施工時期選択可能工事制度」の拡充へ向けたモデル工事の実施

施工時期の平準化に向け、建設企業が有する人材・資機材等の安定的・効率的な活用ができるよう、施工時期選択可能工事制度の拡充へ向けたモデル工事を実施。

【対象工事】

平成30年1～3月に発注する予定価格250万円超3,000万円以下で債務負担行為を設定した工事を対象（随意契約は除く。）。

山形県

余裕期間制度の試行

平成28年の状況

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、県土整備部及び各総合支庁建設部が発注する建設工事の請負契約において、発注者が示した工事着手期限までの間に、受注者が工事の始期を選択できる契約方式を平成28年11月1日から試行。

岩手県

余裕期間の設定

県土整備部が所管する県営建設工事において、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、実工期の30%を超えず、かつ4ヶ月（120日間）を超えない範囲内で余裕期間を設定し、工事の始期日を指定することができる制度を平成29年2月より導入。

余裕期間を設定した工事のイメージ

余裕期間を設定した工事で、契約上の終期日より前に完成～検査・引渡しする例



平成29年の状況

平成29年度末までに26工事で実施。試行を行った発注工事の受注者にアンケート調査を実施したところ、**全回答者から余裕期間制度を望む回答が得られたため、試行を継続。**

静岡県

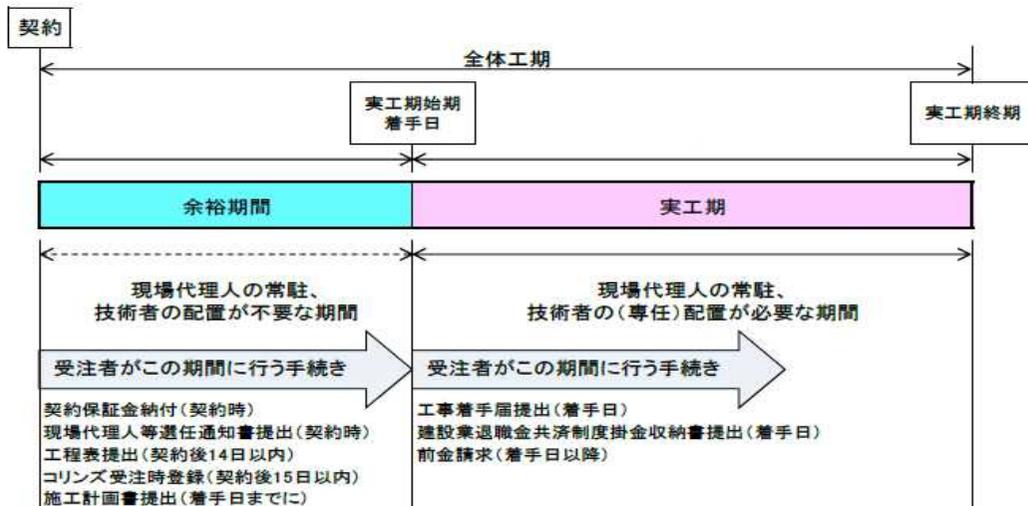
工事着手日選択型工事試行要領の策定

業務の平準化をさらに進めるため、新たに受注者が自由に着手日を選択することを可能とした工事着手日選択型工事試行要領を策定（平成28年4月1日施行）。受注者が、工事着手日選択可能期間内（90日以内）で工事着手日を選択し契約締結することが可能。平成29年度からゼロ債務負担行為予算による工事を対象に追加。（試行件数は各発注機関1件以上。）

三重県

建設工事における余裕期間制度の試行導入

早期に発注・契約を行い、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、建設資材の調達や労働力確保に資する余裕期間を設定する工事を、平成28年9月1日以降に入札公告を行う県発注の建設工事において試行導入。



(三重県HPより)

兵庫県

余裕期間制度の試行

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に労働者の確保や建設資材の調達を行うことができる余裕期間（最大60日）を設定した工事を試行。

【実施時期】平成28年4月入札公告分から実施。

<参考>余裕期間制度を活用した工事



* 余裕期間は、主任技術者等の配置は不要
(兵庫県HPより)

島根県

余裕期間制度の試行

受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、島根県土木部が発注する公共工事の一部を対象に、工事開始前に余裕期間（60日）を設定した工事の試行。

岡山県

余裕期間設定工事の試行導入

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、平成29年4月以降に発注する工事から余裕期間設定工事を試行。余裕期間設定工事では、受注者は、工事期間の30%かつ60日以内で発注者が設定した余裕期間内に、任意に工事開始日を選定することが可能。

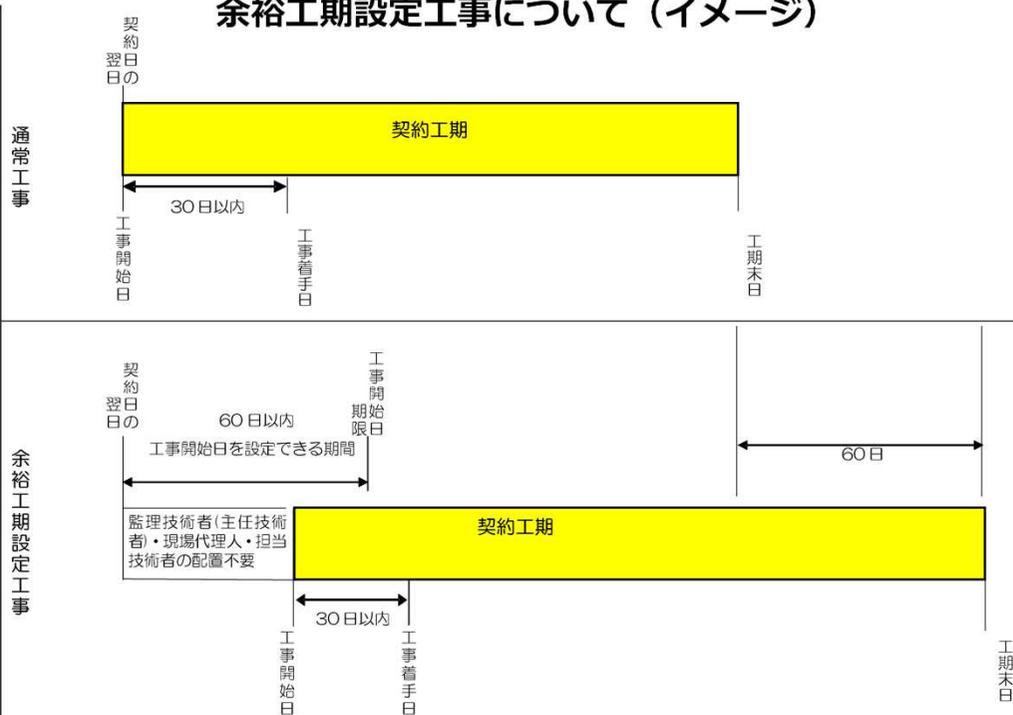
愛媛県

余裕工期設定工事の実施

改正品確法に基づく運用指針の趣旨を踏まえ、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定を行い、施工時期の平準化に努めるため、土木部発注工事において、工期に余裕期間を設定した工事を平成28年2月1日より試行。

平成29年度からは、全部局において全ての工事に原則適用することとして本格実施している。

余裕工期設定工事について（イメージ）



(愛媛県HPより)

高知県

余裕期間の設定

円滑な施工体制の整備の観点から、年度後半（10月以降）に公告又は指名通知を行う工事で、技術者不足等により入札の不調・不落の発生が懸念される等、発注機関において必要と認められるもので、発注者が指定したものを対象とする、契約締結日から工事開始日までの間に、余裕期間を設定し、当該余裕期間については、技術者の配置を不要とした工事を実施。

<発注者指定方式>



<任意選択方式>



(高知県HPより)

4. 都道府県における取組事例⑨【速やかな繰越手続】

栃木県

平成29年度9月補正予算において、道路事業、河川事業及び街路事業等の繰越明許費（185億67百万円（土木費関係））を設定し、9月通常議会に提出。

群馬県

平成29年度9月補正予算において、道路維持修繕事業、河川改修事業や街路事業等に繰越明許費（11億13百万円（県土整備費関係））を設定し、9月定例議会に提出。

埼玉県

平成29年度12月補正予算において、年度内の完了が困難なことが明らかになった工事について適正工期を確保するため、道路事業及び河川砂防事業（計18事業）で繰越明許費55億47百万円（県土整備部関係）を設定し、12月議会に提出。

千葉県

平成29年度12月補正予算において、道路事業、河川事業、港湾事業、災害復旧事業等で繰越明許費137億76百万円（県土整備部関係）を設定し、12月定例県議会において提出。

石川県

平成29年度12月補正予算において、公共工事の通年施工対策の観点から、ゼロ県債（11億円）や繰越明許費（32億28百万円（土木費関係））を早期に設定し、12月定例議会に提出。

福井県

平成29年度12月補正予算において、用地交渉などにより工期が遅れている公共工事について、翌年度にわたり工事契約が可能となるよう繰越明許費（28億51百万円（土木部関係））を設定し、12月議会に提出。

岡山県

平成29年度9月補正予算において、道路整備事業等の繰越明許費（14億95百万円（土木部関係））を設定。また、平成29年度11月補正予算においても、地方道路整備事業等の繰越明許費（30億11百万円（土木部関係））を設定。

宮崎県

平成29年度9月補正予算及び11月補正予算において、公共道路新設改良事業、公共河川事業等の計17事業について繰越明許費（72億48百万円）を計上。

沖縄県

平成29年度9月補正予算において、道路事業、河川事業や街路事業等について繰越明許費（82億71百万円）を設定し、9月定例議会に提出。また、平成29年度11月補正予算においても、公園事業や港湾改修事業等の繰越明許費（60億76百万円）を設定し、11月定例議会に提出。

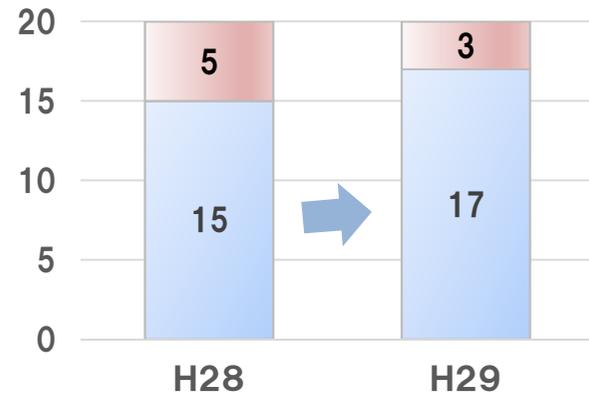
5. 市区町村における取組状況①

【政令指定都市の取組状況】

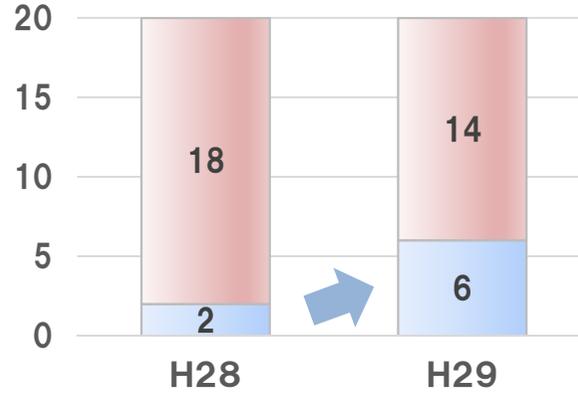
○すべての政令指定都市で、平準化を踏まえた何らかの取組を実施している。個別の取組状況を見ると、債務負担行為を活用している政令指定都市が、平成29年には17団体まで増加している。

(凡例：■実施済み ■未実施)

(n=20) 【債務負担行為の活用状況】



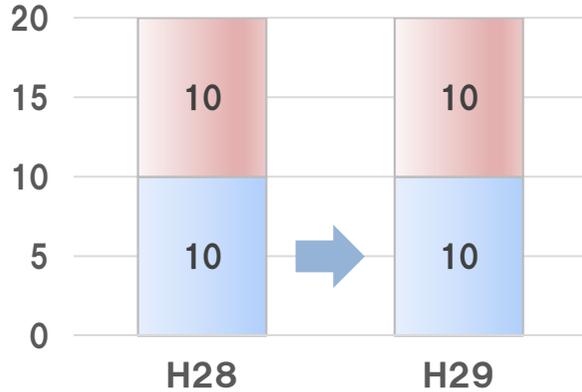
(n=20) 【柔軟な工期設定】



(n=20) 【速やかな繰越手続】



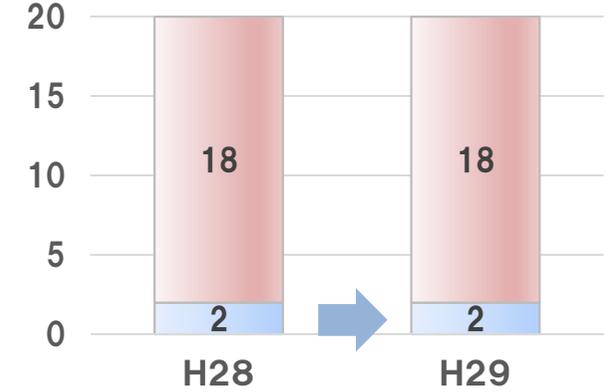
(n=20) 【積算の前倒し】



(n=20) 【執行率等の目標設定・公表】



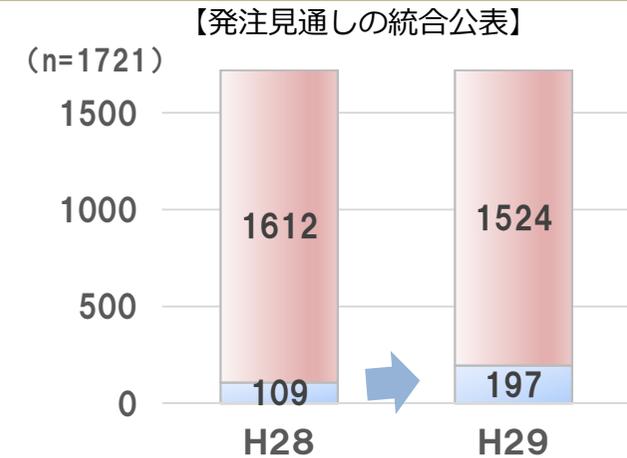
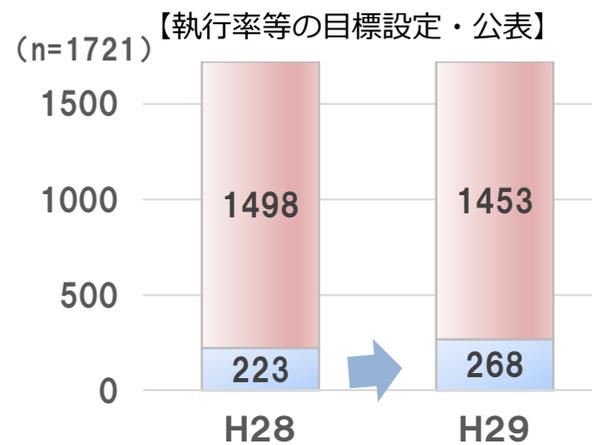
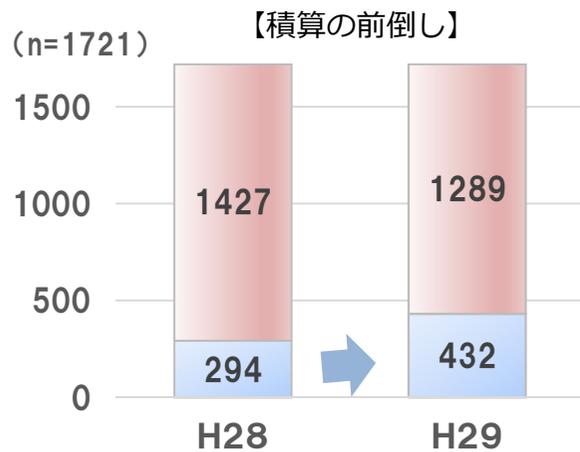
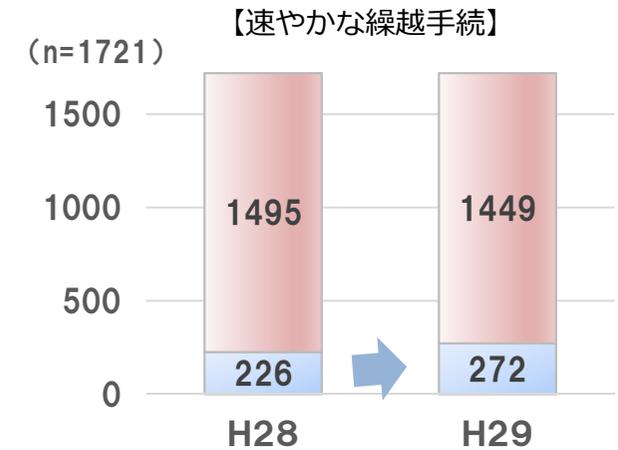
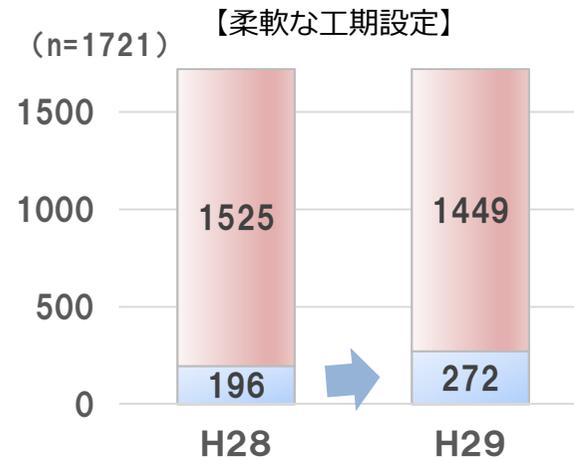
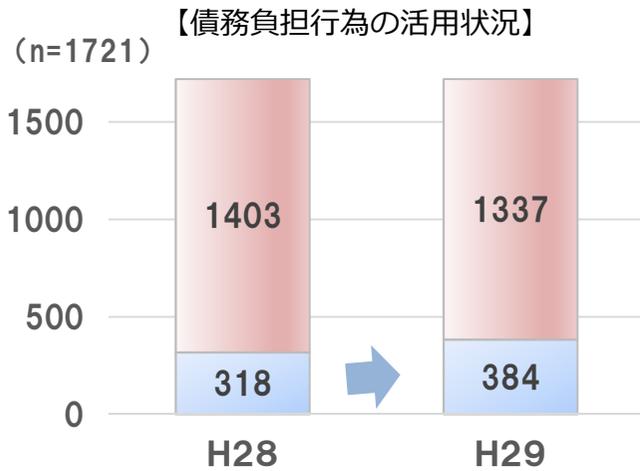
(n=20) 【発注見通しの統合公表】



5. 市区町村における取組状況②

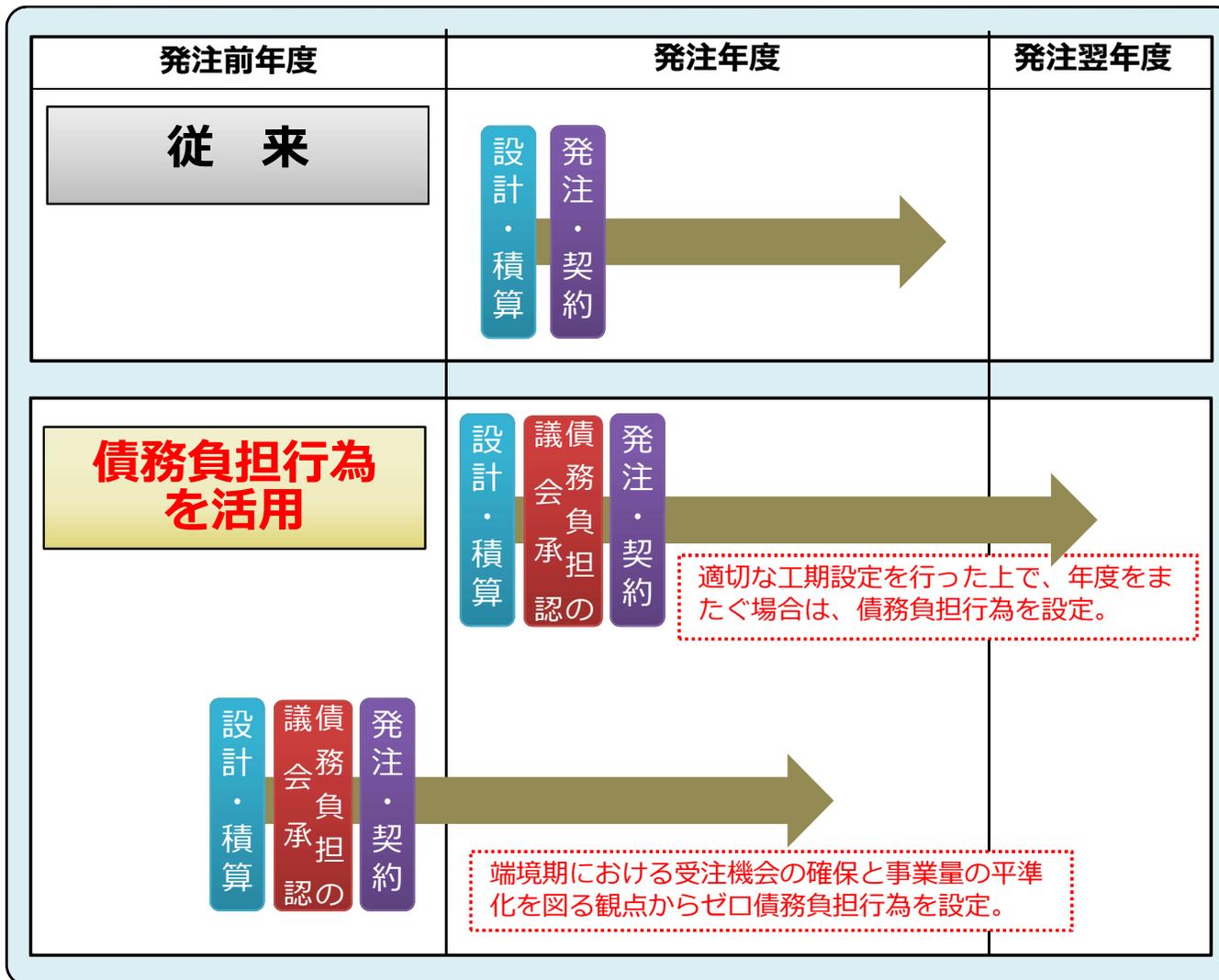
【市区町村の取組状況】

- 「さしすせそ」すべての分野で、H28調査時点と比較すると、H29において取り組まれている自治体数が増加した。
- 個別の取組状況では、積算の前倒しが432団体と最も取り組まれており、債務負担行為の活用が384団体と次いで多く取り組まれている。



(凡例：■ 実施済み ■ 未実施)

年度当初に事業が少なくなることや、工事完成時期や調査・設計等の業務の履行期限が年度末に過度に集中することを避けるため、債務負担行為の適切な活用を推進している。活用する分野等に工夫を凝らし、独自に活用方法を見出している市区町村も見受けられる。



- ### 市区町村の工夫
- ▶ **初年度に前払金が活用できない旨を公告**に記載・周知するほか、各年度の出来高予定額及び支払限度額に初年度0円との旨、公告・契約書にあらかじめ記載している（青森県八戸市）
 - ▶ 地域の要望・陳情に柔軟に早急に対応するため、**市内道路緊急補修事業に債務負担行為を設定**している（群馬県太田市）
 - ▶ 新年度にならないと前払金が活用できないため、**保証会社の制度を紹介**している（長野県長野市）
 - ▶ **計画的に工事路線を選定**することで、債務負担行為を有効的に活用している（東京都豊島区）
 - ▶ **契約担当、起工担当及び財政当局で調整**し、債務負担行為を活用している。（東京都世田谷区）

平準化の観点等を踏まえて債務負担行為（ゼロ債務を含む）を活用している政令指定都市は17団体、市区町村は384団体あり、中には交付金事業において債務負担行為を活用する団体もある。

北海道釧路市

建設業者等の経営環境の健全化や労働者の処遇改善、資機材確保の円滑化などを図ることを目的にゼロ市債を設定し、事業を実施（平成28年度：26事業 2億95百万円、平成29年度：23事業 2億59百万円）。平成30年度においても、引き続きゼロ市債を設定。

北海道帯広市

平成25年度以降、上下水道工事や舗装新設工事、特殊舗装道路改良工事等を中心に、ゼロ市債を活用した早期発注を実施している。（毎年度：約3億円～6億円程度（10件程度））

青森県弘前市

建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、ゼロ市債を活用した発注時期の平準化の取組を実施。

【債務負担行為（土木費関係）】（平成29年度：70百万円）

❖ ゼロ市債による工事発注時期の平準化への取組について

弘前市では、建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、ゼロ市債を活用し、公共工事の発注時期の平準化に取り組みます。

1. ゼロ市債とは

市の会計は「単年度会計」であり、原則、一年度ごとに歳入と歳出を決定しています。しかし、新年度予算が成立してから契約手続きをしても、年度当初から工事に着工することは難しいため、「ゼロ市債」では、「単年度会計」の例外である債務負担行為を設定することにより、前年度中に契約締結、工事着工が可能となります。債務負担を設定する年度には支出がゼロであり、前払金等の支出は翌年度4月1日以降になることから「ゼロ市債」と言われています。

2. 発注方法

（青森県弘前市HPより）

福島県会津若松市

平成29年度12月補正予算において、早期発注による公共工事の発注時期の平準化を図るため、社会資本整備総合交付金事業（1事業）及び市単独事業（5事業）について債務負担行為（2億28百万円）を設定。

群馬県前橋市

平成29年度11月補正予算において、公共工事における発注の年度間平準化と来年度早期着工のため、道水路補修改良工事や土地区画整理事業等において、平成30年度を期間とするゼロ市債（3億14百万円（土木費関係））を設定。

群馬県富岡市

新年度で予定している工事等を現年度に前倒し発注し、公共事業の閑散期といわれる4月から6月期に施工することで平準化を図るとともに、工事等の早期完了・代金の早期支払いによる景気浮揚をねらいとして実施。（19事業 合計額1億30百万円）

東京都国分寺市

公共工事の発注時期の平準化により、建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、ゼロ債務を活用した公共工事の早期発注を実施。

ゼロ債務の活用による工事発注時期の平準化について

[サイト](#)

ページ番号 1014990 更新日 平成29年1月5日

ゼロ債務の活用による工事の早期発注について

国分寺市では、公共工事の発注時期の平準化により、建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、ゼロ債務を活用した公共工事の早期発注を行います。概要は以下のとおりです。

[ゼロ債務の活用による工事の早期発注についての概要 \(PDF 63.0KB\)](#)

（東京都国分寺市HPより）

新潟県柏崎市

公共工事の早期発注と施工時期の平準化のため、新年度分の公共工事の契約や発注を今年度中に行う「ゼロ市債」を活用。新年度予算で行う市単独費の工事に、市議会の2月定例会議で債務負担行為を設定し、現年度中に入札、契約を締結をすることにより、新年度当初の施工を可能にするもの。

（平成29年2月債務負担行為：工事12件、金額97百万円）

ゼロ市債の活用による早期工事発注のお知らせ

市は、公共工事の早期完成を図るため、新年度分の公共工事の契約や発注を今年度中に行う「ゼロ市債」を活用します。

対象となる工事は、道路の区画線工事や漁港しゅんせつ工事など、早期に施工する必要がある工事や施工時期の限られている工事で、市単独費で行う工事です。（新潟県柏崎市HPより）

静岡県浜松市

平成29年度9月、11月、2月補正予算において、早期発注や関係機関協議等による施工期間の制約への対応により平成30年度当初から工事に着手する事業に対し、積極的に「ゼロ市債」を活用。

平成30年度については、橋梁点検及び橋梁修繕、舗装修繕等の維持修繕に要する事業（25件、金額6億47百万円）で債務負担行為を設定。

6. 市区町村における取組事例④【柔軟な工期の設定】

工事の性格等を踏まえ、受注者における建設労働者や建設資材などの確保のため、柔軟な工期を適切に設定することとしている。工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、受注者がより効率的かつ円滑な施工を確保できるように配慮している市区町村も見受けられる。

国土交通省における余裕期間制度

発注者指定方式

- 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



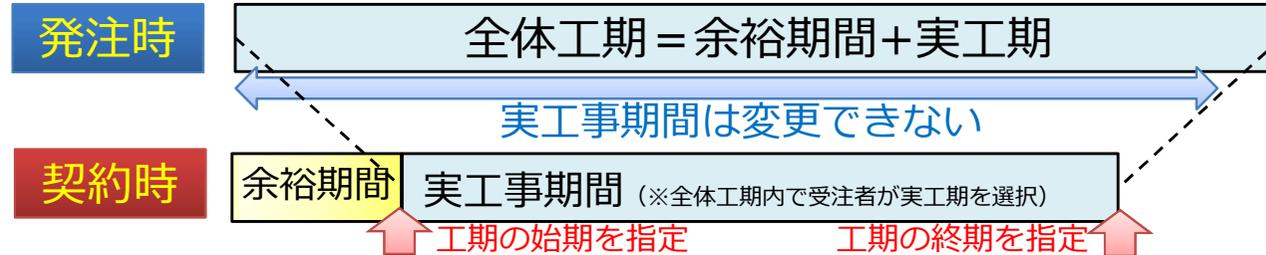
任意着手方式

- 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



フレックス方式

- 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



1. 余裕期間の長さ: 工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲
 2. 技術者の配置:
 (1) 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)
 (2) 実工期・実工事期間: 技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

市区町村の工夫

- 年度内に標準工期を確保できる工事であり、余裕期間を設定したとしても、諸条件を考慮して繰越が生じない工事を対象に、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、実際の工事期間の前に、3か月を超えない範囲で、労働者の確保や資材の調達に要する余裕期間を設定（福島県いわき市）
- 受注者の円滑な工事施工に資するため、受注者が建設資材の調達や労働力の確保等を計画的に行えるよう、建設工事に係る一般競争入札において、発注者が工事着手日を指定し、実工期の30%かつ4か月を超えない範囲で契約締結日から工事着手日の前日までを余裕期間として設定する余裕期間制度を導入（岐阜県岐阜市）
- 第4四半期に契約する工事について、3ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を設けている（熊本県天草市）

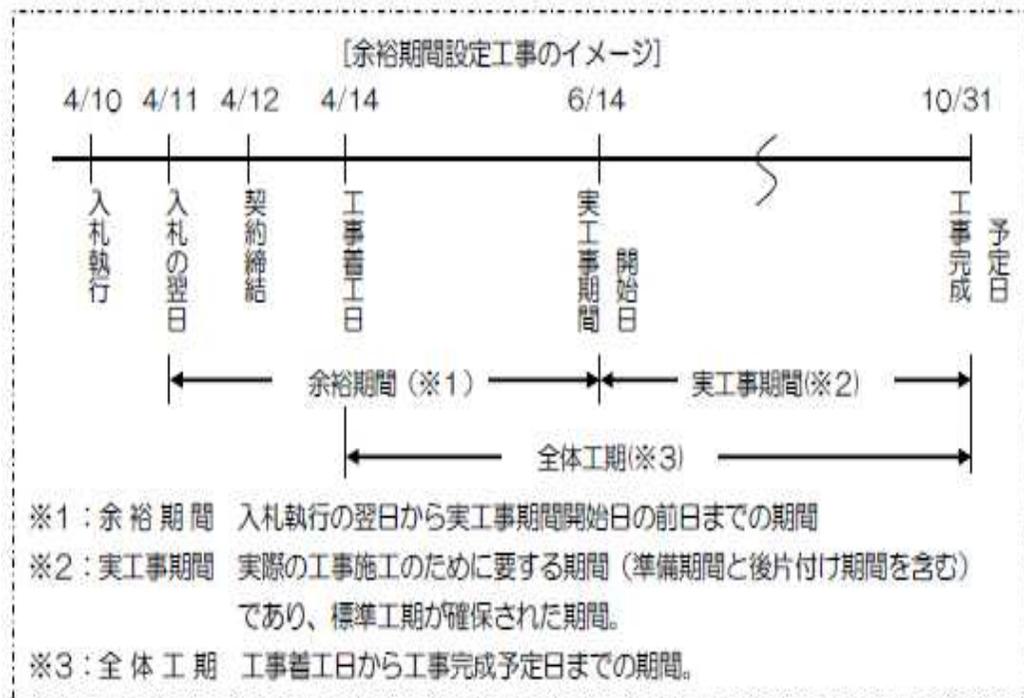
6. 市区町村における取組事例⑤【柔軟な工期の設定】

計画的な発注による工事の平準化や受注者の円滑な工事施工体制の整備等の観点から、余裕期間を設定する工事を導入または試行する政令都市・市区町村は、278団体ある。

福島県いわき市

余裕期間の設定

年度内に標準工期を確保できる工事であり、余裕期間を設定したとしても、諸条件を考慮して繰越が生じない工事を対象に、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、実際の工事期間の前に、3か月を超えない範囲で、労働者の確保や資材の調達に要する余裕期間を設定。



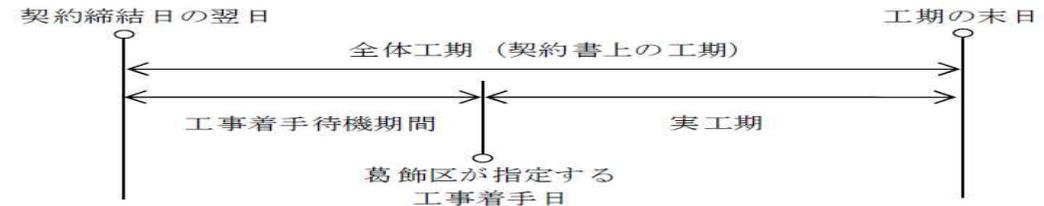
(福島県いわき市HPより)

東京都葛飾区

葛飾区が発注する工事において、より円滑な工事の実施を促進するため、早期契約方式およびフレックス工期契約方式を実施。

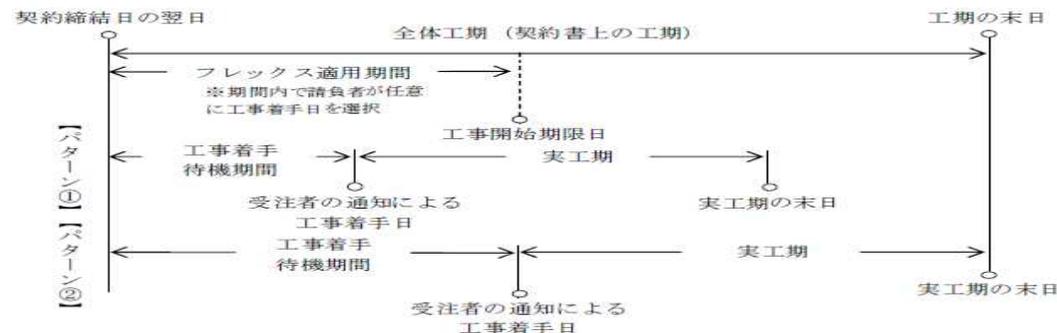
①早期契約方式

契約締結日の翌日から葛飾区が指定する工事着手日の前日までの期間を工事着手待機期間として設定した上で、早期に工事発注。



②フレックス工期契約方式

工事開始時期及び工事完成期限が特定されない工事について、契約締結日から一定の期間内に受注者が工事着手日を任意に決定できる「フレックス適用期間」を設定。



(東京都葛飾区HPより)

6. 市区町村における取組事例⑥【柔軟な工期の設定】

宮城県仙台市

計画的な工事発注を促進するとともに、受注者の円滑な工事施工体制の整備を図ることを目的として、余裕期間を設定し、全体工期内で実工期の始期を発注者が予め指定する方式を導入。

新潟県長岡市

受注者が施工時期を選択することにより、その受注する工事の平準化及び労働環境条件の整備を進め、安全かつ効率的な施工を確保するため、最終完成期限までの範囲内で施工時期を選択することが可能な「施工時期選択可能工事」を実施。

静岡県浜松市

施工時期等の平準化をより一層推進するため、建設工事の一部において、発注者があらかじめ設定した工事着手日選択期間内で、受注者が工事着手日を選択し契約締結することができる着手日選択型工事を、平成28年8月1日より試行。（単年度工事のみならず、債務負担工事も対象）

広島県広島市

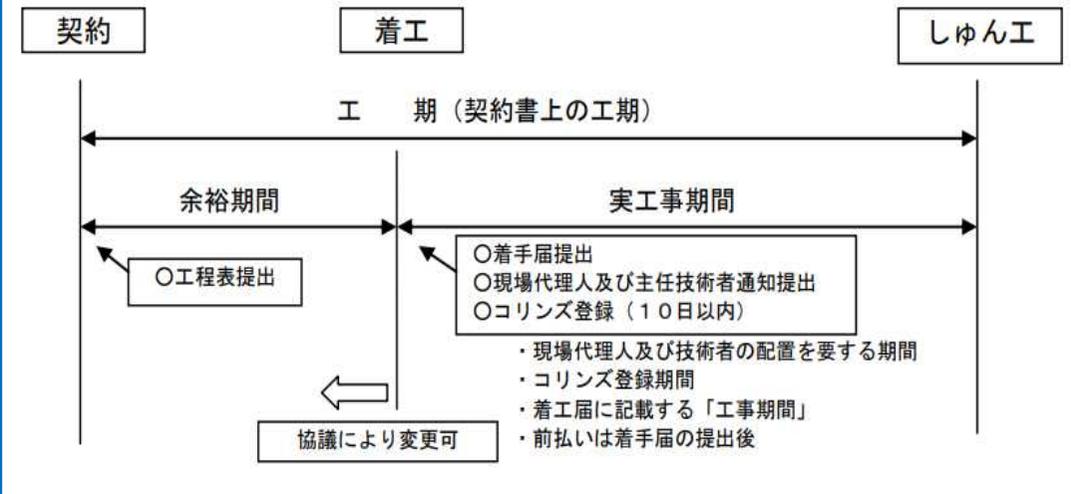
建築・設備工事の円滑な施工を確保するため、一部の建築・設備工事において、工期に余裕期間を設定した工事を試行。余裕期間は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働力確保等の準備を行うために、実際の工事期間前に3ヶ月を超えない範囲で設定。

福岡県古賀市

早期に発注し契約を締結することが可能であり、かつ、受注者の技術者及び施工体制の計画的な確保に寄与することが期待できるものを対象に、受注者が一定の期間の範囲内で工事着手日を選択できる契約方式（フレックス工期契約制度）を導入。

熊本県天草市

余裕期間は、工事ごとに発注者が判断し3ヶ月を超えない範囲で設定。余裕期間内に建設資材の調達や労働力が確保できた場合、施工担当課との協議により工事着工可。

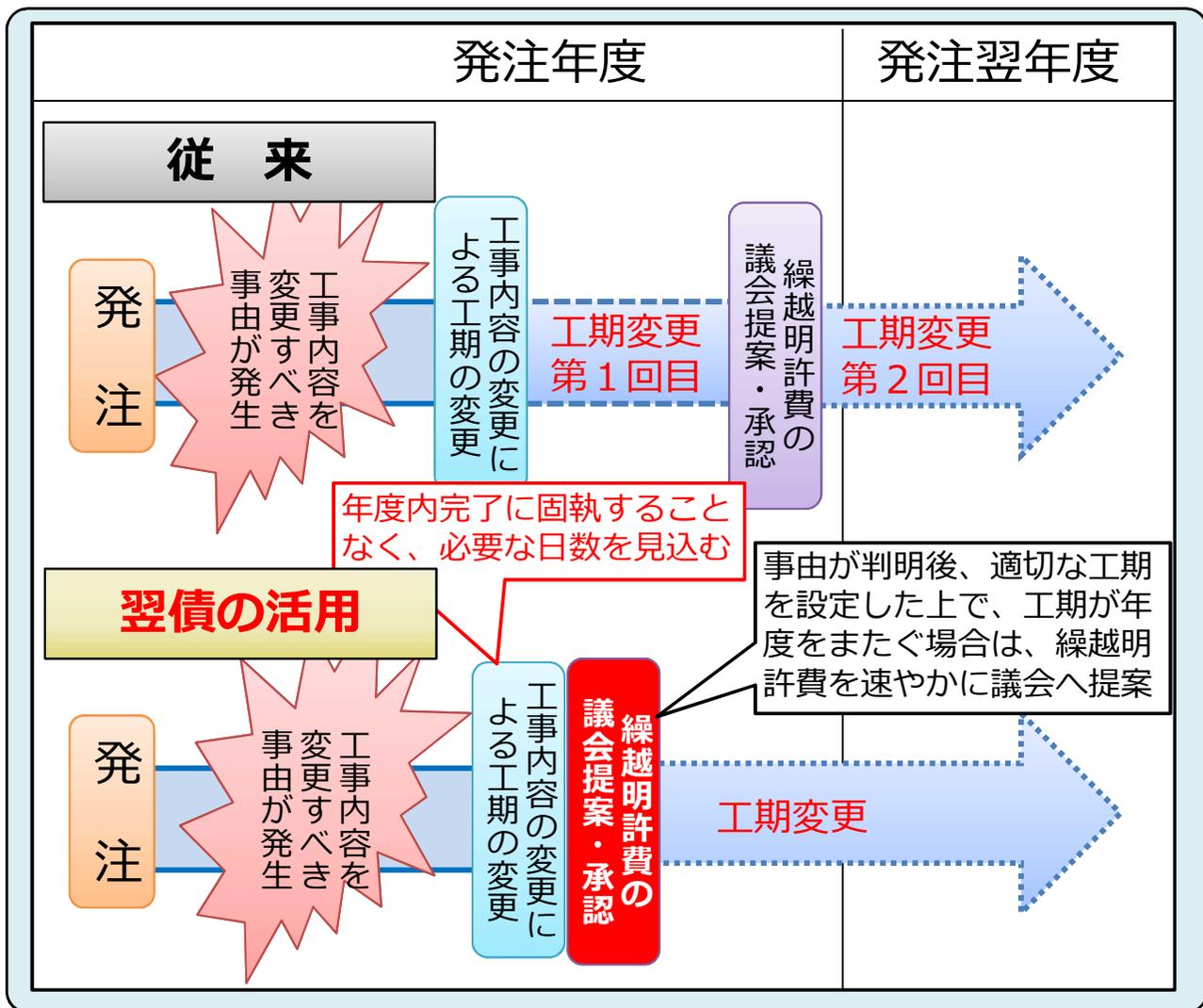


熊本県熊本市

受注者の円滑な施工体制整備を図るため、建設資材の調達や労働力確保に要する余裕期間を設定することができることとしている。余裕期間は、工事ごとに発注者が判断し、必要に応じて設定することとし、発注者指定方式、任意着手方式又はフレックス方式のいずれかの方式において設定する。

6. 市区町村における取組事例⑦【速やかな繰越手続】

工事や業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じたことから、年度内に支出が終わらない場合には、繰越制度を適切に活用することとしている。市区町村においても、年度末間際での繰越手続や、年度内の工事完了に固執することなく、早い段階から必要日数を見込み、早めに議会（例えば12月議会等）に上程するなど、早期の繰越制度を活用している団体が複数存在している。



- ### 市区町村の工夫
- 工事又は業務を実施する中でやむを得ない理由により契約内容等の見直しが生じ、その結果、**年度内に支出が終わらない場合は、その段階で繰越手続を開始**(岩手県釜石市)
 - 工期を勘案し、年度内に工事の完了が見込めないことが明らかな事業は、年度末を待たずに繰越手続を実施。**平成29年度は、12月議会で一部対応**(栃木県さくら市)
 - 単年度工事完了に努めているが、発注後の現場状況を考慮し早々の**12月議会で繰越明許を活用し対応**している(奈良県生駒市)
 - 工期を勘案し、年度末までに繰越が必要と判断される事業はあらかじめ**前年12月の段階で議会手続きを経る**ことにより、適切に工期を設定することができた(沖縄県浦添市)

6. 市区町村における取組事例⑧【速やかな繰越手続】

工事等を実施する中で、やむ得ない事由により、当初想定していた内容を見直す必要が生じた段階で速やかに繰越手続を開始する政令指定都市・市区町村は、275団体ある。

北海道室蘭市

平成29年度12月補正予算において、市営住宅改修費や団地建替事業費に繰越明許費（3億27百万円（土木費関係））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

京都府舞鶴市

平成29年度12月補正予算において、道路新設改良事業費について、繰越明許費（66百万円）（土木費関係）を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

山形県南陽市

発注後の現場の状況や、降雪の状況を考慮し、年度内に完了しないことが見込まれた場合、その段階で繰越手続を開始。平成29年度12月補正予算において、公園整備工事に繰越明許費（29百万円（土木費関係））を設定し、第3回定例会（12月）に提出。

広島県三次市

当初工期の最終を2月末日とし、標準工期がとれないものや発注済みで3月末日に完了できないものについては6月、9月又は12月議会で繰越の承認を受けるように工事担当課へ指示している。

平成29年度においては、9月補正予算において、小路美装化事業等について、繰越明許費（50百万円（土木関係費））を設定し、第3回定例会（9月）に提出。また、12月補正予算において、市道・橋梁改良事業について、繰越明許費（3億15百万円（土木関係費））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

埼玉県春日部市

平成29年度12月補正予算において、橋梁長寿命化修繕事業について、繰越明許費（3億18百万円（土木費関係））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

熊本県天草市

平成29年度12月補正予算において、市道改良事業等について、繰越明許費（4億14百万円（土木費関係））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

東京都八王子市

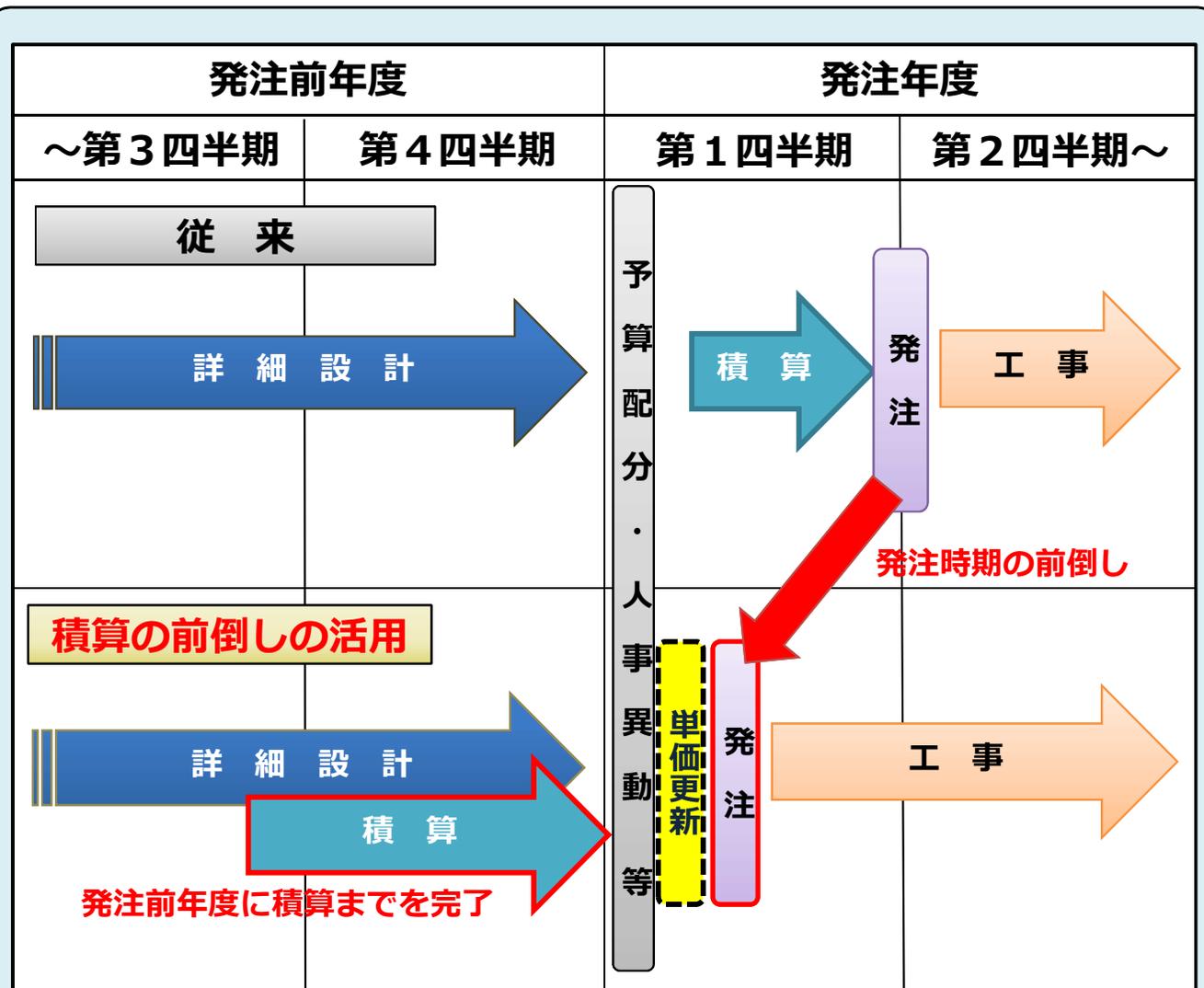
平成29年度11月補正予算において、台風第21号により被災した施設等の復旧事業費を計上すると共に繰越明許費（7億48百万円（土木費関係等））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

鹿児島県出水市

平成29年度12月補正予算において、一般道路整備事業等について、繰越明許費（1億50百万円（土木費関係））を設定し、第4回定例会（12月）に提出。

6. 市区町村における取組事例⑨【積算の前倒し】

予算配分後、速やかに工事の発注手続きを開始できるよう、発注前年度のうちに積算までを完了する「積算の前倒し」を活用し、新年度に速やかに発注を行えるような工夫を実施している市区町村が多数見受けられる。



市区町村の工夫

- ▶ 前年度までに一定程度の積算を完了させ、最新単価の入力で完成できるよう下準備を行っている（茨城県東海村）
- ▶ 設計業務を早期発注（年内工期100%）することで、工事発注の積算、契約図書の作成時間を確保している（東京都府中市）
- ▶ 発注前年度のうちに設計・積算を完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を実施（京都府宇治市）
- ▶ 積算から入札までの時間が短縮され、年度当初の早期発注に繋がっている（福岡県柳川市）
- ▶ 工事担当者（職員）を対象とした実務担当者会議を毎年開催し、早期発注の意識共有を図っている（福岡県小郡市）

6. 市区町村における取組事例⑩【早期執行のための目標設定等】 国土交通省

早期執行のために計画的に目標を設定し、受注者に対して情報を公開している市区町村が多くみられる。年末から年度末にかけて工期末が集中することが無いように事業量に留意している団体も見受けられる。

具体的な市町村取組例（発注見通しを公表している市の例）



平成30年度建設工事発注予定（4月6日更新）

4月の時点で半年先の発注見通しまで公表することで発注者に対して呼びかけを行うことにより、工事の平準化に資する

平成30年度 発注見通し表（HP掲載の抜粋）

番号	担当課	工事名	概要	業種	工事期間(月数)	入札予定月	方法
	都市計画課	平成30年度 常念ふれあい公園 ローラー滑り台補修工事	ローラー滑り台補修 一式	土木一式工事	6	10	競争入札
	都市計画課	平成30年度 豊科南部総合公園マレットゴルフ場増設工事	マレットゴルフ場増設 9ホール コース整備 一式	土木一式工事	6	10	競争入札
	農政課	平成30年度 コテージ四季の園改修工事	内装改修 2棟	建築一式工事	3	10	競争入札
	総合体育館建設推進課	安曇野市新総合体育館建設工事	建築面積:約5500㎡ 延べ面積:約7700㎡	建築一式工事	26	10	総合評価

【運用上の工夫】上半期・下半期の年2回 → **四半期ごとの年4回更新の運用**

【掲載URL】<http://www.city.azumino.nagano.jp/soshiki/1100/26380.html>



建設工事発注予定情報

平成30年度 帯広市建設工事等 発注見通し（平成30年4月1日現在）

番号	予算課	工種	工事名	工事担当課	概算総額(税込・千円)【公表用】	予定工期(月)	予定工期(日)	契約方法	施工場所	工事概要	特記事項【公表用】
76	みどりの課	造園	中央公園案内施設工事	みどりの課	1,800	9	10月	一般競争入札	西条東6丁目外	案内板設置1基	
80	住宅課	解体	平成30年度大空団地3街区解体工事(公・棟)	建築管理課	36,600	5	7月	一般競争入札	大空町1丁目15-6、16-2	大空団地3街区 松・棟(公営住宅)の解体工事	

工事によっては12月に開始する事業まで掲載。

【運用上の工夫】発注見通しに特記事項欄を設け、**国の交付金の内示状況により取り止め等が見込まれる場合は、特記事項にその旨を記載**している。

【掲載URL】<http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/soumubu/keiyakukanzaika/b060401kensetsu.html>



平成30年度公共工事発注見通し

平成30年度 三条市公共工事発注見通し一覧表

No	発注機関	担当課	工事名	工事場所	工事概要	工期	入札契約方式	工種	入札予定時期
1	新潟県三条市	建設課	市道井栗249号線道路改良工事	井栗地内	L=約80m	約3か月	一般競争入札	土木一式	第1四半期
2	新潟県三条市	建設課	市道善久寺13号線道路改良工事	善久寺地内	L=約70m	約3か月	一般競争入札	土木一式	第1四半期

【運用上の工夫】発注見通しの公表回数を増やすため、**様式を改善し、担当課の負担を軽減**した

【掲載URL】<http://www.city.sanjo.niigata.jp/category00001170.html>

市区町村の工夫

- **設計金額が250万円以上の工事について、年2回（4月、10月）発注見通しの公表**を行っている。（北海道音更町）
- **予算編成時より平準化会議を行い、年間の発注見通しを公表**するほか、発注予定時期を過ぎても入札契約依頼がない場合、**随時ヒアリングで状況を確認**している（北海道帯広市）
- 各事業担当課の年間工事発注見通しを**集約して、市のホームページに公開**している。**併せて、事業担当課へ早期発注を働きかけ**ている。（岩手県宮古市）
- **各部署で年度当初の発注目標を設定し、工事担当職員の意識を高め**、早期発注に努めている。（奈良県生駒市）
- **地方整備局がとりまとめる発注一元化に参画**し、計画的な執行を進めている。（福岡県小郡市）

月別の工事量の格差改善に向けた取組（横浜市）

横浜市は、道路修繕工事、学校営繕工事、公共建築物の保全工事などにおいて、債務負担行為を設定し、月毎の工事量の格差を改善する取組を実施している。

OPEN YOKOHAMA

横浜市における発注・施工時期の平準化に向けた取組

1 現状

- 従前から早期発注などに取り組んでいる。
- 多くの工事が単年度工期のため、年度の工事量の格差が生じている。

2 取組の方向性

- ① 早期発注
- ② 発注時期の分散
- ③ **年度を跨ぐ工事発注**

3 取組内容

当初予算で道路修繕工事、学校営繕工事、公共建築物の保全工事などで**債務負担設定し、年度を跨ぐ工事**を発注

※債務負担設定することにより、年度を通じて計画的に工期の分散が図れる。

4 取組の効果

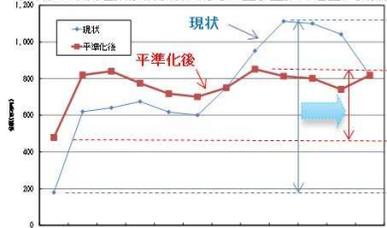
道路修繕工事で、工期の分散と債務設定による効果を試算

月毎の工事量格差を改善

月毎の工事量推計 平成26年度本市発注工事（3億円未満）



平準化効果のイメージ (平成26年度道路修繕事業の月毎の工事量推計を基に試算)



※出典：横浜市HP

発注情報一元化の例（埼玉県、大分県）

都道府県によっては、市区町村の発注情報を収集し、一元化することで、受注者に分かりやすく紹介している取組も見受けられる。

彩の国 埼玉県 公共工事発注見通し 発注情報一覧

・検索を実行するには、検索条件を指定して検索ボタンをクリックします。
・検索条件をリセットするには、クリアボタンをクリックします。

調達区分	建設工事	「調達区分」を変えると「業種/業務」及び「格付」が
調達機関名	指定しない	「調達機関名」を変えると「部局名」及び「課所名」が
部局名	指定しない	「部局名」を変えると「課所名」がクリアされます。
課所名	指定しない	
入札方式	指定しない	
業種/業務	指定しない	「業種/業務」を「指定しない」に変えると「格付」がクリア
格付	指定しない	「格付」を指定するには、「調達区分」と「業種/業務」を指定し
調達案件名称		
案件番号	含む	案件場所 を含む
公開日	検索範囲	2018年4月12日から2018年4月19日まで
表示件数	10	件ごと

指定しない
埼玉県
さいたま市
川越市
熊谷市
川口市
行田市
秩父市
所沢市
飯能市
加須市
本庄市
東松山市
春日部市
狭山市
羽生市
鴻巣市

Oita Prefectural Government 大分県

大分県共同利用型入札情報サービスシステム

県内の市町村等の情報をまとめて統合することにより、発注情報の効率化を図っている。

団体名を選択してください。
運用を開始している団体のみ選択できます。
公表している内容については、各発注機関にお問合せ下さい。

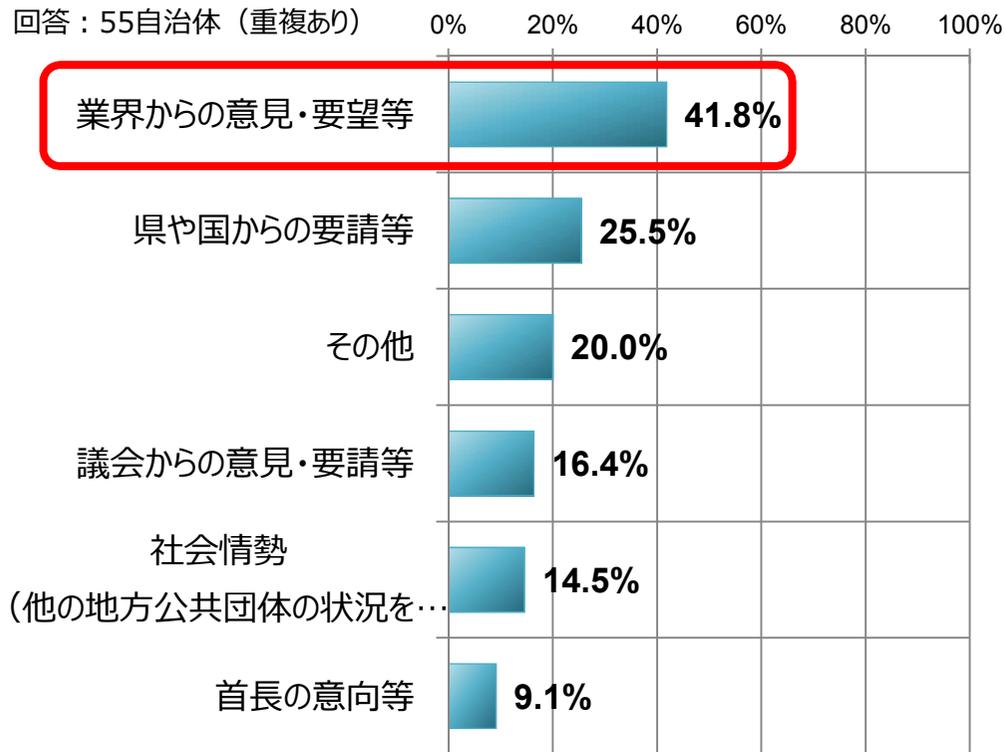
大分県	大分市	別府市	中津市	日田市
佐伯市	臼杵市	津久喜市	竹田市	豊後高田市
宇佐市	杵築市	豊後大野市	由布市	国東市
姫島村				
日出町				
九重町				

別府市 発注の見直し/案件参照 検索結果表示

発注対象	年度	業種	入札予定時期	工事の名称	発注元/名称	工事の場所	工事の期間	工事の概要	備考
1	平成30年度	電気工事	第23半年期	別府市庁舎中央監視設備改修工事	-	別府市上野口町1番15号	約10ヶ月	本庁舎の中央監視設備の改修	新規
2	平成30年度	電気工事	第13半年期	別府市庁舎空調換気設備改修工事	-	別府市上野口町1番15号	約10ヶ月	本庁舎の空調換気設備の改修	新規

平準化に向けた取組の導入契機に関する市区町村からのご意見

業界からの意見・要望等が取組を導入する契機となったとの回答が最も多かったほか、県や国で先行して実施している状況を勘案して導入した等の回答が続いている。



●業界からの意見・要望等

- ・年度当初の閑散期（4～6月）における技術者の効率的な配置
- ・現状では工事の端境期があるので、年間を通じて平均的な発注を要望
- ・公共事業の品質確保のため、発注や施工時期の平準化の要望がある。

●県や国からの要請等

- ・県において施工時期の平準化に努めるために余裕工期制度が制定されたことを受け、当市でも同様の制度を導入するきっかけとなった。

●その他

- ・独自の下請契約の実態調査では、過半数が「早期発注をさらに増やしてほしい」との回答があり、更なる実施が望まれている。

●議会からの意見・要請等

- ・市民ニーズへの対応、品質の確保、コストの縮減、地元企業の発展などの効果に関する意見があった。
- ・受発注者双方にメリットがあり、受注者の企業経営の健全化や労働者の処遇改善、稼働率の向上にもつながるとの意見があった。

●社会情勢

- ・寒冷地帯固有の問題として、土木工事期間の制約があり、冬期における雇用確保が恒常的な課題となっていた。

※ 市区町村に対する平準化の取組に関するアンケート調査結果（H30.2）

Q. 平準化に向けた取組を導入する契機を選択の上、具体的な導入経緯や背景について回答してください。

選択肢：業界からの意見・要望等／議会からの意見・要望等／首長の意向等／社会情勢（他の地方公共団体の状況を考慮等）
／県や国からの要請等／その他（複数回答可）

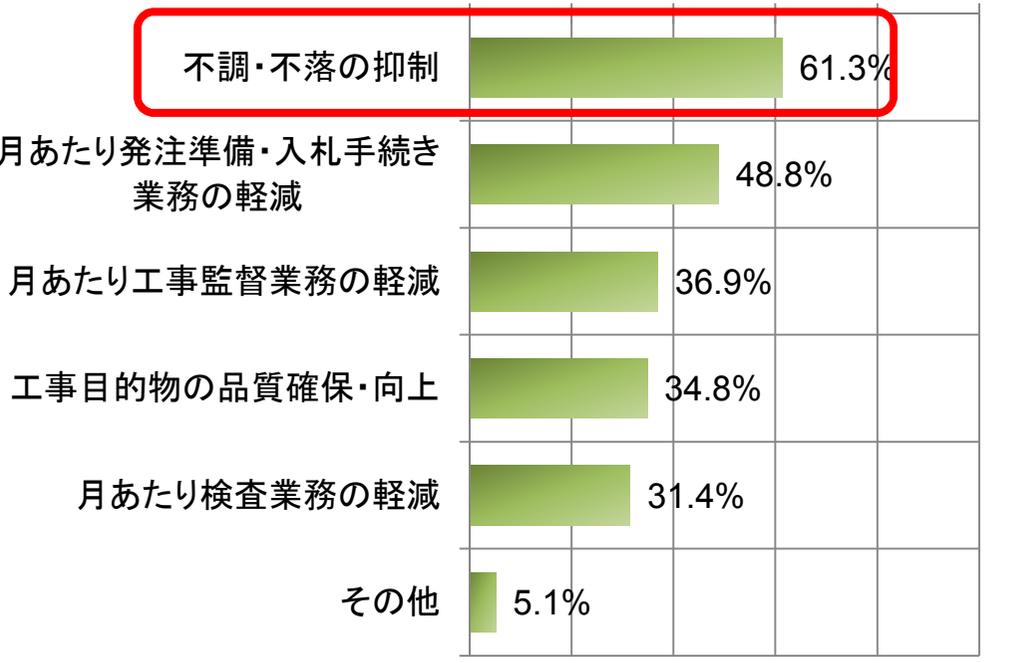
母数：債務負担行為等、平準化の取組を実施している58市区町村を対象にアンケート調査を実施。

7. 市区町村へのアンケート調査結果②【平準化の促進により期待する効果】

平準化の促進により期待する効果に関する市区町村からのご意見

平準化の取組により、不調・不落の抑制につながるという意見が多かったほか、工事発注や監督業務の軽減により、工事目的物の品質向上に期待するといった意見が多くみられた。

回答: 55自治体(重複あり) 0% 20% 40% 60% 80% 100%



- 不調・不落の抑制
 - ・第1四半期に工事発注を例年より多く行うことにより、請けてもらえる業者が増えたため、不調・不落が少なくなった。
 - ・工事発注が集中すると業者の手持ち工事が飽和状態となり、入札不調が発生するが、発注の平準化及び発注見通しの公表により不調が低減。
 - ・大型建築工事については全国の情勢に影響を受けやすいので、余裕工期等の平準化への取組によって不調を抑える効果はあった。
- 月あたり発注準備・入札手続き業務の軽減
 - ・2、3月に工事発注できたため、年度当初の多忙な時期の工事発注量が減少した。
 - ・積算ミスの減少にもつながっている。
 - ・債務負担を設定している工事に関しては地域の要望や陳情に対して柔軟な対応が可能になった。
- 月あたり工事監督業務の軽減
 - ・工事着手まで協議時間がとれることにより、スムーズな施工ができた。
 - ・工事件数が平準化され、職員の時間外勤務が減少した。

● 工事目的物の品質確保・向上や、月あたり検査業務の軽減等

・余裕を持った工期設定にて丁寧な作業が行われ、品質が向上。人材の安定確保、コスト縮減、災害時等への対応の提供、地域経済の活性化が期待できる。

※ 市区町村に対する平準化の取組に関するアンケート調査結果 (H30.2)

Q. 平準化に向けた取組を実施する上で、期待している効果を回答してください。

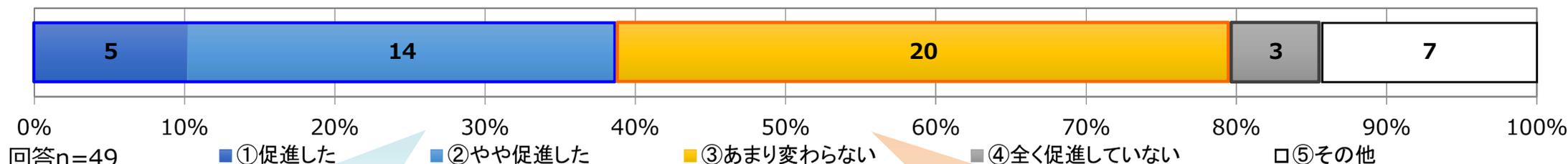
選択肢：月あたり発注準備・入札手続き業務の軽減／月あたり工事監督業務の軽減／月あたり検査業務の軽減／工事目的物の品質確保・向上／不調・不落の抑制／その他(複数回答可)

母数：債務負担行為等、平準化の取組を実施している58市区町村を対象にアンケート調査を実施。

7. 市区町村へのアンケート調査結果③【取組導入後の平準化の促進状況】

取組導入後における促進状況に関する変化について

- 促進した、やや促進したとの回答と、あまり変わらないとの回答がほぼ同数となっている。
- 促進した、との回答における自由意見では、工事の閑散期がなくなったとの意見もある一方、小中学校の工事や、出水期を避けるべき工事等、平準化が困難な事業について、課題として挙げられている。



● 促進した・やや促進した

- ・ 第1四半期に工事発注があるため、工事の閑散期がなくなった。
- ・ 特定の時期に工事が著しく集中するといった事態が緩和され、年間の工事計画の平準化に多少効果があったと考えている。
- ・ 庁内で「工事発注時期の平準化に関する会議」を開催し、平準化の取組を喚起。財政サイドにも出席を求めている。結果、不調、不落が少なくなった。
- ・ 業界から、第1四半期も技術者を配置できたとの声があった。

● あまり変わらない

- ・ 災害復旧や社会情勢等の影響に左右されやすい。
- ・ 小中学校の工事など、工事が限定される（夏休みなど）ものや、出水期を避けて行う必要がある工事が多いため、平準化に取組める事業が少ないことから、あまり変わらない。
- ・ 補助事業においては申請手続きなどの関係により、実際の発注が下半期に集中してしまう。
- ・ 平準化が原因と言えるはっきりとした効果はまだ出ていないと感じる。

※ 市区町村に対する平準化の取組に関するアンケート調査結果（H30.2）

Q. 平準化の取組の導入後、促進状況に関して選択の上、回答理由を回答してください。

選択肢： 選択肢：①促進した／②やや促進した／③あまり変わらない／④全く促進していない／⑤その他

母数：債務負担行為等、平準化の取組を実施している58市区町村を対象にアンケート調査を実施。

適正な工期を確保するため、国庫債務負担行為（2か年国債やゼロ国債）を活用すること等により、公共工事の施工時期を平準化し、建設現場の生産性向上を図る。

平準化に向けた3つの取組

①国庫債務負担行為の積極的活用

適正な工期を確保するための国庫債務負担行為（2か年国債（※1）及びゼロ国債（※2））を上積みし、閑散期の工事稼働を改善

〈2ヶ年国債 + 当初予算におけるゼロ国債〉

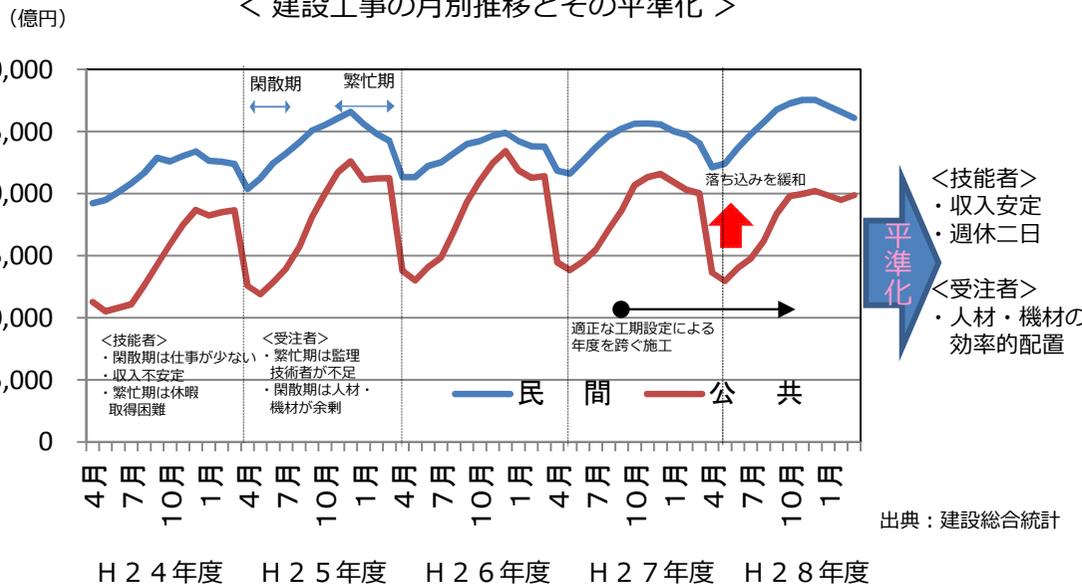
H27年度：約200億円 ⇒ H28年度：約700億円

⇒H29年度※：約2,900億円 ⇒ **H30年度：約3,100億円**

※H29年度から当初予算におけるゼロ国債を設定
※H30年度の内訳は、2ヶ年国債 約1,740億円、ゼロ国債 約1,345億円

（参考）補正予算でのゼロ国債（29年度：1,567億円）も活用し、平準化に取り組む

＜建設工事の月別推移とその平準化＞



②地域単位での発注見通しの統合・公表の更なる拡大

全ブロックで実施している国、地方公共団体等の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する取組の参加団体を拡大

※参加状況の推移：H29.3末時点：約500団体（約25%）→H30.4時点：約1070団体（約54%）
国、特殊法人等：138/206、都道府県：47/47、政令指定都市：19/20、市町村：871/1722（H30.4時点）



【各地区のページ】
※〇〇地区の発注見通し
〇〇地区とは、〇〇市、〇〇町、〇〇村を含む地区です。

※平成28年1月1日自国に公告（発注）する見込みの工事のみ記載しています。
※予定価格が50万円以上の土木、建築の工事のみ記載しています。
※下記の発注機種の発注見通しについては掲載されておりません。また他に掲載のない発注機種の工事発注予定はありません。
発注機種の例：〇〇町、〇〇村

※ここに記載する内容は、平成28年11月1日現在の見通しであるため、実際に発注する工事がこの記載と異なる場合、又はここに記載されていない工事が発注される場合があります。
※主要建設費等見込み量は、公表時点の見込み数量であり、公表後変更することがあり
※公表している内容等のお問い合わせについては、各発注機関へお問い合わせください。

各発注機関の見通し公表ページはこちら（詳細については、こちらをご覧ください。）

発注機名	発注機種	工事名称	工事種別	工事場所	入札契約方式	工事種別	入札予定時期	工期	概算	概算工事費	備考
国土交通省東北地方整備局	〇〇事務所	〇〇河川工事	〇〇河川	〇〇市	一般競争入札	一般土木工事	平成28年〇月	約〇ヶ月	橋梁工、堤防工事、護岸工事、水門工事、水質浄化施設工事、その他土木工事（1年度約10億3,000万円）	300万~500百万円	発注時期、工事種別、工事内容、工事費の追加が可能とする予定です。
〇〇県	〇〇事務所	〇〇河川工事	〇〇河川	〇〇市	一般競争入札	一般土木工事	平成28年〇月	約〇ヶ月	道路土工、V=2,000m ³ 、V=1,500m ³	100万~150百万円	
〇〇市	〇〇課	〇〇河川工事	〇〇河川	〇〇市	指名競争入札	土木工事	平成28年〇月	〇日	造成工事 1式		

（参考）東北地方の事例

業界からは、技術者の配置計画、あるいは労務資材の手配について大変役立っているとの評価

③地方公共団体等への取組要請

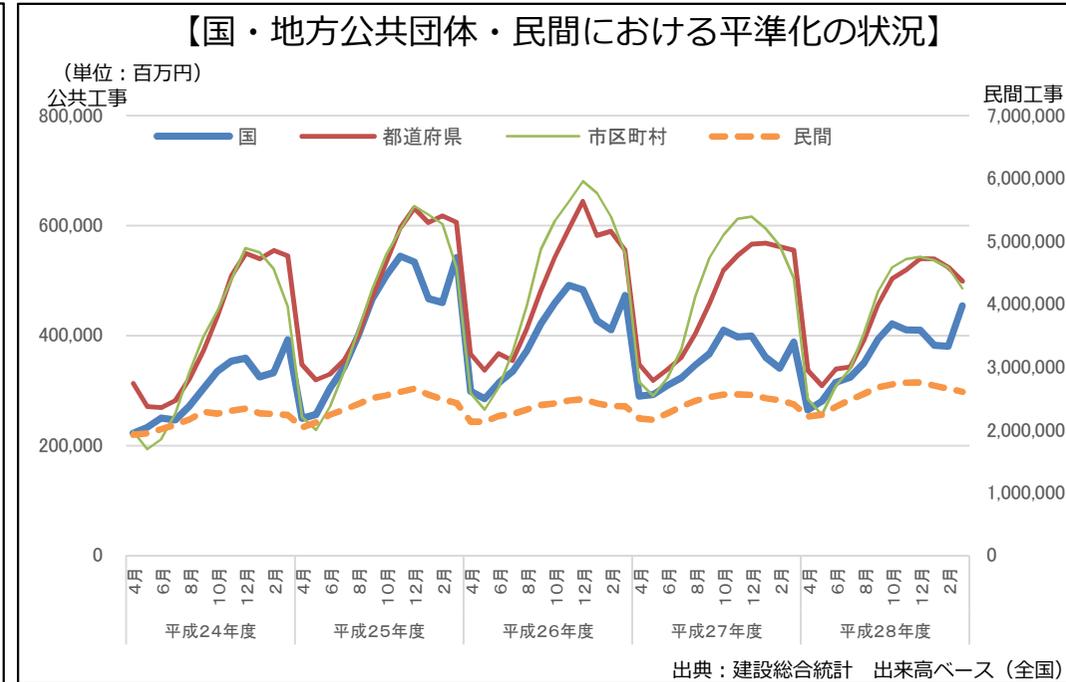
各発注者における自らの工事発注状況の把握を促すとともに、平準化の取組の推進を改めて要請

※1：国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担（契約）することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。

※2：国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。

取組状況（地方公共団体における平準化に向けた取組の促進）

- H28.1 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
- H28.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を実施することも可能であること等について通知
- H28.4 都道府県が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集をとりまとめ
- H28.5 都道府県と、工事の性格や地域の実情等を踏まえ、更なる平準化に努めるよう申合せ
- H28.10 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
- H28.11 都道府県と、債務負担行為の活用や適切な工期の設定、繰越制度の適切な活用等により、更なる平準化に努める旨を申合せ
- H29.2 総務省と連名で、地方公共団体の契約担当課だけでなく、新たに財政担当課に対しても平準化について要請
- H29.3 都道府県及び市区町村が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集第2版をとりまとめ
- H30.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請



公共工事の円滑な施工確保について（抜粋）（平成30年2月2日 国土入企第26号）／都道府県・指定都市あて通知

4. 施工時期等の平準化について 施工時期等の平準化は、人材・資機材の効率的な活用や担い手の処遇改善にも資することから、**「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」**（平成28年2月17日付け総行行第41号・国土入企第17号）において通知した内容を踏まえ、また**「余裕期間制度の活用について」**（平成28年6月24日付け事務連絡）も参考に、**債務負担行為の積極的な活用、余裕期間の設定、繰越制度の適切な活用**等により、施工時期等の平準化に努めること。また、受注者側が計画的に施工体制を確保できるよう、地域の実情等に応じて、各発注者が連携して**発注見通しを統合して公表**する取組に参加する等必要な措置を講ずるよう努めること。

施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について（平成28年2月17日 国土入企第17号）／都道府県、指定都市あて通知

1. 計画的な発注の推進

年度当初に事業が少なくなることや、工事完成時期や調査・設計等の業務の履行期限が年度末に過度に集中することを避けるため、早期発注や債務負担行為の適切な活用により、計画的な発注に努めること。なお、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関しては、地方公共団体において過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、配分された予算の範囲内で社会資本整備総合交付金等を充てることができるところであり、契約初年度に支出を要さない債務負担行為（いわゆる「ゼロ債務負担行為」）を設定して事業を実施することも可能であること。

2. 適切な工期の設定

工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件、建設労働者の休日等による不稼働日等を踏まえ、特に以下に留意の上、工事施工に必要な日数を確保するなど適切に設定すること。

- (1) 同工種の過去の類似実績を参考に、必要な日数を見込むこと。
- (2) 降雪期については、作業不能日が多いなど工事に要する期間が通常より長期になることから、必要な日数を見込むこと。
- (3) 年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込むこと。

3. 余裕期間の設定

余裕期間については、柔軟な工期の設定等を通じて建設資材や建設労働者などの確保に資するものであり、工事の性格等を踏まえて適切に設定すること。

4. 工期が複数年度にわたる工事等への適切な対応

- (1) 複数年度にわたる工期や業務の履行期間を設定する必要がある場合は、債務負担行為等を適切に活用すること。
- (2) 工事や業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じたことから、適切な工期を設定した結果、年度内に支出が終わらない場合には、繰越制度を適切に活用すること。

余裕期間制度の活用について（平成28年6月24日）（別添抜粋）／都道府県、指定都市あて事務連絡

1. 余裕期間制度とは

余裕期間制度は、契約ごとに、工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内で余裕期間※1を設定して発注し、工事の始期（工事開始日）もしくは終期（工事完了期限日）を発注者が指定、または、受注者が選択できる制度である。柔軟な工期の設定等を通じて、受注者が建設資材や建設労働者などが確保できるようにすることで、受注者側の観点から平準化を図ることに資すると考えており、工事の発注において、積極的に活用することとしている。

余裕期間制度には、次の方法がある。

- ① 発注者が工事の始期を指定する方法（以下「発注者指定方式」という。）
- ② 発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を選択する方法（以下「任意着手方式」という。）
- ③ 発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期をあわせた期間）の中で、受注者が工事の始期と終期を決定する方法（以下「フレックス方式」という。）

※1「余裕期間」：契約期間内であるが、工期外であるため、受注者は監理技術者等の配置が不要であり、工事に着手してはならない期間である。
工事着手以外の工事のための準備は、受注者の裁量で行うことができる。

2. 以降は、以下のURLからご参照ください。

<http://www.mlit.go.jp/common/001135341.pdf>

1. 平成30年度の実績・自己評価について

○発注者協議会の指標

○昨年度における自己評価

◆中国ブロック発注者協議会の目標10項目

各発注機関が自ら達成時期と達成度の目標を設定し、自己評価により達成度を判断。

- ①最新積算基準、最新労務・材料単価を適用する。
- ②歩切りは行わない。
- ③適切な工期を設定する。
- ④原則一般競争入札とする。
- ⑤社会保険等に参加していない建設業者を公共工事の元請業者から排除する。
- ⑥低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の設定・適切な活用(事前公表しない。)を徹底する。
- ⑦予定価格については原則として事後公表とする。
- ⑧総合評価落札方式の適切な活用を図る。
- ⑨適切に設計変更(施工条件・追加工事等)を行う。
- ⑩元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置を行う。

◆品確法運用指針の全国統一指標案

あくまで各発注機関が自らの相対的な立ち位置を知るためのもの。

- ①適正な予定価格の設定
指標①-1:最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積り等の活用)
指標①-2:単価の更新頻度
- ②適切な設計変更
指標②-1:設計変更ガイドラインの策定・活用状況
指標②-2:設計変更の実施工事率
- ③施工時期等の平準化
指標③-1:平準化率



次期3ヶ年の指標(案)

中国ブロック発注者協議会の目標項目のうち、達成度が低い項目を引き続き指標とすると共に、全国統一指標を取り込んだ7項目とする。

- ①原則一般競争入札とする。
- ②予定価格については原則として事後公表とする。
- ③総合評価落札方式の適切な活用を図る。
- ④元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置を行う。
- ⑤適正な予定価格の設定
- ⑥適切な設計変更
- ⑦施工時期等の平準化

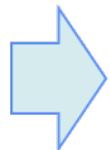
発注者協議会の運営について、自主性を尊重しつつ、全国共通的な課題に対して、全国的に速やかに取り組めるよう、定期的な開催を促進

開催の方針(案)

○四半期ごとに、会議を開催

(四半期ごとの議論等のイメージ)

- ・第1四半期 【幹事会】今年度の取組方針の確認・共有
- ・第2・3四半期 【各県地域発注者協議会】取組状況や課題の共有等
- ・第4四半期 【幹事会】次年度の取組方針の確定



会議の開催結果について、積極的に広報

平成30年度達成状況について

中国ブロック全体集計(目標達成出来た割合)

	指標①		指標②		指標③		指標④		指標⑤	指標⑥	指標⑦
	原則一般競争入札とする		予定価格については原則として事後公表とする		総合評価落札方式の適切な活用を図る		元請業者に対し社会保険等未加業者との契約締結を禁止する措置を行う		適切な予定価格の設定	適切な設計変更	施工時期の平準化
国等	100%	14/14	100%	14/14	79%	11/14	93%	13/14	取り組み状況確認	取り組み状況確認	取り組み状況確認
鳥取県	60%	12/20	65%	13/20	35%	7/20	75%	15/20			
島根県	85%	17/20	70%	14/20	45%	9/20	85%	17/20			
岡山県	71%	20/28	64%	18/28	50%	14/28	100%	28/28			
広島県	79%	19/24	54%	13/24	67%	16/24	92%	22/24			
山口県	80%	16/20	85%	17/20	80%	16/20	75%	15/20			
全体	78%	98/126	71%	89/126	58%	73/126	87%	110/126			

※1: ○／○は、達成機関数／全体機関数 を示す

※2: 国等には、特殊法人等を含む

※3: 各県には、全県内市町村を含む

平成30年度達成状況について

指標①：原則一般競争入札とする

◎：原則、全工事で実施
 ○：一部工事で実施
 ▲：実施に向けた検討
 ×：未実施

国等機関		鳥取県内		島根県内		岡山県内		広島県内		山口県内	
発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度
国土交通省 中国地方整備局	◎	鳥取県	◎	島根県	◎	岡山県	◎	広島県	◎	山口県	○
警察庁 中国四国管区警察局	◎	鳥取市	○	松江市	◎	岡山市	◎	広島市	○	山口市	◎
財務省 中国財務局	◎	米子市	◎	浜田市	◎	倉敷市	◎	三原市	◎	下関市	○
財務省 広島国税局	◎	倉吉市	○	出雲市	◎	津山市	◎	呉市	◎	宇部市	○
農林水産省 中国四国農政局	◎	境港市	○	益田市	◎	玉野市	◎	竹原市	◎	萩市	○
林野庁 近畿中国森林管理局	◎	岩美町	○	大田市	◎	笠岡市	◎	尾道市	◎	防府市	○
国土交通省 中国運輸局	○	若桜町	▲	安来市	◎	井原市	○	福山市	◎	下松市	○
海上保安庁 第六管区海上保安本部	◎	智頭町	○	江津市	◎	総社市	○	府中市	◎	岩国市	○
環境省 中国四国地方環境事務所	◎	八頭町	×	雲南市	◎	高梁市	◎	三次市	◎	光市	○
防衛省 中国四国防衛局	◎	三朝町	○	奥出雲町	○	新見市	▲	庄原市	◎	長門市	○
西日本高速道路(株) 中国支社	◎	湯梨浜町	×	飯南町	○	備前市	○	大竹市	○	柳井市	○
本州四国連絡高速道路(株)し まなみ尾道管理センター	◎	琴浦町	○	川本町	○	瀬戸内市	◎	東広島市	◎	美祢市	○
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	◎	北栄町	○	美郷町	○	赤磐市	◎	廿日市市	◎	周南市	○
広島高速道路公社	◎	日吉津村	×	邑南町	○	真庭市	◎	安芸高田市	◎	山陽小野田市	▲
達成度 ※◎又は○の機関数	100%	大山町	▲	津和野町	×	美作市	○	江田島市	×	周防大島町	○
	14/14	南部町	▲	吉賀町	◎	浅口市	○	府中町	×	和木町	×
		伯耆町	○	海士町	○	和気町	▲	海田町	○	上関町	▲
		日南町	○	西ノ島町	▲	早島町	○	熊野町	×	田布施町	○
		日野町	×	知夫村	×	里庄町	▲	坂町	×	平生町	×
		江府町	×	隠岐の島町	○	矢掛町	▲	安芸太田町	◎	阿武町	○
		達成度	60%	達成度	85%	新庄村	▲	北広島町	○	達成度	80%
		※◎又は○ の機関数	12/20	※◎又は○ の機関数	17/20	鏡野町	○	大崎上島町	×	※◎又は○ の機関数	16/20
						勝央町	○	世羅町	○		
						奈義町	▲	神石高原町	○		
						西粟倉村	×	達成度	79%		
						久米南町	×	※◎又は○ の機関数	19/24		
						美咲町	◎				
						吉備中央町	○				
						達成度	71%				
						※◎又は○ の機関数	20/28				

平成30年度達成状況について

指標②： 予定価格については原則として事後公表とする

◎：原則、全工事で実施
 ○：一部工事で実施
 ▲：実施に向けた検討
 ×未実施

国等機関		鳥取県内		島根県内		岡山県内		広島県内		山口県内	
発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度
国土交通省 中国地方整備局	◎	鳥取県	○	島根県	×	岡山県	◎	広島県	○	山口県	◎
警察庁 中国四国管区警察局	◎	鳥取市	○	松江市	◎	岡山市	◎	広島市	◎	山口市	◎
財務省 中国財務局	◎	米子市	×	浜田市	◎	倉敷市	○	三原市	×	下関市	◎
財務省 広島国税局	◎	倉吉市	○	出雲市	◎	津山市	▲	呉市	▲	宇部市	◎
農林水産省 中国四国農政局	◎	境港市	▲	益田市	◎	玉野市	○	竹原市	×	萩市	◎
林野庁 近畿中国森林管理局	◎	岩美町	×	大田市	◎	笠岡市	▲	尾道市	◎	防府市	◎
国土交通省 中国運輸局	○	若桜町	×	安来市	◎	井原市	▲	福山市	▲	下松市	○
海上保安庁 第六管区海上保安本部	◎	智頭町	◎	江津市	▲	総社市	×	府中市	○	岩国市	×
環境省 中国四国地方環境事務所	◎	八頭町	○	雲南市	◎	高梁市	◎	三次市	○	光市	○
防衛省 中国四国防衛局	◎	三朝町	○	奥出雲町	×	新見市	▲	庄原市	▲	長門市	○
西日本高速道路(株) 中国支社	◎	湯梨浜町	×	飯南町	×	備前市	◎	大竹市	×	柳井市	○
本州四国連絡高速道路(株)し まなみ尾道管理センター	◎	琴浦町	○	川本町	◎	瀬戸内市	○	東広島市	▲	美祢市	×
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	◎	北栄町	×	美郷町	◎	赤磐市	×	廿日市市	○	周南市	◎
広島高速道路公社	◎	日吉津村	◎	邑南町	○	真庭市	◎	安芸高田市	▲	山陽小野田市	○
達成度 ※◎又は○の機関数	100%	大山町	○	津和野町	○	美作市	○	江田島市	○	周防大島町	◎
	14/14	南部町	○	吉賀町	▲	浅口市	▲	府中町	◎	和木町	×
		伯耆町	○	海士町	◎	和気町	▲	海田町	◎	上関町	○
		日南町	○	西ノ島町	▲	早島町	◎	熊野町	◎	田布施町	◎
		日野町	◎	知夫村	◎	里庄町	◎	坂町	×	平生町	◎
		江府町	×	隠岐の島町	◎	矢掛町	○	安芸太田町	◎	阿武町	◎
		達成度	65%	達成度	70%	新庄村	×	北広島町	○	達成度	85%
		※◎又は○ の機関数	13/20	※◎又は○ の機関数	14/20	鏡野町	×	大崎上島町	▲	※◎又は○ の機関数	17/20
						勝央町	◎	世羅町	▲		
						奈義町	◎	神石高原町	○		
						西粟倉村	◎	達成度	54%		
						久米南町	◎	※◎又は○ の機関数	13/24		
						美咲町	◎				
						吉備中央町	◎				
						達成度	64%				
						※◎又は○ の機関数	18/28				

平成30年度達成状況について

指標③：総合評価落札方式の適切な活用を図る。

◎：原則、全工事で実施
 ○：一部工事で実施
 ▲：実施に向けた検討
 ×：未実施

国等機関		鳥取県内		島根県内		岡山県内		広島県内		山口県内	
発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度
国土交通省 中国地方整備局	◎	鳥取県	◎	島根県	○	岡山県	○	広島県	○	山口県	○
警察庁 中国四国管区警察局	▲	鳥取市	▲	松江市	○	岡山市	○	広島市	○	山口市	○
財務省 中国財務局	○	米子市	○	浜田市	○	倉敷市	○	三原市	▲	下関市	○
財務省 広島国税局	▲	倉吉市	○	出雲市	○	津山市	○	呉市	○	宇部市	○
農林水産省 中国四国農政局	◎	境港市	○	益田市	○	玉野市	▲	竹原市	○	萩市	○
林野庁 近畿中国森林管理局	○	岩美町	×	大田市	○	笠岡市	○	尾道市	○	防府市	○
国土交通省 中国運輸局	○	若桜町	×	安来市	×	井原市	▲	福山市	○	下松市	○
海上保安庁 第六管区海上保安本部	×	智頭町	×	江津市	○	総社市	○	府中市	○	岩国市	○
環境省 中国四国地方環境事務所	◎	八頭町	×	雲南市	○	高梁市	▲	三次市	▲	光市	○
防衛省 中国四国防衛局	◎	三朝町	○	奥出雲町	▲	新見市	▲	庄原市	○	長門市	×
西日本高速道路(株) 中国支社	○	湯梨浜町	○	飯南町	▲	備前市	○	大竹市	×	柳井市	○
本州四国連絡高速道路(株)し まなみ尾道管理センター	◎	琴浦町	○	川本町	×	瀬戸内市	▲	東広島市	○	美祢市	×
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	◎	北栄町	×	美郷町	×	赤磐市	○	廿日市市	○	周南市	○
広島高速道路公社	○	日吉津村	×	邑南町	○	真庭市	○	安芸高田市	▲	山陽小野田市	○
達成度 ※◎又は○の機関数	79%	大山町	▲	津和野町	×	美作市	×	江田島市	×	周防大島町	○
	11/14	南部町	×	吉賀町	×	浅口市	○	府中町	×	和木町	○
		伯耆町	×	海士町	×	和気町	×	海田町	○	上関町	×
		日南町	×	西ノ島町	×	早島町	○	熊野町	○	田布施町	○
		日野町	×	知夫村	×	里庄町	▲	坂町	×	平生町	×
		江府町	×	隠岐の島町	×	矢掛町	○	安芸太田町	○	阿武町	○
		達成度	35%	達成度	45%	新庄村	×	北広島町	○	達成度	80%
		※◎又は○ の機関数	7/20	※◎又は○ の機関数	9/20	鏡野町	▲	大崎上島町	×	※◎又は○ の機関数	16/20
						勝央町	▲	世羅町	○		
						奈義町	▲	神石高原町	○		
						西粟倉村	×	達成度	67%		
						久米南町	×	※◎又は○ の機関数	16/24		
						美咲町	○				
						吉備中央町	○				
						達成度	50%				
						※◎又は○ の機関数	14/28				

平成30年度達成状況について

指標④：元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置を行う。

◎：原則、全工事で実施

○：一部工事で実施

▲：実施に向けた検討

×未実施

国等機関		鳥取県内		島根県内		岡山県内		広島県内		山口県内	
発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度
国土交通省 中国地方整備局	◎	鳥取県	◎	島根県	◎	岡山県	○	広島県	◎	山口県	◎
警察庁 中国四国管区警察局	▲	鳥取市	◎	松江市	◎	岡山市	◎	広島市	◎	山口市	○
財務省 中国財務局	◎	米子市	◎	浜田市	◎	倉敷市	○	三原市	◎	下関市	○
財務省 広島国税局	○	倉吉市	◎	出雲市	◎	津山市	○	呉市	◎	宇部市	○
農林水産省 中国四国農政局	◎	境港市	○	益田市	◎	玉野市	○	竹原市	◎	萩市	▲
林野庁 近畿中国森林管理局	◎	岩美町	◎	大田市	◎	笠岡市	○	尾道市	◎	防府市	○
国土交通省 中国運輸局	◎	若桜町	◎	安来市	◎	井原市	○	福山市	◎	下松市	×
海上保安庁 第六管区海上保安本部	◎	智頭町	○	江津市	◎	総社市	○	府中市	◎	岩国市	▲
環境省 中国四国地方環境事務所	◎	八頭町	▲	雲南市	◎	高梁市	○	三次市	▲	光市	○
防衛省 中国四国防衛局	◎	三朝町	◎	奥出雲町	○	新見市	○	庄原市	▲	長門市	◎
西日本高速道路(株) 中国支社	◎	湯梨浜町	◎	飯南町	◎	備前市	○	大竹市	○	柳井市	▲
本州四国連絡高速道路(株)し まなみ尾道管理センター	◎	琴浦町	▲	川本町	◎	瀬戸内市	○	東広島市	○	美祢市	◎
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	○	北栄町	×	美郷町	×	赤磐市	○	廿日市市	◎	周南市	×
広島高速道路公社	◎	日吉津村	×	邑南町	◎	真庭市	○	安芸高田市	◎	山陽小野田市	○
達成度 ※◎又は○の機関数	93%	大山町	◎	津和野町	×	美作市	○	江田島市	◎	周防大島町	○
	13/14	南部町	◎	吉賀町	◎	浅口市	○	府中町	◎	和木町	◎
		伯耆町	◎	海士町	◎	和気町	○	海田町	◎	上関町	◎
		日南町	○	西ノ島町	▲	早島町	○	熊野町	◎	田布施町	◎
		日野町	◎	知夫村	◎	里庄町	○	坂町	◎	平生町	◎
		江府町	×	隠岐の島町	◎	矢掛町	○	安芸太田町	◎	阿武町	◎
		達成度	75%	達成度	85%	新庄村	○	北広島町	◎	達成度	75%
		※◎又は○ の機関数	15/20	※◎又は○ の機関数	17/20	鏡野町	○	大崎上島町	◎	※◎又は○ の機関数	15/20
						勝央町	○	世羅町	◎		
						奈義町	○	神石高原町	◎		
						西粟倉村	○	達成度	88%		
						久米南町	○	※◎又は○ の機関数	22/24		
						美咲町	○				
						吉備中央町	○				
						達成度	100%				
						※◎又は○ の機関数	28/28				

平成30年度達成状況について

指標⑤：適切な予定価格の設定
1)最新の積算基準の適用状況

a:最新基準適用かつ基準範囲外においても要領を整備
b:最新基準を適用するが基準範囲外における要領未整備。
c:その他

国等機関		鳥取県内		島根県内		岡山県内		広島県内		山口県内	
発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度
国土交通省 中国地方整備局	a	鳥取県	a	島根県	a	岡山県	a	広島県	a	山口県	a
警察庁 中国四国管区警察局	a	鳥取市	a	松江市	a	岡山市	a	広島市	a	山口市	a
財務省 中国財務局	a	米子市	a	浜田市	a	倉敷市	a	三原市	b	下関市	b
財務省 広島国税局	a	倉吉市	b	出雲市	a	津山市	a	呉市	a	宇部市	b
農林水産省 中国四国農政局	a	境港市	a	益田市	a	玉野市	a	竹原市	b	萩市	b
林野庁 近畿中国森林管理局	a	岩美町	b	大田市	a	笠岡市	a	尾道市	a	防府市	b
国土交通省 中国運輸局	b	若桜町	b	安来市	b	井原市	b	福山市	a	下松市	b
海上保安庁 第六管区海上保安本部	a	智頭町	a	江津市	b	総社市	a	府中市	a	岩国市	b
環境省 中国四国地方環境事務所	b	八頭町	b	雲南市	a	高梁市	a	三次市	a	光市	b
防衛省 中国四国防衛局	a	三朝町	b	奥出雲町	b	新見市	b	庄原市	b	長門市	b
西日本高速道路(株) 中国支社	a	湯梨浜町	b	飯南町	a	備前市	b	大竹市	a	柳井市	b
本州四国連絡高速道路(株)し まなみ尾道管理センター	a	琴浦町	b	川本町	a	瀬戸内市	a	東広島市	a	美祢市	a
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	a	北栄町	b	美郷町	b	赤磐市	b	廿日市市	b	周南市	a
広島高速道路公社	a	日吉津村	a	邑南町	a	真庭市	b	安芸高田市	a	山陽小野田市	b
		大山町	b	津和野町	a	美作市	b	江田島市	b	周防大島町	b
		南部町	a	吉賀町	b	浅口市	b	府中町	b	和木町	b
		伯耆町	b	海士町	b	和気町	b	海田町	b	上関町	b
		日南町	b	西ノ島町	b	早島町	b	熊野町	a	田布施町	b
		日野町	b	知夫村	a	里庄町	b	坂町	b	平生町	a
		江府町	b	隠岐の島町	b	矢掛町	b	安芸太田町	b	阿武町	b
						新庄村	b	北広島町	b		
						鏡野町	b	大崎上島町	b		
						勝央町	a	世羅町	a		
						奈義町	a	神石高原町	b		
						西粟倉村	b				
						久米南町	b				
						美咲町	a				
						吉備中央町	a				

平成30年度達成状況について

指標⑤：適切な予定価格の設定
2)単価の更新頻度

a:最新単価
b:3ヶ月以内に更新
c:6ヶ月以内に更新
d:12ヶ月以内に更新
e:それ以上

国等機関		鳥取県内		島根県内		岡山県内		広島県内		山口県内	
発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度
国土交通省 中国地方整備局	a	鳥取県	a	島根県	a	岡山県	a	広島県	a	山口県	b
警察庁 中国四国管区警察局	a	鳥取市	a	松江市	a	岡山市	b	広島市	a	山口市	b
財務省 中国財務局	d	米子市	a	浜田市	a	倉敷市	a	三原市	a	下関市	b
財務省 広島国税局	d	倉吉市	a	出雲市	a	津山市	a	呉市	a	宇部市	b
農林水産省 中国四国農政局	a	境港市	a	益田市	a	玉野市	a	竹原市	a	萩市	b
林野庁 近畿中国森林管理局	a	岩美町	a	大田市	a	笠岡市	a	尾道市	a	防府市	b
国土交通省 中国運輸局	a	若桜町	a	安来市	a	井原市	a	福山市	a	下松市	b
海上保安庁 第六管区海上保安本部	a	智頭町	a	江津市	a	総社市	a	府中市	a	岩国市	b
環境省 中国四国地方環境事務所	b	八頭町	a	雲南市	a	高梁市	a	三次市	a	光市	b
防衛省 中国四国防衛局	b	三朝町	a	奥出雲町	a	新見市	b	庄原市	a	長門市	b
西日本高速道路(株) 中国支社	a	湯梨浜町	a	飯南町	a	備前市	a	大竹市	a	柳井市	b
本州四国連絡高速道路(株)し まなみ尾道管理センター	a	琴浦町	a	川本町	a	瀬戸内市	a	東広島市	a	美祢市	b
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	a	北栄町	d	美郷町	a	赤磐市	a	廿日市市	a	周南市	b
広島高速道路公社	a	日吉津村	a	邑南町	a	真庭市	a	安芸高田市	a	山陽小野田市	b
		大山町	a	津和野町	a	美作市	a	江田島市	a	周防大島町	b
		南部町	a	吉賀町	d	浅口市	a	府中町	a	和木町	b
		伯耆町	b	海士町	a	和気町	b	海田町	c	上関町	b
		日南町	a	西ノ島町	a	早島町	a	熊野町	a	田布施町	b
		日野町	a	知夫村	a	里庄町	a	坂町	a	平生町	b
		江府町	a	隠岐の島町	a	矢掛町	a	安芸太田町	a	阿武町	b
						新庄村	a	北広島町	a		
						鏡野町	a	大崎上島町	a		
						勝央町	a	世羅町	a		
						奈義町	a	神石高原町	a		
						西粟倉村	a				
						久米南町	a				
						美咲町	a				
						吉備中央町	a				

平成30年度達成状況について

指標⑥：適切な設計変更

a:ガイドラインを策定・活用
 b:ガイドライン未策定だが、必要に応じて設計変更実施
 c:設計変更を実施していない

国等機関		鳥取県内		島根県内		岡山県内		広島県内		山口県内	
発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度
国土交通省 中国地方整備局	a	鳥取県	a	島根県	a	岡山県	a	広島県	a	山口県	a
警察庁 中国四国管区警察局	b	鳥取市	a	松江市	a	岡山市	a	広島市	a	山口市	a
財務省 中国財務局	b	米子市	b	浜田市	b	倉敷市	b	三原市	b	下関市	a
財務省 広島国税局	b	倉吉市	b	出雲市	a	津山市	a	呉市	b	宇部市	b
農林水産省 中国四国農政局	a	境港市	a	益田市	a	玉野市	b	竹原市	b	萩市	b
林野庁 近畿中国森林管理局	a	岩美町	b	大田市	b	笠岡市	b	尾道市	a	防府市	b
国土交通省 中国運輸局	c	若桜町	b	安来市	b	井原市	b	福山市	a	下松市	b
海上保安庁 第六管区海上保安本部	a	智頭町	b	江津市	b	総社市	b	府中市	a	岩国市	b
環境省 中国四国地方環境事務所	b	八頭町	b	雲南市	a	高梁市	a	三次市	b	光市	b
防衛省 中国四国防衛局	b	三朝町	b	奥出雲町	b	新見市	b	庄原市	b	長門市	a
西日本高速道路(株) 中国支社	a	湯梨浜町	b	飯南町	b	備前市	b	大竹市	b	柳井市	b
本州四国連絡高速道路(株)し まなみ尾道管理センター	a	琴浦町	b	川本町	b	瀬戸内市	b	東広島市	b	美祢市	b
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	b	北栄町	b	美郷町	b	赤磐市	a	廿日市市	b	周南市	b
広島高速道路公社	a	日吉津村	b	邑南町	b	真庭市	a	安芸高田市	a	山陽小野田市	b
		大山町	b	津和野町	b	美作市	b	江田島市	b	周防大島町	b
		南部町	b	吉賀町	b	浅口市	b	府中町	b	和木町	b
		伯耆町	b	海士町	b	和気町	b	海田町	b	上関町	b
		日南町	b	西ノ島町	b	早島町	a	熊野町	b	田布施町	b
		日野町	b	知夫村	b	里庄町	b	坂町	b	平生町	b
		江府町	b	隠岐の島町	b	矢掛町	b	安芸太田町	b	阿武町	b
						新庄村	b	北広島町	a		
						鏡野町	a	大崎上島町	b		
						勝央町	b	世羅町	b		
						奈義町	b	神石高原町	b		
						西粟倉村	b				
						久米南町	a				
						美咲町	b				
						吉備中央町	b				

平成30年度達成状況について

指標⑦：施工時期の平準化

国等機関		鳥取県内		島根県内		岡山県内		広島県内		山口県内	
発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度
国土交通省 中国地方整備局	当初予算におけるゼロ国債の設定、繰越制度の活用により適正な工期の確保により平準化に取り組んでいる。	鳥取県	ゼロ国債を活用して平準化に取り組んでいる。	島根県	ゼロ国債を含む債務負担行為制度の活用(H27.11～)や、繰越制度を活用(H28.11～)し、第1四半期の工事数を増やしている。	岡山県	複数年債務、翌債、ゼロ債の活用や余裕期間設定工事の試行等により平準化に取り組んでいる。	広島県	必要に応じ、翌債・繰越制度を活用している。	山口県	ゼロ国債の設定、翌債・繰越制度の活用、複数年の債務負担行為の設定、早期発注により、平準化に取り組んでいる。
警察庁 中国四国管区 警察局	翌債、繰越制度を活用し、できるだけ4～7月の施工工事数を増やしている。	鳥取市	現在のところ取組は出ていない。	松江市	繰越制度等を活用し、上半期(特に4～7月)の施工工事数を増やしている。	岡山市	ゼロ市債、繰越制度の活用、発注前年度のうちに設計・積算を完了させたことなど平準化に取り組んでいる。	広島市	ゼロ市債を活用して平準化に取り組んでいる。	山口市	特段の取組みは行っていないが、債務負担行為や繰越制度等により、施工時期等については平準化となっている。
財務省 中国財務局	年度当初からの予算執行を念頭に平準化に努めている。	米子市	債務負担行為、繰越の活用及び早期発注に努めている。	浜田市	繰越制度の活用により4月～7月の発注を行っている。	倉敷市	翌債、繰越制度を活用し、できるだけ4～7月の施工工事数を増やしている。	三原市	発注計画において、平準化に資するよう取り組んでいる。	下関市	債務負担行為の積極的な活用、繰越制度の適切な活用等により、施工時期等の平準化に努めるよう工事担当課所室に周知している。
財務省 広島国税局	実施していない	倉吉市	できるだけ早期発注できるように各発注課において取り組んでいる。	出雲市	できるだけ早期発注するよう心掛けている。	津山市	可能な範囲内で平準化に努めている。(補助金・交付金等の交付決定や繰越承認の時期に左右される)	呉市	翌債、繰越制度を活用し、できるだけ4～7月の施工工事数を増やしている。	宇部市	早期発注を原則としているが、現場条件等にも考慮し適正に実施している。なお、平準化を図るために翌債や繰越制度を活用するよう取組は行っていない。
農林水産省 中国四国農政局	国債や翌債、また、余裕工期の設定等に取り組む、平準化となるよう努力している。	境港市	毎年発注予定を公表し、早期発注に努めている。	益田市	取組みをしていない	玉野市	前年度からの設計により、新年度の早期発注数を増やしている。	竹原市	単独事業については、前年度に設計を行い、年度当初の発注を進めている。しかしながら、補助事業等は交付決定の時期が6月頃になることや、早着不可の事業もあり平準化に苦慮している。	萩市	担当課と調整し、可能な限り早期発注に努めている。
林野庁 近畿中国森林 管理局	ゼロ国債、翌債、繰越制度を活用し、できるだけ4～7月の施工工事数を増やしている。	岩美町	翌債、繰越制度を活用し4～7月の施工工事数を増やしている。	大田市	できるだけ早期発注するよう心掛けている。	笠岡市	具体的な取組みは行っていない。	尾道市	翌債、繰越制度を活用し、できるだけ4～7月の施工工事数を増やしている。	防府市	年度当初から工事発注できるよう発注予定工事の調整協議を実施している。
国土交通省 中国運輸局	工事案件なし	若桜町	できるだけ早期に発注し、年末・年度末への集中を避けるようにしている。	安来市	前年度までに一定程度の積算を完了させるなど積算の前倒しすることにより、年度当初からの工事発注を増やす。また、HPにおいて、発注見通しを公表することで、執行率の達成を促進する。	井原市	4月上旬にできる限り多くの発注ができるよう各課に徹底している。	福山市	年度当初に予算執行方針を示す中で、上半期での発注率80%以上を目標として、進捗管理を行っている。	下松市	年度の早期に発注(4月～10月)している。工期が複数年にわたる工事については、債務負担行為の設定をしている。
海上保安庁 第六管区海上 保安本部	翌債及び繰越明許を活用している。	智頭町	翌債、繰越制度を活用し、できるだけ4～7月の施工工事数を増やしている。	江津市	発注見通しをもとに、発注時期の平準化に努めている。	総社市	特になし(工期確保のための債務負担行為、繰越制度は活用している)	府中市	どうしても必要な工事についてのみ債務負担行為等活用し年度当初の発注を行っている。	岩国市	できるだけ4～7月の施工工事数を増やよう取り組んでいる。
環境省 中国四国地方 環境事務所	工事件数が少なく、取組が困難	八頭町	取組みは行っていない。	雲南市	出来るだけ4～6月の施工工事数を増やすために、前年度に業者選定や設計等の準備を行っている。	高梁市	適切な工期設定を行ったうえで、繰越対象工事の早期把握及び繰越制度の活用準備を行っている。	三次市	債務負担行為の活用や標準工期が確保できない案件については早めの繰越を促している。	光市	早期発注に努めているが、現場条件等にも考慮し、適正に実施している。なお、場合によっては、繰越制度、債務負担行為等を活用している。
防衛省 中国四国防衛 局	実施していない。	三朝町	適切な工期を設定するよう努めており、任意着手方式の活用を実施。	奥出雲町	発注見通し・繰越制度の活用。	新見市	取組なし	庄原市	道路維持工事や単独事業等、年度当初に設計可能な工事は極力4～6月の発注を行い、施工工事数を増やすよう取り組んでいる。	長門市	平準化の取組みはなく、早期発注を目標としている。なお、場合によっては繰越制度を活用している。
西日本高速道路(株) 中国支社	単年度予算主義ではないが、業務が集中しないよう工事の発注計画を立て、発注の平準化に取り組んでいる。	湯梨浜町	平準化を目的とした特段の取組は行っていない。	飯南町	翌債、繰越制度を活用し、できるだけ4～7月の施工工事数を増やしている。	備前市	繰越制度を活用し、工事完成時期の年度末の集中を避ける。適正工期を確保できるよう早期(4月～7月)に発注をする	大竹市	特になし。	柳井市	繰越制度を活用し、できるだけ4～7月の施工工事数を増やしている。
本州四国連絡 高速道路(株) しまなみ尾道 管理センター	計画的な事業の進捗管理と工事の計画的な発注	琴浦町	補助・交付金事業は、内示後発注。その他は早期発注。年度後半は、繰越制度を活用している。	川本町	平準化に向け検討中	瀬戸内市	翌債、繰越制度を活用し、適正工期の確保には取り組んでいるが、平準化の取組みまでには至っていない。	東広島市	債務負担行為、繰越制度を活用している。	美祢市	庁内説明会等で早期発注を促し、平準を図っている。
国立研究開発 法人 日本原子力研 究開発機構 人形峠環境技 術センター	年間の工事発注計画策定や契約受付締切を設定することで、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年末への集中を避けるなど予算執行上の工夫を行うとともに、自然条件(降雪等)を勘案し、できるだけ4～12月の施工を徹底している。	北栄町	特になし	美郷町	予算の執行ができるものについては早期に発注し、余裕を持った工期設定を実施して、年度末への集中を回避するよう取り組んでいる。	赤磐市	取組なし	廿日市市	・事業課に発注時期を調査し計画的に事業執行を行っている。 ・必要に応じて債務負担行為を活用している。 ・繰越制度を適切に運用している。	周南市	翌債、繰越制度を活用し、できるだけ4～7月の施工工事数を増やしている。
広島高速道路 公社	複数年に及ぶ大型公共工事を発注している。	日吉津村	工事の性格等を踏まえた適切な工期を設定のうえ、施工時期が下半期に集中しないように配慮している。	邑南町	繰越制度は必要に応じ活用している	真庭市	特に取組みなし	安芸高田市	必要に応じ、繰越制度を活用している。	山陽小野田市	繰越制度を活用している。
		大山町	翌債、繰越制度を活用し、できるだけ4～7月の施工工事数を増やしている。	津和野町	上半期、下半期で発注が平準化するよう努めている。	美作市	特段の取組みなし	江田島市	各年度で予算を平準化し、執行している。	周防大島町	年度初めに、早期発注するよう努めている。
		南部町	入札発注事務の一元化により、発注率の平準化及び早期発注に取り組んでいる。	吉賀町	繰越制度の活用や下半期に発注が集中しないよう努めている。	浅口市	取り組めていない。	府中町	翌債、繰越制度を活用し、できるだけ4～7月の施工工事数を増やしている。	和木町	特になし
		伯耆町	できるだけ上半期に発注できるよう取り組んでいる	海士町	発注時期早めにするよう心掛けている。	和気町	特に実施していない。	海田町	適正な時期に施工するため、優先順位を考慮して発注している。	上関町	早期に工事発注をしている。
		日南町	翌債、繰越制度を活用し、4～7月の施工工事数が確保されている。	西ノ島町	決定前着手を実施することで、早期発注に努めている。また、繰越制度も活用しながら、できるだけ平準化に努めている。	早島町	年度当初からの予算執行の徹底等を行い、施工時期の平準化に取り組んでいる。	熊野町	交付金事業については、前年度内示等を参考にし、早期発注が可能となるよう、積算業務を前倒して実施している。	田布施町	繰越制度を活用し、できるだけ4～7月の施工工事数を増やしている。
		日野町	工事件数が多くないので、発注できるものから順次発注している。	知夫村	特に無し	里庄町	翌債、繰越制度を活用し、できるだけ4～7月の施工工事数を増やしている。	坂町	事業計画において平準化を図っている。	平生町	時期にあった工事設定をしている。
		江府町	繰越制度を活用し、できるだけ4～7月の施工工事とする	隠岐の島町	特になし	矢掛町	発注見通しを実施することにより、年度当初からの予算執行に取り組むよう努めている。	安芸太田町	河川など工期に制約がある場合除き年内発注に取り組む	阿武町	単独や維持管理の工事について早期発注する
						新庄村	早期執行のため、目標を設定し平準化に取り組んでいる。	北広島町	必要に応じ、翌債・繰越制度を活用している。		
						鏡野町	田植え、稲刈り、漁協、積雪等を考慮し工事発注を行っているが、それらに影響されない工事について合間に発注している	大崎上島町	必要に応じて検討		
						勝央町	設計金額、適正工期を考慮し、早期発注数ができるよう取り組んでいる。	世羅町	特になし		
						奈義町	債務負担行為、繰越制度を活用し、発注・施工時期等の平準化を図っている	神石高原町	債務負担行為の活用は無いが、出来るだけ早期の発注に取り組んでいる。		
						西粟倉村	4～9月の発注に心がけ、平準化に取り組んでいる。				
						久米南町	できる限り上半期発注を目標としている。				
						美咲町	ゼロ町債、を創設して平準化に取り組んでいる。				
						吉備中央町	発注見通し等により計画的な早期発注に取り組んでいるが、災害復旧工事により下半期の発注が増加している状況である。				

2. 各発注者協議会等におけるH30年度取組状況等について

○各県発注者協議会の取り組み状況等

○発注見通しの統合拡大

鳥取県発注者協議会の取組み状況について

令和元年6月7日
鳥取県技術企画課

1 受発注者のための品質確保研修の実施

日時：平成30年10月25日（木）

場所：（公財）鳥取県建設技術センター 大研修室

対象：建設業関係者、県及び市町村職員 108名

内容：業務委託や工事の不適切事例をふまえた発注者責任、品確法をテーマに研修を実施

- （1）発注者の責務
- （2）不適切案件等への注意事項
- （3）会計検査指摘事項
- （4）失敗及び不適切案件への注意事項（修補、資格停止等）

2 公共工事発注時期の平準化に係るゼロ債務の活用に関する調査

日時：平成30年11月7日（水）メール依頼

対象：県内19市町村

回答：14市町村（回答率73.7%）※集計結果は別紙1参照

3 鳥取県発注者協議会（幹事会）の開催

日時：平成31年1月28日（月）14:00～15:45

場所：鳥取県中部総合事務所 講堂

対象：鳥取県発注者協議会幹事（国、県、市町村）

内容：中国ブロック発注協の目標10項目における自己評価の達成度の低い項目を中心に議論、工期の平準化、発注見通しの統合について協議を行った。

- （1）平成30年度の目標達成状況について
- （2）目標項目における設計変更の実施率および平準化率について
- （3）発注見通しの統合について
- （4）整備局からの連絡事項
- （5）鳥取県からの連絡事項
 - ・ゼロ県債を活用した施工時期平準化の効果について
 - ・測量業務の入札制度改正等について
 - ・地盤情報の収集・共有・公開について
- （6）その他

公共工事発注時期の平準化に係るゼロ債務の活用に関する調査結果

【調査結果】

- ・回答率 73.7% (14/19市町村)

問1 貴市町村では公共工事の発注において、発注時期の平準化を目的にゼロ債務を活用したことがありますか。

- ・ある 0%
- ・ない 100%

問2 過去3年間のゼロ債務の設定事例をお答えください。(問1で「ある」と回答した場合のみ)

- ・設定実績 なし

問3 ゼロ債務を活用していない理由をお答えください。(問1で「ない」と回答した場合のみ)

【財源】

- ・債務を議決する際に、次年度の補助金や起債等財源の裏付けがないため
- ・財政状況から財政部局の理解が得られないため(2)
- ・財源等(補助、交付金)の関係から活用していない

【発注量、金額】

- ・単独事業は発注件数・量が少なく活用する必要がないため(11)
- ・市費のみの発注案件は、予定価格が小さくゼロ債務の活用になじまない

【繰越】

- ・繰越事由が生じた場合に事故繰越となるため

問4 発注時期の平準化を目的としたゼロ債務の活用へのご意見等があればご記入ください

- ・町では、公共事業らしい事業が少なく、平準化という考えは浸透していません。業界からもそのような意見は聞いていません。
 - ・建設業界と意見交換において、早期発注、平準化等についてご意見をいただきますが、各業者の技術者状況(受注の可否)により、意見が変わります。本市の発注状況では、早期発注、適正な工期の確保及び発注予定の適時公表等に対応できていると考えます。
- ※過去の実績はありませんが、本年度12月議会に財源が見込める工事を2～3件ゼロ債務を上程予定です。

発出元 → 発出先

中国ブロック発注者協議会

発注機関：島根県

テーマ	議題2 H30各県協議会の取り組み状況等
趣旨	・発注見通しの拡大について
回答	<p>H30年度時点での統合版への参加は、県内では島根県と松江市のみであった。</p> <p>県内自治体へ参加を促した結果、令和元年度第1四半期の統合版への参加は、6市町（益田市、大田市、安来市、奥出雲町、飯南町、吉賀町）であった。</p> <p>今後参加を見送っている県内12市町村（浜田市、出雲市、江津市、雲南市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、隠岐の島町、西ノ島町、海士町、知夫村）に対し参加協力を重ねてお願いしていきたい。</p>

平成 30 年度 岡山地域発注者協議会の取組状況について

1 入札制度等に関する市町村アンケート調査について

- ・公共工事の品質確保に向けた取組を進めるに当たり、市町村によって工事の発注件数や業者数等に大きな違いがあることから、県内一律的な取組よりも各市町村の状況に応じた取組が有効と考え、県で状況把握のアンケートを実施した。

(平成 30 年 9 月)

- ・市町村取組の一助となるよう、上記アンケートをとりまとめ・分析した結果を県から報告し、関係者間の情報共有を図った。

2 平成 30 年度の目標達成状況について

- ・中国ブロック発注者協議会の取組目標 7 項目の達成状況について、各市町村から状況を報告し、関係者間の情報共有を図った。

3 平成 30 年 7 月豪雨災害を受けて実施した取組について

- ・平成 30 年 7 月豪雨災害を受けて実施した各々の取組について、県及び市町村から報告し、関係者間の情報共有を図るとともに相互協力を求めた。

4 その他

- ・岡山地域発注者協議会において、国から「設計変更の実施工事率」及び「平準化率」について報告いただくとともに、県から「平準化の取組」を報告し、関係者間の情報共有を図った。

広島地域発注者協議会における取り組み

令和元年6月7日

広島地域発注者協議会

1 発注者支援の取組について

公共工事の品質確保を図るために、検査業務の技術力向上とその担い手の中長期的な育成や確保は重要な課題であるが、県内の多くの市・町においては人員、組織体制等から十分な取組が困難な状況である。

国土交通省が定めた「発注関係事務の運用に関する指針」では、十分な取組が行えない発注者に対して、国及び都道府県が支援を行うこととされていることから、広島地域発注者協議会では次のような取組を行っている。

①中国地方整備局発注工事検査への県・市・町臨場

中国地方整備局が実施する工事検査の臨場機会を確保し、県・市・町職員の検査業務の技術力向上を図る。

②県発注工事検査への市・町臨場

県が実施する工事検査の臨場機会を確保し、市・町職員の検査業務の技術力向上を図る。

③市・町発注工事検査へ県職員の臨場

要望に応じ、市・町が実施する検査に県検査担当職員が臨場する。市・町の検査状況、検査体制について意見交換を行う。（平成29年度より新規取組）

① 中国地方整備局発注工事への県・市・町臨場について

中国地方整備局が実施する工事検査に臨場機会を確保し、県・市・町職員の検査業務の技術力向上を図る。

(平成20年度からの取り組み)

対象：県及び県内全市町 実績(H30)：5工事延べ8名(5団体)

	H20		H21		H22		H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30	
	団体数	人数																				
福山河川国道事務所	1	1	11	28	7	15	6	6	2	2	4	9	2	3	1	1	2	2	2	4	2	3
三次河川国道事務所	0	0	0	0	1	1	0	0	3	4	3	5	2	4	0	0	2	3	1	2	1	3
太田河川事務所	3	5	0	0	0	0	2	3	3	5	0	0	1	3	2	4	2	2	3	6	0	0
広島国道事務所	6	18	6	13	12	17	4	12	6	12	9	18	7	11	3	5	1	3	3	5	2	2
広島港湾・空港整備事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0
合計	10	24	17	41	20	33	12	21	14	23	17	33	13	22	7	12	7	10	9	17	5	8

表中の数字は延べを示す

平成20年度以降、11年間で121工事に延べ244名が、河川、砂防、道路、港湾事業の工事検査に臨場されました。

令和元年度以降も広島地域発注者協議会を通じて臨場可能工事を紹介し、品質確保に関する取り組みを支援する予定である。

② 広島県発注工事への市・町臨場について

県が実施する工事検査に臨場機会を確保し、市・町職員の検査業務の技術力向上を図る。
(平成23年度からの取り組み)

対象: 県内全市町 実績(H30): 計25名(7市町)

平成30年度 県が実施する工事検査の臨場における市・町職員の意見

○検査臨場して参考になったこと

- ・検査の進め方(流れ), 検査書類成果品等, 検査員や立会者がより分かり易い整理の仕方について, 検査員の経験を踏まえた指導や考え方が参考になった。
- ・工事成績評定の考査項目別運用表の採点の考え方が非常に分かりやすかった。
- ・検査の進め方, 受注者へのヒアリングのポイントがよく理解できた。
- ・チェックポイントなども説明していただき, よく理解できた。 など

○今後の要望事項

- ・市で行う検査での疑問点等を日常質問させていただきたい。
- ・調達情報で設計概要は調べていたが, 概要を把握できる図面があるとありがたかった。

② 広島県発注工事への市・町臨場について

検査臨場申込数(名)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	合計		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	合計
広島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	東広島市	0	6	6	4	4	3	2	0	25
安芸高田市	2	0	5	0	7	3	0	0	17	竹原市	4	12	13	9	5	3	0	0	46
江田島市	0	9	0	14	16	1	14	8	62	大崎上島町	0	3	8	4	1	2	0	0	18
府中町	0	3	3	1	1	5	0	1	14	福山市	0	4	1	1	3	0	1	1	11
海田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	府中市	0	0	0	0	2	6	0	0	8
熊野町	0	3	12	7	0	3	2	0	27	神石高原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
坂町	0	1	0	0	0	0	1	0	2	三原市	2	2	0	0	1	6	0	0	11
呉市	4	5	4	1	4	3	0	9	30	尾道市	0	0	3	2	5	6	0	2	18
大竹市	2	2	6	4	4	2	5	3	28	世羅町	0	2	2	0	1	3	2	1	11
廿日市市	6	6	0	3	9	6	4	0	34	三次市	0	7	3	2	0	7	2	0	21
安芸太田町	0	2	0	0	0	5	6	0	13	庄原市	0	0	0	1	2	2	0	0	5
北広島町	0	4	0	4	6	12	3	0	29	(合計)	(20)	↗(71)	↘(66)	↘(57)	↗(71)	↗(78)	↘(42)	↘(25)	(430)

③ 市・町発注工事への臨場について

要望に応じ、市・町が実施する検査に県検査担当職員が臨場する。市・町の検査状況、検査体制について意見交換を行う。(平成29年度より新規取り組み)

平成30年度は、平成30年7月豪雨災害への対応のため未実施であり、今年度は、実施に向けた調整を進める予定。

各市・町検査臨場状況【H29参考資料】

東広島市



○県の感想

検査はほぼ県と同様の進め方であった。ただし、市の検査規程で金額が低ければ総括監督員が検査員を兼ねることができることとしていたのが気になる。

○市の感想

県の体制や状況について直接意見をいただける機会として、市町の体制について相談できる場として今後も臨席してもらいたい。

③ 市町発注工事へ県職員の臨場について

大竹市



○県の感想

検査担当職員が、監督職員と同じ課内の職員(総括監督員の部下)となっているので分離する必要があるのではないか。

○市の感想

大竹市は、専任の検査担当職員の配置、検査担当職員と監督ラインとの分離、評定点の公表に至っていない。評定の公表に向けて職員のレベルアップを図るためこのような機会を活用したい。

三次市



○県の感想

県の評定表を準用しているが、未だに古いものを使っている。最新版を利用してはどうか。県内同規模の市町では、検査の専任職員を配置しているので三次市も検討されてはどうか。

○市の感想

検査の専任職員を配置したいが、内部説明が難しい。県内市町の配置状況を知りたいので教えてもらいたい。

山口地域発注者協議会の取り組み状況について

山口地域発注者協議会幹事会の開催

日 時：平成31年1月30日（水） 14：00～16：00

場 所：山口県庁共用第5会議室

出席者：山口地域発注者協議会幹事（国、県、市町）

議 事

- 1 山口地域発注者協議会規約について
- 2 平成30年度の目標達成状況について
中国ブロック発注者協議会の目標7項目における達成状況について、各発注機関から報告を行った。
また、達成状況の公表に向けて議論・調整を行った。
- 3 目標項目における設計変更の実施率および平準化率について
- 4 発注見通しの統合について
発注見通しの統合について、各発注機関との協議を行った。また、統合に向けて事前検討するため、市町へ過去の公表データの提供について依頼した。
- 5 その他
 - ・平成30年度 検査臨場の経過報告
市町検査職員の工事検査技術の向上を目的として、山口河川国道事務所や山口県が発注した工事の検査に臨場していただく取り組みを実施しており、平成30年度の経過報告を行った。
 - ・事務局からの連絡事項

★中国ブロック発注見通し統合参加対象機関

発注機関名	鳥取地域	島根地域	岡山地域	広島地域	山口地域
	発注機関名	発注機関名	発注機関名	発注機関名	発注機関名
国土交通省 中国地方 整備局	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
警察庁 中国管区 警察局	鳥取市	松江市	岡山市	広島市	山口市
財務省 中国財務局	米子市	浜田市	倉敷市	三原市	下関市
財務省 広島国税局	倉吉市	出雲市	高梁市	呉市	宇部市
農林水産省 中国四国 農政局	境港市	益田市	瀬戸内市	竹原市	萩市
林野庁 近畿中国 森林管理局	岩美町	大田市	美作市	尾道市	防府市
国土交通省 中国運輸局	若桜町	安来市	鏡野町	福山市	下松市
国土交通省 大阪航空局	智頭町	江津市	美咲町	府中市	岩国市
海上保安庁 第六管区 海上保安本部	八頭町	雲南市	勝央町	三次市	光市
環境省 中国四国地方 環境事務所	三朝町	奥出雲町	津山市	庄原市	長門市
防衛省 中国四国 防衛局	湯梨浜町	飯南町	玉野市	大竹市	柳井市
農林水産省 水産庁	琴浦町	川本町	笠岡市	東広島市	美祢市
西日本高速道路(株) 中国支社	北栄町	美郷町	井原市	廿日市市	周南市
本州四国連絡高速道路(株) しまなみ尾道管理センター	日吉津村	邑南町	総社市	安芸高田市	山陽小野田市
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	大山町	津和野町	新見市	江田島市	周防大島町
広島高速 道路公社	南部町	吉賀町	備前市	府中町	和木町
	伯耆町	海士町	赤磐市	海田町	上関町
	日南町	西ノ島町	真庭市	熊野町	田布施町
	日野町	知夫村	浅口市	坂町	平生町
	江府町	隠岐の島町	和気町	安芸太田町	阿武町
			早島町	北広島町	
			里庄町	大崎上島町	
			矢掛町	世羅町	
			新庄村	神石高原町	
			奈義町		
			西粟倉村		
			久米南町		
			吉備中央町		

H31.2統合済み	33 機関	26%
H31.3参加意思確認	43 機関	59%
H31.5参加意思確認	50 機関	98%
126 機関		
(全 128 機関)		

H31.2統合済み		
H30参加済	33 機関	26%
全体機関数	128 機関	

H31.5統合機関		
新規参加可能	93 機関	
参加見込み	126 機関	98%
全体機関数	128 機関	

全	128 機関	
参加不可	2 機関	
(総社市(岡山県)・田布施町(山口県))		
参加	126 機関	98%

	国・特殊法人等	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	全体
全機関数	16	20	20	28	24	20	128
参加機関	16	20	20	27	24	19	126
不参加機関	0	0	0	1	0	1	2
参加率	100%	100%	100%	96%	100%	95%	98%

※中国ブロック発注者協議会における機関数全126機関+中国エリアに工事発注がある他ブロック協議会からの2機関を合わせ、全128機関としている。

3. 最近の話題・情勢をふまえた意見交換

- i-Construction2本の柱と11の取り組みについて ……P 1
 - 工事における適正な工期設定等のためのガイドライン ……P10
 - (参考)工事平準化状況 ……P11
 - (参考)業務における平準化 ……P12
 - 意見交換 ……P14
- 1)週休2日適用工事拡大に向けた環境整備
 - 2)ICT施工の更なる普及への環境整備
 - 3)施工時期の平準化(適切な工期設定)
 - 4)災害時における発注者の連絡体制

2019年度に中国地方整備局のi-Constructionで特に重点的に進めるものとして「2つの柱と11の取組」を推進する

○2019年度中国地方整備局のi-Constructionの実施する取り組みについて自治体においても積極的に取り組んで頂きたい。

柱	取組項目	整備局が実施する取り組み	自治体において推奨する取り組み
生産性向上	施工	①ICT「フル活用」モデル工事の実施 新規	・モデル工事で試行 —
		②中国 Light ICTの実施や小型ICT建機の活用推進 新規	・各事務所で試行 ○
		③「公募型」ICTサポートの導入 新規	・各事務所で試行 ・自治体導入の検討 ○ (ICT経験の企業をサポート者を公募します。公募結果について自治体へも提供しますので活用されたい)
		④ICT活用証明書の発行 新規	・地整導入 —
	設計	⑤「モデル事務所」等でのBIM/CIMの拡大 拡大	・管内7事業 ・大規模構造物等でBIM/CIMを継続 ・土エフフロントローディング試行拡大 ○
	管理	⑥UAV、MMS等の活用推進 拡大	・河川、道路、港湾の管理に活用 ○
	普及	⑦「サポート事務所」を活用した自治体へのICT活用工事の普及拡大 拡大	・各県推進連絡会の活性化 ・中国版i-Construction表彰制度の検討 ○ (各県に設置しているサポート事務所を活用され普及・活性化を図られたい)
働き方改革	効率化	⑧Web会議、ウェアラブルカメラ等の活用 新規	・各事務所で実施 ○
		⑨ウィークリースタンスの推進 拡大	・自治体への普及支援 ○
		⑩週休2日工事の推進 拡大	・目標実施率70% ○
		⑪工事管理の負担軽減 拡大	・自治体工事の書類標準化の普及支援 ・直轄工事の書類簡素化の推進 ・長期保証工事の段階確認の簡素化の推進 ○ (国の仕様を提供します。参考にされ書類の標準化・簡素化に努められたい)

①ICT「フル活用」モデル工事の実施

【モデル工事で試行】

- ・一連の工事(全ての工種)をICTで取り組む工区を決めてモデル工事を試行する
- ・複数工事でICT建機を共有する試行工事を実施する

②「中国 Light ICT」の実施や小型ICT建機の活用

【各事務所で試行】

- ・ICT建機を活用しない「中国 Light ICT」を実施する
- ・小型ICT建機(後付タイプ含む)を活用する工事を実施する

③「公募型」ICTサポートの導入

【各事務所で試行】【自治体導入の検討】

- ・地整でサポーターを公募・登録し、「中国ICTチャレンジver II」工事において登録したサポーターを活用する
- ・登録した「サポーター」を自治体の工事で活用することを検討する

④ICT活用証明書の発行

【地整導入】

- ・ICT活用工事の監理(主任)技術者、現場代理人に対し2018年度実施工事から「ICT活用証明書」を地整で発行する
- ・さらに、「ICT活用証明書」の有無を総合評価で加点する

⑤「モデル事務所」等でのBIM/CIMの拡大

【管内7事業】

- ・管内7事業で、事業着手段階からBIM/CIMを導入する。 ※北条道路、福光・浅利道路、小田川付替え、大樋橋西高架橋、福山道路、俵山・豊田道路、木与防災

【大規模構造物でBIM/CIMを継続】

- ・管内の橋梁、トンネル、港湾施設(棧橋)で引き続きBIM/CIMを実施する

【土工フロントローディングの試行拡大】

- ・発注者が設計段階で土工用3次元データを作成し、工事受注者に貸与する試行を全事務所に拡大する

⑥UAV、MMS等の活用推進

【河川、道路、港湾の管理に活用】

- ・河川巡視、道路施設点検、港湾施設点検等に3次元計測機器を活用することにより維持管理を高度化・効率化する

⑦「サポート事務所」を活用した自治体へのICT活用工事の普及拡大

【各県推進連絡会の活性化】

- ・ICT活用工事の普及拡大のための施策の行動計画を作成し、実務者向け研修や幹部向けセミナーなどを定期的開催する

【中国版i-Construction表彰制度の導入】

- ・中国版i-Construction表彰制度を導入を検討する²

⑧「Web会議」「ウェアラブルカメラ」の活用

【各事務所で活用が有効な工事で実施】

- ・受発注者間協議等において、事務所と出張所（詰所）間等でWeb会議を実施する
- ・段階確認時等において、ウェアラブルカメラによる監督員の確認を実施する

⑨ウィークリースタンスの推進

【自治体への普及支援】

- ・業務等における、勤務時間内の打合せの徹底や休日作業が発生する短期依頼の排除等について、発注協等を通じて自治体への普及を図る

⑩週休2日工事の推進

【目標実施率70%】

- ・「交代制モデル工事」の導入等により実施率を70%に目標設定する
- ・週休2日工事の有無を総合評価で加点する

⑪工事管理の負担軽減

【自治体工事の書類標準化の普及支援】

- ・国において導入した工事書類の標準化について、2019年は5県2市と調整し、自治体の工事書類の標準化を推進する
- ・発注協等を通じて自治体への普及を図る

【直轄工事の書類簡素化の推進】

- ・全ての直轄工事の工事書類の簡素化について、受注者の意見を参考に、協議資料や工事完成図書において引き続き書類簡素化を推進する

【長期保証工事の段階確認の簡素化の推進】

- ・長期保証対象工事については、書類簡素化に加え段階確認の簡素化も推進する
- ※長期保証：H25～舗装、H26～トンネルに導入

①ICT「フル活用」モデル工事の実施

②中国 Light ICTの試行や小型ICT建機の活用推進

目的 ICT活用工種を4工種から9工種に拡大し、更なる全面的な活用を図る。(土工、舗装工、浚渫工(港湾、河川) + 法面工付帯構造物設置工、地盤改良工、基礎工(港湾)、ブロック据付工(港湾))

方針 >一連の工事で複数工種を実施するICTフル活用モデル工事を「1工区」または「IC間等の区間」単位で選定

2019年度の取組

【ICTフル活用モデル工事】

■工区の設定

○河川事業・港湾事業においては「工区(地区)」、道路事業においては「IC間等の区間」を標準に工区を設定。

○設定工区については公表

■モデル工事の選定

○9工種のうち複数工種を実施する工事を選定し、発注者指定方式等にて実施。

[設定工区・モデル工事(当初計画)]

・山陰道 一般国道9号 静間・仁摩道路 いそたけ 五十猛工区

⇒ 静間・仁摩道路五十猛地区東部改良第7工事 いそたけ

・高梁川水系 小田川合流点付替え事業 やないばら 柳井原工区

⇒ 小田川付替上流部締切堤防盛土工事

・浜田港 福井地区防波堤(新北)整備事業 福井地区

⇒ 浜田港福井地区防波堤(新北)築造工事(その2)

【ICT建機の「手待ち」の抑制】

■試行工事の実施

○一連の複数工事間において、ICT建機の施工の段取り替え等に伴う「手待ち」を有効活用し、ICT機械の共有化を図る。

○工事発注段階で、入札説明書等に「試行工事の実施」を明示し、工事契約後、受注者間調整を行い、ICT機械を共有化。

目的 実施要領においては3次元の「起工測量、設計データ作成、ICT建機施工、出来形等施工管理、納品の5要件」が必須。一部の活用でも可能とするよう緩和を行い、3次元データ活用ツールを経験

方針 >直轄工事で中国LightICT工事を試行(5要件の一部緩和、サポート支援)
>施工ヤードに制限がある現場における小型ICT建機の活用促進を図る

2019年度の取組

【中国 Light ICT】

■試行工事の実施：各事務所1件程度

○適用工事

- ・1万m3未満で1億円程度の土工、法面工、歩道設置工など
- ・工事難易度Ⅲ(土工：難)以下の工事

○競争参加者要件

- ・ICT経験が浅い企業を対象(経験：2回以下)

○実施可能なICT技術ツール

- ・ワンマン測量、位置出し
- ・「3次元データ活用」による省力化 等

■ICTサポートの活用

- ICT活用工事を適切に実施するためのICTサポートを活用(ICTサポートの活用は受注者の希望によることとし、費用については契約変更)



【小型ICT建機の活用促進】

■歩道設置工事等の厳しい現場条件下において受注者の希望で小型ICT建機による施工を実施した場合は、見積にて変更契約

排土板をICT化した小型建機



③「公募型」ICTサポートの導入

④ICT活用証明書の発行

目的 ICT活用工事には、3次元測量、3次元設計、また情報通信のノウハウが必要であり、ICT経験が浅い企業へ支援を行い、ICT活用の確実な展開・拡大を図る

方針

- 中国LightICT試行工事受注者へ円滑な施工をサポートする企業・団体を中国地整が公募
- 中国LightICT試行工事にてサポートを実施

2019年度の取組

【サポート企業・団体を選定】

- 公募
 - ICT活用に係る企業・団体を対象に4月から記者発表し、公募
- 応募者の審査
 - 申請企業・団体についてi-con推進本部会議にて審査
- 選定者リストの公表
 - 審査終了後、速やかに「選定者リスト」について記者発表を行うとともに地整WEBサイトに掲載

【ICTサポートの活用】

- 試行工事による活用
 - 各事務所は中国LightICT試行工事として当面1工事を発注
 - 工事契約後、受注者は、「選定リスト」からICTサポートを決定し、サポート企業・団体と契約を行い、技術支援を受け施工に着手
 - サポートで必要となった経費は契約変更

【更なる展開検討】

- 自治体発注工事への展開
 - 直轄工事におけるICTサポートの取り組み状況等を踏まえ自治体発注工事での活用へ展開

目的 ICT活用工事の実績は企業に対するインセンティブが中心であり、積極的に取り組んだ技術者も評価することでICT活用の拡大を図る

方針

- これまでにICT活用工事实績のある技術者及び今後ICT工事を実施する技術者に対して「ICT活用証明書」を発行し、総合評価において施工実績を評価し加点

2019年度の取組

【ICT活用証明書の発行】

- 対象技術者
 - 2016年度以降に実施したICT活用工事及び2019年度からのICT活用工事及び中国LightICT試行工事に係る監理技術者または主任技術者を対象に発行
- 発行手続き
 - 完成済工事
 - ・発注事務所から発行
 - 2019年度以降の完了予定工事
 - ・完成検査時に受注者が証明書発行申請書を発注事務所に提出し、発注事務所が発行（特記仕様書で様式を配布）
 - 有効期限は完成検査日から2年間

(イメージ)



【総合評価における加点(2019年度下半期から)】

- 対象発注方式
 - 技術提案評価型S型、施工能力評価型
- 加点項目・加点点数
 - 技術者の施工能力等
 - ・ICT全面活用工事 2点加算
 - ・中国LightICT活用工事 1点加算

⑤「モデル事務所」等でのBIM/CIMの拡大

⑥UAV、MMS等の活用推進

目的 設計段階(コンサル)から施工段階(ゼネコン)、維持管理段階へ共有できるCIMモデルの構築

方針 >3次元データの効率的な活用を検討するため設計段階から積極的に取り組む

2019年度の取組

【早期段階から一貫した3次元化を図るCIMを導入】

■モデル事業

おおひばし

○岡国:大樋橋西高架橋

■モデル事業と同様な取組を行う事業

○倉吉:北条道路

○浜田:福光・浅利道路

○岡河:小田川合流点付替え

○福山:福山道路

○山口:木与防災、俵山・豊田道路

【大規模構造物等】

■橋梁・トンネル、港湾施設(棧橋)等

【発注者による土工用3次元データ作成(フロントローディング)】

■各事務所対象で1業務、工事において取り組む

目的 UAV(ドローン)、MMS(車両搭載センシング装置)等の有効活用による施設管理等の確実かつ効率化

方針 >所有するUAV及びMMSを河川、道路、港湾の施設管理等に有効活用

2019年度の取組

【河川関係】

■河道管理・ダム管理へのUAV活用

○河道内樹木管理のため伐採前後の状況を撮影し、データベース(RiMaDIS)への情報蓄積及び伐採効果等を把握

○河口砂州や河床形状、施設の状況を撮影し、状況を把握

■工事の工程管理、広報へのUAV活用

○工事の進捗状況を撮影し、工程管理に活用するとともに広報資料等に利用
(千代川、日野川、斐伊川、吉井川、芦田川、太田川)



【道路関係】

■特車通行許可迅速化へのMMS活用

○自治体管理道路においては道路情報を網羅した便覧整備が進んでいない。そこで車両搭載センシング装置(MMS)を活用し、自治体管理道路の道路情報を取得し、通行許可手続きの迅速化を図る

2019年度:5~10件程度の申請路線を実施
みやはな
(呉市道の宮花11号線など800km程度)



【港湾空港関係】

■港湾施設の予防保全等へのUAV活用

○陸域から離れた防波堤等、施設の変状や老朽化を把握して予防保全等に活用

(境港,浜田港,宇野港,水島港,広島港,福山港,徳山下松港,宇部港等)



⑦「サポート事務所」による自治体へのICT活用工事の拡大

目的 ICT活用における生産性向上の取組みを自治体へ普及拡大、人材育成を図る

方針

- サポート事務所を中心とした実務者向け研修、セミナー、現場見学会、ICT建機体験会などを開催
- 講演会、セミナーへの講師派遣
- ICT活用工事の表彰制度の創設によるインセンティブの付与

2019年度の取組

【人材育成の強化】

■ 各県i-Con推進連絡会(サポート5事務所)・研修・セミナー・現場見学会の開催

○ 課題や対策等の検討

○ ICT活用に係る取り組み事例の紹介

(4/23 山口県i-con推進連絡会 他、現地見学会 1回程度/各県)

■ 講演会、セミナーへの継続的な講師派遣

○ 外部講師の活用により具体的で技術的な説明を実施し、内容の充実を図る。

(4/22,23 中国地方建設現場生産性向上について(鳥取県、広島県)、ICTセミナー(島根県) 他 各県内で説明会を2回程度実施)

【表彰制度の創設】

■ 中国版i-Con表彰制度の導入

○ 対象発注機関：整備局、自治体(県、市・町・村)

○ 対象発注分野：工事、業務

○ 実施要領

・6月～8月頃 各公共工事発注機関から案件募集(推薦)

・9月頃 整備局において選考(1次選考)

・12月頃 整備局長表彰(大臣推薦案件)(2月頃 大臣表彰)

○ 表彰者へのインセンティブについて検討

⑧ Web会議、ウェアラブルカメラ等の試行

目的 会議・現場監督において、ICTを活用することにより働き方改革を促進

方針

- 整備局管内における会議、協議、打合せ等をWEB会議とすることで効率化
- 工事監督及び現場での立会時間調整をカメラ等を用い効率化

2019年度の取組

【WEB会議の積極的な導入】

■ 現場と出張所、出張所と事務所等の打合せにおいてTV会議(Web会議)を導入することで移動時間を削減し、時間を有効活用(全ての事務所で実施)



【ウェアラブルカメラ等の活用】

■ 監督職員の現場における出来形確認等の立会をウェアラブルカメラ等を活用することにより、監督職員は出張所等で画像確認を行うことで効率的な監督業務が可能



監督職員によるモニター確認状況



モニター画面

⑨ウィークリースタンスの推進

⑩週休2日工事の推進

目的 平成31年4月より施行された改正労働基準法に対応するための受注者労働環境の改善

方針 >各部所においてウィークリースタンス実施項目(案)の実施と課題抽出により実行性がある取組みの検討実践
>自治体への普及支援

2019年度の取組

【中国地方整備局のウィークリースタンス実施項目】

- 1)ノー残業デーの時間外や土日に作業が発生することのないよう留意する事項
 - 水曜日は、勤務時間外の連絡及び16時以降に掛かる打合せは行わない。
 - 水曜日に資料作成依頼を行う場合は、翌日木曜日を期限日としない。
 - 金曜日に資料作成依頼を行う場合は、翌週月曜日を期限日としない。
 - 2)正規の勤務時間外に仕事をすることが前提とならないよう留意する事項
 - 資料作成依頼を正規の勤務時間外には行わない
 - 資料作成依頼を行う場合には、適切な期間を確保し期限を設定する。
- 業務検査時に検査官が受注者にヒアリングを行うとともに業務履行中においても適宜状況を把握する。

【自治体への普及支援】

- 各自治体に整備局の取組みを情報提供し、同様の取組みが推進されるよう後方支援。
- 発注者協議会などで自治体とのウィークリースタンスに係る情報共有

目的 建設現場において週休2日工事の拡大を図ることにより、働き方改革の更なる推進

方針 >平成30年度は週休2日工事の目標50%に対し実施率61% 更なる推進を図る (2019年度:目標70%)
>交代制による週休2日工事の更なる拡大を図る

2019年度の取組

【現状の取組みの継続】

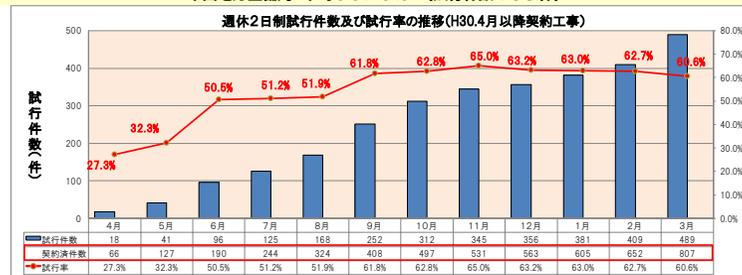
- WTO対象の一般土木工事は発注者指定型
- 工事工程の共有(地整版共通仕様書に記載)
- 取組み工事の工事成績評定でのインセンティブの付与

週休2日 目標50%! (2019年は目標 70%)

■事務所別 週休2日試行率(%)
【H3 1.3月末現在 (H30.4以降契約工事対象)】

鳥取	倉吉	日野	松川	出雲	浜田	岡河	岡国	福山	三田	太田	広島	山口	境港	宇野	広島	宇部
53	67	21	71	59	51	57	54	53	73	54	69	60	90	56	62	71
(44)	(26)	(20)	(32)	(31)	(42)	(65)	(40)	(77)	(43)	(49)	(63)	(69)	-	-	-	-

朱書きの「16事務所」が目標(50%)を達成!(ダム管理所除く)
中国地方整備局 平均60.6%(試行件数489件)



【週休2日交代制モデル工事の試行】: 受注者希望方式

- 公共性のある施設の維持管理は緊急性が高く、休日作業が必要な場合がある。交代制導入により休日確保の環境整備を実施。

11 工事管理の負担軽減

目的 工事における書類作成マニュアル、設計変更ガイドラインの徹底などの取組みに加え、新たな取組みによる働き方改革の更なる推進

- 方針**
- 工事関係書類の標準化の自治体への普及
 - 直轄工事の書類簡素化の推進
 - 長期保証対象工事の段階確認の簡素化の推進

2019年度の取組

【工事関係書類の標準化】・・・自治体

- 全国的な展開も確認しながら、管内の自治体(5県2市)と意見交換を行い、標準化に向けた調整を進める。
(6/7,2月中国ブロック発注者協議会、7月各県地域発注者協議会)

【工事関係書類の簡素化】・・・直轄

- 監督職員向けの研修やキャラバンを実施し、工事関係書類の留意事項を周知徹底する。
(前期:5月施工管理技術研修、後期:9~10月キャラバン)

【長期保証対象工事における書類の簡素化の試行】・・・直轄

- 書類の簡素化に加え、段階確認の簡素化も推進する。
<長期保証:H25~舗装、H26~トンネル導入>

「長期保証」対象工事における「工事関係書類等の簡素化」の試行工事について

現在、「工事書類等の簡素化」や「監督職員と検査官の2重チェックの廃止」により受注者の書類作成等に係る負担軽減の取り組みを進めているところであるが、工事完成(引渡し)後、一定期間の品質に受注者が責任を負う、「アスファルト舗装工事」及び「トンネル工事」の長期保証対象工事について、受注者の工事中の自主的な施工管理に基づく施工を前提に、発注者の関与を通常工事よりも可能な限り削減し、もって、工事中に作成する書類等の更なる簡素化や受注者の負担軽減等について試行を行い、その効果検証を行うもの。

■「工事書類等の簡素化」イメージ



舗装工事(長期保証)における工事書類数の削減 (中国地整試算)

承諾書、確認・立会簿等が削減され、約10%の書類低減

- 【削減可能な承諾の例】**
- ・乳剤、As合材等の使用材料等
- 【削減可能な確認・立会の例】**
- ・As混合物試験練り等

建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン(第1次改訂)

(平成30年7月2日 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議 申合せ)

1. ガイドラインの趣旨等

- 働き方改革関連法による改正労働基準法 (H31.4.1施行) に基づき、5年の猶予期間後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制が適用。
- 本ガイドラインは、猶予期間中においても、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を、指針として策定したもの。

ガイドラインの内容

2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

(1) 請負契約の締結に係る基本原則

- 受発注者は、法令を遵守し、双方対等な立場で、請負契約を締結。

(2) 受注者の役割

- 受注者は、建設工事従事者の長時間労働を前提とした不当に短い工期とならないよう、適正な工期で請負契約を締結。

(3) 発注者の役割

- 発注者は、施工条件の明確化等を図り、適正な工期で請負契約を締結。

(4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

- 受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、役割分担を明確化。

3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

(1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

- 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
 - ・ 建設工事従事者の休日(週休2日等)
 - ・ 労務・資機材調達やBIM/CIM活用等の準備期間、現場の後片付け期間
 - ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数 等
- 業種に応じた民間工事の特性等を理解のうえ協議し、適正な工期を設定。
- 週休2日等を考慮した工期を設定した場合、必要な労務費や共通仮設費等を請負代金へ適切に反映。特に公共工事は、週休2日工事の件数拡大。

- 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダブリング」を行わない。
- 予定工期内での完了が困難な場合は、受発注者協議の上、適切に工期を変更。補助金工事では、迅速な交付決定と併せ、繰越制度等を適切に活用。
- 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

(2) 必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

- 社会保険の法定福利費などの必要経費を、見積書や請負代金内訳書に明示。
- 公共工事設計労務単価の動きや生産性向上の努力等を勘案した適切な積算・見積りに基づき、適正な請負代金による請負契約を締結。

(3) 生産性向上

- 受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。
 - ・ 3次元モデルにより設計情報等を蓄積・活用するBIM/CIMの積極活用
 - ・ プロジェクトの初期段階から受発注者間で設計・施工等の集中検討を行うフロントローディングの積極活用 等

(4) 下請契約における取組

- 下請契約においても、適正な工期および請負代金により契約を締結。
- 週休2日の確保に際して、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意し、労務費等の見直し効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準を確保。
- 一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

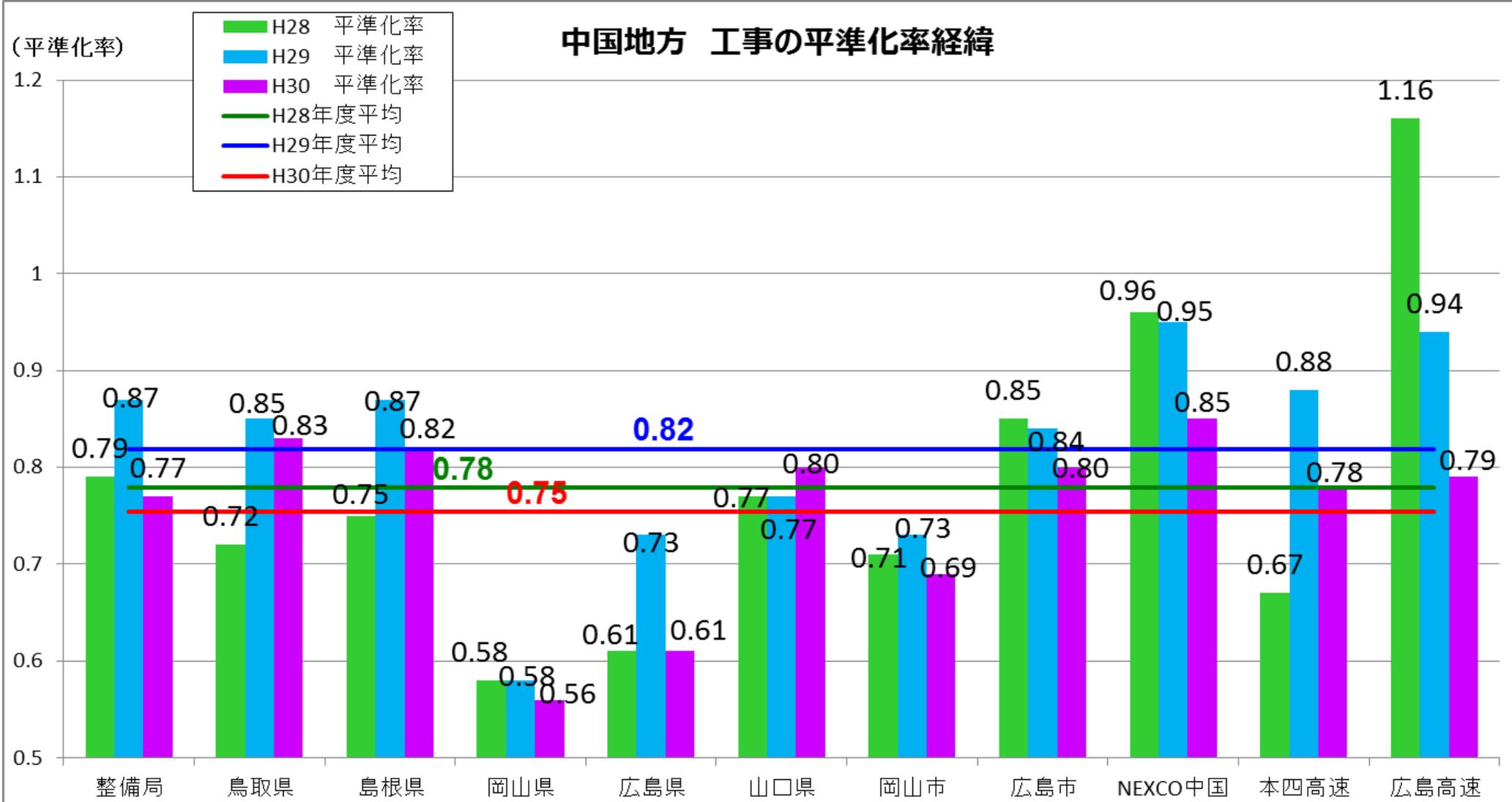
(5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

- 工事の特性等を踏まえ、外部機関(コンストラクション・マネジメント企業等)を活用。

4. その他(今後の取組)

- 建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂。

中国地方 工事の平準化率経緯



1. 目的

・適正な履行期間を確保した上で、測量、地質調査及び設計の一連の流れを踏まえ、計画的な業務発注(早期発注)に努め、履行期限が年度末に集中することを防ぐ。

→**履行期限の年度末集中による受注者の作業時間・照査時間の不足により発生する不具合を回避する。**

2. 実施内容

・履行期間の適正な確保

「設計業務等標準積算基準書(参考資料)」における**履行期間の算定をもとに適正な期間を確保する。**

・履行期限の平準化

履行期限の設定については、当該月に履行期限を迎える**業務件数の比率が以下の数値になることを目標とする。**

4月～12月	30%以上	(4月～12月の合計)
1月～3月	70%以下	
3月	40%以下	

なお、業務履行過程における契約内容の変更などにより、やむを得ず履行期間の延長などが発生することを踏まえ、最終的な履行期限が目標値に達成するよう、当初目標の引き上げや適切な業務管理を図る。

3. 対象

・**全ての業務(測量・地質調査・土木関係建設コンサルタント業務)を対象とする。**

ただし、発注者支援業務等および環境調査など1年間を通じて実施する業務については、対象外とする。

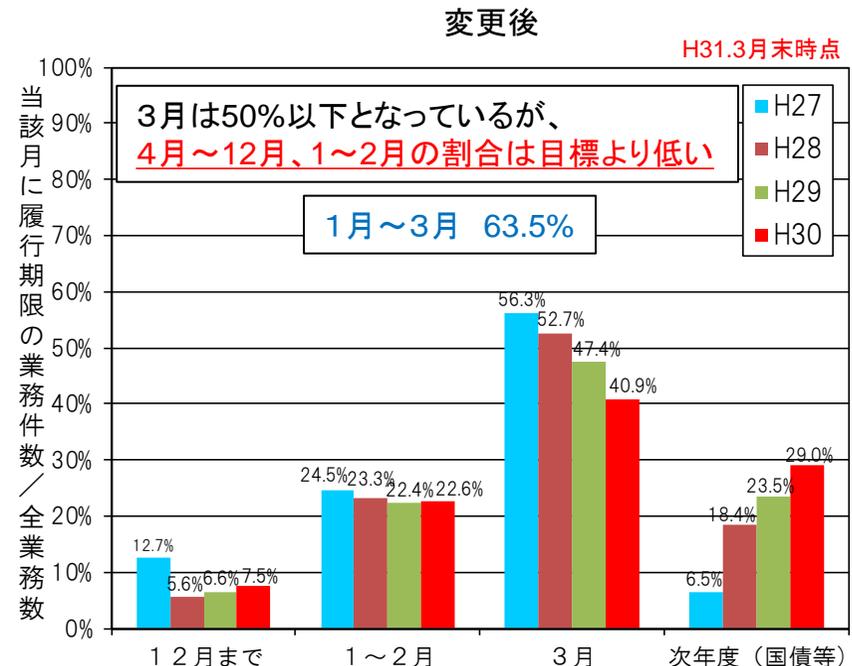
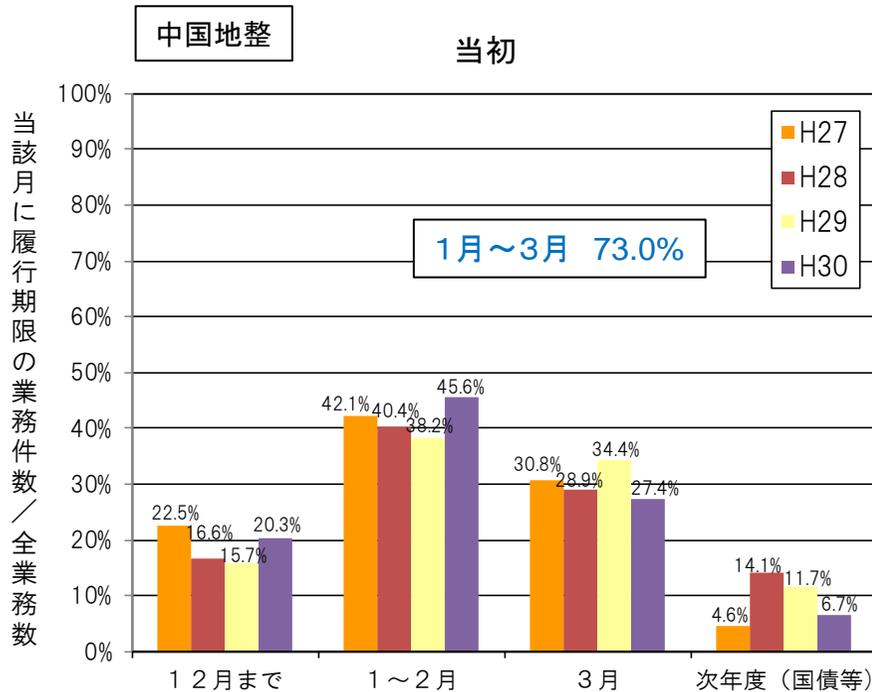
4. 実施状況

平成27～30年度業務の履行期限設定状況及び結果(測量・地質調査・土木関係建設コンサルタント)

【目標】業務完了時期の割合

H30年度 4月～12月:25%以上、1～2月:25%以上、3月:50%以下

R 1年度 4月～12月:30%以上、1～3月:70%以下、3月:40%以下



- ・早期発注、国債、当初ゼロ国債を活用して計画的に業務発注
- ・年度内に適切な履行期間を確保できなくなった場合は、適切に翌債手続を実施
- ・業務完了時期が1月～3月となる業務件数割合の減少を目指す

中国ブロック発注者協議会 意見交換

テーマ①	週休2日適用工事の拡大に向けた環境整備	
趣旨	働き方改革、担い手確保の観点から、工事における週休2日を推進しているところである。直轄工事においては、WTO対象工事の一般土木を対象に発注者指定型とし、その他の工事は、受注者希望型として工事発注に取り組んでいるところ、また、休暇取得状況に応じた労務費等の補正や工事評点へ加点評価している。各発注機関において工事における週休2日の推進に向けた取り組み状況や抱えている課題等について意見ををお願いします。	
鳥取県	回答	本県では昨年度から、全工事を対象に受注者希望型により試行を開始し、昨年度は約60件の工事で試行された。週休2日制度の導入にあたり、県内建設業界からは、日給の技能労働者等の賃金問題、冬期の天候への対応について意見があり、継続的に意見交換しながら試行に取り組むこととしている。
島根県	回答	島根県においても、平成30年10月1日以降発注する工事について、工期に制約があるなど特殊な工事を除き、受注者希望型の週休2日工事を試行しているところ。一方、市町村に対しては、県の週休2日工事の取り組みを、県内各地区で10月に実施する「積算基準改定説明会」等で紹介し、週休2日工事の導入を促しています。 週休2日工事の試行にあたっては、受注者に対してアンケートを行っており、普及する方策として以下のことが多く求められています。 ○余裕のある工期設定 ○会社の休暇・休日制度の変更 ○給与などの収入面の保証(諸経費等補正率の上昇)
岡山県	回答	・週休2日工事は、昨年度から受注者希望型で試行を開始しており、土・日曜日を休日として確保できた場合は、間接工事費の補正(共通仮設費率1.02、現場管理費1.04)を行うとともに、工事成績評定において評価している。 ・昨年度は、試行工事20件のうち3件で週休2日工事を達成した。今年度も引き続き試行を実施する。 ・試行工事の受注者アンケートでは、週休2日工事の普及への課題として、「労務費、機械経費(賃料)のアップ」、「余裕を持った工期設定」、「発注・施工時期の平準化」、「人手不足の解消」等が挙げられている。
広島県	回答	・広島県では、平成30年度より、「週休2日モデル工事」を実施しており、平成30年度は、発注者指定型で3件発注を行っている。 ・令和元年度の入札契約制度改正により、「受注者希望型」を導入し、補正率も、国と同様としている。 ・また、これまで対象としていた週休2日(4週8休)に加え、4週7休以上、4週6休以上も補正対象としている。 ・現場閉所については、事前に計画表を提出させ、実績は日報等で確認しており、現場閉所状況を直接現場に行き確認していない。
山口県	回答	本県では、昨年5月1日以降入札公告又は指名通知を行う工事から、請負対象額3,000万円以上の土木一式工事(災害復旧や施工時期等に制約があるものを除く)の内、発注者が選定した工事で週休2日モデル工事の限定的な試行を行いました。 本年4月1日以降は、原則、土木一式工事として発注する全ての工事での実施(災害復旧や施工時期等に制約があるものを除く)を対象を拡大したところ。週休2日の達成が確認された場合の経費の補正は、昨年度までは現場管理費と一般管理費だけでしたが、今年度からは労務費と機械経費の補正を追加し、国の基準に準じています。 課題としては、達成を確認してからの増額変更となることから、年度末に清算見込みと異なった場合の予算の過不足の調整が困難であることです。
岡山市	回答	岡山市では、週休2日適用工事を令和元年5月1日以降に入札公告する工事から選定して試行しており、発注時に現場説明書等に対象工事である旨を明示し、契約後、受注者の希望により実施する「受注者希望型」としています。 週休2日を確保できた場合、間接工事費の補正を行うとともに、工事成績評定で評価することとしています。また、本年度試行工事のアンケート調査により課題等を確認していく予定です。
広島市	回答	【取り組み状況】 週休2日工事については、本年3月から原則全ての土木工事を対象に、受注者希望型で試行しています。週休2日が確保できた場合は、間接工事費率の割り増し補正を行うとともに、工事成績評定で評価することとしています。 【課題】 これまでに実施件数はありませんが、今後、本試行における効果や課題等について検証を行い、国等の取組状況を参考にし、更なる普及のため、発注者指定型の導入や、適切な労務費等の確保のための補正率の見直し等に取り組んでいきたいと考えています。

中国ブロック発注者協議会 意見交換

テーマ②		ICT施工の更なる普及への環境整備
趣旨		改正労基法の適用や担い手不足などを背景とした長時間労働の是正や週休2日の確保等による働き方改革を進めるには、より一層の生産性向上が必要不可欠である。 そのひとつとなるICT施工を推進し、効率化を促進するため、各発注機関において、ICT施工への取り組み状況や抱えている課題等について意見ををお願いします。
鳥取県	回答	ICT工事について、ICT建機等の普及が十分とはいえない状況の中で、県内建設業界は利潤に繋がるのか疑念を抱いている。特に年間の受注件数が少ない中小規模の施工業者には、利潤が十分に確保できないICT活用工事の実施は困難な状況。その払拭のため、好事例のPRや積算基準の改善等が必要と認識。今後、自治体発注の中小規模要件に見合った経費計上の改訂をお願いしたい。 <ICT活用工事試行状況> ・H29年度:試行件数 8件(発注者指定4件、受注者希望4件) ・H30年度: // 4件(発注者指定4件) ・H31年度:予定件数14件(受注者希望14件)※4月末時点 <3次元を活用した測量設計の試行状況> ・H30年度:3次元による地形測量、地元説明資料作成を5件の業務で試行。 ・H31年度:上記の試行に加え、フロントローディングを試行予定。
島根県	回答	1. 現状 島根県では、平成28年12月に「ICT活用工事(島根県版)実施要領」を策定し、これまでに22件の試行工事(施工者希望型)を実施し、内15件が完了。 2. 今年度の取り組み ・ICT土工において1万m ³ 以上の土工事を対象に「発注者指定型」を導入予定 ・ICT土工「発注者指定型」については、受注者に3次元設計データを提供 3. 課題 ・ICT建機等に係る初期投資や建機リース料の面で費用負担の軽減 ・中小建設業者への普及促進が必要であり、小規模工事に対応した歩掛の改定 ※昨年度、積算基準の見直し(賃料の改定、条件区分の見直し(5万m ³ →1万m ³ →5千m ³))が行われましたが、引き続き小規模工事を対象とした歩掛の改定を要望 ・ICT活用工事の5要件(3D起工測量、3D設計データ作成、ICT施工、3D出来形管理、3D納品)全て実施で交付金の対象としているが、小規模工事では高額なリース料からICT建機の導入には慎重である。施工管理や出来形管理だけでも3Dデータの活用は有効であると考え、一部導入でも交付金の支出は可能か教示願いたい。
岡山県	回答	・H29年度からICT活用工事(土工)を施工者希望型により試行しており、今年度も引き続き、ICT活用工事(土工)の試行に取り組むこととしている。 ・岡山県i-Construction推進連絡会等において、現場見学会や研修会を実施し、県及び市町村職員へのICT活用技術の普及啓発に努めている。 ・ICT活用技術の普及に当たっては、受発注者ともに知識や技術力の不足が一番の課題となっており、現場見学会や研修会のさらなる充実や、3次元CADソフトの導入などの環境整備が必要と考えている。
広島県	回答	・広島県では、総合評価落札方式において情報化施工技術を当該工事で受注者の費用により活用する場合は加点評価しており、工事成績評価においても、創意工夫で評価している。 ・また、平成30年度より、「CIM推進モデル業務」を実施し、設計段階で、一定規模以上の新設工事の実実施設計業務について3次元データを求めるなど、フロントローディングに努めている。
山口県	回答	山口県i-Construction推進連絡会において、受注者や発注者を対象とした勉強会や見学会を開催するなど、普及啓発に取り組んでいます。 また、実践的な取り組みとして、3次元データ作成の講習会やワンマン測量の体験会も実施しています。 県内建設会社のICTの導入のサポートやICT活用工事の普及を推進するため、本年11月に山口県主催で「建設ICTビジネスメッセ」を開催します。 中小企業では、5段階全てにおいてICT施工技術を活用するのはハードルが高いため、部分的な活用でも評価するように検討を行っています。
岡山市	回答	岡山市では、ICT活用工事の試行を平成30年4月から実施しており、土工量1,000m ³ 以上の土工が主体の道路・河川工事を対象としています。 発注時に特記仕様書に対象工事であることを明示し、契約後、受注者の希望により実施する「施工者希望型」としてはありますが、平成30年度の実績は、1,000m ³ 以上の対象工事はありませんでした。 小規模な工事に対応した積算基準の整備が望まれます。 また、作業土工(床掘・埋戻し)をICT土工へ含めることについては、小型機械の普及と現場の精度管理及びコスト面の検討が必要と考えます。
広島市	回答	【取り組み状況】 ICT施工については、昨年5月に「広島市ICT活用工事実施要領」を制定し、ICT土工を1件実施しました。本年度も引き続き、ICT施工の推進を図るため、国や業界団体の協力を得ながら職員向けの研修を実施することとしています。 【課題等】 本市のICT活用工事実施要領は、現在、ICT土工だけを対象としており、ICT土工以外の工種への展開について、今後、検討していきたいと考えています。 また、本市が発注する工事は、小規模工事が大半を占めており、中小企業にICTを普及させる方策について、国等の実施状況を参考にしながら検討していきたいと考えています。

中国ブロック発注者協議会 意見交換

テーマ③		施工時期の平準化(適切な工期設定)
趣旨		<p>会計制度の性質上、年度末工期が多く、年度当初に工事施工件数の落ち込みが見受けられる状況である。</p> <p>働き改革の観点からも、休日、準備期間、天候等による工事实施困難な日数を考慮して適切な工期設定を実施するとともに、施工時期の平準化を推進する必要がある。</p> <p>各発注者機関において、工事における施工時期の平準化への取り組み状況や抱えている課題等について意見をお願いします。</p>
鳥取県	回答	<p>本県では平成27年度からゼロ県債を活用した平準化に取り組んでおり、平成30年度も35億円を設定している。県内市町村へは県発注協幹事会においてゼロ債務活用の要請を行っているところ。町村においては件数、金額が少なくゼロ債務になじまないとの意見が多いが、市では昨年度から活用を始めたところもあり、平準化への意識付けは浸透してきていると考えている。</p>
島根県	回答	<p>島根県では、平成27年度よりゼロ県債を設定し平準化に向けた取り組みを始め、第4四半期に次年度にまたがる工事発注枠を拡大している。</p> <p>これらの取り組みは、今年度も引き続き実施する。また、県内市町村の参考となるように、県における取組内容を地域発注者協議会を通じ、情報提供を行う。</p>
岡山県	回答	<ul style="list-style-type: none"> ・当県のH29年度の平準化率は中国地方の平均を下回っている。 ・ゼロ県債の拡大や2か年債務の活用に取り組み、平準化率向上を図っている。 ・また、繰越や翌債も活用しており、特に昨年の7月豪雨に伴う災害復旧事業費については、その全額を9月定例会において翌債設定している。
広島県	回答	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県では、債務予算を活用するなど、平準化に努めている。 ・工期については、積上げにより適切に工期を算定するよう努めている。 ・平成30年7月豪雨災害に伴う災害復旧工事のほとんどが河川の護岸工事であることから、出水期等の関係もあり平準化が困難な状況である。
山口県	回答	<p>本県では、施工時期の平準化に向け、以下の取組を行っています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ゼロ県債の設定 H30年度＝29億円 2 速やかな繰越手続き 繰越制度の活用に当たり、年度内に事業が完成しないことが判明した時点で、年度末直近の定例議会を待たずに、それ以前の定例議会で繰越手続きを実施 3 積算の前倒しによる年度当初からの早期発注 4 早期執行のための目標設定 上半期における執行率の数値目標を設定し、年末から年度末に工期末が集中しないよう、計画的な発注を実施
岡山市	回答	<p>本市では、施行時期等の平準化への対策として、ゼロ市債の活用や繰越明許費の設定を実施していますが、業者の技術者の不足等が原因の入札不調も見られる状況もあり、今後フレックス工期の導入について研究したいと考えています。</p>
広島市	回答	<p>【取り組み状況】 施工時期の平準化については、債務負担行為の活用や、繰越制度の活用、前年度に設計・積算を完了させる前倒し積算などを行い、柔軟な対応に努めています。 また、本年1月から、発注者が設定した一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる「工事着手日選択型契約方式」について試行を開始しており、更なる施工時期の平準化に取り組んでいます。</p> <p>【課題】 債務負担行為の活用については、工期に制約のある河川工事や工事期間が1年以上の工事などについて実施していますが、より柔軟な活用について他都市の状況を参考にしたいと思いま</p>

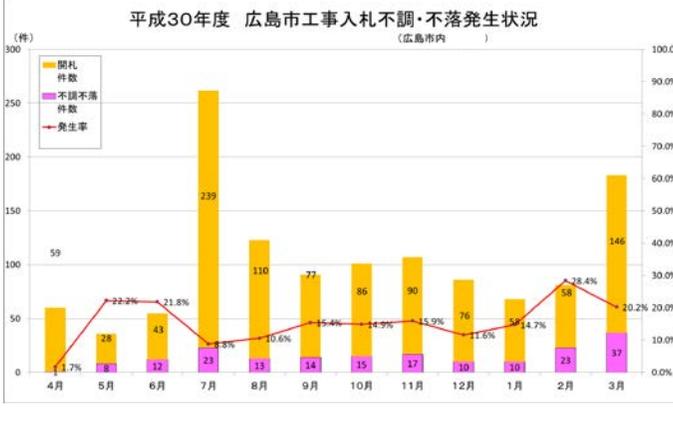
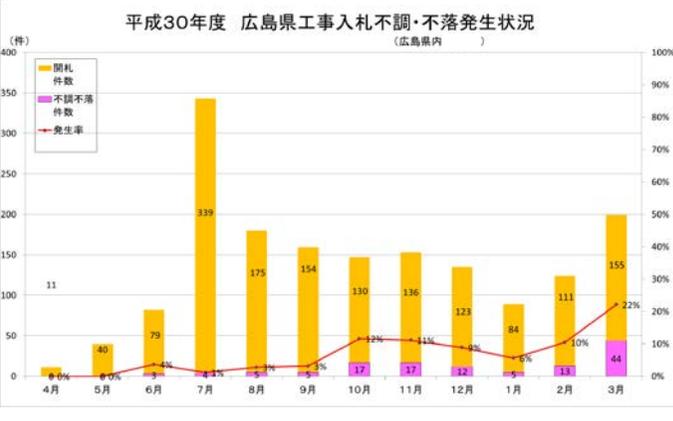
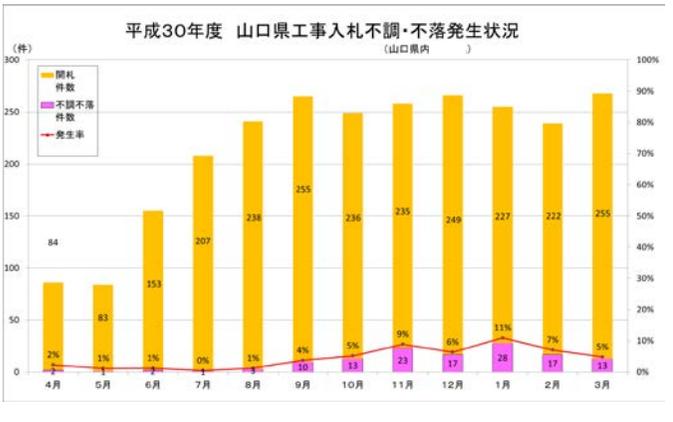
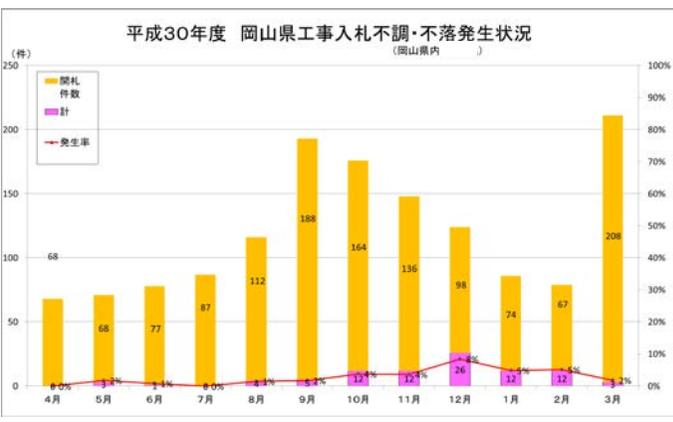
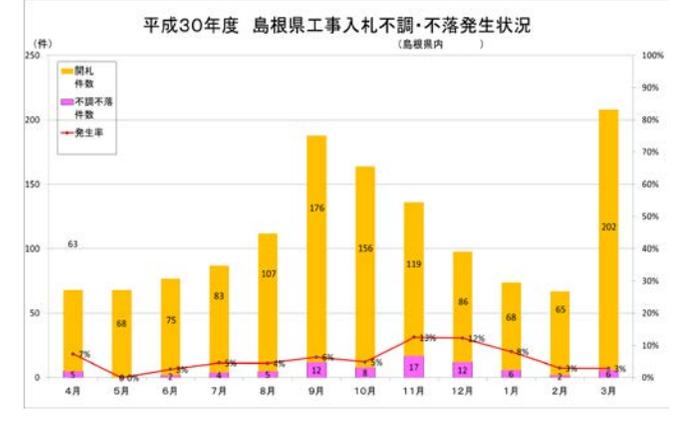
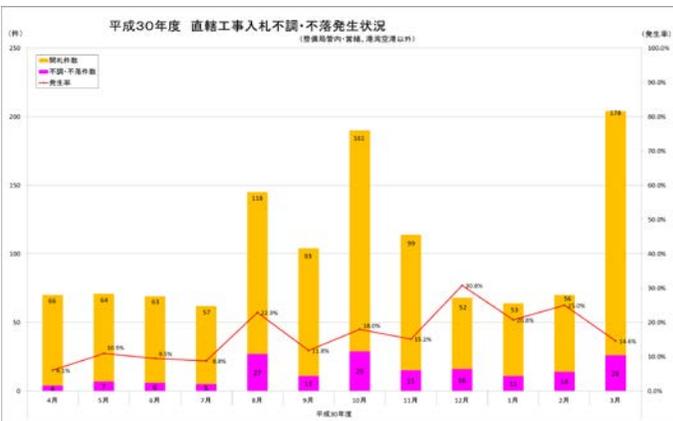
中国ブロック発注者協議会 意見交換

テーマ④		災害時の発注者の連携体制
趣旨		各自治体においては土木技術職が少ないと思料される。 災害発生時には、応急復旧等を迅速に方策・対策を実施する必要があるが、各発注機関において、災害発生時の対応として、発注者間での連携について取り組み方針や抱えている課題等について意見を申し上げます。
鳥取県	回答	平成30年7月豪雨などで一時期に測量設計業務の集中による査定事務の遅延や、技術者不足による復旧工事の入札不調が発生しており、発注者協議会等において発注者間での情報共有と連携を図る必要がある。 また発注者毎に身近な業界団体との災害協定を締結しており、甚大な災害時には協定が十分機能しない懸念があることから、より広域的な連携の枠組みを検討する必要がある。
島根県	回答	・県内市町村、他県が被災した場合、島根県では、災害復旧事業を支援するために、土木技術職員、用地関係職員等を派遣している。 ・しかし、人員に限りがあり、災害復旧事業支援にあたる人員のやりくりが難しい状況にある。 ・なお、県内の災害時には、県職員OBが災害復旧事業の申請に必要な災害報告、災害査定を支援する体制を構築している。(H27～) ・一方、市町村においては、多岐にわたる土木関係業務を少人数で担当しているため、土木職員が不足している状況にある。 ・発注者間の連携を図るには、復旧に向けた進捗やそれぞれが業界団体等と締結している協定など、常に情報共有できる仕組みが必要と考える。
岡山県	回答	・平成30年7月豪雨災害においては、国土交通省から、被災状況の迅速な把握や技術的な支援のため、発災直後より県及び県内の10市2町1村に延べ166班664名ものTEC-FORCEを派遣いただき、感謝している。 ・併せて、全国知事会を通じ他県からの応援職員の派遣をお願いしたところ、各県においても職員が不足する中、鳥取県をはじめ全8県から延べ13名の土木技術職員の方に応援に来ていただいたおかげで、災害復旧工事等が円滑に進んでおり、感謝している。 ・今回の災害のように県内全域が被災した場合、県内での連携には限界があるため、国や県外からの応援が不可欠であり、今後も発注者協議会等を通じ、相互応援の重要性や事例等について認識を共有していくことが重要と考えている。
広島県	回答	・平成30年7月豪雨災害では、市町においても多くの施設が被災しており、災害査定時には、市町の査定が円滑に進むよう、事前に協議等を行いながら作業を進めた。 ・なお、災害査定では、国の指導により、設計図書の簡素化など、手続きの効率化を図ったことにより、期限までに査定を完了することができた。 ・また、災害復旧工事が円滑に進むよう、広島県が行った入札契約制度等の取組については、情報提供を積極的に行った。
山口県	回答	本県では、中国地整との「災害時の支援に関する申し合わせ」により、これまでも大規模災害時において、多数のTEC-FORCE隊員の派遣や、災害対策用機械の出動をいただいているところです。 また、市町との「山口県及び市町相互間の災害時応援協定書」により、県から市町へ職員の派遣を行っています。
岡山市	回答	本市では、災害時に早期に応急措置を実施するために災害時における防災協力に関する協定を各業界団体と結んで連携を図っておりますが、平成30年7月豪雨災害時の対応を検証する中で、災害時に有効に機能する協定とするため「協定先と改めて内容等を確認し、実行性がある協定にする」とこととしています。
広島市	回答	【取り組み状況】 災害発生直後は、本庁勤務や被害がなかった区の職員を被災区の災害対策本部に派遣しています。その後、被災の程度に応じ、災害復旧部署との兼務や発注者支援業務の発注により人員確保に努めています。 また、昨年の7月豪雨災害後には、他の自治体からの派遣要請に対し、本市から土木技術職員を1名派遣しています。 【課題】 災害時には、市町の職員だけではなく、施工業者や建設コンサルタントの確保が困難となっています。また、災害により発生した土砂等の仮置き場やその処理が課題となります。リエゾンやテックフォース等による広域的な情報収集により、関係機関の連携を強化できる仕組みづくりが必要であると考えています。

4. 中国地方整備局からの連絡事項

- 不調不落状況 … P1
- 入契運用見直し及び積算改訂 … P3

中国地方における不調・不落状況 <H30年度> 国・県・政令市



中国地方整備局における不調・不落状況 <R1年度(5月末時点)>

中国地方整備局管内における不調・不落工事発生状況 (直轄工事)

(令和元年5月31日時点)

島根県

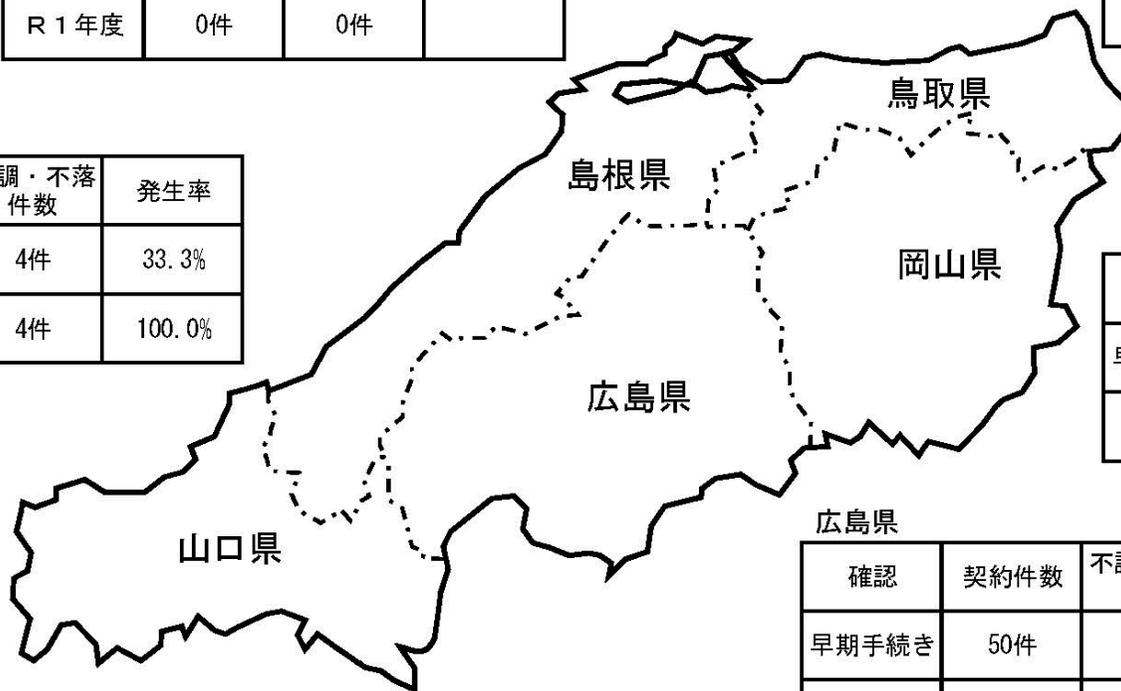
確認	契約件数	不調・不落件数	発生率
早期手続き	21件	2件	8.7%
R1年度	0件	0件	

鳥取県

確認	契約件数	不調・不落件数	発生率
早期手続き	22件	1件	4.3%
R1年度	0件	1件	100.0%

山口県

確認	契約件数	不調・不落件数	発生率
早期手続き	8件	4件	33.3%
R1年度	0件	4件	100.0%



岡山県

確認	契約件数	不調・不落件数	発生率
早期手続き	11件	1件	8.3%
R1年度	0件	3件	100.0%

広島県

確認	契約件数	不調・不落件数	発生率
早期手続き	50件	4件	7.4%
R1年度	3件	7件	70.0%

		アスファルト舗装工事	セメント・コンクリート舗装工事	維持修繕工事	一般土木工事	機械設備工事	建築工事	鋼橋上部工事	通信設備工事	電気設備工事	法面処理工事	その他	計
早期手続き	契約件数	3件	0件	75件	16件	2件	0件	1件	0件	0件	1件	14件	112件
	不調・不落	1件	0件	4件	3件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	4件	12件
	発生率	25.0%		5.1%	15.8%	0.0%		0.0%			0.0%	22.2%	9.7%
R1年度	契約件数	0件	0件	0件	3件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	3件
	不調・不落	0件	0件	3件	7件	2件	0件	0件	1件	0件	1件	1件	15件
	発生率			100.0%	70.0%	100.0%			100.0%		100.0%		83.3%

※発生率は、不調・不落件数 / (不調・不落件数 + 契約件数)

平成31年度は下記項目について、内容の見直しを行う

■ 災害対応における施工体制の確保を図る観点から見直しを行う。

No.	項目	現状と課題等	見直し概要
1	地方自治体発注工事の工事実績評価	・一般土木工事、維持修繕工事、造園工事、塗装工事においては、中国地方整備局の実績がない場合、自治体発注工事の工事実績評定点を評価。	・対象工種を電気設備工事、機械設備工事、通信設備工事、受変電設備工事に拡大。
2	地域防災担い手確保型	—	・地元企業の災害時の貢献を高く評価する「地域防災担い手確保型」を試行。
3	チャレンジ型	・工事難易度Ⅱ以下で5千万円程度の工事を対象。	・工事難易度Ⅱ以下で1億円程度までの工事に拡大。
4	余裕期間制度	・余裕期間は、工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲。	・余裕期間は、工期の40%を超えず、かつ、5ヶ月を超えない範囲に緩和。
5	配置予定技術者の同種工事の実績の緩和	・配置予定技術者に求める同種工事の要件は工事内容で設定。	・競争参加資格においては当該工事の主要工種を幅広く設定。 ・総合評価においては、競争参加資格で設定した主要工種のうち、主たる工種の実績がある場合に優位に評価。
6	地域要件の緩和 (広島県内事務所)	・競争参加資格の地域要件は、本支店営業所の所在地を地方生活圏内で設定。	・一般土木工事のC等級及び維持修繕工事の発注における地域要件は「県内」で設定とする。
7	等級区分の緩和 (広島県内事務所)	・一般土木工事において、予定価格が2億円以上3億円未満の技術的難易度Ⅲ以上の工事について「C+B」等級での発注を可能。	・一般土木工事において、予定価格が2億円以上3億円未満の技術的難易度Ⅱ以下の工事においても「C+B」等級での発注を可能とする。

■ 長期保証制度の結果において評価を行う。

No.	項目	現状と課題等	見直し概要
8	トンネル覆工コンクリートの長期保証に対するインセンティブ	—	・長期保証点検結果において品質の優れた施工を行った受注者に対し、段階選抜方式の一次審査において評価。

■ その他

No.	項目	現状と課題等	見直し概要
9	等級区分	・鋼橋上部工事の等級区分は、A等級（予定価格5千万円以上）、B等級（予定価格5千万円未満）	・鋼橋上部工事の等級区分は設けない。
10	特別重点調査の実施対象の見直し	【判定基準】 ・直接工事費 75% ・現場管理費 70% ・共通仮設費 70% ・一般管理費等 30%	【判定基準】 ・直接工事費 90% ・現場管理費 80% ・共通仮設費 80% ・一般管理費等 30%
11	低入札価格調査基準の見直し	【範囲】 予定価格の7.0/10~9.0/10 【計算式】 ・直接工事費×0.97 ・現場管理費×0.90 ・共通仮設費×0.9 ・一般管理費等×0.55	・平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の範囲を、予定価格の7.5/10~9.2/10へ引き上げ。

《地方自治体発注工事の工事実績評価》

- ◆背景
- ・総合評価落札方式の場合、企業・技術者の実績・成績のウェイトが重いことから、競争に参加できても直轄工事の実績を持たない企業が落札者になることは実質難しい。（公平な競争環境とは言い難い。）
 - ・また、地方自治体発注工事でも同種工事の良い成績の実績を持つ企業もあるため、更なる公平性の観点から検討する必要があった。
 - ・H24.4～地方自治体発注工事の工事実績（一般土木及び維持修繕）について評価対象としている。
 - ・H29年度から、対象工種を拡大（造園工事及び塗装工事を追加）する。
 - ・さらなる受注機会拡大の観点から、**対象工種を拡大（電気設備、機械設備、通信設備、受変電設備）**する。

評価方法

- 対象工事：**3億円未満の施工能力評価型（一般土木、維持修繕、造園、塗装、電気設備、機械設備、通信設備、受変電設備）を対象**
- 評価方法：企業の成績 → 一般土木工事および維持修繕工事、造園工事、塗装工事、**電気設備工事、機械設備工事、通信設備工事、受変電設備工事**の2年間のそれぞれの工種の平均を直轄と同様に評価
（ただし、過去4年溯って、直轄工事の実績がない場合に限る。）
※過去2年間に地方自治体の実績が無い場合は、過去4年間に溯り、直近年度の平均点を評価。
技術者の成績 → 同種工事の4年間の工事成績を直轄と同様に評価
（ただし、同種工事8年間の直轄工事の実績がない場合に限る。）
- 留意点①：評価は、工事発注を行う事務所の所在県の発注実績のみとする。
- 留意点②：過去2ヶ年の県実績データは、企業からの申請資料を確認し評価する。
- 留意点③：各県毎に成績評定の平均点にバラツキや中国地整の平均点と差がある。このため、中国地整と同レベルに補正する必要。よって、申請された評定点に当該係数を乗じ評価する。

* 中国地方各県の係数：岡山県発注工事でH27.12.31以前に完成した工事→1.1倍、その他→1.0倍 4

【多様な発注方式】地域防災担い手確保型【H31・H32限定】

《災害時対応の担い手確保に着眼した新たな発注方式》

◆背景

- ・平成30年の7月豪雨災害では、特に広島県内で甚大な被災を受け、中国地方整備局では、随時、災害復旧事業を執行している。
- ・しかしながら、例年を大きく上回る入札不調・不落が発生しており、災害復旧事業だけでなく、通常事業の遅延も懸念される。
- ・中国地方整備局では、「中国地方整備局が実施する入札不調等に対する当面の対策」を発出し、入札不調・不落の抑制に取り組んでいるところである。
- ・「国土強靱化計画」(H30～32年度)に基づく緊急対策、災害時の担い手確保の観点から、**地元企業の災害時の貢献を高く評価する「地域防災担い手確保型」を試行する。**

評価方法

【対象工事】 1億円程度以下かつ工事難易度Ⅱ以下(一般土木工事、維持修繕工事)

【評価方法】 災害時の活動実績、災害復旧への対応性などを評価

【評価の考え方】

- ① 応急復旧の活動実績、災害協定締結
⇒ 地域住民や中国地整の事業執行への貢献を優位に評価する
- ② 災害時において事業継続が可能性を評価
⇒ 災害時に建設企業としての活動できる状態を優位に評価する
- ③ 災害時の応急復旧に対応可能性を評価
⇒ 災害時の施工場所の近隣地域の精通度を優位に評価する
- ④ 災害復旧工事の施工場所の精通度を評価
⇒ 災害時に施工場所の近隣地域での施工実績を優位に評価する

評価項目		地域防災担い手確保型	備考
施工能力等 企業の能力等 地域精通度 地域貢献度	災害対応協定等に基づく活動実績	6	6: 市内(施工場所)での災害活動実績あり 4: 活動実績あり 2: 災害協定締結あり 0: いずれもなし
	事業継続計画(BCP)の認定	1	1: 認定あり 0: 認定なし
	地域内における本店の有無	1	1: 地域内に本店あり 0: 地域内に本店なし
	企業の近隣地域での施工実績の有無	2	2: 市内(施工場所)での施工実績あり 1: 地域内での施工実績あり 0: 地域内での施工実績なし
【地域精通度等 計】		10	
【企業の能力等 計】		10	
施工計画		求めない	
施工体制評価点		30	
合計		40	

※原則、施工場所の市町村を設定

施工実績、工事成績評定のウエイトが大きく、受注意欲はあるが施工実績が少ない企業は受注することが難しい。実績の少ない企業も受注機会が確保出来るよう、施工実績、成績評定等のウエイトを抑え、受注機会を確保する「チャレンジ型」の工事を平成27年度より試行している。

平成28年度よりさらなる受注機会の確保の観点から、対象工事の拡大を行っている。

平成30年度から新規参入企業の参加を促すため、企業及び技術者の同種工事の実績の評価において、より同種性・同種性の要件を緩和する。また、評価項目は原則「3. 配点の考え方(例)」のとおりとする。

平成30年7月豪雨災害に伴う入札不調等対策として、対象工事を**5千万円程度までから1億円程度までに拡大**。

1. 対象工事

工事難易度Ⅱ以下で**1億円程度までの工事**

2. 評価項目の考え方(例)

- 工事規模、工事難易度を考慮し、加算点の合計を低く抑えた。
- 地域に密着した評価項目を設定。
- 配置技術者評価の緩和は行う。

3. 配点の考え方(例)

(配点例)

評価項目		チャレンジ型	備考	
施工能力等	企業の施工実績	同種工事の実績	1 より同種性あり1点 同種性があり0点	
		当該工事種別の2年間の平均成績	1 75点以上1点 75点未満0点	
	【企業の施工実績 計】		2	
	企業の能力等	災害対応協定等に基づく活動実績	1	
		地域内における本店の有無	1	
		企業の近隣地域での施工実績の有無	1	
	【地域精進度等 計】		3	
	【企業の能力等 計】		5	
	技術者の能力等	同種工事の実績	2	より同種性あり2点、同種性あり1点、(配置技術者の緩和有り)
		同種工事の工事成績	1	75点以上1点 75点未満0点
継続教育(CPD)		1		
配置予定技術者の近隣地域での施工実績		1		
【技術者の能力等 計】		5		
【施工能力等 計】		10		
施工計画		求めない		
施工体制評価点		30		
合計		40		

※より同種性、同種性の設定の参考例

例) 同種性・・・〇〇工又は△△工又は□□工の実績 (競争参加資格要件との整合に留意)
より同種性・・・〇〇工の実績

余裕期間制度の積極的活用【H31～拡大】

- ◆ 施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行のため、余裕期間制度を活用。
- ◆ 受注者の自由度の拡大を目的に、余裕期間の長さを『工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲』から『**工期の40%を超えず、かつ、5ヶ月を超えない範囲**』に緩和

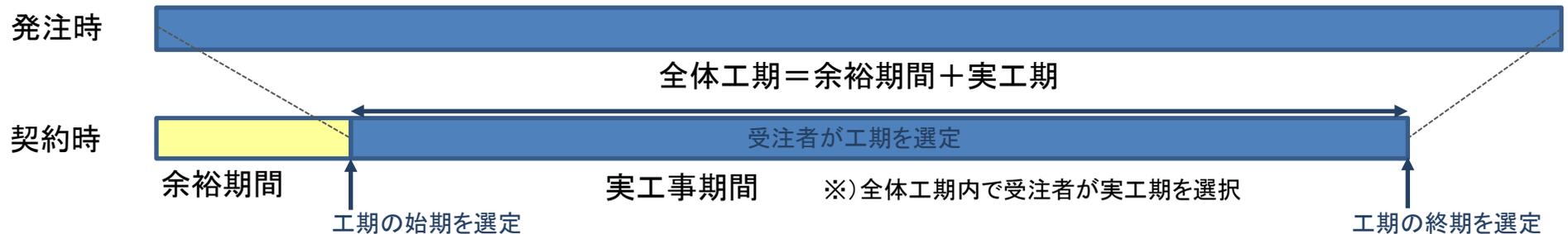
①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



1. 余裕期間の長さ: **工期の40%を超えず、かつ、5ヶ月を超えない範囲**
2. 技術者の配置: (1) 余裕期間: 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)
(2) 実工期・実工事期間 : 技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

同種工事の実績評価(配置予定技術者)の緩和【H31・H32限定】

- 配置予定技術者における競争参加資格の実績要件及び総合評価の実績評価を緩和。
- 施工能力評価型Ⅰ型Ⅱ型で適用

《 現行 》

◇ 競争参加資格の要件(配置予定技術者)

- ・「**同種工事の施工実績**」とする。

例1) 道路改良工事(切土工事)の場合
掘削又は切土の施工実績を有すること。

例2) 道路改良工事(盛土工事)の場合
盛土の施工実績を有すること。

◇ 総合評価の評価方法(配置予定技術者)

- ・**配置予定技術者の同種工事の実績**については、当該工事と同等規模を基準に「**より高い同種性が認められる工事**」、「**高い同種性が認められる工事**」、「**同種性が認められる工事**」の3段階で評価を行うことを原則とする。

例1) 道路改良工事(切土工事)の場合
より高い同種性・・・掘削の土量が10,000m³以上
高い同種性・・・掘削の土量が5,000m³以上
10,000m³未満
同種性・・・掘削の土量が5,000m³未満

《 緩和 》

◇ 競争参加資格の要件(配置予定技術者)

- ・「**同種工事の施工実績**」を当該工事の**主要工種**で幅広く設定する。(複数の工種を設定)

例1) 道路改良工事の場合
道路土工又は防護柵工又は排水構造物工
の施工実績を有すること。

例2) 法面工事の場合
法面工又は道路土工又は擁壁工
の施工実績を有すること。

◇ 総合評価の評価方法(配置予定技術者)

- ・競争参加資格要件で設定した工種のうち、**主たる工種の施工実績がある場合に優位に評価し**、2段階で評価する。(チャレンジ型と同様)

例1) 道路改良工事の場合
より同種性・・・道路土工の施工実績
同種性・・・防護柵工又は排水構造物工の施工
実績

➤ 広島県内事務所の競争参加資格における地域要件を地方生活圏から県内に拡大。

《地域設定の標準的な考え方》

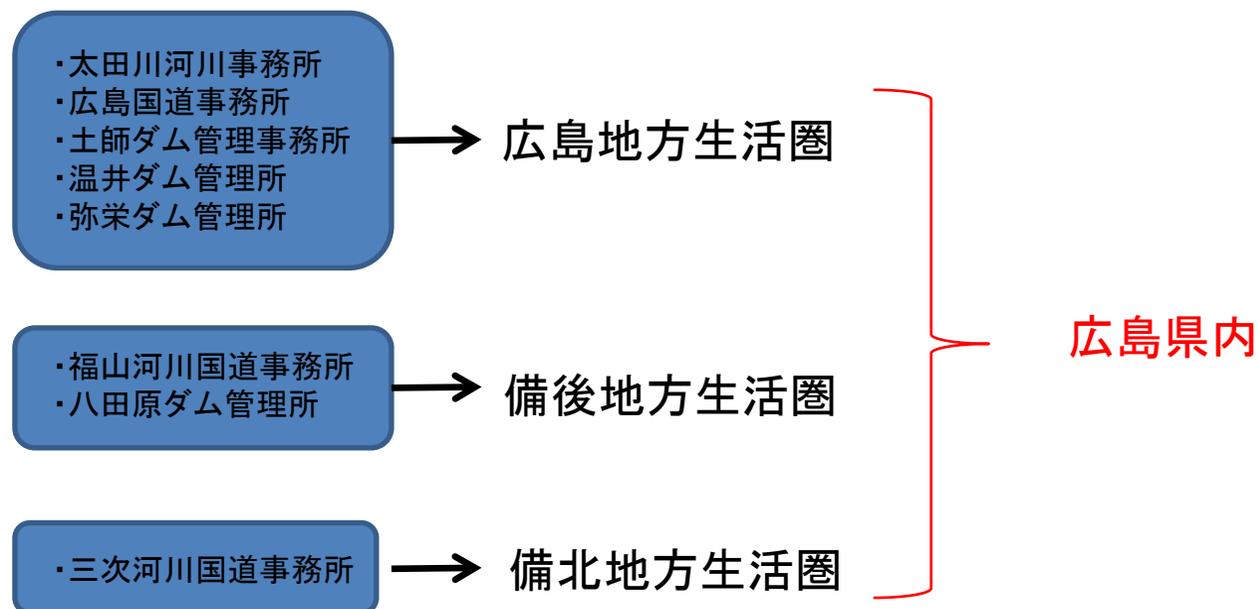
・本支店営業所の所在地(参加資格要件)

一般土木工事Cランク 及び 維持修繕工事

広島県内事務所

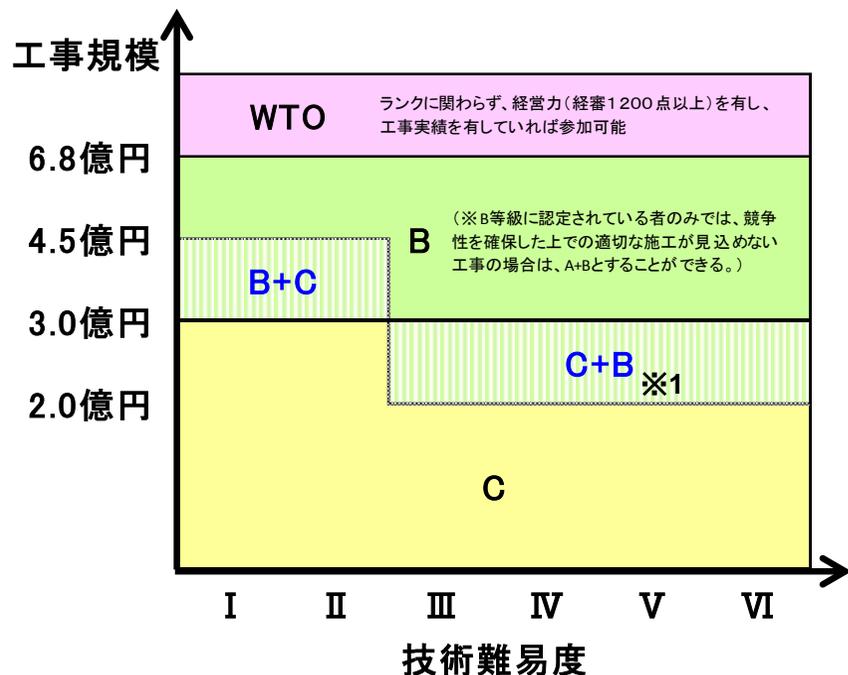
＜現在の設定＞

＜緩和策＞

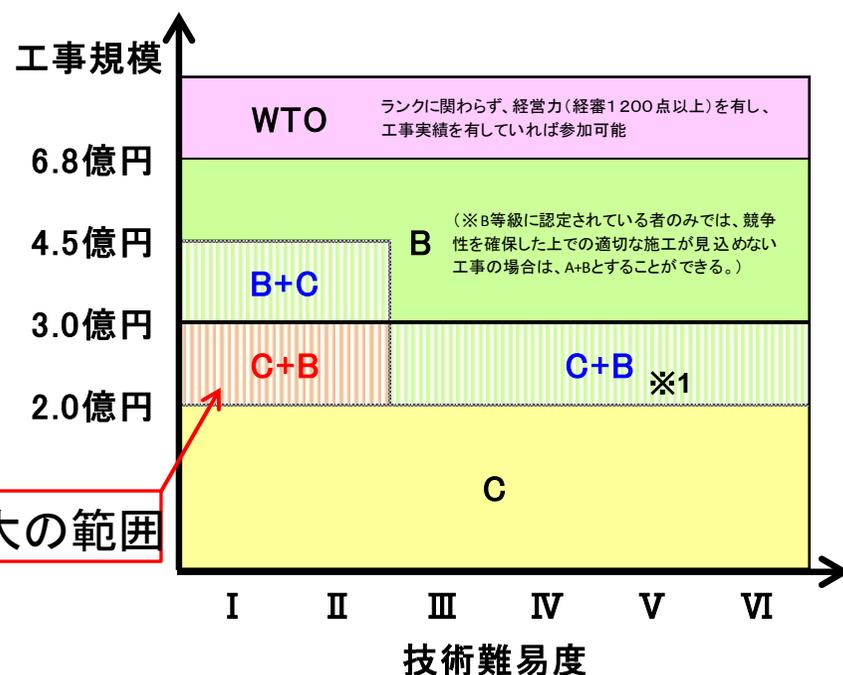


- 広島県内の一般土木工事における競争参加資格要件の等級区分の特例緩和。
- 予定価格が2億円以上3億円未満の難易度Ⅱ以下についても、C+Bに拡大。

《 現行 》



《 緩和 》

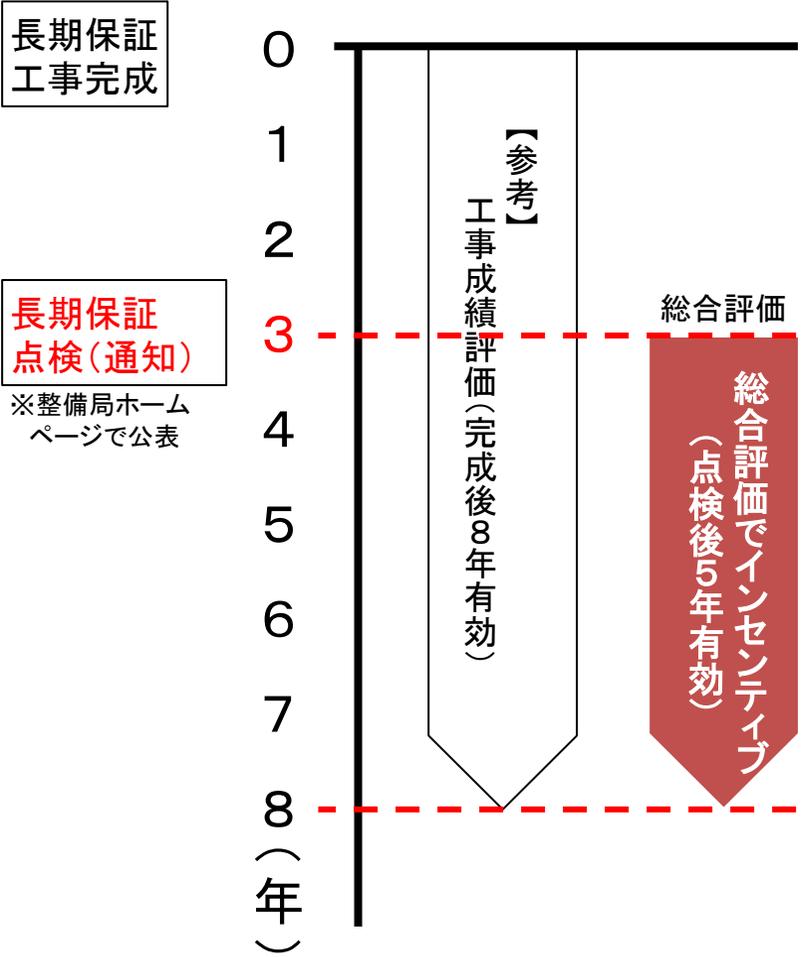


※1 C等級の者の実績で競争性が十分確保できる場合はC等級のみとできるものとする

※1 C等級の者の実績で競争性が十分確保できる場合はC等級のみとできるものとする

- ◆背景
- トンネルの覆工コンクリートにおいて雑な施工を排除し長期的な品質確保を図るため、平成26年度から長期保証を付して発注。
 - 長期保証点検結果において品質の優れた施工を行った企業に対し、段階選抜方式における一次審査において評価する。

《インセンティブの期間》



《インセンティブの内容》

＜一次審査 ※上位15者を選抜＞

現行評価

企業の評価	同種工事の実績	8点
	WLB等推進企業の評価	1点
配置予定技術者の評価	同種工事の実績	9点
技術提案	1提案	12点
合計		30点

※上位15者を選抜

トンネル長期保証評価

企業の評価	同種工事の実績	6点
	長期保証の実績	2点
	WLB等推進企業の評価	1点
配置予定技術者の評価	同種工事の実績	9点
技術提案	1提案	12点
合計		30点

※上位15者を選抜

＜二次審査＞

現行評価

技術提案	5提案	60点
------	-----	-----

※一次審査の1提案を含む5提案

↓

落札者の決定

トンネル長期保証評価

技術提案	5提案	60点
------	-----	-----

※一次審査の1提案を含む5提案

↓

落札者の決定

【競争参加資格】入札落札方式と工事種別毎の等級区分

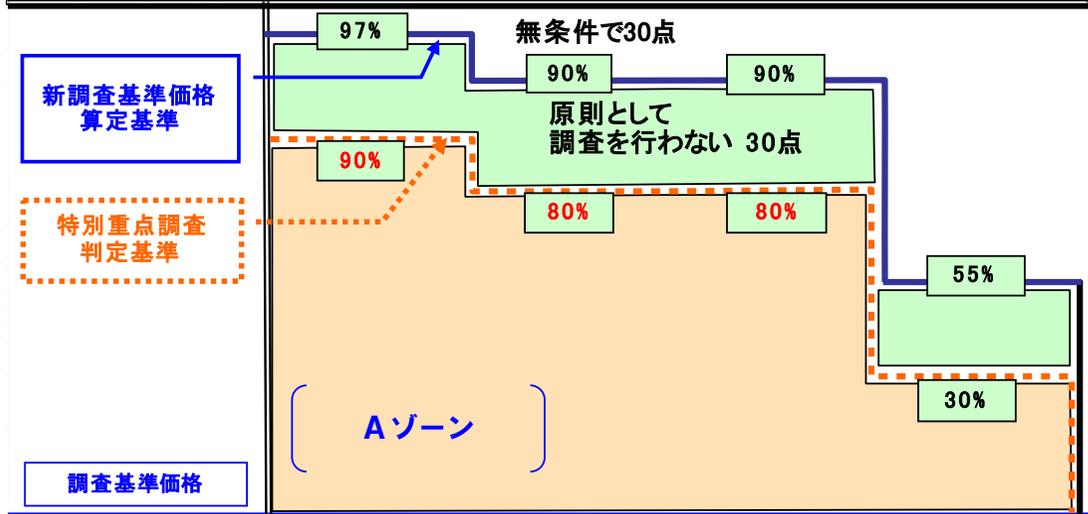
(予定価格)
▲

		負担行為 担当官	01一般土木	02アスファルト	04造 園	07電気設備	その他 ※ランク無し
H30中国運用	H31中国運用	本官 (局長)	05建 築			08暖冷房 衛生設備	03鋼橋上部
			Aランク			Aランク	06木造建築
一般競争入札(政府調達協定対象)			7.2億円				09Co舗装
6.8億円			Bランク	Aランク			10PC
一般競争入札			3億円		Aランク		11法面処理
3億円							12塗装
政府調達協定対象に対し、等級区分、地域要件、工事成績、 その他地整局長が必要と認める事項を新たに追加した条件を 付して公告し、条件を満足している企業は全て入札に参加			3億円				13維持修繕
0.6億円		分任官 (事務所長) ただし官庁営 繕に係るもの は2.0億円未満	Cランク	1.2億円		2億円	14しゅんせつ
0.6億円							15グラウト
原則、全て一般競争入札							16杭打ち
原則、全て一般競争入札							17さく井
							18プレハブ建築
							19機械設備
							20通信設備
					0.25億円 Bランク	0.5億円 Cランク	21受変電設備

(港湾空港関係を除く工事)

【施工体制確認型】施工体制評価点の付与

平成29年度～ 調査基準価格	直接工事費97%	共通仮設費90%	現場管理費90%	一般管理費55%
平成31年度～ 特別重点調査判定基準	直接工事費90%	共通仮設費80%	現場管理費80%	一般管理費30%



施工体制評価項目
 「品質確保の実効性」 15点／5点／0点の3段階評価
 「施工体制確保の確実性」 15点／5点／0点の3段階評価

〔調査基準価格以上〕
 ・無条件で30点を付与

〔特別重点調査判定基準以上
調査基準価格算定基準未満〕
 ・原則、調査は不要。
 ・30点を付与

〔Aゾーン〕
 ・特別重点調査判定基準を1項目以上、
下回る場合は、必要に応じて内訳書等
の提出を求め、確認する。
 ・30点を付与
 ※ただし、工事費内訳書と入札書に乖離
がある場合等、疑義がある場合は、ヒア
リングにより、必要に応じ「厳格な調査」
を実施。

〔B・Cゾーン〕
 ・厳格な調査を実施
 ・提出資料
 下請予定業者一覧表
 配置予定技術者名簿
 資材購入予定一覧
 品質確保体制(品質管理のための人員体制)
 安全衛生管理体制(安全衛生教育等)
 全13種類の資料を2日間で提出
 ・ヒヤリングの実施

従来の施工体制調査を
継続して実施
 (調査基準価格未満の場合)

【施工体制確認型】低入札価格調査基準

■低入札価格調査基準(工事)

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定。
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準。
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施。
履行可能性が認められない場合には、失格。

低入札価格調査基準について

○H31年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の予定価格に対する範囲を7.5/10～9.2/10の範囲へ引き上げ。

H21.4～H23.3

【範囲】
予定価格の 7.0/10～9.0/10
【計算式】
・直接工事費×0.95
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.70
・一般管理費等×0.30
上記の合計額×1.05

H23.4～

【範囲】
予定価格の 7.0/10～9.0/10
【計算式】
・直接工事費×0.95
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.80
・一般管理費等×0.30
上記の合計額×1.05

H25.5.16～

【範囲】
予定価格の 7.0/10～9.0/10
【計算式】
・直接工事費×0.95
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.80
・一般管理費等×0.55
上記の合計額×1.08

H28.4.1～

【範囲】
予定価格の 7.0/10～9.0/10
【計算式】
・直接工事費×0.95
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.90
・一般管理費等×0.55
上記の合計額×1.08

H29.4.1～

【範囲】												
予定価格の 7.0/10～9.0/10												
【計算式】												
・直接工事費×0.97												
<table border="0"> <tr> <td>（</td> <td>機械経費</td> <td>0.95</td> </tr> <tr> <td></td> <td>労務費</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>材料費</td> <td>0.95</td> </tr> <tr> <td>）</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	（	機械経費	0.95		労務費	1.0		材料費	0.95	）		
（	機械経費	0.95										
	労務費	1.0										
	材料費	0.95										
）												
・共通仮設費×0.90												
・現場管理費×0.90												
・一般管理費等×0.55												
上記の合計額×1.08												

H31.4.1～

【範囲】												
予定価格の 7.5/10～9.2/10												
【計算式】												
・直接工事費×0.97												
<table border="0"> <tr> <td>（</td> <td>機械経費</td> <td>0.95</td> </tr> <tr> <td></td> <td>労務費</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>材料費</td> <td>0.95</td> </tr> <tr> <td>）</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	（	機械経費	0.95		労務費	1.0		材料費	0.95	）		
（	機械経費	0.95										
	労務費	1.0										
	材料費	0.95										
）												
・共通仮設費×0.90												
・現場管理費×0.90												
・一般管理費等×0.55												
上記の合計額×1.08												

・計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

低入札価格調査基準の改定(工事)

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施
履行可能性が認められない場合には、落札者とししない。

低入札価格調査基準の見直しについて

- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の範囲を0.70~0.90から0.75~0.92へ引き上げ
- あわせて、低入札価格調査等の簡素化を図るとともに、工事規模に応じて技術開発を促す仕組みを導入

現行

<p>【範囲】</p> <p>予定価格の 7.0/10~9.0/10</p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 0.97 ・共通仮設費 × 0.90 ・現場管理費 × 0.90 ・一般管理費等 × 0.55 <p>上記の合計額 × 1.08</p>
--

H31.4.1~

<p>【範囲】</p> <p>予定価格の 7.5/10~9.2/10</p> <p>【計算式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 0.97 ・共通仮設費 × 0.90 ・現場管理費 × 0.90 ・一般管理費等 × 0.55 <p>上記の合計額 × 1.08</p>
--



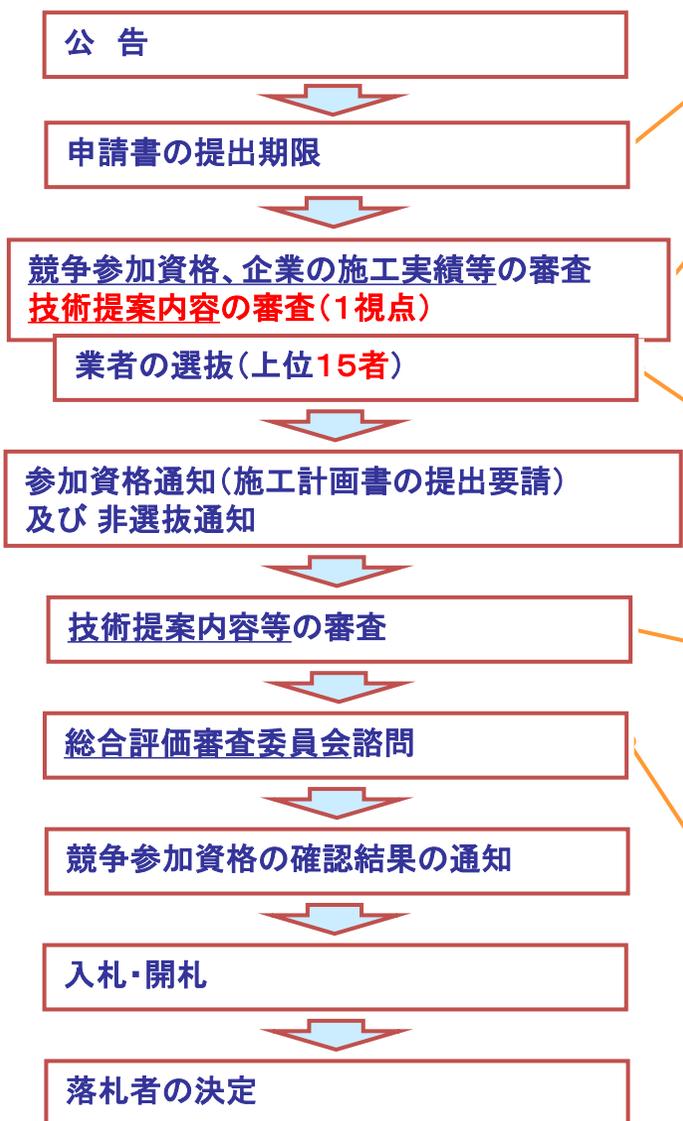
※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

- ◆ 建設業者の技術提案の作成や発注者の審査・評価の負担の軽減を目的として段階選抜方式を試行
 - ・競争参加資格の確認、企業の施工実績等により第一段階の絞り込みを行う。
 - ・一次審査選抜企業に対し技術提案を依頼し評価を行い、入札結果と併せ、評価値により落札者を決定する。
 - ・一般土木工事(WTO案件)は全て段階選抜方式とし、1次審査でWLB、技術提案(1視点)を求める。

段階選抜概略フロー

一次審査

二次審査



■ 申請書提出資料

- 競争参加資格確認申請書

■ 一次審査内容

- 競争参加資格の確認
 - ⇒ 予令第70条、第71条、指名停止期間、会社更生法企業および配置予定技術者の工事実績 ……等
- 【評価内容】
 - 企業および配置予定技術者の能力(実績、WLB)
 - 技術提案(1視点)

⇒ 上記資料により審査評価点を算出し選抜を行う。(上位15者) ただし、15者目の審査評価点が複数いる場合、その者も含む。

■ 総合評価審査委員会

- 外国籍企業(海外実績)の競争参加資格の審査
- 一次審査に関する評価の審査

⇒ 上記審議を経て選抜された者のみ二次審査に移行

■ 二次審査内容

- 【評価内容】
 - 技術提案(一次審査の技術提案を含む5視点)
 - ヒアリング(原則実施)
 - 技術提案に係数を乗じて評価

⇒ 上記資料により加算点を算出し総合評価を行う。

■ 総合評価審査委員会

- 二次審査に関する評価の審査

- H30年度に「中国ICTチャレンジ」を制定。活用した工事は1件のみ(山口)
- 小規模工事は、現ICT活用工事の取組内容(実施要領)では経費の面で乖離が大きいとの意見が多い
- ICT建機を使わずとも、「3次元設計データの活用」で現場の省力化が図られる作業もあり、今後の自治体展開を念頭に、より取り組みやすい「中国 Light ICT」を試行的に導入し、ICT未経験企業を対象に、ICTのメリットを体験・発信し、**中国管内のICT活用工事の更なる拡大を目的**とした試行工事を行う。

1. 試行工事の概要

① 競争参加者資格の要件

- 中国地方整備局発注工事を対象に、**ICT土工の経験が浅い企業または技術者**であること。
- ICT活用工事 **発注者指定型または受注者希望型**

② 対象工事

- **1万m3未満かつ1億円程度**の土工工事、法面工事、歩道設置工事等。
- 工事難易度Ⅲ以下

③ 実施内容

- ICT活用工事の建設プロセスについて、「中国 Light ICT」により実施するとともに、**未経験企業は別途選定されたサポーターによる技術的支援**を受けながらICT活用工事を実施する試行工事である。
- 3次元起工測量、3次元設計データ作成、ICT建機による施工、3次元出来形管理、3次元納品に係る施工計画作成支援、実施方法の技術的支援の内、**受注者が希望する事項**を支援。
- ※「サポーター」は、別途整備局において**公募・選定**した者が行う。

④ 総合評価方法

- 施工能力評価型の評価内容と同じ。
 - ・ 企業評価: 同種工事の実績・成績・表彰・地域精通度・地域貢献度。
 - ・ 配置予定技術者評価: 同種工事の実績・同種工事の成績・継続教育など。

◆目的

一括審査方式は、受発注者の負担、事務量の軽減、受注機会の拡大を目的に実施。
平成29年度から施工地域の拡大を図り、本官工事は中国5県を対象とする。
平成30からは、更なる事務量の軽減を図るため、配置予定技術者を配置できなくなったことの申し出の手続きを踏まず無効として取り扱う。

◆一括審査方式の適用条件(下記の①～⑦の全ての条件を満たすこと。)

- ①支出負担行為担当官(本官)又は分任支出負担行為担当官(分任官)が同一である工事
- ②工事の目的・内容が同種の工事であり、技術力審査・評価の項目が同じ工事
- ③工事種別及び等級区分が同じ工事
- ④施工地域が近接する工事(本官工事は中国5県を対象)
- ⑤入札公告、競争参加資格申請書等の提出、入札、開札のそれぞれについて同一日に行うこととしている工事
- ⑥施工計画又は技術提案のテーマが同一となる工事
- ⑦「工事技術的難易度評価表」のすべての大項目及び技術提案又は施工計画を求めるテーマに関連のある小項目の評価が同じ工事

申し出の手続きを踏まず無効として取り扱う場合の入札説明書記載例

○. 落札者の決定方法

-)A工事を落札した者は、以降に落札決定を行う他の一括審査方式の対象工事の入札を無効とする。
B工事を落札した者は、以降に落札決定を行う他の一括審査方式の対象工事の入札を無効とする。

：

週休2日に取り組む際の必要経費の計上

週休2日の補正係数

- 週休2日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費（賃料）、共通仕様書、現場管理費の補正係数を継続

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.01	1.03	1.04
現場管理費率	1.02	1.04	1.05

週休2日交替制モデル工事（仮称）の試行

- 建設業の働き方改革を推進し、休日確保に向けた環境整備とし、新たな取り組みを試行

【対象工事】

工事内容：維持工事及び施工条件により、土日・祝日等の休日に作業が必要となる工事等
 発注方式：新規発注工事は、「受注者希望方式」とする

【積算方法（補正係数）】

・補正対象は、労務費とし、現場に従事した全ての技術者、技能労働者の休日確保状況に応じて変更時に補正する

$$\text{休日率 (\%)} = \text{技術者・技能労働者の平均休日数} \div \text{工期}$$

※休日率は、全ての技術者、技能労働者の平均とする

休日率	4週6休以上7休未満 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休以上8休未満 (25.0%以上28.5%未満)	4週8休以上 (28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05

※現場施工体制（技術者・技能労働者）の確保に特別な費用等が必要となる場合は、協議できるものとする

H30年度 中国地方整備局の「週休2日推進」の取り組み

「週休2日制試行工事」については、**平成29年1月以降発注手続きを開始工事より、原則、全ての工事を対象として試行実施。**

平成30年4月1日以降公告工事を対象に現場閉所の達成状況に応じた経費の補正係数を設定・拡大

■週休2日の内容(※平成30年度以降公告工事以降も継続)

- ・工事着手日から工事完成日までの期間において、週休2日相当の現場閉所※1を行うこと。
- ・受・発注者間において、工程を共有し、週休2日が確保されるよう工程管理を行うこと。
- ・試行実施の中で、週休2日制を導入するにあたっての問題点、課題等を抽出・整理することを目的にアンケート調査等を実施することで協力すること。

【発注指定型の場合】

- ・受注者の責により、週休2日が実施出来ない場合は、工事成績において評価しない。(場合により減点する)

【受注者希望型※2の場合】

- ・工事途中で週休2日が困難となった場合は、速やかに監督職員へ申し出ること。なお、その場合のペナルティーはない。

※1:1ヶ月単位で4週8休を実現しなくても、対象期間内で週休2日相当の現場閉所を行っていただければよい。

※2:受注者からの協議により「試行工事」を行い、週休2日が確保できた場合は総括監督員及び主任監督員が評価する。(H30.4.1以降公告工事から成績評定項目を追加)

■中国地方整備局管内での実施状況(H30年度契約工事は試行割合50%を目標に実施し、達成)

■週休2日制の試行工事実施概要【H31.2月末現在】

	試行 件数	契約済 件数	試行 割合
H29.4以降に発注手続きを開始し H30.3末迄に契約した工事	271件	560件	48%
H30.4.1以降契約した工事	383件	612件	63%

■平成29年4月以降発注手続きを開始し、契約した工事【H31.2月末現在】

	H29.4以降に発注手続きを開始し H30.3末迄に契約した工事			H30.4.1以降契約		
	試行 件数	契約済 件数	試行 率	試行 件数	契約済 件数	試行 率
一般土木	95	198	48%	136	229	59%
維持修繕	78	169	46%	106	197	54%
アス舗装・セメ舗装	27	63	43%	36	49	73%
電気・機械・通信等	46	73	63%	56	74	76%
その他(造園・塗装等)	25	57	44%	49	63	78%
計	271	560	48%	383	612	63%

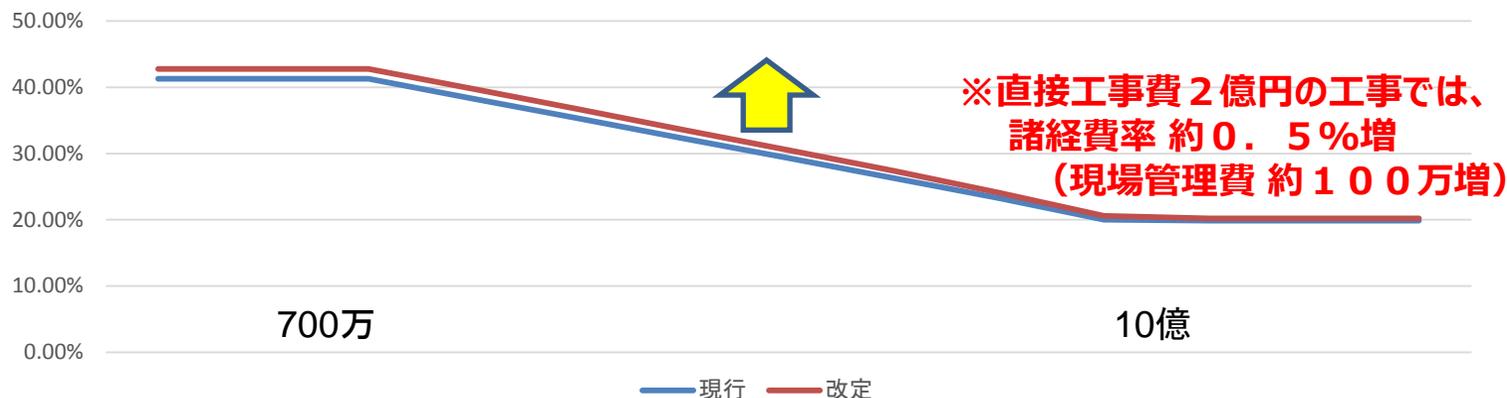
現場管理費の改定

現場管理費の対策

○新技術導入等に要する現場経費（外注経費等）の増加を踏まえ、全工種区分の現場管理費を改定

間接工事費（諸経費率及び算定式）の改定

■現場管理費率の改定イメージ ※「河川・道路構造物工事」の例



【現行】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
41.29%	$420.8 \times Np^{-0.1473}$	19.88%

【改定】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
42.50%	$457.7 \times Np^{-0.1508}$	20.11%

※直近の改定：H28年度の橋梁保全の追加、河川・道路構造物、鋼橋架設、道路維持の改定

熱中症対策に資する現場管理費補正の導入等

現場管理費の対策

○工事現場の安全(熱中症)対策に係る費用とし、気候及び施工期間を考慮した現場管理費の補正を追加

対象工事・対象地域

○工事：主たる工種が屋外作業である工事（工場製作工事は除く） ○地域：全国

補正方法

○補正は、工事期間中の日最高気温の状況に応じて変更時に補正する

$$\text{補正值 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \quad \text{※真夏日率} = \text{工期期間の真夏日} \div \text{工期}$$

・真夏日：日最高気温が30度以上の日 ・工期：準備・後片付け期間を含めた工期 ・補正係数：1.2

○対象額700万円を超え10億円以下の場合（補正例）

【条件】 直接工事費2億円の河川・道路構造物工事

①対象額：純工事費216,612,000円（純工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額）

②施工地域：なし、③工期：300日のうち、真夏日が50日

【改定前】

現場管理費 = 対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数) + 補正值)

53,936,000 = 216,612,000 × ((24.90% × 1.0) + 0%)

【改定後】

現場管理費 = 対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数) + 補正值)

補正值 = 50日 ÷ 300日 × 1.2 = 0.20

54,369,000 = 216,612,000 × ((24.90% × 1.0) + 0.20%)

対策費用として、現場管理費 約43万円増

【工事発注段階】(1) 見積りの提出を求める方式の採用

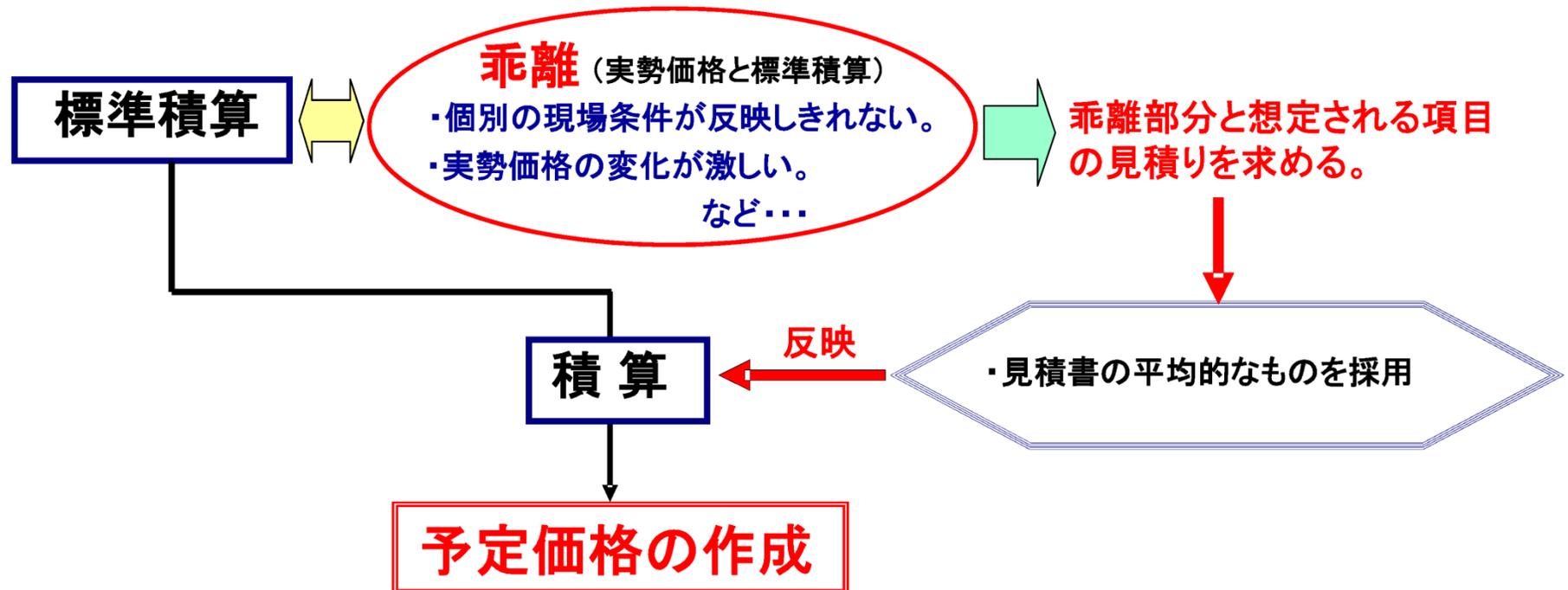
特記仕様書記載例(対象工事には、以下のような記載を致します。)

本工事は、直接工事費及び共通仮設費の一部について、見積もりの提出を求める「見積もり活用方式」の試行工事である。

本工事は、直接工事費の「〇〇工」及び共通仮設費の「〇〇」に係わるものについて、見積書の提出を求め、予定価格作成の為の参考とする工事である。

見積採用工種等の変更については、他の工種と同様の扱いとする。

また、本工事は、諸経費動向調査の対象工事である。調査にあたっては、別途、監督職員により通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行い、工事完了後20日以内に監督職員に提出するものとする。



【工事発注段階】(2)諸経費関係(施工箇所が点在する工事の積算)

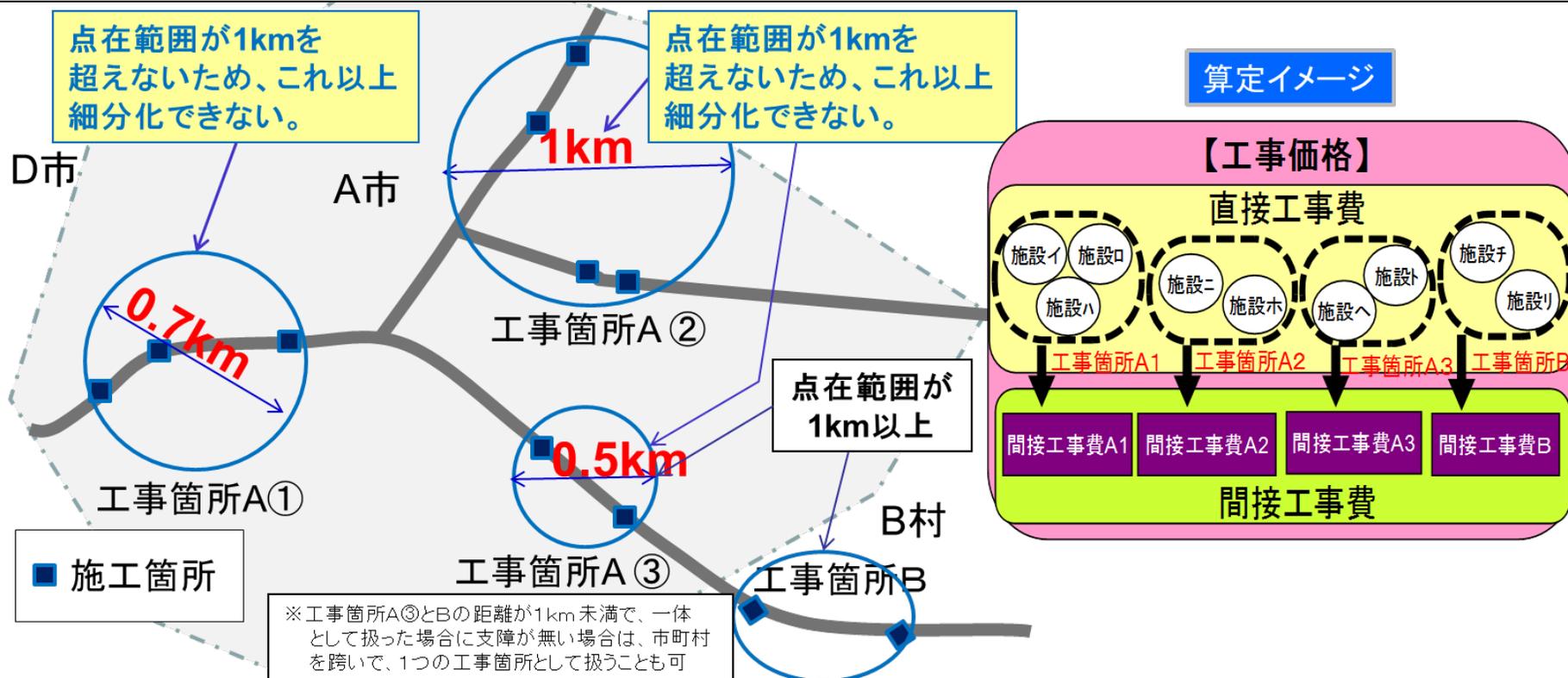
○現在の算定方法

- ・直径5km程度以上を越える点在範囲については、別箇所として扱い、箇所毎に間接工事費を算定。

○平成26年4月からの算定方法

適正な予定価格の算定および不調不落後の対策として、次の算定方法を実施。

- ・原則市町村単位で箇所を設定した上で、**なお直径1km程度以上を越える点在範囲**については、**別箇所**として扱い、**箇所毎に間接工事費を算定**。
- ・変更契約において、**新規工事箇所の追加(工事原価まで官積算100%)を認める**。
(新規工事箇所が不調不落となった箇所であり、既契約工事の主たる工種に該当することを基本とする)
- ・**直接工事費の日当り施工量等の選択条件を箇所毎に算定**することとする。
- ・また、本工事は、「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。
調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。
又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。



【工事発注段階】(3)条件明示

現場説明書追加事項に適切に条件明示を行うこと(円滑な設計変更のため)

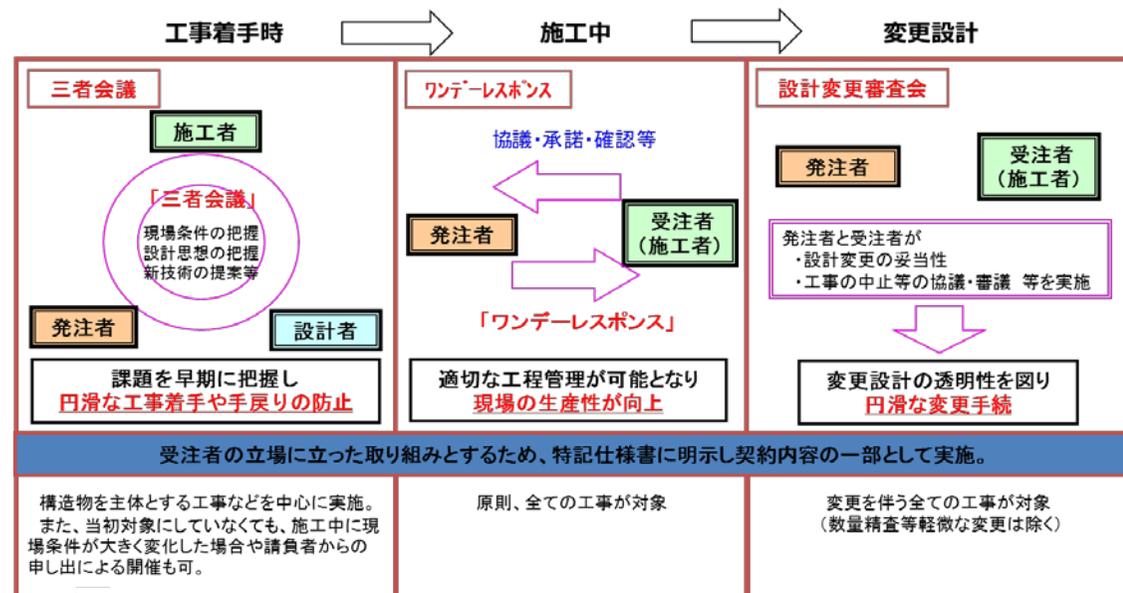
- ◇ 「設計条件」や「施工方法」また「協議調整事項」や「解決時期」などの条件名を適切に行うこと
(条件明示マニュアル等参照)
- ◇ 「設計・契約変更ガイドライン」により、適切な設計変更を行うこと
- ◇ その場合、「設計変更審査会」等を活用し、何度も資料作成を行わず、内容確認や対応方針決定が行えるように留意すること(協議の迅速化)

●設計変更ガイドラインの遵守

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
1-1-1-13 ～ 1-1-1-15		設計変更ガイドライン等の遵守義務づけについて	追-1	設計変更等については、工事請負契約書第18条～第24条及び土木工事共通仕様書共通編1-1-1-13～1-1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン(案)」(国土交通省中国地方整備局)及び「工事一時中止に係るガイドライン(案)」(国土交通省)によることとする。
		設計変更審査会	追-2	設計変更手続きの透明性と公平性の向上及び迅速化を目的とし、設計変更の内容等について発注者と受注者で組織する審査会として「設計変更審査会」を設置している。 原則、全ての工事(ただし、簡易な工事及び数量の精算などが変更内容の工事を除く)を対象に、施工方法、工事の一時中止、契約変更の内容等について円滑な設計変更協議のため、必要に応じて設計変更審査会を活用することができるものとし、原則1回以上開催するものとする。 なお、設計変更審査会の活用にあたっては、監督職員と協議するものとする。

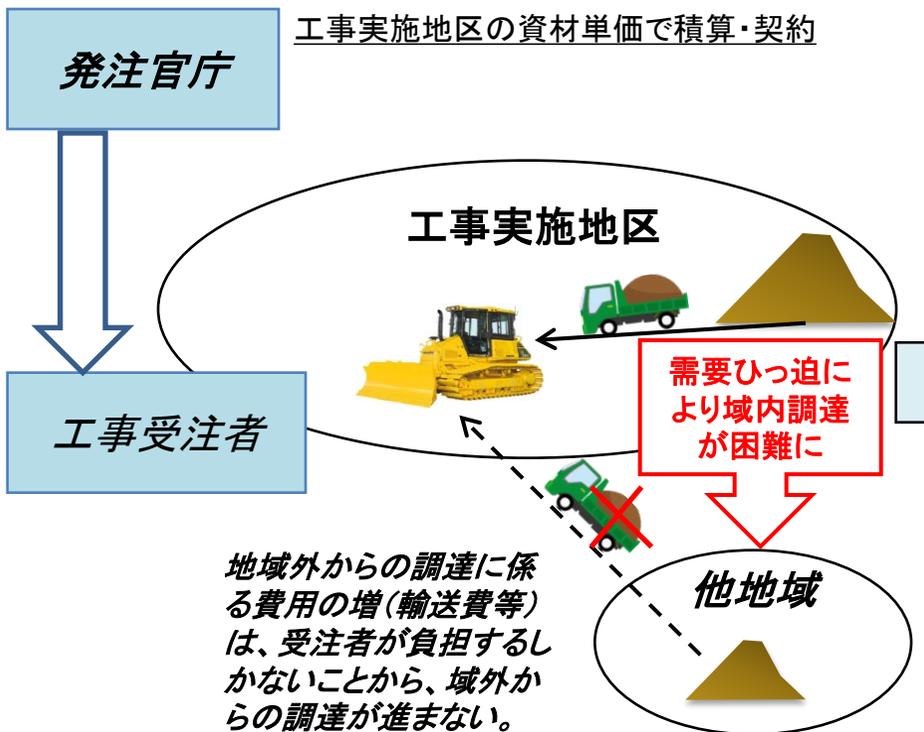
●受注者との情報共有や協議の迅速化



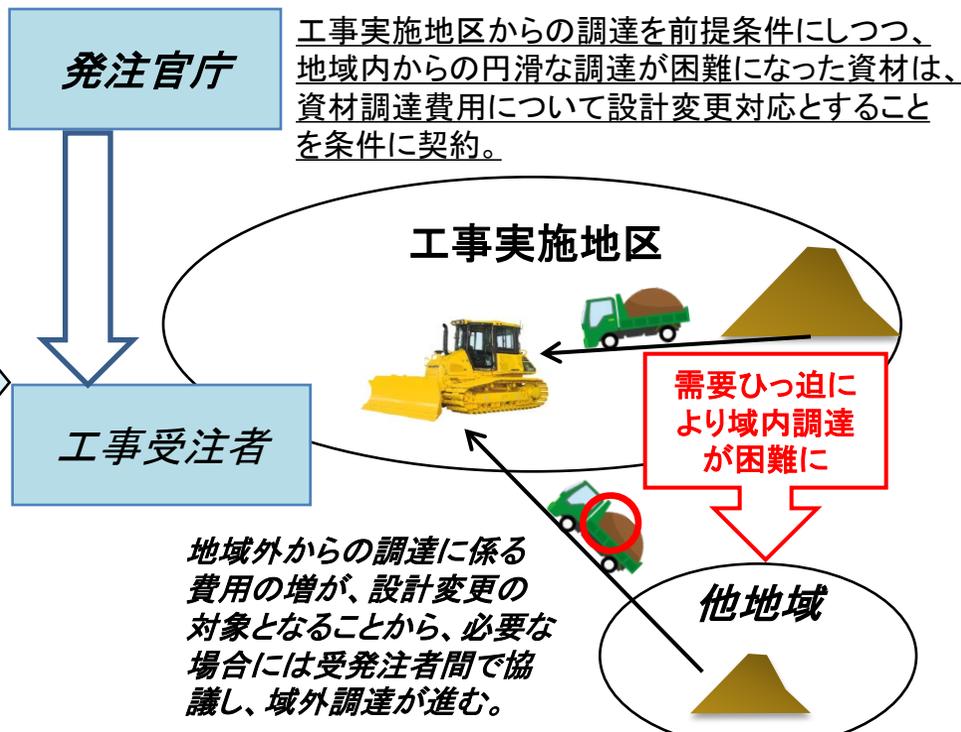
【工事変更(精算)段階】(1)遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更

- 急激な需要増により、地域によっては通常地域から調達している砕石等の資材の供給不足が生じる恐れがあり、不足分を他地域から調達した場合は、他地域から工事現場への輸送費がかかるため、積算額と実際にかかる費用に乖離が生じる。
- 工事現場が所在する地区において建設資材の需給ひっ迫等が生じ、他地域からの調達に変更せざるを得ない場合には、工事の設計変更を行うものとする。

現状



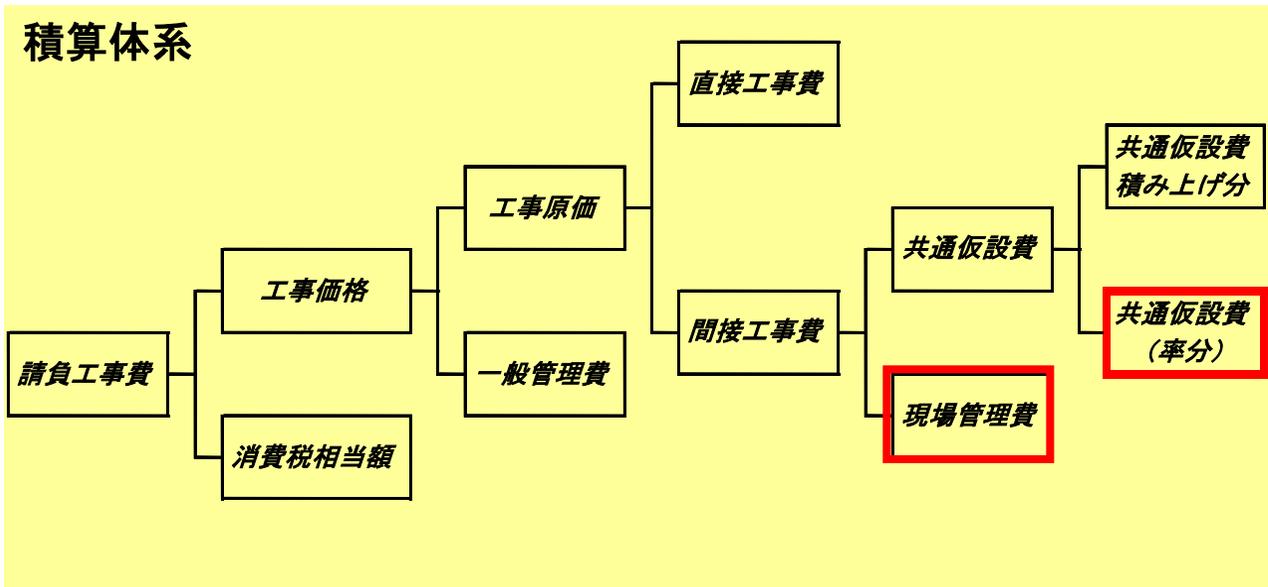
対策



【工事変更(精算)段階】(2)地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更

- 補正予算の執行を迅速に進めるため、急激な需要増により工事箇所近隣だけでは労働者を確保出来ず、遠隔地からの労働者で対応せざるを得ない場合には、追加で必要となる赴任旅費や宿泊費等の間接費について、標準的な積算基準を上回って必要になる分を、設計変更で対応できるようにする。
- 特記仕様書等に明示して契約条件とすることによって、入札不調や不落を抑制。

積算体系



通常は、直接工事費等に対する定率で計上している以下の赤字部分を設計変更の対象にする。

- 営繕費
 - 労働者の輸送に要する費用
 - 宿泊費
 - 借上費
 - 倉庫及び材料補完場の営繕に要する費用、他
- 運搬費
- 準備費
- 事業損失防止施設費
- 技術管理費

- 労務管理費
 - 募集及び解散に要する費用(赴任旅費等)
 - 労災保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用
 - 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
 - 慰安、娯楽及び厚生に要する費用、他
- 安全訓練等に要する費用

(1) 本工事施工中に中止した場合

■増加費用の範囲

- ◆増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。
- ◆増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用とする。

工事現場の維持に要する費用

- ◇中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等
- ◇中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

工事の再開準備に要する費用

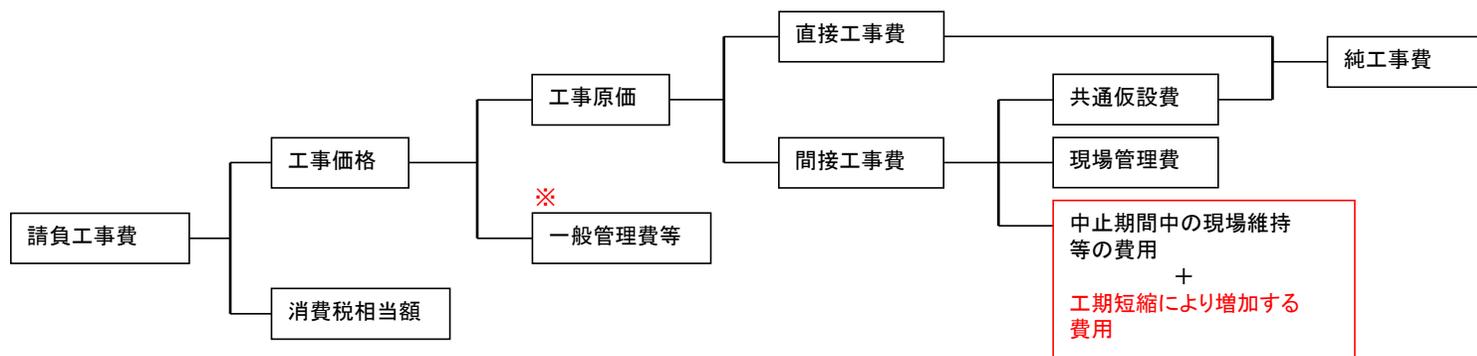
- ◇工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

工事体制の縮小に要する費用

- ◇中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等

増加費用等の構成

- ◇中止期間中の現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

【工事変更(精算)段階】(3)単品スライドの適用

特定資材の価格が著しい変動を生じた場合に適用

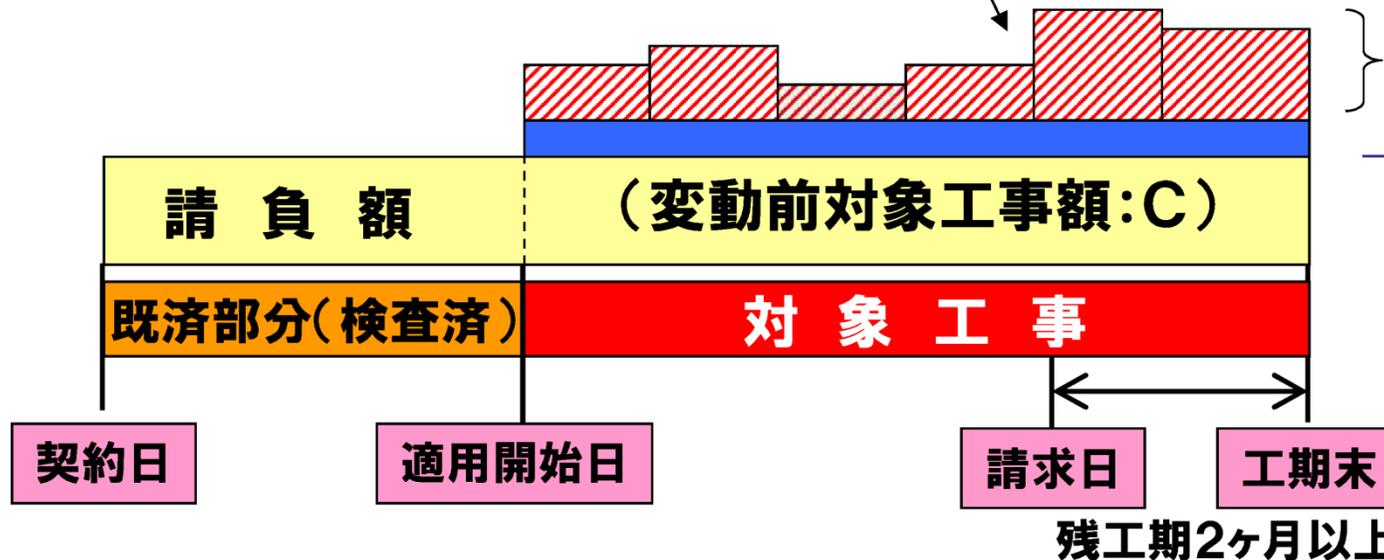
工事請負契約書 第25条第5項(単品スライド条項)

- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

単品スライド(工事請負契約書第25条第5項)

対象資材: 油脂類、鋼材類、コンクリート等
特定の資材

主要材料の変動額(A)
(材料費のみを対象)



$$\text{単品スライド変更額} = A - C \times 1\%$$

ただし、 $A > C \times 1\%$ の場合のみ、単品スライドの適用可能

【留意事項】専任の主任技術者の取扱い(要件緩和)

(建設業法施行令 第27条第2項)
前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

従前の取扱い (H25.2.5より実施)

以下に該当する場合、同一の専任の主任技術者が原則2件程度の工事を管理することができる。

密接な関係のある工事

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事

又は

施工にあたり相互に調整を要する工事

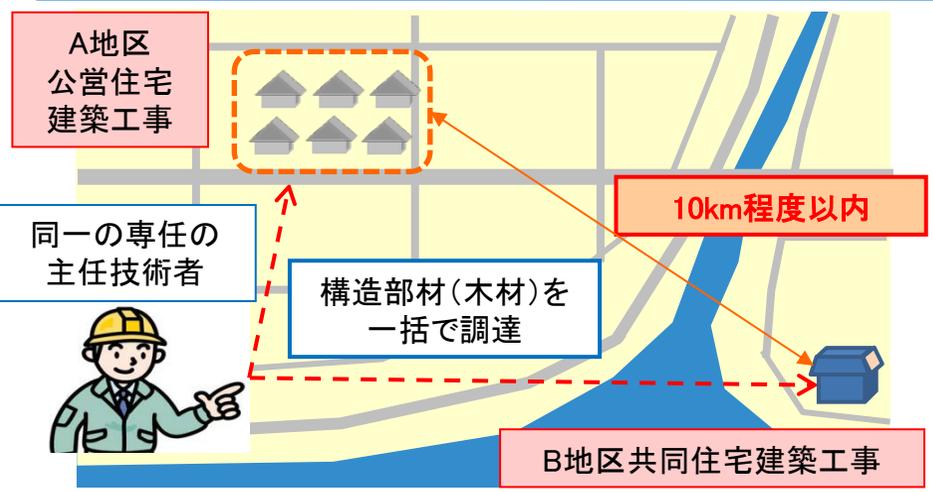
かつ

近接した場所

工事現場の相互の間隔が5km程度

H26.2より全国で適用

要件の緩和 (* 東日本大震災の被災地ではH25.9より適用)



近接した場所

工事現場の相互の間隔が10km程度の場合も適用

密接な関係のある工事

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の適用範囲の弾力化【=例示の追加(建築工事でも適用)】

- (例)・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
- ・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの

適用にあたっては、従来通り、安全や品質の確保等、各工事の適正な施工について、発注者が適切に判断することが必要